

神奈川県における平成の合併記録

平成22年3月
神奈川県

◆ 目 次 ◆

	ページ
第1章 市町村合併の沿革	
1 明治の大合併と昭和の大合併	
(1) 明治の大合併	3
(2) 昭和の大合併	4
2 平成の大合併	
(1) 昭和の大合併後の動き	5
(2) 今日的な合併の必要性	6
(3) 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法) の制定と全国的な進捗状況	8
(4) 現時点における評価	12
第2章 旧合併特例法下における国の取組み	
1 旧合併特例法の平成7年改正	
(1) 改正の背景	19
(2) 改正の概要	19
2 旧合併特例法の平成11年改正	
(1) 改正の背景	22
(2) 改正の概要	22
3 旧合併特例法の平成14年改正	
(1) 改正の背景	26
(2) 改正の概要	26
4 自主的な合併推進に向けた取組み	
(1) 総務省による指針の策定	28
(2) 市町村合併支援プランの策定	29
5 合併関連3法の成立	
(1) 成立の背景	31
(2) 地方自治法の改正	31
(3) 旧合併特例法の改正	31
(4) 合併新法の制定	33
第3章 旧合併特例法下における県の取組み	
1 「市町村合併に関する要綱」の策定	
(1) 「分権時代における自治体のあり方に関する研究会」	

の設置	・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(2) 研究会の中間報告のポイント	・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(3) 「市町村合併に関する要綱」の策定	・・・・・・・・・・・・・・・・	40
2 「市町村合併支援会議」の設置		
(1) 「市町村合併支援会議」の設置	・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(2) 「神奈川県における市町村合併支援指針」の策定	・・・・・・・・	49
(3) 「合併重点支援地域」の指定	・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(4) 合併にかかる県の支援方針の策定	・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3 合併推進に向けた具体的な支援策		
(1) 市町村合併特例交付金	・・・・・・・・・・・・・・・・	60
(2) 市町村合併支援補助金	・・・・・・・・・・・・・・・・	65
(3) 市町村振興資金貸付金	・・・・・・・・・・・・・・・・	67
(4) その他の支援	・・・・・・・・・・・・・・・・	68
4 合併推進に向けた普及啓発の取組み		
(1) 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム」 の開催	・・・・・・・・・・・・・・・・	69
(2) 「市町村合併を考えるフォーラム」の開催	・・・・・・・・	71
(3) 市町村合併出前講座等の開催	・・・・・・・・	73
第4章 旧合併特例法下における県内市町の取組み		
1 旧合併特例法下における県内の合併検討の概況	・・・・・・・・	77
2 湘南市研究会の取組み		
(1) 「湘南市研究会」の設置	・・・・・・・・・・・・・・・・	78
(2) 実施事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	79
(3) 研究会の解散	・・・・・・・・・・・・・・・・	81
3 真鶴町・湯河原町の取組み		
(1) 両町の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	82
(2) 任意協議会設置までの経緯	・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(3) 任意協議会における協議	・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(4) 住民意向調査の実施（平成15年）	・・・・・・・・	87
(5) 法定協議会における協議	・・・・・・・・	88
(6) 両町における住民説明会と住民意向調査の実施	・・・・・・・・	92
(7) 合併協議の終了	・・・・・・・・	94
4 相模原市・津久井郡の取組み		
(1) 地域の概要	・・・・・・・・	95

(2) 任意協議会設置までの経緯	96
(3) 任意協議会（相模原市・津久井地域合併協議会）の設置	98
(4) 法定協議会（相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会） における協議	103
(5) 法定協議会（相模原市・津久井地域合併協議会） における協議	105
(6) 一部事務組合の解散	106
(7) 相模原市・津久井町・相模湖町の合併関係手続き	111
(8) 地域自治区の設置	119
5 その他の取組み	
(1) 西さがみ連邦共和国	120
(2) 足柄上地区広域行政協議会合併専門部会	120
6 合併にかかる住民参加	
(1) 旧合併特例法による住民発議	121
(2) 市町村の条例にもとづく住民投票	124
(3) 議会の解散を求める直接請求	127
(4) 長の解職を求める直接請求	128
第5章 合併新法下における国の取組み	
1 合併新法の制定等	
(1) 合併新法制定の背景	131
(2) 合併新法の概要	133
(3) 新市町村合併支援プランの策定	139
第6章 合併新法下における県の取組み	
1 神奈川県市町村合併推進審議会の設置	
(1) 「神奈川県市町村合併推進審議会」の設置	143
(2) 知事の諮問	145
2 審議会における議論	
(1) 第1回	146
(2) 第2回	147
(3) 第3回	148
(4) 第4回	148
(5) 「県内市町村の結び付き調査結果」の概要	149
(6) 第5回	152
(7) 市町村アンケートの実施	152
(8) 第6回	155

(9) 第7回	155
(10) 第8回	156
(11) 第9回	156
(12) 答申の概要	157
(13) 第10回	160
(14) 第11回	160
(15) 第12回	161
3 合併構想の策定		
(1) 合併構想の策定に至る経緯	162
(2) 合併構想の基本的な考え方	163
4 相模原市・城山町・藤野町の合併に対する支援		
(1) 「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」 の策定	168
(2) 市町村合併特例交付金の交付	170
5 合併推進に向けた普及啓発の取組み		
(1) 「市町村合併フォーラム」の開催	172
(2) 市町村合併出前講座、市町村合併研修会の開催	173
(3) 普及啓発資料の作成	174
第7章 合併新法下における県内市町の取組み		
1 合併新法下における県内の合併検討の概況	179
2 相模原市・津久井郡の取組み		
(1) 藤野町の取組み	180
(2) 城山町の取組み	182
(3) 相模原市・藤野町、相模原市・城山町の合併関係手続き	184
(4) 地域自治区の設置	192
3 県西地域合併検討会の取組み		
(1) 平成19年度の取組み	194
(2) 平成20年度の取組み	194
(3) 平成21年度の取組み	195

(凡例)

本誌の内容現在は、平成22年3月31日としたが、組織名、職名等の記述はすべて当時のものである。

第1章

市町村合併の沿革

1 明治の大合併と昭和の大合併

(1) 明治の大合併

ア 概要

明治維新を経た後であっても、わが国の市町村は江戸時代の自然発生的な集落を基礎とした前時代的なものであった。

明治政府は、明治5（1872）年に「大区小区制」を敷いたが、これは従来の町村の実情を無視したものであったため、これに代わって明治11年（1878年）に「郡区町村編成法」が制定された。

明治19（1886）年11月現在、全国の町村数は71,573であったが、そのうち100戸以下の町村数は七割程度を占めていた。

このような状況の中、国会開設に先立つ明治21（1888）年には近代的な地方制度である「市制及町村制」が公布され、翌年から施行されることとなった。

この法制のもとでは、市町村は戸籍、小学校、徴税、土木、救済等の事務を担うことが予定されていたが、これらの行政目的を遂行するためには当時の町村の規模は零細すぎたため、同年6月に内務大臣訓令において300戸から500戸が標準規模として提示され、府県主導による全国一律の町村合併が断行された。

イ 効果

この全国一律の合併を「明治の大合併」と呼び、その結果、全国の市町村数は71,314から15,859へと約5分の1に減少した。県内の市町村数も1,355（県内唯一の区である横浜区含む。）から321（県内唯一の市である横浜市含む。）へと約4分の1に減少した。

この合併により、近代的な地方制度を担うに足る行財政基盤が整備されたと評価されている。

ウ その後の動き

明治26（1893）年2月、帝都の水源である多摩川や神田上水、玉川上水を確保することを理由として、西多摩郡、南多摩郡及び北多摩郡のいわゆる三多摩地域の東京府移管を内容とする「東京府神奈川区域変更ニ関スル法律案」が衆議院に提出された。

県内では、この移管問題をめぐって賛成、反対を含めたさまざまな議論が巻き起こったが、法律案は可決され同年4月に三多摩地域は東京府に移管された。

これにより、現在の神奈川県のパネルが確定し現在に至っている。

(2) 昭和の大合併

ア 概要

明治の大合併後、全国の市町村数は緩やかに減少し、大正11（1922）年には12,315、終戦後の昭和20年10月には10,520になっていた。

昭和21（1946）年11月に公布された日本国憲法では、第八章として新たに地方自治が規定され、制度的に保障された。これは、翌年5月に地方自治法が憲法と同時に施行されることにより具体化された。

地方自治法の施行により、六・三制の実施に伴う新制中学校、市町村消防や自治体警察の設置や、社会福祉、保健衛生関係の事務等が市町村で処理されることになったが、当時の市町村は、それらの事務を担うに足る十分な行財政基盤を有していなかった。

そこで、より強化された地方団体の必要性や、事務や権限はできるだけ住民に身近な市町村に配分されるべきであるとする市町村優先の原則を提唱した昭和24（1949）年の「シャープ勧告」にもとづき、総理府の臨時機関として「地方行政調査委員会」が設置され、国及び都道府県による町村規模の合理化を積極的に推進することを勧告した。

その後、昭和28（1953）年に議員立法により「町村合併促進法」が制定された。この法律は、新制中学校を運営するために必要とされた「おおむね八千人以上の住民を有するものを標準」として、市町村の規模の目安を明確に示したうえで、全国一律の町村合併を3年間に限って進めるものであり、この結果、弱小町村の解消が行われた。

また、昭和31（1956）年には、合併市町村の健全な発展と「町村数を約三分の一に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画（昭和28（1953）年10月30日閣議決定）の達成を図るため未合併町村の更なる合併を推進することを目的とした「新市町村建設促進法」が5年間の時限立法として制定された。

イ 効果

これらの法律にもとづく全国一律の合併は、「昭和の大合併」と称される。昭和28（1953）年10月に9,868あった全国の市町村は、昭和36（1961）年6月には3,472と約3分の1に減少し、県内の市町村数も116から39へと約3分の1に減少した。

この合併は、国と都道府県による上からの合併であり、一部に強引な動きや周辺地域が衰退するといった弊害も見られたが、大局的には高度経済成長により激変した社会経済情勢に対応できる行財政基盤が整備されたと評価されている。

2 平成の大合併

(1) 昭和の大合併後の動き

ア 高度経済成長期の合併

新市町村建設促進法の失効後、北九州5市の合併問題をきっかけとして、昭和37（1962）年に「市の合併の特例に関する法律」が制定された。

ほぼ同時期に、「新産業都市建設促進法」及び「工業整備特別地域整備促進法」も制定され、法の対象となる区域内における合併についての特例措置が設けられた。

県内では、昭和38（1963）年1月に秦野市が中郡西秦野町を編入し、38市町村となった。

イ 旧合併特例法の制定

これらの特例措置が適用される条件はかなり限定的であり、高度経済成長という社会経済情勢の大きな変化に対応すべく合併を選択する事例も増えていたことから、これらの動きに対処するために、昭和40（1965）年に「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧合併特例法」という。）が制定された。

旧合併特例法は、合併に対して中立的な立場に立ち、市町村が自主的に合併しようとする際に障害になると考えられる事項を除去しようとする障害除去規定を軸とする法律であった。このことは、制定当時の「この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併の円滑化を図り、あわせて合併市町村の建設に資するため」という趣旨規定からも明らかである。

具体的には、市町村議会議員の数の割増を認める「定数特例」や合併前の議員が合併後も一定の期間引き続き議員となることができる「在任特例」、合併前の地方税の課税状況に著しい差がある場合に特例を認める「地方税の不均一課税」、合併後の普通交付税の減少を避けるための「合併算定替」等が規定された。

旧合併特例法は、昭和50（1975）年に有効期間が10年間延長され、昭和60（1985）年には対象を政令指定都市に広げるとともに、地方債の配慮規定が加えられたうえで有効期間がさらに10年間延長されたが、合併の障害除去という基本的な部分には手が加えられないまま30年が経過した。

この間、昭和40（1965）年4月に3,392あった市町村は、平成7（1995）年4月に3,234へと減少したにとどまり、全国的には合併はほとんど進捗しなかった。県内では、昭和46（1971）年4月に小田原市が足柄下郡橋町を編入し、37市町村となった。

ウ 自主的な合併推進への転換

平成6（1994）年11月には、第24次地方制度調査会が、高度経済成長による交通通信手段の著しい発達や日常生活圏の拡大といった社会経済情勢の大きな変化、さらには住民や地域団体による合併に向けた取組の活発化といった新しい潮流の出現等を踏まえ、国や都道府県の支援等により自主的な合併を推進していくべきことを答申した。

この答申の内容にのっとり、平成7（1995）年には旧合併特例法の改正が行われ、市町村議会議員の定数特例・在任特例や普通交付税の合併算定替の期間等が拡充されたほか、法定協議会を設置するための住民発議制度や合併直後の臨時的経費の増加に対応した普通交付税の合併補正等が創設された。

平成11（1999）年には、さらに一層自主的な合併を推進していくべきとする第25次地方制度調査会の答申や地方分権推進委員会の第2次勧告及び政府の地方分権推進計画を踏まえた改正が実施され、合併算定替の期間の延長や住民発議制度のさらなる拡充のほか、合併後のまちづくりに充当できる地方債である合併特例債等が創設された。

平成14（2002）年には、第26次地方制度調査会答申や地方分権推進委員会の意見及び政府の行政改革大綱を踏まえた改正が実施され、住民発議制度がさらに拡充され住民投票制度が創設されたほか、地方税の不均一課税にかかる期間が拡充されるとともに課税免除の特例及び事業所税課税団体の指定を延期する規定等が盛り込まれた。

(2) 今日的な合併の必要性

「平成の大合併」は、先述した「明治の大合併」及び「昭和の大合併」に匹敵する規模の市町村再編となったが、今日における合併の必要性を考える場合の観点として、一般的に次のような点が挙げられている。

ア 地方分権の推進という観点

平成7（1995）年7月に設置された地方分権推進委員会における4次にわたる勧告を踏まえて、政府は平成10（1998）年5月に「地方分権推進計画」を閣議決定した。

平成12（2000）年4月には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる地方分権一括法が施行され、明治維新、戦後の改革に続く第三の改革が本格的に進められることになった。

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現するためには、住民に最も身近な基礎自治体で

ある市町村の行財政体制を整備する必要がある。

イ 人口構造の変化という観点

全国の総人口は平成16年12月を境に減少に転じた（平成17年人口動態統計の年間推計／厚生労働省）。さらに、平成17（2005）年の人口を100とすると、平成42（2030）年にはおよそ90、平成67（2055）年にはおよそ70にまで減少すると推計されている（日本の将来人口推計（平成18年12月推計）／国立社会保障・人口問題研究所）。

今後、全人口に占める年少人口の割合は、平成42（2030）年には9.7%、平成67（2055）年には8.4%にまで減少する一方、老年人口の割合は平成42（2030）年には31.8%、平成67（2055）年には40.5%にまで増加すると推計されている。

このように、本格的に人口が減少し、少子高齢化が急速に進行すれば、担税者の減少により税収が減少する一方で、高齢者に対する医療・福祉サービスの需要が増加することは明らかである。このような事態に対応できるよう、市町村の人的・財政的基盤をこれまで以上に充実させる必要がある。

ウ 日常生活圏の拡大と広域行政課題の出現という観点

高度経済成長期以降の急激な交通・通信手段等の発達により、人々の日常生活圏は飛躍的に拡大しており、たとえば環境分野における廃棄物・ダイオキシン対策のように市町村の垣根を越えた広域行政需要が増大している。

こうした広域行政需要に的確に対応していくためには、生活圏と市町村の行政区域を近づけ、広域的な視点に立った取組を行うことにより、住民の利便性を高め、行財政運営を効率化する必要がある。

エ 国・地方を通じた厳しい財政事情という観点

急速な少子高齢化の進展による本格的な人口減少社会の到来を前に、国・地方の財政事情の悪化には歯止めがかからず、平成20（2008）年度末の国・地方の長期債務残高は、770兆円（対GDP比156%）に達する等、わが国の財政は極めて厳しい状況にある。

オ 行政改革の推進という観点

これまで「官から民へ」、「中央から地方へ」のスローガンのもと構造改革が積極的に進められてきたが、地方分権型社会へ転換していくためには、地方公共団体が不断の行政改革に取り組みながら、その体制を刷新していく必要がある。

(3) 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)の制定と全国的な進捗状況

ア 旧合併特例法下における進捗

平成11(1999)年4月1日に発足した兵庫県篠山市以降の合併を、一般に「平成の大合併」と称しているが、その中でも旧合併特例法による合併が大多数を占める結果となっている。

その原因は、旧合併特例法の改正や、政府の市町村合併支援プランによる各種の支援措置の創設・拡充等による合併へのインセンティブの付与があったことももちろんであるが、平成16(2004)年の三位一体改革に伴い地方交付税が12%削減された、いわゆる地財ショックが直接のきっかけとなって、特に地方の町村において、旧合併特例法期限内の合併を目指して進まざるを得なかったこともあげられる。

この結果、平成11(1999)年度から平成15(2003)年度までは42件に過ぎなかった合併件数は、平成16(2004)年度は215件、平成17(2005)年度は325件にまで急増し、市町村数も平成11(1999)年3月末の3,232から平成18(2006)年3月末の1,822にまで減少した。

なお、本来、旧合併特例法の有効期間は、平成17(2005)年3月31日限りであったが、期限内に法的な合併手続が完了しない市町村が相当数発生した。このため、平成16年の旧合併特例法の改正において、平成17(2005)年3月31日までに、合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を終え、平成18(2006)年3月31日までに合併すれば旧合併特例法の規定が引き続き適用されるという経過措置規定が設けられた。平成17(2005)年度の325件の合併のうち、1件を除くすべてがこの経過措置規定による合併である。

イ 「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)の制定と進捗

40年という長期にわたり存続してきた旧合併特例法の期限切れを迎えるにあたり、第27次地方制度調査会は「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において、旧合併特例法を単純に延長するのではなく、「新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法(注：旧合併特例法を指す。)における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきである」との考えを示した。

平成17(2005)年4月1日より施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」(以下「合併新法」という。)は、自主的な合併を進めるにあたっての障害除去という旧合併特例法の立場に加え、国と都道府県の助力により一層自主的な合併を推進しようとする方向性が加えられた。具体的には、総務大臣が市町村の合併を推進するための基本指針を策定した後、都道府

県が市町村合併推進審議会の意見を聴いて市町村の合併の推進に関する構想を策定することとされた。

合併新法では、新たに地域自治区と合併特例区の規定が盛り込まれるとともに、障害除去規定としての市町村議会議員の定数特例・在任特例や地方税の不均一課税といった旧合併特例法における特例措置は基本的に存置されたが、市町村にとって有利な地方債である合併特例債は廃止され、合併算定替の特例期間も縮小（10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮）された。

また、人口3万以上であれば市となることができる、いわゆる3万特例が議員修正により追加された。

地域自治区は、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、地方自治法の一部改正により設けられた。旧合併特例法と合併新法には、その特例が設けられ、合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有さない区を置くものである。この合併特例の地域自治区には区長を置くことができ、住所の表示には区の名称を冠することとされた。

合併特例区は、設置目的は地域自治区と同様だが、地方自治法には規定されず、旧合併特例法と合併新法のみに規定されるもので、合併後の一定期間（5年間で上限）、合併関係市町村の協議にもとづく規約に定めた事務を処理するため、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区を置くものである。この合併特例区には特別職の区長が置かれ、住所の表示には区の名称を冠することとされた。

合併新法下においては、平成17（2005）年度に1件、平成18（2006）年度に12件、平成19（2007）年度に6件、平成20（2008）年度に12件の合併が実現し、平成21（2009）年度にも30件の合併が実現し、市町村数は1,727まで減少した。

ウ 全国的な進捗状況

「平成の大合併」は、全国的に見ると全市町村のおよそ46%にあたる1,504もの市町村が減少し、相当程度進捗したと評されている。

しかし、都道府県毎の進捗状況には大きな差が見られる。具体的には、長崎県（79→21）、広島県（86→23）、新潟県（112→30）、愛媛県（70→20）の市町村の減少率は70%を超え、大幅な市町村の再編が実現したのに対し、いわゆる大都市部に位置する本県（37→33）、東京都（40→39）、大阪府（44→43）の減少率は10%程度にとどまり、極めて低い数値となっている。

大都市部で合併が進まない理由については、たとえば、①人口が増加し

ているため、地域の活力が維持されている、②狭い面積に人口が集中し、財政状況も比較的良好であるため、行政としての効率が良いと感じられている、③廃棄物対策、消防といった広域にわたる行政課題に対しては、個別の事業ごとに広域連携を実施しようとする傾向にある、④団体の置かれた状況を肯定したうえで、むしろ都市内分権によるきめ細かな住民自治の実現を指向する団体が多くなっている、等の理由があるものと推測されるが、自主的な市町村合併の推進にはおのずから限界があることを示しているとも考えられる。

なお、「平成の大合併」は、目安となる戸数や人口といった規模の目標を設けていないため、指定都市を目指す合併、中核市を目指す合併、町村が市を目指す合併、町村が町村のままである合併等多くの類型があること、従来の国・都道府県主導型ではなく「合併後の自治体数を1000を目標とする」という自民党、公明党及び保守党による与党行財政改革推進協議会（平成12年7月）における整理等を前提とした政治主導型であると評されていることは先の2つの大合併との大きな違いといえることができる。

（平成の大合併における合併件数／総務省資料）

	件数	合併関係 市町村数	市町村数	
			前年度末	当年度末
H11年度	1	4	3,232	3,229
H12年度	2	4	3,229	3,227
H13年度	3	7	3,227	3,223
H14年度	6	17	3,223	3,212
H15年度	30	110	3,212	3,132
H16年度	215	826	3,132	2,521
H17年度	325	1,025	2,521	1,821
H18年度	12	29	1,821	1,804
H19年度	6	17	1,804	1,793
H20年度	12	28	1,793	1,777
H21年度 (H22. 3. 31まで)	30	80	1,777	1,727
計	642	2,147		

(都道府県別の合併の進捗状況／総務省資料)

	都道府県名	H11.3.31の 市町村数	内訳			H22.3.31の 市町村数	内訳			減少率
			市	町	村		市	町	村	
1	北海道	212	34	154	24	179	35	129	15	15.6%
2	青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
3	岩手県	59	13	30	16	34	13	16	5	42.4%
4	宮城県	71	10	59	2	35	13	21	1	50.7%
5	秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
6	山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
7	福島県	90	10	52	28	59	13	31	15	34.4%
8	茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
9	栃木県	49	12	35	2	27	14	13	0	44.9%
10	群馬県	70	11	33	26	35	12	15	8	50.0%
11	埼玉県	92	43	38	11	64	40	23	1	30.4%
12	千葉県	80	31	44	5	54	36	17	1	32.5%
13	東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
14	神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
15	新潟県	112	20	57	35	30	20	6	4	73.2%
16	富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
17	石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%
18	福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
19	山梨県	64	7	37	20	27	13	8	6	57.8%
20	長野県	120	17	36	67	77	19	23	35	35.8%
21	岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%
22	静岡県	74	21	49	4	35	23	12	0	52.7%
23	愛知県	88	31	47	10	57	37	18	2	35.2%
24	三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
25	滋賀県	50	7	42	1	19	13	6	0	62.0%
26	京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
27	大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
28	兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%
29	奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
30	和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
31	鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
32	島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%
33	岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
34	広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
35	山口県	56	14	37	5	19	13	6	0	66.1%
36	徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
37	香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
38	愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
39	高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
40	福岡県	97	24	65	8	60	28	30	2	38.1%
41	佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
42	長崎県	79	8	70	1	21	13	8	0	73.4%
43	熊本県	94	11	62	21	45	14	23	8	52.1%
44	大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
45	宮崎県	44	9	28	7	26	9	14	3	40.9%
46	鹿児島県	96	14	73	9	43	19	20	4	55.2%
47	沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%
		3,232	670	1,994	568	1,727	786	757	184	46.6%

※ 合併新法による合併61件を含む。

※ 岩出市、みよし市の単独市制施行を含む。

※ 告示済みベースのものを集計。

(4) 現時点における評価

本来、合併の具体的な効果は、合併後一定の年月が経過した時点で発現する性格のものと考えられる。

その理由は、合併直後は、コンピュータ・システムの統合、新しいまちづくり事業の実施、庁舎や事務室の改装といった臨時の経費が増加することのほか、合併した市町村の職員を引き継ぐことによる一時的な人員増の解消に一定の年限を要すること、さらには市町村議会議員の定数特例・在任特例や普通交付税にかかる合併算定替、合併補正、合併特例事業債等の措置が複数年にわたって措置されていること等である。

しかし、第29次地方制度調査会において「合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析」が審議項目とされたことにより、総務省は専門的な研究を行うために「市町村合併に関する研究会」を設置して、合併後数年の短期的な影響と行政側と住民側の両面から見た場合の影響について平成20（2008）年6月に報告書「『平成の合併』の評価・検証・分析」としてとりまとめた。

一方、全国町村会では、合併の包括的な検証が不十分であるとしてヒアリング調査を踏まえた報告書「『平成の合併』をめぐる実態と評価」を同年10月にとりまとめた。

ア 総務省研究会による「『平成の合併』の評価・検証・分析」

この報告書は、平成の合併の「合併後数年の短期的な影響」や「行政側と住民側の両面から見た場合の影響」について、合併市町村等が実施した住民に対するアンケートや、合併市町村・未合併市町村に対するアンケート、合併に関する統計データ等を踏まえ、学識経験者と合併市町村・都道府県の合併担当職員をメンバーとして評価・検証・分析したものである。

イ 全国町村会による「『平成の合併』をめぐる実態と評価」

この報告書は、合併による地域の変化や残された課題は何か、一方で未合併団体はどのような将来展望をもっているのか、「平成の合併」についての包括的な検証は未だ不十分であるとの認識のもと、今後の地方自治のあり方、基礎自治体のあり方を考えていくうえでは、合併後の各地域の状況把握が重要であるとの観点に立ち、17の合併団体・未合併団体の関係者にヒアリング調査を踏まえてとりまとめられたものである。

「平成の合併の評価・検証・分析」の概要

平成の合併の「合併後数年の短期的な影響」・「行政側と住民側の両面から見た場合の影響」を、
○合併市町村・都道府県・報道機関が実施した住民に対するアンケート・聴き取り調査
○合併市町村・未合併市町村に対するアンケート・実態調査 ○合併に関する統計データを踏まえ、学識経験者と合併市町村・都道府県の合併担当職員をメンバーとして評価・検証・分析

平成の合併の進捗状況等

――市町村数は3,232から1,784まで減少し相当程度進展――

- 合併の進捗率は、都道府県間で大きな差
- 面積が狭く、市街地が連たんしている大都市部における合併の進捗率が低い
- 人口1万人未満の小規模市町村が現時点でも482存在

――合併は行政運営の単位を住民の日常生活圏に近付ける――

○日常生活圏の全部・一部での合併が多い。合併新法下では中心市が周辺を編入するケースが2/3、合併旧法下での協議会と同じ組合せが8割以上で再チャレンジが多い

未合併市町村の要因【平成19年8月6日時点 1,252団体対象】

- 地理的要因が合併の阻害要因となるのは、一部の地域にとどまる
- 積極的な単独運営の選択でなく、意見集約が不調で未合併となった市町村も多い
- 合併を望んだが、組合せの相手との関係で未合併となった市町村も多い

住民も交えて真剣に議論し合併も含め地域の将来のあり方の結論を得る必要

合併による行財政への影響

行財政基盤の強化

組織面

- 経営中枢部門の強化 企画政策課、危機管理室など
- 組織の専門化 子育て支援課、ごみ減量課など
- 税の徴収部門、監査委員事務局の独立などによる適正な事務執行
- 旧市町村では配置できなかった専門職員の配置 助産師、保健師、司書・学芸員など

行政運営面

- 適切な行政運営のための条件整備 コンプライアンス確保、行政評価の導入など
- 職員のモチベーションの向上 ○適切な人事管理・職員研修の実施

財政面

- 短期：財政基盤の強化 人口1万人未満団体の財政力指数の変化 H10:0.22 ⇒ H17:0.42
- 中期：合併による行政効率化効果を生かし、今後、財政運営の改善の期待

行政運営の効率化

- 適切な職員配置や出先機関の見直しなどで職員総数・人件費を削減
集中改革プラン職員純減目標(H19.9.1) 合併:▲8.7% ⇔ ▲未合併:7.6%
- 職員総数を削減しながら、本庁機能を強化し、商工・民生部門等へ適切な職員配置
- 旧市町村の境界を越えた公共施設の広域的利用など効率的な住民サービスの提供
空き保育所の有効利用、図書館ネットワーク化、近隣の小学校への入学が可能に

合併による住民生活への影響

住民サービスの維持・向上

○約8割の団体において、①専門的なサービスの実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスの全域への拡大など住民サービスの維持・向上に取組み。

特に、少子・高齢化対策などの福祉分野をはじめとする住民サービスを拡充

- (例)・島根県の合併15市町のうち、13市町で児童福祉分野のサービス充実
 ・熊本県の合併16市町のうち、11市町で乳幼児医療費助成対象の拡充等、7市町で住民健診の内容の充実
 ・無医村地区における診療所の開設〔新居浜市〕、子ども家庭支援センターの開設〔西東京市〕

一方で、行財政改革の観点から、敬老・結婚祝金など個人への支給金等を削減・廃止。このことが、住民に合併の影響と受け止められ、合併に対する消極的な評価につながるケースも・・・

コミュニティ振興への取組

○住民の声が届けにくくなる等の懸念に対処するため、コミュニティ組織の設置や人的・財源的支援

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
①	既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
②	新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築	100	17.9%
③	地域審議会、地域自治区又は合併特別区の活用	253	45.3%

○一方、住民の側では、自助自立の意識が高まり、住民の自立に向けた動きも

- (例)・地域住民による小学生の通学安全確保のための見守り隊の結成
 ・従前の町役場主催イベントの住民主導での開催
 ・地域活力維持のためのNPO法人立ち上げ

広域的なまちづくり

○地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取組み事例も

- (例)・有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定〔日光市〕
 ・梅の生産量が日本一となったことから、「日本一の梅の町」としてアピール〔みなべ町〕

合併市町村の課題

○旧役場が支所等になった周辺部において、住民の自主的な活動の有無により地域の活力に差が生じる懸念



○住民の自助自立意識の高まりを活かし、住民が主体となった地域づくりをさらに推進する必要

○旧市町村の組織風土の違いなどから、1つの組織としての融和に時間を要する事例も



○移行期の課題を早期に乗り越え、強化された行財政基盤を活かし、行政遂行能力を高める必要

○財政状況悪化の時期と合併の時期が重なり、合併の財政効果が実感できない事例も



○重複部門削減等の合併効果を活かして積極的な行政効率化に取組み、中期的に財政運営を改善する必要

はじめに

「平成の合併」で、全国の市町村数は1,787に、町村数は1,004に減少した（平成20年7月1日現在）。一般的には、市町村合併は「規模・能力の充実」「行財政基盤の強化」等を達成し、合併市町村は地域の課題に対応して、まちづくりに積極的に取り組んでいるとされている。

しかし、合併は地域にどのような変化をもたらしたのか。また、残された課題は何なのか。一方で、合併を選択しなかった自治体は、どのような将来展望をもっているのか。など、「平成の合併」についての包括的な検証は、未だ不十分といわざるを得ない。

今後の地方自治のあり方、基礎自治体のあり方を考えていく上で、合併後の各地域がどのような状況に置かれているかをしっかり把握することが重要である。

このような観点に立って、本研究会では、合併した自治体、合併していない自治体あわせて17の市町村に赴き、首長、自治体職員、地域づくりに携わるNPO関係者などを対象とし、ヒアリング調査を行った。

調査結果と 検証の概要

市町村を合併に向かわせたのは、財政問題、 国・府県の強力な指導

●公債費の増加、地方交付税削減などの財政問題、府県の強力な指導により、小規模市町村は合併を余儀なくされた。国の合併推進策も、財政措置に偏るなど、強引さが顕著。

合併によって生じたさまざまな弊害

●合併した市町村で見られた財政支出の削減効果は住民サービスの低下を伴うもの。また、行政と住民相互の連帯の弱まり、財政計画との乖離、周辺部の衰退など、さまざまな弊害が顕在化。

合併しなかった町村で生まれる、 自治の新たな可能性

- 合併しなかった町村では、厳しい財政状況の下、行政と住民が「愛着」と「責任感」を共有し、手触り感のある範囲で身の丈に合った地域経営を推進。
- 既存の財政的基準、規模の大小のみで市町村の行財政運営能力を評価することなく、合併を選択せずに、行政と住民の連帯を活かした効率的な行財政運営に取り組む市町村を、正に評価することが必要。

「平成の合併」を経た今こそ求められる、 地域共同社会の実現

- 住民と行政との関係の希薄化に対応するため、合併後の市町村において、地域共同社会をいかに構築するかが課題。
- 地域共同社会の実現のためには、市町村内分権の視点に基づき、それぞれの地域特性を尊重した仕組みづくりが重要。そのためには、地域自治組織の活用、地域観察力をもった職員の育成、支所機能のあり方の見直しが必要。

第2章

旧合併特例法下における国の取組み

1 旧合併特例法の平成7年改正

(1) 改正の背景

平成7年改正は、自治省行政局内に置かれた「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」が取りまとめた報告書と、その報告書を議論のたたき台とした第24次地方制度調査会の「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」（平成6年11月22日）の内容に沿って行われ、平成7年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行された。

(2) 改正の概要

主な改正点は次のとおりである。

ア 趣旨規定の改正（第1条）

第24次地方制度調査会答申の趣旨を踏まえ、「自主的な市町村の合併を推進」することが明記された。

イ 住民発議制度の創設（第4条）

有権者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市町村長に対して法定協議会を設置するよう請求することができる住民発議の制度が設けられた。

ウ 市町村建設計画の内容の充実（第5条）

合併後のまちづくりのマスタープランとなる市町村建設計画の内容に、都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を追加したほか、市町村建設計画策定にあたってはあらかじめ知事へ協議することとされた。

エ 市町村議会議員の定数特例・在任特例の拡充（第6条、第7条）

合併後一定期間認められていた議員の定数や在任に関する経過的な特例措置について、その期間の延長等（下線部分）を行った。

(ア) 新設合併の場合

① 定数特例（第6条）

最初の設置選挙の任期に限り、合併市町村の議員定数の2倍まで定数を増加することができる。

② 在任特例（第7条）

合併前の市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲で合併後の市

町村の議員としてそのまま在任することができる。

(イ) 編入合併の場合

① 定数特例（第6条）

編入された市町村ごとに選挙区を設け、編入合併特例定数（※）により議員定数を増加し増員選挙を行うことができる。

さらに、次の一般選挙においてもう一度定数特例を適用し、編入合併特例定数により議員定数を増加することができる。

※ 編入される合併関係市町村の人口の、編入する合併関係市町村の人口に対する割合を算定し、その割合を編入する合併関係市町村の議会の議員の定数（条例定数。以下「旧定数」という。）に乗じて得た数を旧定数に加えた数

② 在任特例（第7条）

編入された市町村の議員は、編入した市町村の議員の任期までそのまま在任することができる。

さらに、次の一般選挙において定数特例を適用し、編入合併特例定数により定数を増加することができる。

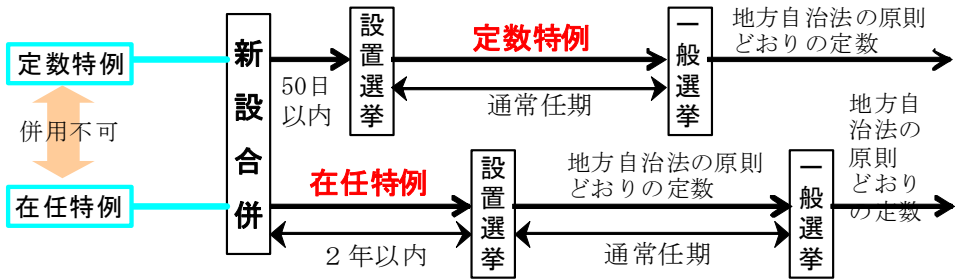
オ 地方交付税の特例措置の拡充（第11条）

地方交付税の算定に関して、合併後一定期間は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障する合併算定替の適用期間を5年から激変緩和措置期間を含めた10年に延長するとともに、合併後において臨時に増加する行政の一体化に要する経費等に対する合併補正が導入された。

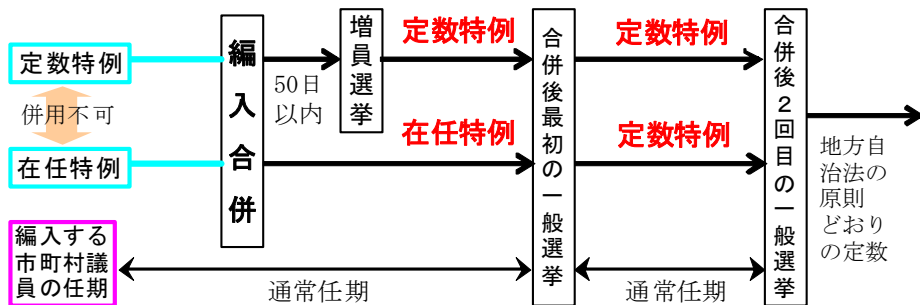
カ 地方債についての配慮（第15条→第11条の2）

法第5条において市町村建設計画への都道府県事業の位置付けを明確にしたことに伴い、都道府県が行う事業にかかる地方債についても、特別の配慮をするものとされた。

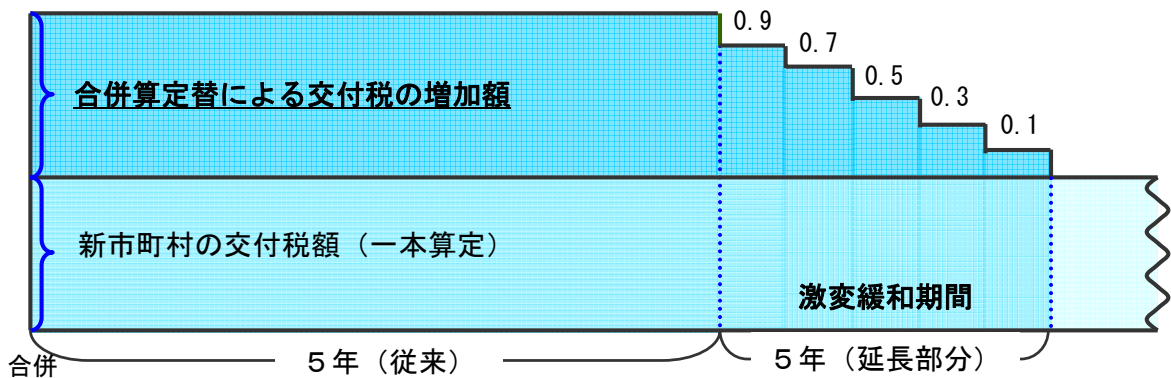
(新設合併の場合における市町村議会議員の特例)



(編入合併の場合における市町村議会議員の特例)



(合併算定替の平成7年改正)



(合併補正)

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等を措置するため、合併市町村の人口及び合併関係市町村数に着目して、普通交付税の基準財政需要額に5年度間にわたり均等に割増算入するもの。

(算式)
 $(1 \text{ 億円} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) \div 4)$
 * ただし、5年間で30億円を算入額の上限とする。

2 旧合併特例法の平成11年改正

(1) 改正の背景

平成11年改正は、地方分権推進委員会の第2次勧告（平成9年7月8日）、第25次地方制度調査会の「市町村の合併に関する答申」（平成10年4月24日）及び政府の地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）の内容に沿って行われ、原則として平成11年7月16日の公布日から施行された。

なお、これらを踏まえた合併推進施策を実施するため、都道府県に対する助言として、平成11年8月6日には自治省による「市町村の合併の推進についての指針」（以下「平成11年指針」という。）（資料編235ページ参照）が、平成13年3月19日には総務省による「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」（以下「平成13年指針」という。）（資料編240ページ参照）が、それぞれ示された。

また、同月27日には、合併に関する国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、市町村合併支援本部が内閣に設置され、同年8月30日には、合併支援のための新たな地方財政措置や関係各省庁の支援施策が盛り込まれた「市町村合併支援プラン」（29ページ参照）がとりまとめられた。

(2) 改正の概要

主な改正点は次のとおりである。

ア 法定協議会の会長の学識経験者からの選任（第3条）

法定協議会の会長については、従来の関係市町村の議会の議員、長、その他の職員に加えて、学識経験者からの選任が可能とされた。

イ 住民発議制度の拡充（第4条の2）

複数の関係市町村の住民の代表者が、あらかじめ都道府県知事から確認を得て法定協議会の設置を請求した場合には、すべての関係市町村長は法定協議会設置協議について議会に付議しなければならないこととされた。

ウ 市町村建設計画の作成及び変更（第5条）

合併協議会が市町村建設計画を作成・変更（合併市町村による変更を含む）したときは、直ちに総務大臣及び都道府県知事に送付しなければならないこととし、送付を受けた総務大臣は直ちに国の関係行政機関の長へ送付しなければならないこととされた。

合併市町村は、議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができることとされた。

地域審議会を設置する合併市町村においては、あらかじめ地域審議会の意見を聴くこととされた。

エ 市となるべき要件の特例（第5条の3）

合併前の市の全域を含んだ市の新設合併にあたっては、平成17年3月31日までに合併が行われた場合に限り、地方自治法第8条第1項各号の要件を備えていない場合であっても、備えているものとみなすこととされた。

なお、平成12年の一部改正により、平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限り、市制施行のための要件が人口3万以上のみとされ、平成15年の一部改正により平成17年3月31日までの合併に対して3万特例の適用があるものとされた。

オ 地域審議会制度の創設（第5条の4）

合併関係市町村が協議することにより、合併後、期間を定めて旧市町村の区域を単位として、合併市町村が実施する当該区域の事務に関して、市町村長の諮問に応じて審議し、又は必要な事項について市町村長に意見を述べる機関である地域審議会を置くことができることとされた。

カ 議会議員の退職年金に関する特例（第7条の2）

市町村議会議員の退職年金は、議員として12年以上在職することが受給要件となっているが、三期目の途中に合併があった場合、受給資格を満たさないまま退職を余儀なくされることが合併の障害となりうるため、受給資格の特例措置を設けることとされた。

キ 合併算定替の適用期間の延長（第11条）

合併算定替の適用期間が5年延長され、激変緩和措置期間を含めた15年とされた。

ク 合併特例債の創設（第11条の2）

合併市町村が、市町村建設計画にもとづいて行う一定の事業又は基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しなくても、合併特例債をもってその財源とすることができることとされた。

対象となる事業は、

- 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、

- 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業、
 - 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であった区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て
- であり、具体的な財政措置として、個別の事業に対する合併特例債の充当率はおおむね95%とされ、その元利償還金の70%については、後年度、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとされた。

ケ 国・都道府県の協力等（第16条）

国は、自主的な合併を推進するために、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう務めなければならないこととされた。

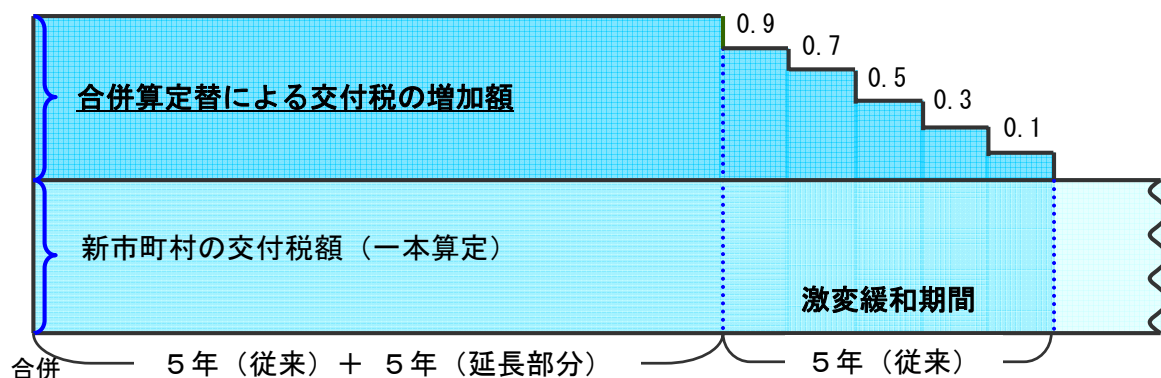
この趣旨にもとづき、平成11年指針、平成13年指針が示されるとともに、市町村合併支援プラン（29ページ参照）がとりまとめられた。

また、都道府県は、合併市町村の建設に資するため市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

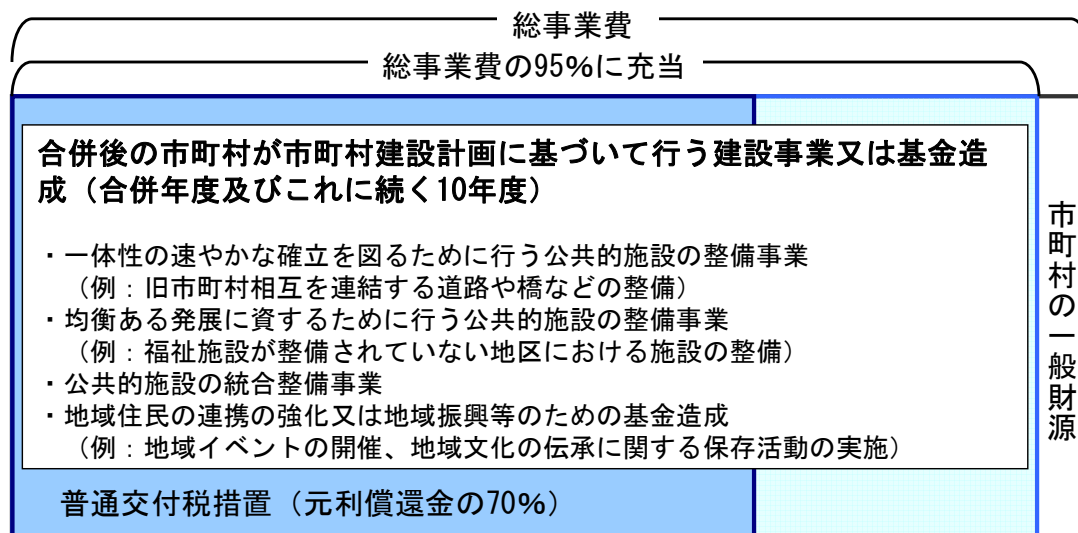
コ 都道府県知事による法定協議会設置の勧告（第16条の2）

都道府県知事が公益上必要と認め、関係市町村に法定協議会の設置を勧告しようとするときは、関係市町村の意見を聴いたうえで行うこととし、勧告した場合には、その旨を公表しなければならないこととされた。

(合併算定替の平成11年改正)



(合併特例債)



3 旧合併特例法の平成14年改正

(1) 改正の背景

平成14年改正は、第26次地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）、地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（同年11月27日）及びこれらを踏まえた政府の行政改革大綱（同年12月1日閣議決定）の内容に沿って行われ、原則として平成14年3月31日から施行された。

なお、これらを踏まえた合併推進施策を実施するため、都道府県に対する助言として、総務省は平成14年3月29日付けで「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」（以下「平成14年指針」という。）（資料編244ページ参照）を、平成15年6月11日付けで「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」（以下「平成15年指針」という。）（資料編248ページ参照）を示した。

(2) 改正の概要

主な改正点は次のとおりである。

ア 住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入（第4条、第4条の2）

住民発議による合併協議会設置議案が議会で否決された場合に、市町村長からの請求又は有権者からの直接請求により、合併協議会設置について住民投票を行い、有効投票の過半数の賛成があった場合には、議案が可決されたとみなすこととされた。

また、住民発議の請求代表者等に対して、議会の議案審議における意見陳述の機会を与えるとともに、住民発議により設置された合併協議会では請求代表者等を委員として加えることができるものとされた。

イ 一部事務組合等に関する特例（第9条の2、第9条の3）

合併関係市町村と他の地方公共団体が、一部事務組合又は広域連合を組織している場合、すべての構成団体の協議による規約の改正等により、合併後も当該一部事務組合又は広域連合とすることができることとされた。

また、一部事務組合又は広域連合の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合には、合併後6か月以内は規約を変更しなくても、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなすこととされた。

ウ 税制上の特例措置の拡充（第10条）

地方税の不均一課税又は課税免除ができる期間を、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に延長するとともに、合併により新たに人口30万以上の市となった場合における事業所税の課税団体の指定は、合併した日から5年間を行わないものとされた。

エ 流域下水道に関する特例（第14条）

流域下水道の関係市町村が合併して1つの市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併した日から10年を経過する日の属する年度までの期間内で、当該下水道を流域下水道とみなし下水道法の規定を適用することとされた。

4 自主的な合併推進に向けた取組み

(1) 総務省による指針の策定

総務省は、旧合併特例法第16条第1項の規定にもとづく助言として、都道府県に対して数次にわたり指針を示し、自主的な合併推進に向けた一層の取組みを要請した。それぞれの指針における都道府県に関するポイントは次のとおりである。

ア 平成11年指針（資料編235ページ参照）

都道府県は、「市町村の合併の推進についての要綱」を平成12年中のできるだけ早い時期に作成するとともに、市町村が合併を検討する目安となる合併のパターンを示すこととされた。

イ 平成13年指針（資料編240ページ参照）

都道府県において、平成13年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする全庁的支援体制（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、次のような地域の中から少なくとも数箇所を、あらかじめ関係市町村の意見を聞き、合併重点支援地域として指定することとされた。

また、合併重点支援地域に対しては、支援本部を活用した具体的な支援策を講ずることが望まれるとされた。

- (ア) 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域
- (イ) 法定協議会又は任意協議会等が設置されている地域
- (ウ) 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域
- (エ) その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

ウ 平成14年指針（資料編244ページ参照）

合併重点支援地域を指定していない都道府県は、早急に数箇所を指定するとともに、指定済みの都道府県においても指定を一層拡大し、都道府県の全域のできるだけ多くの地域について、平成14年度中の早い時期に指定することとされた。

また、平成14年度前半までに、合併重点支援地域を対象として支援策を策定又は拡充して公表することとされた。

エ 平成15年指針（資料編248ページ参照）

平成11年指針にもとづき都道府県が策定した合併パターンについて、各都道府県における合併の推進状況等を踏まえフォローアップを実施することとされた。

また、都道府県は、それぞれの合併協議の進展等を踏まえ、枠組み未定の地域に対する積極的な支援、合併重点支援地域の指定の拡大、合併に対する支援策の充実といった点に留意して合併の着実な推進を図ることとされた。

(2) 市町村合併支援プランの策定

政府は、地方分権の成果を生かし、基礎自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくために、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に則り、旧合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が上げられるよう、自主的な市町村の合併を強力に促進する必要があるとの認識のもと、平成13年3月27日付けで総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部長とする市町村合併支援本部を設置した。同年8月30日には、市町村が新しいまちづくりを行うにあたっての支援策等を定めた市町村合併支援プラン（以下「旧支援プラン」という。）を策定し、自主的な市町村の合併を強力に促進することとした。

この旧支援プランは、平成14年8月に一部改正されたが、ポイントは次のとおりである。

ア 対象地域

- 都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村
- 平成17年3月までに合併した市町村

イ 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 「わがまちづくり支援事業」の活用
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 市町村議会議員の選挙区の特例
- 合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰上

償還の取扱い

ウ 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例（合併算定替）
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）
- 合併市町村まちづくりのための建設事業及び合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）
- 公営企業に係る財政措置（合併特例債）
- 合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置（合併推進債）
- 新たなまちづくり等への財政措置（包括的な特別交付税措置）
- 合併支援のための公債費負担の平準化措置（特別交付税措置）
- 合併準備経費に対する財政措置（特別交付税措置）
- 合併移行経費に対する財政措置（特別交付税措置）
- 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置（普通交付税措置）
- 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置（合併推進債）
- 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置（特別交付税措置）
- 税制上の特例措置
- 市町村合併推進体制整備費補助金

エ その他

その他の市町村合併支援策として、関係省庁の連携による支援策、市町村合併支援アドバイザー制度、市町村合併の広報・啓発、各省庁の市町村合併支援窓口等が定められた。

5 合併関連3法の成立

(1) 成立の背景

合併関連3法とは、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月13日）を踏まえて行われた改正地方自治法、改正旧合併特例法及び合併新法のことを指す。

原則として、改正地方自治法及び改正旧合併特例法は平成16年11月10日から、合併新法は平成17年4月1日からそれぞれ施行された。

(2) 地方自治法の改正

改正点のうち、合併に関係する部分は次のとおりである。

ア 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

（第202条の5～第202条の9）

(ア) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を図ることを目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。

(イ) 市町村は、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けることができる。

(ウ) 地域協議会

a 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

b 権限

(a) 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(b) 上記のほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

(3) 旧合併特例法の改正

主な改正点は次のとおりである。

ア 「合併特例区」の創設（第5条の8～第5条の39）

(ア) 合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法

人格を有する。)を設けることができる。

- (イ) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。
 - a 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの
 - b その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

- (ウ) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。
- (エ) 合併特例区協議会
 - a 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任する。
 - b 権限
 - (a) 合併特例区の長が予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
 - (b) 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
 - (c) 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。
- (オ) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

イ 地域自治区の特例（第5条の5～第5条の7）

合併にあたって、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を置く場合には、地方自治法に定められた地域自治区の特例として次のとおり定められた。

- (ア) 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- (イ) 特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。
- (ウ) 住所の表示に地域自治区の名を冠する。

ウ 旧合併特例法の経過措置（附則第2条）

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている附則を改め、平成17年3月31日までに合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、旧合併特例法の規定を適用する。

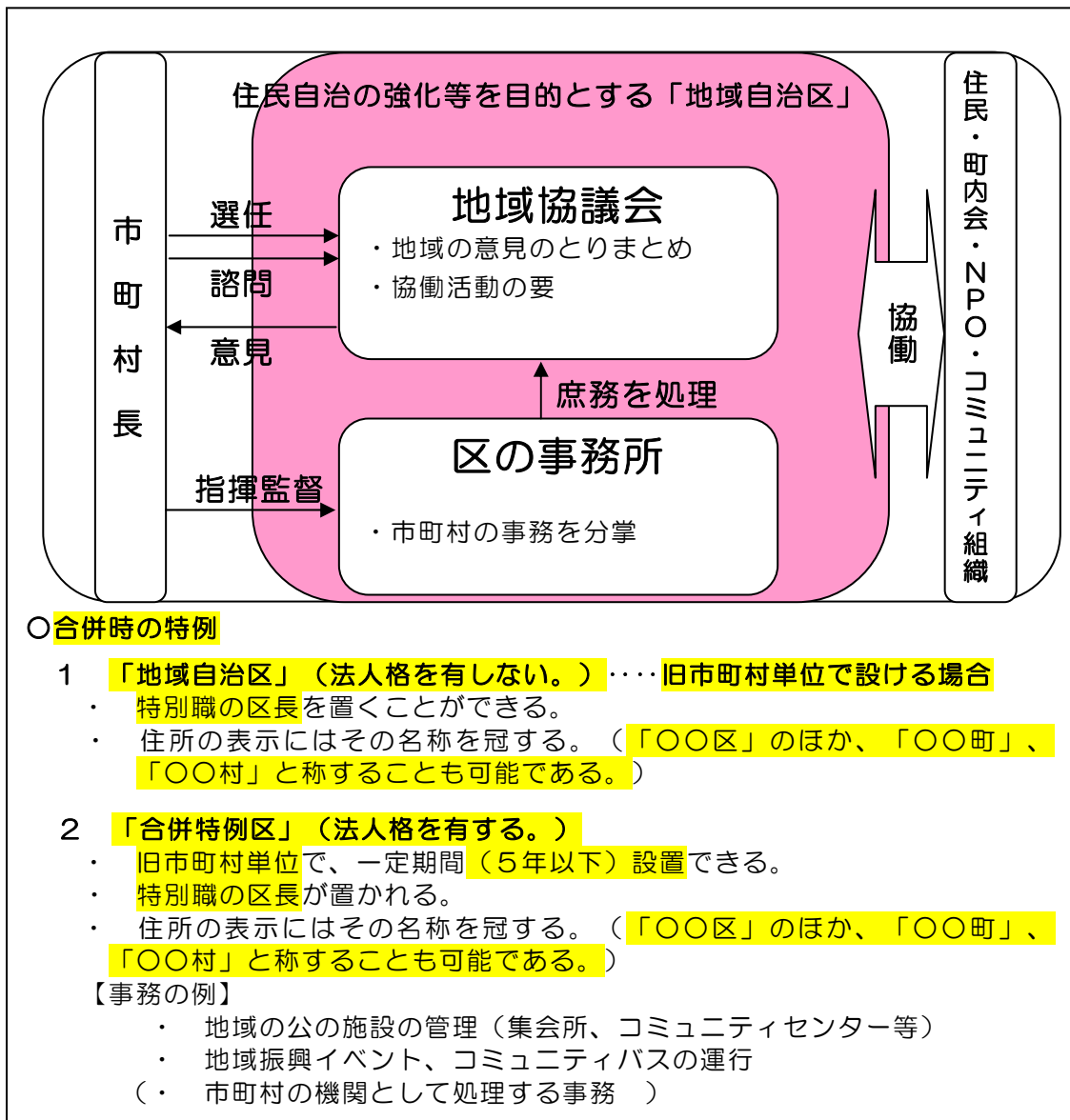
エ 一部事務組合等の特例の拡充（第9条の2～第9条の4）

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大6月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図ることとされた。

(4) 合併新法の制定

合併新法（概要は131ページ参照）は、地域自治組織や都道府県知事による合併構想の作成に関する規定を新たに加えた一方で、合併特例債の廃止や合併算定替の期間の短縮といった財政支援策の縮小を伴うものとされた。

（地域自治区のイメージ図／総務省資料）



第 3 章

旧合併特例法下における県の取組み

1 「市町村合併に関する要綱」の策定

(1) 「分権時代における自治体のあり方に関する研究会」の設置

県は、平成12年10月に、地方分権の進展等により市町村や都道府県を取り巻く環境が大きく変化しているため、今後の神奈川における地方自治体の基本的なあり方について調査・研究及び提言を行うことを目的として、「分権時代における自治体のあり方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置した。

研究会は、森田朗東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授を座長とし、大杉覚東京都立大学法学部助教授、交告尚史神奈川大学法学部教授、齋藤誠東京大学大学院総合文化研究科助教授、辻琢也政策研究大学院大学政策科学研究科助教授の学識経験者5人により構成され、企画部市町村課及び企画総務室が事務局を務めた。

平成12年度は、研究テーマを「分権時代における基礎的自治体としての市町村のあり方について（市町村の広域連携、生活圏の一体性を踏まえた合併のメリット・デメリット等）」とし、5回の審議を経た平成13年2月には中間報告として「神奈川県における市町村のあり方について」が取りまとめられた。

各回の審議の概要については、次のとおりである。

	開催年月日	出席者	審議の概要
第1回	平成12年 10月25日 (水)	大杉委員、 交告委員、 森田委員	○知事あいさつ 神奈川における市町村のあり方及び県のあり方について、今年度と来年度の2か年かけて、調査・研究をお願いしたい。 ○ 審議に先立ち、座長の職務代理として交告委員を指名した。また、当研究会については非公開とし、他の審議会と同様、会議終了後に審議速報の記者発表を行うとともに、会議の概要を3週間以内に記者発表する扱いとした。 ○ 審議に当たり、次のような論点が議論された。 <ul style="list-style-type: none">・ より望ましいまちづくりを考えるに当たって、都市圏の一体性をどのようにとらえるか。・ 市町村間のつながり、連携状況はどのようなになっているか。・ 財政力に余裕がある自治体における合併のメリットをどのように考えるか。・ 県境を越えた市町村合併の可能性 ○ 事務局から、県内の市町村等の状況について説明を行い、それを踏まえて各委員が意見交換を行った。

	開催年月日	出席者	審議の概要
第2回	平成12年 11月29日 (水)	大杉委員、 交告委員、 齋藤委員、 辻 委員、 森田委員	<p>○ 審議に先立ち、事務局から、現在の県内の市町村の状況に関して、財政状況・行政サービスの状況・生活圏の一体性等の点から、収集したデータについて説明を行った。</p> <p>○ これを踏まえて、次のような論点について議論がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の市町村が合併することとした場合の組み合わせを考える際の具体的な基準としては、どのようなものが考えられるか。 ・ 市町村の合併について、全市町村を対象とするか、それとも特定の市町村を対象とするか。 ・ 市町村合併の組み合わせについて、単一のパターンとするか、それとも複数のパターンを考えるか。
第3回	12月20日 (水)	大杉委員、 交告委員、 齋藤委員、 辻 委員、 森田委員	<p>○ 審議に先立ち、事務局から、既存のデータをもとにした客観的な指標から考えられる現在の県内の市町村間の結びつきの状況について、説明を行った。</p> <p>○ これを踏まえて、市町村間の結びつきを考える際の具体的な指標としては、どのようなものが考えられるかについて議論がなされた。</p> <p>○ このほか、当研究会の研究結果を取りまとめて作成する中間報告のフレーム及び県民を対象に実施するアンケートの素案について意見交換を行った。</p>
第4回	平成13年 2月1日 (木)	大杉委員、 交告委員、 齋藤委員、 辻 委員、 森田委員	<p>○ 中間報告の内容や構成等について意見交換を行った。</p> <p>○ 神奈川県内の市町村の特殊性（財政状況、人口規模）を踏まえて、合併を考える視点について議論がなされた。</p> <p>○ このほか、市町村間の結びつきを考える際の具体的な指標としては、どのようなものが考えられるか等について議論がなされた。</p>
第5回	2月9日 (金)	大杉委員、 齋藤委員、 辻 委員、 森田委員	<p>○ 研究会が取りまとめる中間報告の内容や構成等について意見交換を行った。</p> <p>○ 来年度の研究会のテーマである、県の機能・役割のあり方に関する調査・研究の進め方について協議した。</p>

(公表された審議速報から抜粋)

(2) 研究会の中間報告のポイント

平成13年2月22日に公表された中間報告「神奈川県における市町村のあり方について」のポイントは、次のとおりである。

1 分権時代に求められる市町村像

- 地方分権時代の市町村は、自己決定・自己責任の下で、住民の意思を反映し、地域の実情に応じて、住民生活全般にわたり総合的に政策を企画立案し、実施していくことが求められている。
- そのためには、日常生活圏と市町村の区域はできるだけ近づけることが望ましい。
- また、権能（裁量権）の拡大、行政基盤（人材）の強化、財政基盤（財政力）の強化を図る必要がある。
- 市町村合併は、これらを実現する有効な手法のひとつである。

2 神奈川県内の市町村における合併を考える視点

- 地方分権型社会の中で、日常生活圏の広域化を背景として、市町村が様々な行政分野において、住民のニーズに対応して、総合的に、自ら政策を企画立案し、実施していくことを可能にするためには、市町村の区域をどう設定することが適切か、また、権能、人材及び財政基盤という三つの要件をどのように強化していくのか、という面から地方分権型社会における市町村行政の望ましい姿を追求していくことと考えられる。
- 神奈川県の市町村は、全国的に見れば、人口規模や財政力の面である程度の行財政基盤を有しているところが多く、各市町村において、こうした取組が行われれば、神奈川が地方分権時代にふさわしい地域となりうる。

3 市町村間の結びつきの状況

- 市町村合併を考える際の参考として、
 - ① 通勤・通学（平成7年国勢調査）や買物行動（平成8年調査）、入院患者の受療行動（平成5年）といったある時点における人の移動に関するデータ、
 - ② 事務の共同処理といった市町村行政間の現在の連携の状況（平成12年4月1日現在の一部事務組合と事務委託の状況等）、
 - ③ 旧郡の区域にもとづき、結びつきの状況をクラスター分析という統計学的手法を用いて示した。
- 各地域においては、これもひとつの参考として、併せて、その地域の地理的状況や自然環境、文化、伝統、歴史、住民感情等も考慮し、まちづくりや交通網の整備等に関する将来構想を十分踏まえ、将来の市町村のあり方について、首長、議員、そして住民が大いに議論し、総合的に検討することが必要である。

(3) 「市町村合併に関する要綱」の策定

県は、この中間報告を踏まえ、市町村合併に関する考え方を整理するとともに、市町村の自主的な合併検討に対する支援策等も盛り込みながら、合併にかかる情報を体系的にまとめた「市町村合併に関する要綱」（以下「要綱」という。）を策定し、平成13年3月29日に公表した。

要綱の概要は、次のとおりである。

I 市町村の現況等

住民の日常生活圏の拡大、住民生活に関連する新たな行政課題の発生、少子・高齢社会の進展、地方分権型社会システムへの転換、地方財政の悪化等、市町村行財政を取り巻く環境は大きく変化している。

II 地方分権時代に求められる市町村像

1 新世紀の自治体運営に求められるもの

分権時代を担う市町村は、地域住民のニーズを踏まえ、地域住民が望む生活のあり方や地域の姿についての全般的なビジョンを描き、様々な行政分野にわたり総合的に、自ら政策を企画立案し、実施していくことが期待されている。

こうした観点から、住民の日常生活圏域と市町村の区域は、できるだけ合致していることが望ましいと考えられるところであり、また、

- ①権能（裁量権の範囲）の拡大、
- ②行政基盤（人材）の強化、
- ③財政基盤（財政力）の強化、が必要である。

2 市町村合併を考える必要性

(1) 日常生活圏の拡大と市町村の区域

住民の利便性から見た、公共・公益施設や商業施設の効果的・効率的整備や立地の促進、広域的な土地利用等の点から、市町村の区域をできるだけ日常生活圏に近づけることが望ましい。

(2) 市町村の権能の拡大と行財政基盤の強化

権能（裁量権）についてみると、中核市、特例市等、人口規模等に応じて市町村に権限を移譲する制度を活用することにより、市町村においては、自ら政策を企画立案・実施する範囲がより広いものとなる。

人材についてみると、市町村の規模の拡大により、専門技術的な知識や法制度等に対する深い理解等を有する職員を、各行政分野に一定数以上、効率的に配置することが可能となる。

財政力についてみると、行政コストの削減を更に徹底して進めるとともに、財政規模を拡大し、その財政基盤をより強固なものとしていくことが求められている。

(3) 市町村合併を考える必要性

地方分権型社会において、市町村は、行政の一層の効率化を図りつつ、行財政基盤を強化し、市町村の区域を越える住民ニーズを反映した総合的な行政を主体的に展開していくことが必要であり、合併はそのための有効な手法であると考えられる。

3 市町村合併の検討の視点（全国的に言及されている合併を考える視点）

(1) 市町村の行財政体制と市町村の規模

一定の人口規模を持つことにより、専門的職員を配置することが可能となる。

(2) 市町村行財政の効率化と市町村の規模

全国的な傾向では、人口2万人を下回る場合、人口一人当たりの経常経費や職員数が割高となっている。

(3) 公共サービスの単位

一部の公共サービスについては、適正な人口規模に関する研究報告がある（例：消防・・・人口10万人以上、一般廃棄物処理（ダイオキシン抑制）・・・約9万人以上）。

(4) 人口規模に応じた市町村の権限

中核市、特例市等、市町村の人口規模等に応じて権限移譲を行う制度がある。

(5) 広域行政と合併

事務の効率的な処理という点では、必要な事務の共同処理の検討を行うとともに、あわせて、総合的な行政の展開という観点から、合併を含めた将来の市町村のあり方を検討することが求められている。

(6) 住民自治と合併

合併により住民の意向が反映されにくくなるのではないかとの懸念が示されることがあるが、旧市町村単位で住民の意向を汲み取る別の仕組みを工夫することも可能であり、また、個々の住民は、日常生活のより多くの部分にわたり有権者として市町村行政にそのニーズを反映させることが可能となる等の点から、合併は、必ずしも、住民自治の点から好ましくないとは言えない。

4 財政状況及び人口規模から見た神奈川県内の市町村の特殊性

県内市町村の財政状況及び人口規模を全般的に見れば、一部の町村を除き、全国レベルではすでにある程度合併後の姿になっていると言えるが、財政状況は今後とも今後とも一層厳しさを増すことが想定され、中長期的視点に立ち、合併も含め、行財政基盤の強化手法を検討する必要がある。

5 神奈川県内の市町村における合併を考える視点

(1) 分権型社会における市町村行政の望ましい姿の追求

○ 地方分権型社会の中で、市町村が、住民の日常生活圏の広域化という背景の下に、様々な行政分野において、住民のニーズに対応し、総合的に自ら政策を企画立案し、実施していくことを可能にするにはどのようにすべきかという視点

○ 市町村の区域をどう設定することが適切か、どうすれば行政コストを下げサービス質を高めることができるか、また合わせて、権能、人材及び財政基盤という三つの要件をどのように強化していくのか、という視点

(2) 日常生活圏の拡大と市町村の区域

住民生活全般にわたり総合的な行政を展開していくという観点から、住民の日常生活圏との関係において、現在の市町村の区域が適切かどうかの検討が望まれる。

住民の日常生活圏が、隣接している他都県の市町村に広がっている地域においては、県域を越えた合併についても検討していく必要がある。

(3) 市町村の権能の拡大と行財政基盤の強化

- 権能の面では、中核市や特例市等となり、更なる権限移譲を受けることにより、また、人材の面では、専門的知識や法制度に関する深い理解を有する一定数以上の職員を様々な行政分野により多く配置することにより、さらに、財政基盤の面では、財政規模を拡大する等財政力をより強化することにより、地域住民のニーズに応じて主体的に政策を企画立案し、実施するための行財政基盤はさらに強化されるものであり、市町村合併はそのための有効な手法の一つである。
- 今後急速に進展する少子高齢化により生じる住民ニーズに的確に対応していくためにも、中長期的視点に立ち、行財政基盤をさらに充実強化することが必要である。
- 人口2万人を下回る町村は、全国的にみても、人口一人あたりの経常経費や職員数が割高であるとともに、専門的能力を有する職員の配置が困難な状況にあり、当面の財政運営上の支障がないとしても、積極的に合併の検討を行うことが望まれる。
- 行財政基盤を強化するという合併の目的からして、行財政基盤の弱い市町村同士が合併するよりも、財政力の強い市町村と弱い市町村が合併することが望ましい。

(4) 早期に検討する必要性

市町村行財政を取り巻く環境が急速に、かつ、大きく変化していくことが予想される中、市町村行政の質・量によって、地域の将来の姿や住民負担も含めた地域のあり方に大きな違いが出てくる。今から、中長期的な視点に立って、合併を含めて、市町村のあり方を真剣に検討する必要がある。

Ⅲ 市町村間の結びつきの状況（パターン）

1 基本的な考え方

各地域における自主的な市町村合併の検討に当たっては、住民の通勤・通学、買物等による移動の状況、市町村間の連携の状況、鉄道、道路等の交通網や海や河川、企業や民間団体の活動を軸とする結びつき等、現状における様々な結びつきと併せ、その地域の地理的状況や自然環境、文化、伝統、歴史、住民感情等も考慮し、まちづくりや交通網の整備等に関する将来構想を十分踏まえ、総合的に行われることが必要である。

2 クラスタ分析による市町村間の結びつき

今回の分析では、クラスタ分析という統計学的手法により、上記の要素のうち、客観的かつ定量的に数値化し得るデータにもとづき、

- ① 生活環境指標（通勤・通学圏、消費行動圏、入院患者の受療行動圏）を用いた「生活圏分析」
- ② 生活環境指標や市町村の連携等に係る指標等（通勤・通学圏、消費行動圏、入院患者の受療行動圏、広域市町村圏の圏域、一部事務組合を構成している市町村の集まり、地方自治法上の事務委託を実施している市町村、ごみ処理の広域化計画に示されたブロック、旧郡の区域）を用いた「総合分析」の二つを行った。

（注）クラスタ分析とは、多数の異なる性質の個体が混ざり合っている集団の中から、互いに似たものを集めて数値的に分類してグループ分けする多変量解析手法である。

3 市町村間の結びつきの状況（パターン）→樹形図・地図参照

IV 各地域に期待される役割

将来の市町村行政のあり方等も含め、合併について議論するとともに、住民への情報提供等に努めることが求められている。

V 市町村合併に関する県の役割と取組

1 県の役割

県は、広域的な視点から市町村のあり方はどうあるべきかを検討し、合併に関する様々な情報を住民に提供して、積極的な議論を喚起していかなければならない。

2 県の取組

本県では、市町村が、自らの行財政基盤を強化し、広域的課題に適切に対処するため自主的に進める合併に対し、取組の段階に応じた支援をしていくこととする。

(1) 第一段階 市町村の将来像、合併について考える段階

ア 広報・情報提供

イ 合併に関する市町村の取組に対する支援

ウ 合併に関連した県の事業の整備計画の調査

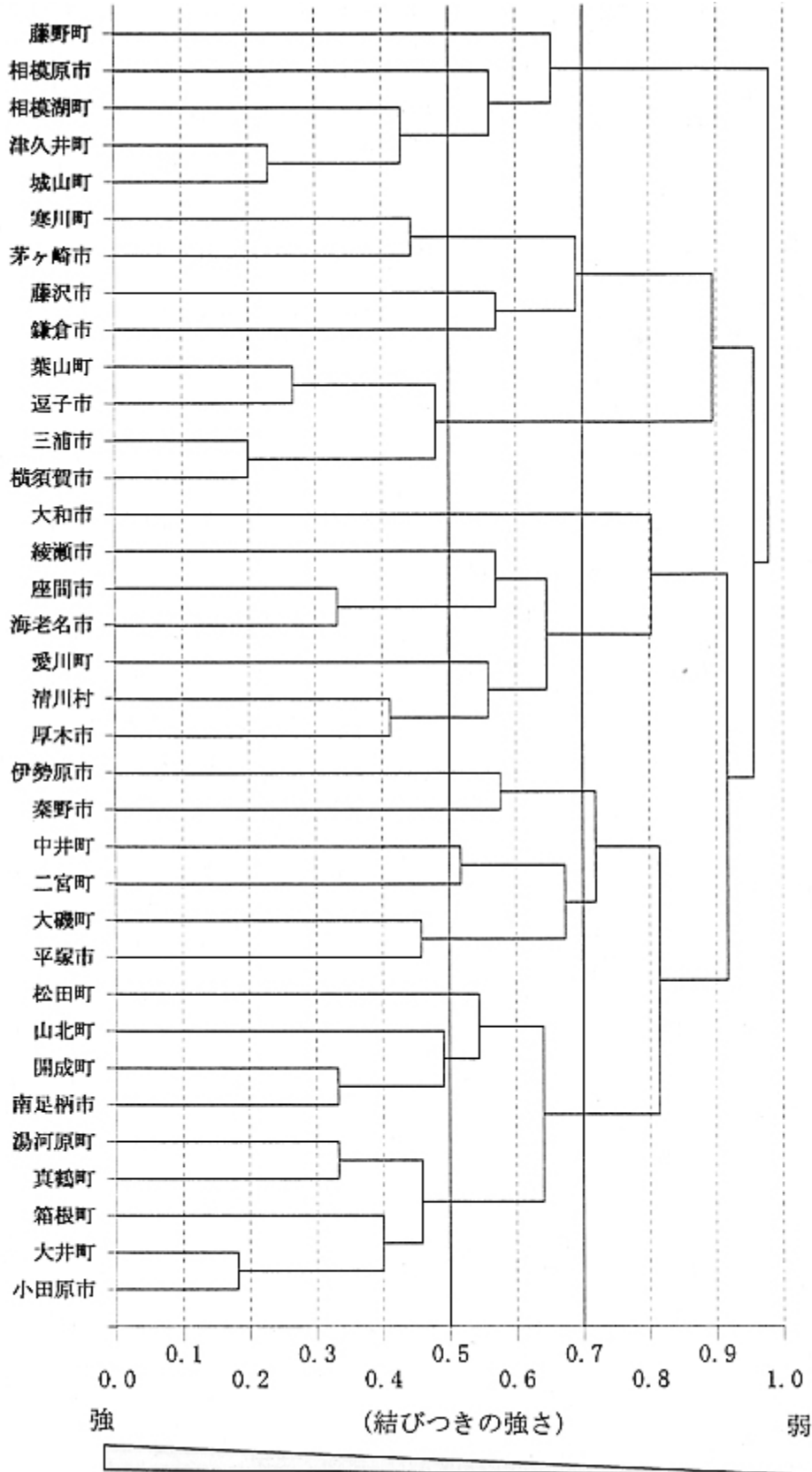
(2) 第二段階 合併を具体的に検討する段階

合併協議会で作成する市町村建設計画に県事業を位置づける必要がある場合には、積極的にその策定について支援する等、検討の状況に応じた支援を行う。

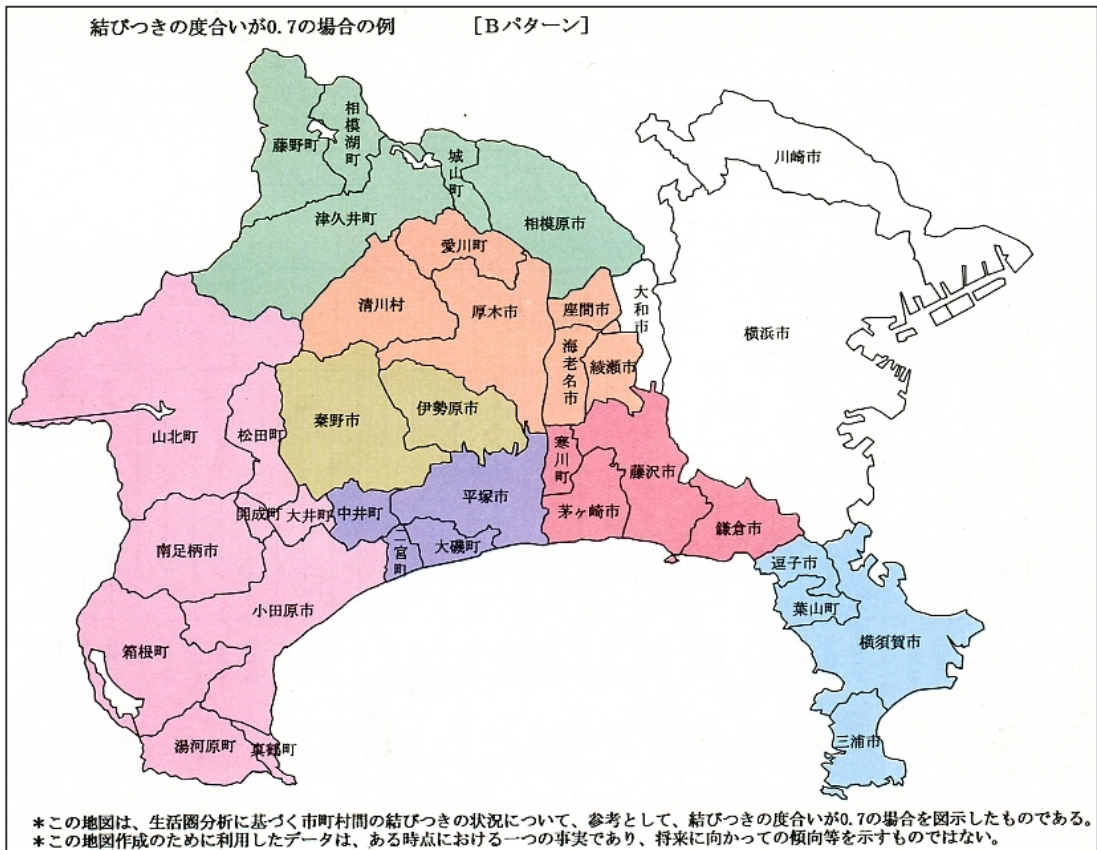
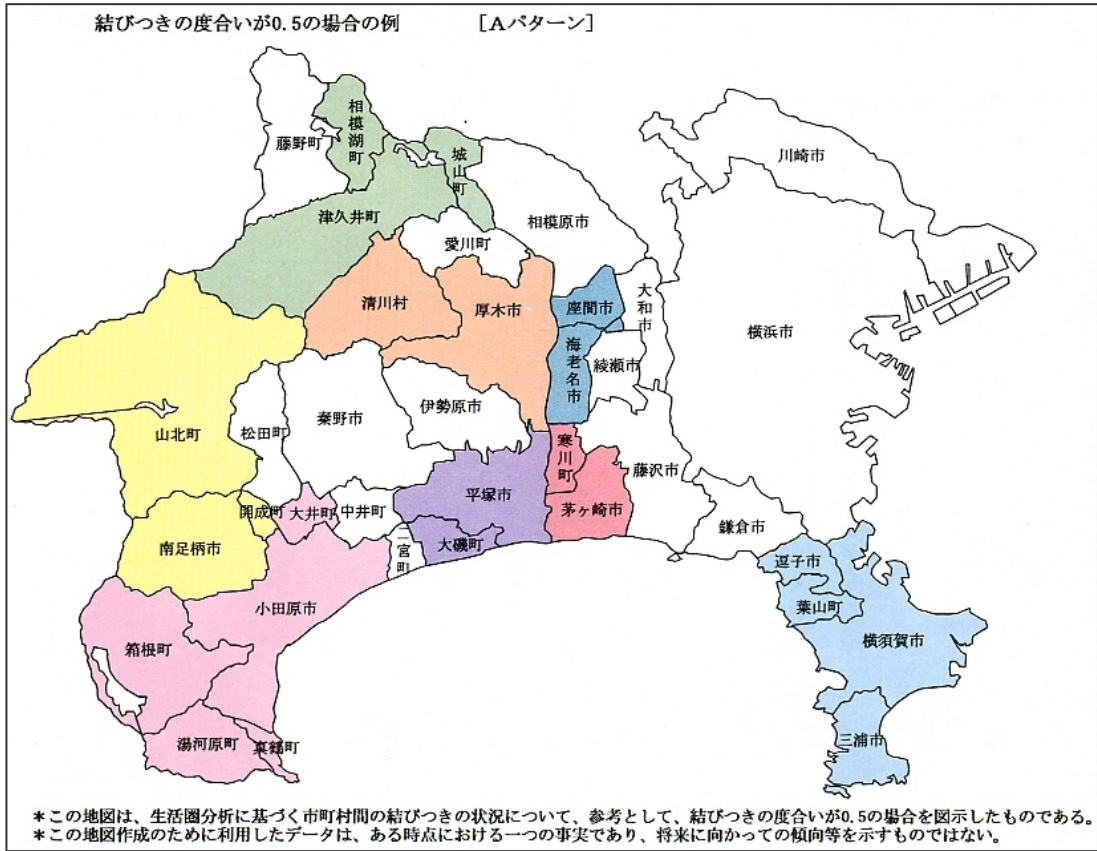
(3) 第三段階 合併を具体的に進める段階

市町村建設計画に位置づけられた県の事業を具体的に実施し、合併後の新しい市町村の建設が円滑に行われるよう支援する。

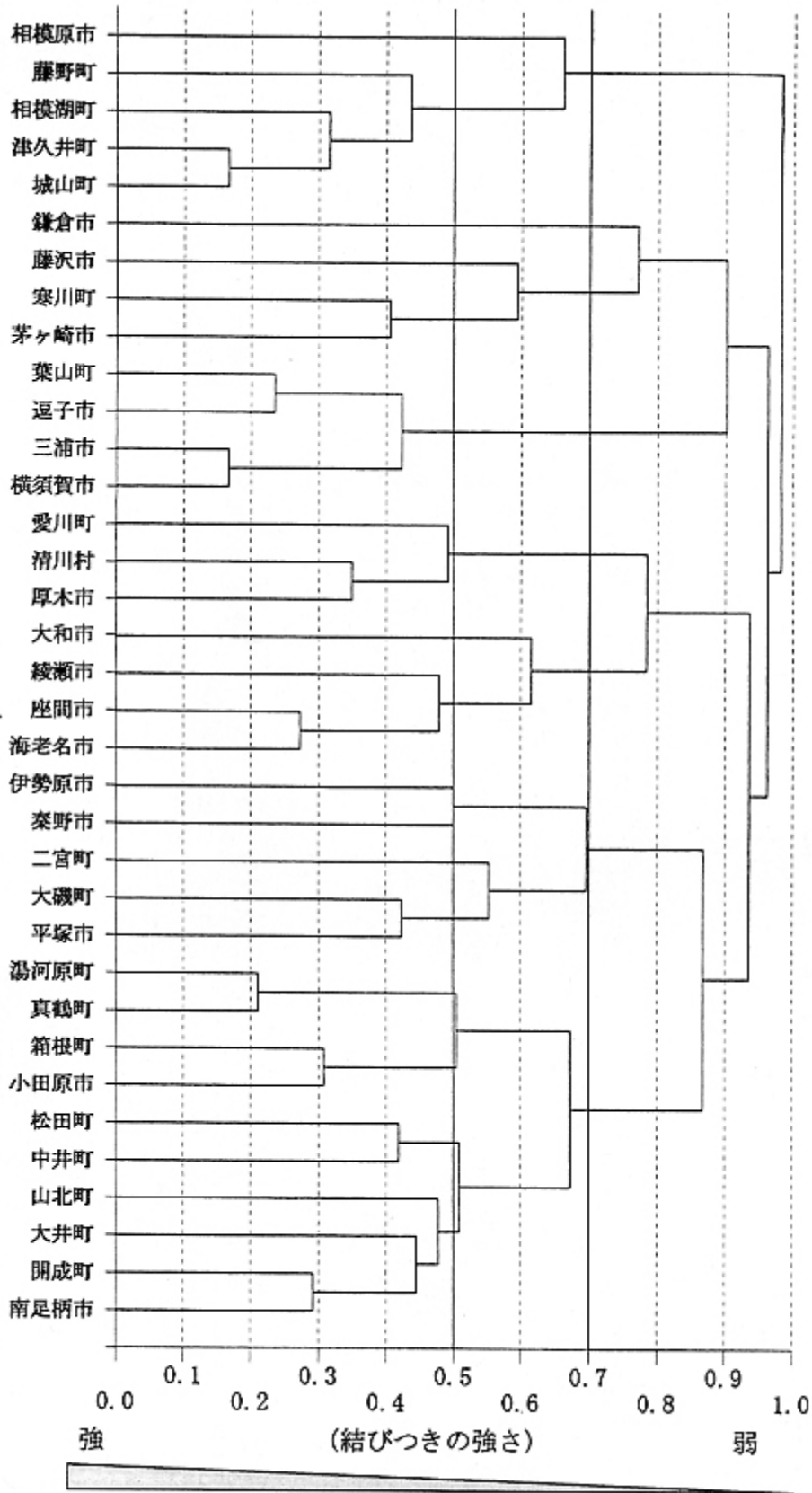
(生活圏分析の樹形図)



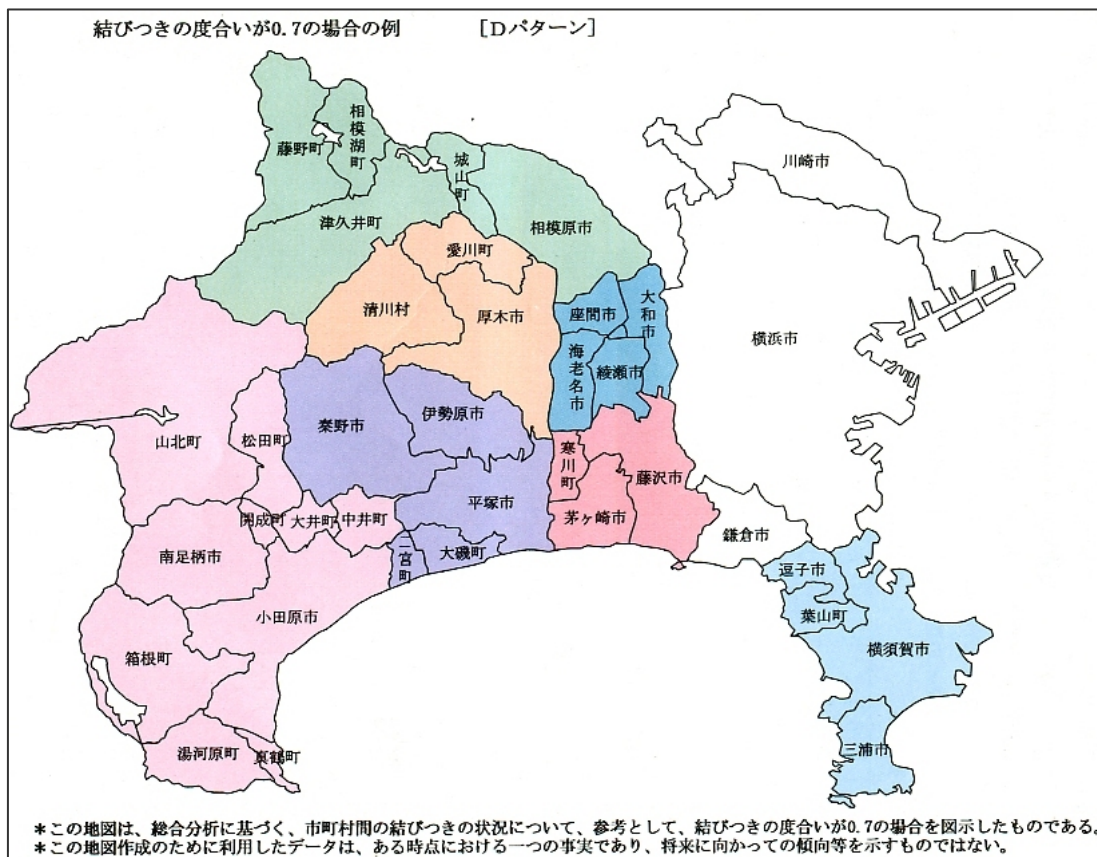
(生活圏分析地図)



(総合分析の樹形図)



(総合分析地図)



2 「市町村合併支援会議」の設置

(1) 「市町村合併支援会議」の設置

平成13年7月には、合併は県のさまざまな施策に影響を及ぼすため、市町村に対する支援等については全庁で横断的に取り組むべきとの認識のもと、合併に関する情報共有だけではなく、県の支援方針や具体的な施策についても検討することを目的として、総務省の平成13年指針（28ページ参照）も踏まえた「市町村合併支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置した。

支援会議は、知事、副知事、出納長、理事、部局長、企業庁長、教育長、警察本部長及び地区行政センター所長をもって構成され、企画部市町村課が事務局を務めた。

これまでの開催状況は、次のとおりである。

	開催年月日	主な議題
第1回	平成13年7月13日	○市町村合併支援補助金について
第2回	平成14年2月7日	○平成14年度自主的市町村合併支援事業について
第3回	平成14年9月3日	○神奈川県における市町村合併支援指針について
第4回	平成15年2月7日	○平成15年度自主的市町村合併支援事業について
第5回	平成15年5月2日	○真鶴町・湯河原町の合併重点支援地域指定について
第6回	平成15年6月4日	○合併重点支援地域の指定に伴う調査について
第7回	平成15年9月10日	○真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針について
第8回	平成16年2月4日	○真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援について
第9回	平成16年6月10日	○相模原市・城山町・津久井町・相模湖町の合併重点支援地域の指定について
第10回	平成16年11月2日	○相模原・津久井地域合併協議会からの要望について ○神奈川県における市町村合併支援指針の取扱いについて
第11回	平成17年2月8日	○平成17年度自主的市町村合併の支援について ○相模原・津久井地域の合併検討の動向
第12回	平成17年4月19日	○神奈川県における市町村合併支援指針の取扱い等について ○相模原市・津久井町・相模湖町の合併申請に伴う調査について
第13回	平成17年8月5日	○相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針について ○相模原市・津久井町・相模湖町の合併に伴う課題について
第14回	平成18年5月19日	○神奈川県市町村合併推進審議会の審議状況について ○県内市町村の合併検討の動向について
第15回	平成18年8月5日	○「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」について
第16回	平成18年12月1日	○「神奈川県市町村合併推進審議会 答申」について
第17回	平成19年9月6日	○「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（案）について
第18回	平成19年10月30日	○「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」について

(2) 「神奈川県における市町村合併支援指針」の策定

要綱の策定後、県内の各地域で合併に向けた取組みが進められた結果、平成14年9月4日には真鶴町・湯河原町による任意協議会が設置されるに至った。

このように、合併気運が高まり、合併を具体的に考える段階に入りつつある地域も見られることから、県として、合併検討の状況に応じて、必要な支援について実施し若しくは実施に向けて検討すべく、9月10日に「神奈川県における市町村合併支援指針」（以下「支援指針」という。）を策定した。

支援指針は、国の旧支援プラン（29ページ参照）を踏まえ、これを補完する県の合併支援策をとりまとめたものであり、支援の対象となる市町村を次の3つの段階に分けたことが特徴である。

第1段階：市町村合併について積極的な検討を行う市町村

第2段階：法定協議会を設置した市町村または県が合併重点支援地域に指定した市町村

第3段階：平成17年3月までに合併し、新市町村の建設を進める市町村

合併法制の変動に合わせて、平成16年11月には、旧合併特例法の経過措置の適用対象となる市町村についても旧支援プランの対象地域とすることとし、平成17年4月には、合併新法が施行されたことを踏まえ、県としても同法下における新たな合併支援のあり方が決定されるまでの間、自主的な合併検討を行う市町村に対して支援指針を引き続き適用することとする等、2回にわたる改正を経て、最終的には次のような取扱いとされた。

神奈川県における市町村合併支援指針

平成14年 9月10日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 趣 旨

市町村合併は市町村や地域住民の方々が自主的に検討され、自ら決定されるべき問題であるという基本的な考え方に立ち、県では、平成13年3月に「市町村合併に関する要綱」を策定し、合併に係る情報を体系的にとりまとめた。

その後、県内各地において合併にかかる検討や取組が進められ、市町村が地域の将来像や合併について考える段階（第1段階）から合併を具体的に検討する段階（第2段階）へと移行しつつある地域が見られる等、最近になって合併気運は急速に高まっており、合併後、新しい市町村の建設を具体的に実施する段階（第3段階）へと進展することも予想される。

このような最近の急速な動向に鑑み、国の市町村合併支援本部が定めた「市町村合併支援プラン（平成13年8月30日策定、14年8月30日改定）」を踏まえ、こうした国の支援を補完するような県としての支援のあり方を検討することで、各段階に応じた市町村合併への取組を総合的に支援できるよう、「神奈川県における市町村合併支援指針」を定める。

2. 支援の対象となる市町村

第1段階：市町村合併について積極的な検討を行う市町村

第2段階：法定協議会を設置した市町村または県が合併重点支援地域に指定した市町村

第3段階：平成17年3月までに合併し、新市町村の建設を進める市町村 (※1※2)

- ※1 「現行合併特例法の経過措置(*)の適用対象となる市町村」を第3段階に含める。
*経過措置：平成17年3月31日までに県知事に合併申請し、平成18年3月31日までに合併する場合（平成16年11月2日「神奈川県における市町村合併支援指針」の取扱いについて）
※2 「新たな合併支援のあり方が決定されるまでの間に、合併の意思を決した市町村」に対しては、「第3段階」の規定を適用する。

(平成17年4月19日「神奈川県における市町村合併支援指針」の取扱いについて)

3. 県の支援指針

県内各地域の合併気運の熟度に応じて、以下の支援策を実施、もしくは実施に向けて検討する。

(1) 市町村合併について積極的な検討を行う市町村への支援（第1段階への対応）

引き続き、合併に関する様々な情報を的確に市町村、地域住民に提供し、積極的な議論を喚起する。

①情報提供・普及啓発

市町村合併の検討の必要性や効果等、市町村合併に関する広報啓発を実施するとともに、市町村合併出前講座等による的確な情報提供を行う。

②市町村が行う合併に関する研究・検討・広報事業への財政支援

市町村が行う合併に関する研究・検討・広報事業に対し、補助する。

③市町村が設置する研究会等への助言、参画

市町村からの求めに応じ、市町村が設置する研究会等へ参画し、適切な情報提供及び助言等を行う。

(2) 法定協議会を設置した市町村または県が合併重点支援地域に指定した市町村への支援（第2段階への対応）

市町村や地域住民の中で合併に関する具体的な検討が進んでいく過程においては、情報提供等の重点実施を行うほか、合併協議会への支援、さらには合併協議会が県協議のうえ作成する市町村建設計画（※3）について、その策定にかかる積極的な支援を行う。

① 普及啓発事業の重点実施

県が実施する普及啓発事業等について（上記（1）①参照）、合併関係市町村の求めに応じ、重点実施を行う。

② 合併協議会への支援

合併関係市町村の求めに応じ、合併協議会の委員等として県職員の参画及び助言を行う。

また、合併協議会の活動に対して、国の合併準備補助金を活用するほか、県としての支援のあり方について検討する。さらに、合併協議会の円滑な運営のため、その体制を勘案のうえ、県職員の事務局への派遣について検討する。

③ 市町村建設計画（※3）に資する合併関連県事業整備計画の調査

市町村建設計画（※3）の作成にあたり、県事業の位置づけが見込まれる場合には、合併関係市町村の求めに応じ、その整備計画策定に向けた調査を実施する。

(3) 平成17年3月までに合併し、新市町村の建設を進める市町村への支援（第3段階への対応）

新市町村の一体性を醸成する取組の支援及び合併に伴う障害除去、水準均一化への取組支援について、国の市町村合併支援プランを踏まえつつ、合併市町村の速やかな一体性の確保、行財政運営の安定化に向けた総合的な支援を行う。

① 市町村建設計画（※3）に位置づけられた事業への支援

合併市町村が市町村建設計画（※3）にもとづき実施する事業のうち、国の市町村合併支援プランで優先採択、重点実施等を図ることとされている市町村事業について支援を行うとともに、県との協議が整い、同計画に位置づけられた県事業については、着実な実施を図る。

② 各部局が有する施策事業の取扱いの検討

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、合併にあたり、合併市町村への補助等の態様が激変する場合は、合併市町村の実情を踏まえ、県として必要な措置等について検討する。

③ 専門職員等の人的支援

合併市町村において、住民サービスの一層の向上等に資するため、新たに専門職員が必要となり、かつ合併直後に一時的・大量な採用が困難である場合には、合併市町村の求めに応じて、専門職員の派遣・交流等について検討する

④ 新市町村の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援策の検討

国の市町村合併支援プランを踏まえ、市町村合併に伴う臨時的な財政需要に対応し、合併後のまちづくりを積極的に支援する等の観点から、県としての支援のあり方について検討する。

4. 県における支援体制の充実強化

3（2）、（3）に掲げる第2段階、第3段階における市町村合併に向けた取組を今後一層支援していくため、支援会議に設置する「県事業実施検討部会」を活用し、合併協議会が県協議のうえ作成する「市町村建設計画（※3）」について、速やかな策定に資するよう事前調整、事前協議の場面等で積極的な調整を図るほか、合併関係市町村等の実情に応じた支援内容について、個別具体的に検討を図る。

なお、合併にかかる各施策分野毎の微細な調整及び相談等については、各部局総務室企画調整担当者等を窓口として対応し、必要に応じて、市町村合併支援会議事務局との調整を図る等、各部局においても積極的な協力、連携を図る。

※3 「市町村建設計画」は、市町村の合併の特例等に関する法律が適用される合併にあつては、「合併市町村基本計画」と読み替えて適用する。

（平成17年4月19日「神奈川県における市町村合併支援指針」の取扱いについて）

(3) 「合併重点支援地域」の指定

総務省が、平成13年指針（28ページ参照）において合併重点支援地域の指定を要請したことを受け、県は、合併検討を進めていた市町の長からの指定要望に応え、次の2か所を合併重点支援地域として指定した。これにより、国の旧支援プランの対象となり、さまざまな行財政支援策が受けられるようになる効果が生じた。

ア 真鶴町・湯河原町

平成14年9月4日に県内初となる任意協議会「真鶴町湯河原町合併推進協議会」を設置し、平成15年9月には法定協議会へ移行する予定として協議を進めている中、同年5月2日付けで真鶴町長及び湯河原町長の連名による知事あての指定要望が提出された。

両町長からの指定要望を受理した後、直ちに第5回支援会議を開催して庁内合意を得た後、両町域における合併気運の高まり及び自主的な合併を支援するという県の合併に対する基本的な考え方を踏まえ、6月1日付けで県内初の合併重点支援地域に指定した。

この指定により、国の旧支援プラン（29ページ参照）の対象となり、合併準備経費に対する特別交付税措置や市町村合併推進体制整備費補助金（合併準備補助金）の交付が行われた。

(指定通知)

市 町 第 161 号
平成15年5月30日

真鶴町長 三木 邦之 様
湯河原町長 米岡 幸男 様

神奈川県知事 松沢 成文

合併重点支援地域の指定について（通知）

平成15年5月2日付けで要望のあった標記の件について、次のとおり指定しましたので通知します。

1. 指定する地域 真鶴町・湯河原町
2. 指定年月日 平成15年6月1日

イ 相模原市・城山町・津久井町・相模湖町

この1市3町は、平成16年4月1日に任意協議会「相模原・津久井地域合併協議会」を設置し、同年5月31日付けで市町の長の連名による知事あての指定要望が提出された。

市町の長からの指定要望を受理した後、直ちに第9回支援会議を開催したうえで、平成18年3月を目標として検討が進められている等先に指定した2町と同等の合併検討がなされていること及び自主的な合併を支援するという県の基本的な考え方に合致していることを踏まえ、6月11日付けで県内2番目の合併重点支援地域に指定した。

この指定により、国の旧支援プラン（29ページ参照）の対象となり、合併準備経費に対する特別交付税措置や、市町村合併推進体制整備費補助金（合併準備補助金及び合併市町村補助金）が交付されたほか、「政令指定都市の指定の弾力化」による政令指定都市移行に向け取り組みを進めた結果、平成22年4月1日付けで政令指定都市に移行することとなった。

（指定通知）

市 町 第 210 号
平成16年 6 月10日

相模原市長	小川	勇夫	様
城山町長	加藤	正彦	様
津久井町長	天野	望	様
相模湖町長	溝口	正夫	様

神奈川県知事 松沢 成文

合併重点支援地域の指定について（通知）

平成16年5月31日付けで要望のあった標記の件について、次のとおり指定しましたので通知します。

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 指定する地域 | 相模原市・城山町・津久井町・相模湖町 |
| 2 指定年月日 | 平成16年6月11日 |

(4) 合併にかかる県の支援方針の策定

県では、平成14年9月に支援指針を策定したが、県内には全国最大の基礎自治体である横浜市から人口3千程度の清川村まで存在し、人口・面積・財政規模といった点で市町村間の態様が大きく異なっている。

したがって、合併の規模や態様も合併の組合せによって相当異なると考えられるため、支援指針では大きな方向性を提示するにとどめ、合併支援は個々の合併事例に則して、個別具体的に検討することとしていた。

このような考え方にもとづき、合併検討がかなり具体的な段階に至っていた真鶴町・湯河原町、相模原市・津久井町・相模湖町及び相模原市・城山町・藤野町（168ページ参照）の事例にあつては、それぞれ支援指針から一歩踏み込んだ支援方針を策定し、自主的な合併検討をさらに後押しすることとした。

ア 真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針

両町に対しては、平成14年9月に設置された任意協議会の活動にかかる財政支援や、平成15年6月の合併重点支援地域指定にあたり人的支援を講じる等、支援指針にもとづく支援施策を実施していたが、旧合併特例法にもとづく法定協議会の設置が見込まれる段階となり、更なる合併支援が期待される状況になっていた。

そこで、県としても、①法定協議会設置を控え、支援指針における合併後支援（第3段階支援）の方針を決定・公表する必要がある、②法定協議会においては、合併基本項目の決定・市町村建設計画の作成・財政計画の策定等を行うことになり、特に合併直後の平成17年1月以降の新市の暫定予算及び平成17年度以降の新市の予算編成にあたっては、県の支援のあり方を踏まえる必要があることから、第7回支援会議を開催して庁内合意を得た後、9月16日付けで次の「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針」を公表した。

真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針について

平成15年 9月16日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 支援方針策定の趣旨

真鶴町・湯河原町（以下、「両町」という。）においては、平成14年9月10日に設置した任意の合併協議会である「真鶴町湯河原町合併推進協議会」等において、地域の将来を見据えつつ、平成17年1月の合併を視野に入れ、町民参加の工夫を図りながら真摯な議論を重ねている。

県においても、平成14年9月10日に「神奈川県における市町村合併支援指針」を作成し、市町村の合併検討の段階に応じ、必要な支援を行うこととし、これまでも協議会活動にかかる財政支援や、両町を平成15年6月1日に「合併重点支援地域」に指定するにあたり人的支援を講じる等、指針にもとづく両町への積極的な支援に努めてきた。

両町においては、今後、市町村合併特例法にもとづく法定協議会の設置が見込まれ、更なる合併検討が期待されることから、県としても自主的な合併検討を一層支援する観点から、指針にもとづいた両町の合併に対する県が行うべき支援について、次のとおり方針を定める。

2. 支援方針

(1) 法定協議会運営にかかる支援

両町の合併検討にかかる法定協議会が設置された場合は、その運営等にかかる経費について、市町村合併支援補助金において、特段の配慮を行う。

(2) 市町村建設計画の作成にかかる支援

法定協議会が作成する「市町村建設計画」にかかる県との協議においては、計画への位置づけが期待されている県事業について、個別の要望を受け止め、可能な限り位置づけに向けた調整を図る。

また、計画の実施等にあたり、各部局において活用できる施策等について、積極的に情報提供を行う。

(3) 各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、両町に支出する県単補助等については新市町に継承する。なお、両町が合併する日の属する年度においては、経過措置として、新市町になることに伴っての補助態様の変更は行わない。

また、合併する日の属する年度の翌年度以降の措置については、(4) (5)に掲げる支援策を踏まえつつ、改めて決定する。

(4) 格差是正、水準均一化に資する支援

国の市町村合併支援プラン等に掲げる合併にかかる格差是正、水準均一化のための財政支援措置のうち、「合併支援のための公債費負担の平準化措置」について、両町の合併においては、その適用要件に該当しないこととなっているが、両町の地方債現在高の格差が住民の懸念の一つになっていることに鑑み、国の支援を補完する観点から、公債費負担軽減措置について、県独自の措置を講じる。

(5) 新市町村の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

両町合併後の臨時的な財政需要や市町村建設計画の着実な実施に資するため、両町合併にかかる県にとっての副次的効果を踏まえつつ、他都道府県の事例も参考にしながら、市町村合併特例交付金（仮称）を創設する。

(6) 市となる場合の支援

両町の合併は、市町村合併特例法における、「市となるべき要件の特例」に該当するため、新たに「市」となることが可能であるが、その場合においては、福祉事務所の設置等新たな権能を担うことになることに鑑み、合併後新たな権能にもとづく住民サービスが速やかに提供できるよう、関係部局連携のもと、専門職員の派遣・交流等を通じた市町村人材育成を図る。

3. 支援方針の具体化

2の支援方針の具体化については、平成15年度末に公表することを目途に、引き続き市町村合併支援会議等で検討を進める。

イ 相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針

相模原・津久井地域の合併検討に対しては、平成16年度当初に任意協議会が設置されて以来、協議会活動にかかる財政支援や人的支援を講じる等、支援指針にもとづく合併支援を実施していたが、平成17年2月15日に相模原市・津久井町・相模湖町（以下「1市2町」という。）による法定協議会が設置され、8月12日には総務大臣の告示により平成18年3月20日付けの合併が決定した。

そこで、県としても、1市2町の合併が正式に決定し、支援指針における合併後支援（第3段階支援）の対象になったため、指針をさらに具体化するものとして、第13回支援会議を開催して庁内合意を得た後、総務大臣の告示と合わせて次の「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」を公表した。

相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針

平成17年 8月12日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 趣旨

相模原市・津久井町・相模湖町（以下、「1市2町」という。）については、平成17年7月14日に県が合併決定を行い、8月12日に総務大臣の告示がなされたことで、すべての手続が終了し、平成18年3月20日に合併することが確定した。

そこで、「神奈川県における市町村合併支援指針」にもとづき、1市2町の合併に対し県が行う支援について、次のとおり方針を定める。

2. 支援方針

(1) 合併に関する住民への広報事業等への支援

1市2町が行う合併に伴う住民への広報（合併に伴う行政サービスの変化、住民生活にかかる諸手続の方法等）事業等に対し、市町村合併支援補助金により支援する。

(2) 新市まちづくり計画に掲げる県事業の推進

新市まちづくり計画に位置付けられている県事業については、県協議のうえ作成された趣旨を踏まえ、県として着実な実現に向けた取組を図る。

(3) 各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、1市2町に支出している県単独補助金等については、平成17年度に限り1市2町が継続しているものとみなし、当該年度中の合併にあっても補助態様の変更は行わない。

(4) 中核市への支援

1市2町の合併は、中核市である相模原市への編入合併であることから、これまで2町域で県が行ってきた事務のうち、中核市事務として新市が処理することとなる事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に引き継ぎがなされるよう、関係部局連携のもと、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

1市2町における合併前後の臨時的な財政需要、新市まちづくり計画の着実な実施に資するため、市町村合併特例交付金を措置する。

(6) 県機関のあり方の検討

津久井町・相模湖町の2町が新市となることで、津久井郡は城山町・藤野町の2町となるため、現在、津久井郡4町域を所管する県機関については、その機能、役割を踏まえつつ、住民生活に支障のないよう十分配慮しながら、そのあり方を検討する。

3. その他

県の財政的支援等の具体的なあり方については、今後検討を進めていく。

3 合併推進に向けた具体的な支援策

(1) 市町村合併特例交付金

市町村合併特例交付金（以下「合併特例交付金」という。）は、合併後の新市町村の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援策として、各市町で独自に導入しているコンピュータ・システムの統合や新市建設計画（旧合併特例法においては「市町村建設計画」とされている。）に位置付けられた事業等を対象事業として財政的な支援を行うものである。

算定方法は、他の都道府県の多くが採用したような一律の数式によるものではなく、合併支援は個々の合併事例に則して、個別具体的に検討することとしていた考え方にもとづく本県独自のものであり、真鶴町・湯河原町の事例と相模原市・津久井町・相模湖町の事例とは異なるものとなった（それぞれの交付要綱は資料編253ページ以降参照）。

ア 真鶴町・湯河原町

「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、平成16年度当初予算において、次の算定方法による総額7億円を措置した。

算定方法は、①「基本額」、②「両町域の一般市域への移行にかかる加算」の2つの区分で算定した額を合計したものである。

①「基本額」は、他県の例を踏まえて、新市の一体性の確保等のために5億円とし、②「両町域の一般市域への移行にかかる加算」として合併により市となることにより福祉事務所を設置し、生活保護事務等を行うこととなるため、市制施行に伴う特別分として2億円を交付することとした。

しかし、両町は、最終的には合併に至らなかったため、当年度2月補正予算において全額が減額されることとなった。

記者発表資料
平成16年2月6日

小田原記者クラブ同時発表

真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援について

平成15年9月16日に神奈川県市町村合併支援会議（議長：知事）が策定した「真鶴町・湯河原町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、次のとおり平成16年度予算案等で具体化を図り、県として、両町の合併検討を強力に支援することとしたので、発表します。

○市町村合併特例交付金を創設し、総額で7億円の支援を行います。

（支援内容）

水道料金の格差是正に伴う経費や、新市建設計画に位置づけられた事業の実施等、合併に伴い必要となる各種行政施策、事務の統一や新市の一体性確保等のために必要な事業への支援として5億円、また、合併して「市」となることで必要となる事業への**特別な支援として2億円**を交付します。

【支援方針】新市町村の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

両町合併後の臨時的な財政需要や市町村建設計画の着実な実施に資するため、両町合併にかかる県にとっての副次的効果を踏まえつつ、他都道府県の事例も参考にしながら、市町村合併特例交付金（仮称）を創設する。

○両町（新市）の公債費負担を軽減するための支援として、市町村振興資金貸付金を活用した無利子貸付を行います。

（支援内容）

過去の両町における借入金のうち、特に高利の公的資金について、その繰上償還を支援するため、合併前後の6カ年度にわたり、1カ年度につき5億円を市町村振興資金貸付金を活用した無利子貸付を行います。

【支援方針】格差是正、水準均一化に資する支援

国の市町村合併支援プラン等に掲げる合併にかかる格差是正、水準均一化のための財政支援措置のうち、「合併支援のための公債費負担の平準化措置」について、両町の合併においては、その適用要件に該当しないこととなっているが、両町の地方債現在高の格差が住民の懸念の一つになっていることに鑑み、国の支援を補完する観点から、公債費負担軽減措置について、県独自の措置を講じる。

○市制施行にあたって人的な支援を行います。

- ・ 法定協議会において、合併して「湯河原市」となることが確認されたことから、市になることにより必置となる福祉事務所について、そのノウハウを円滑に引き継ぐための支援として、平成16年度以降、市町村人材の育成の観点から、専門職員
の派遣・交流・研修の受入れを行います。

【支援方針】市となる場合の支援

両町の合併は、市町村合併特例法における、「市となるべき要件の特例」に該当するため、新たに「市」となることが可能であるが、その場合においては、福祉事務所の設置等新たな権能を担うことになることに鑑み、合併後新たな権能にもとづく住民サービスが速やかに提供できるよう、関係部局連携のもと、専門職員の派遣・交流等を通じた市町村人材育成を図る。

○県事業による支援

- ・ 法定協議会が作成する新市建設計画において、「新市における神奈川県事業等」として、県立奥湯河原自然公園の整備等5つの事業を位置づけ、新市の取組みを支援することとしました。

【支援方針】市町村建設計画の作成にかかる支援

法定協議会が作成する「市町村建設計画」にかかる県との協議においては、計画への位置づけが期待されている県事業について、個別の要望を受け止め、可能な限り位置づけに向けた調整を図る。

また、計画の実施等にあたり、各部局において活用できる施策等について、積極的に情報提供を行う。

○年度中途の合併に対する支援

- ・ 両町は平成17年1月を合併目標にしていますが、平成16年度においては、法令にもとづくものを除き、県単補助等については、合併することによる補助態様の変更を行わないこととしました。
なお、平成17年度以降については、市町村合併特例交付金及びその他の支援策により県として最大限の取組をしていることから、原則として経過措置は行わないものとししました。

【支援方針】各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、両町に支出する県単補助等については新市町に継承する。なお、両町が合併する日の属する年度においては、経過措置として、新市町になることに伴っての補助態様の変更は行わない。また、合併する日の属する年度の翌年度以降の措置については、他に掲げる支援策を踏まえつつ、改めて決定する。

○合併検討に対する補助金の増額

- ・ 1市町村あたり500万円を上限としていた、市町村合併支援補助金について、法定協議会の取組みを「知事の特認事業」とし、15年度において1,260万円を補助しました。

【支援方針】法定協議会運営にかかる支援

両町の合併検討にかかる法定協議会が設置された場合は、その運営等にかかる経費について、市町村合併支援補助金において、特段の配慮を行う。

(注) なお、決算では969万円の補助実績となった。

イ 相模原市・津久井町・相模湖町

「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、平成17年度9月補正予算において総額10億円の市町村合併特例交付金を措置した。

算定方法は、①「基本額」、②「2町域の中核市域への移行にかかる加算」、③「団体数の変更にかかる加算」の3つの区分で算定した額を合計したものである。

①「基本額」は、電算システム統合、合併に伴うまちづくり事業等の経費等、合併前後の臨時的な財政需要等への支援相当として、他県の実例を踏まえ5億円とした。

②「両町域が一般市域へ移行することにかかる加算」は、2町域が中核市域に移行することに伴い、新たに生じる福祉事務所業務や保健所業務等にかかる経費への支援相当として、新市に編入される団体数2に1.5億円を乗じた3億円とした。

③「団体数の変更にかかる加算」は、団体数が3団体から1団体に変更されることに伴う県支出金収入の減少等への激変緩和措置相当として、新市に編入される団体数2に1億円を乗じた2億円とした。

これらを合計して、10億円と算定したものである。

なお、10億円のうち2億円は、合併前の津久井町・相模湖町に1億円ずつ交付され、合併に備えた電算システム統合事業及び戸籍電算化事業に充当された。残額は、すべて相模原市に交付され、基金として積み立てられたうえで、電算システム統合事業、地域自治区運営等事業、乗合バス路線維持事業、学校の情報化推進事業、防災対策・消防体制の整備推進事業及び新市市民交流事業に充当されているところである。

相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる市町村合併特例交付金

1 目的

相模原市・津久井町・相模湖町について、平成17年8月12日付け総務大臣告示により、平成18年3月20日に合併することが確定したことを踏まえ、「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資するため、市町村合併特例交付金を措置することにより支援を行う。

2 9月補正予算額 10億円

3 予算額の算定方法

区分	内容	算定方法		算定額
基本額	合併前後の臨時的な財政需要等への措置 (電算システム統合、合併に伴うまちづくり事業等の経費)	5億円		5億円
中核市域への移行にかかる加算	2町域が中核市域に移行することに伴う経費増加等への措置(2町域で行うこととなる福祉事務所・保健所業務経費等)	新市に編 される団 体数 (2団体)	1団体当 り 1.5億円	3億円
団体数の変更にかかる加算	団体数が3団体から1団体に変更することに伴う県支出金収入の減少等への措置		1団体当 り 1億円	2億円
合計				10億円

(参考) 相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針(抜粋)

平成17年8月12日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 趣旨

相模原市・津久井町・相模湖町(以下、「1市2町」という。)については、平成17年7月14日に県が合併決定を行い、8月12日に総務大臣の告示がなされたことで、すべての手続が終了し、平成18年3月20日に合併することが確定した。

そこで、「神奈川県における市町村合併支援指針」にもとづき、1市2町の合併に対し県が行う支援について、次のとおり方針を定める。

2. 支援方針

(中略)

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

1市2町における合併前後の臨時的な財政需要、新市まちづくり計画の着実な実施に資するため、市町村合併特例交付金を措置する。

(中略)

3. その他

県の財政的支援等の具体的なあり方については、今後検討を進めていく。

(平成17年8月24日記者発表資料)

(2) 市町村合併支援補助金

合併特例交付金が、支援指針における第3段階に対応する財政支援であるのに対し、第1段階・第2段階に対する財政支援としては、平成13年7月に定めた市町村合併支援補助金交付要綱にもとづく市町村合併支援補助金がある。

平成15年度までは第1段階及び第2段階にある市町村に対して補助を行ってきたが、平成16年度以降は旧合併特例法の期限を見据え、より具体的な合併検討を行うべきと考えられたため、法定協議会を設置する等複数市町村での具体的な合併検討への支援として、1市町村あたり5,000千円を上限として補助するものである（要綱は資料編262ページ参照）。

<p>1 交付対象 支援指針における第1段階、第2段階に該当する市町村</p> <p>2 補助対象事業</p> <p>① 市町村合併に関連する研究・検討に係る事業 ② 市町村合併に関連する住民意向調査に係る事業 ③ 市町村合併に関連する広報に係る事業 ④ その他知事が特に認める事業</p> <p>3 補助率・限度額 単年度10分の10以内、上限額500万円</p>
--

なお、これまでの補助実績は、次のとおりである。

年度	対象市町村	段階	対象事業	交付額(千円)
平成13年度	平塚市	第1	湘南市研究会	170
	藤沢市			330
	小田原市	第1	西さがみ連邦共和国	1,614
	箱根町			116
	真鶴町			301
	湯河原町			1,188
合 計			3,719	
平成14年度	平塚市	第1	湘南市研究会	879
	藤沢市			1,168
	茅ヶ崎市			805
	寒川町			525
	大磯町			482
	二宮町			479
平成14年度	小田原市	第1	西さがみ連邦共和国	1,765
	箱根町			476

年度	対象市町村	段階	対象事業	交付額(千円)
平成14年度	真鶴町	第1	西さがみ連邦共和国	2,444
	湯河原町			2,536
	城山町	第1	住民意向調査	1,765
	津久井町			476
	相模湖町			2,444
	藤野町			2,536
	南足柄市	第1	住民アンケート	330
	合 計			20,000
平成15年度	平塚市	第1	湘南市研究会	350
	藤沢市			350
	茅ヶ崎市			140
	寒川町			105
	大磯町			119
	二宮町			105
	真鶴町	第2	任意協議会、法定協議会	4,849
	湯河原町			4,849
合 計			10,867	
平成16年度	真鶴町	第2	法定協議会	1,939
	湯河原町			1,939
	相模原市	第2	任意協議会	5,000
	城山町			5,000
	津久井町			5,000
	相模湖町			5,000
	藤野町			4,865
	合 計			28,743
平成17年度	相模原市	第2	法定協議会	5,000
	城山町			1,403
	津久井町			4,800
	相模湖町			4,800
	藤野町			5,000
	合 計			21,003
平成18年度	相模原市	第2	法定協議会	5,000
	城山町			5,000
	藤野町			5,000
	合 計			15,000

(3) 市町村振興資金貸付金

県では昭和55年4月から、「市町村が住民福祉の維持向上を図るとともに活力と魅力あふれる地域社会を形成するために実施する公共施設等の整備事業等」（神奈川県市町村振興資金貸付金要綱第1条）に対して資金を貸付けている。

真鶴町・湯河原町の合併協議にあたっては、両町の地方債現在高の格差が住民の懸念の一つであったため、国の旧支援プラン（29ページ参照）を補完する観点から、平成16年4月から資金の貸付対象に合併支援事業を加えることとした。

真鶴町・湯河原町の合併協議は、平成16年9月で終了したため本制度は活用されなかったが、平成18年3月20日に合併した1市2町に対しては、平成17年度から資金の貸付けを行っている。

1 貸付の対象となる事業						
平成17年3月31日まで（注：後に旧合併特例法の経過措置期間である平成18年3月31日までに改正）に合併する市町村が過去に借り入れた5%を超える高利の公的資金の繰上償還を行う事業						
2 範囲						
		対象団体		措置期間	上限額	
合併前		法定協議会を設置又は合併重点支援地域に指定され、かつ公債費負担比率が10%以上の市町村		1か年度	5億円 (無利子)	
合併後		合併後の公債費負担比率が10%以上の市町村		5か年度	各年度5億円 (無利子)	
3 活用イメージ						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
				合併後		
	合併前事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

(4) その他の支援

前述の財政的支援と並行して、合併協議の円滑な進展に資することを目的として、合併協議会事務局等への県職員派遣を実施した。

まず、真鶴町・湯河原町に対しては、両町からの求めに応じ、平成15年6月1日付けで合併重点支援地域に指定するとともに、同日付けで任意協議会事務局に県職員1人を派遣することとした。

相模原市・城山町・津久井町・相模湖町に対しても、1市3町からの求めに応じて、平成16年6月11日付けで合併重点支援地域に指定するとともに、同日付けで任意協議会事務局に県職員1人を派遣し、合併にかかる検討・取組みを強力に支援することとした。

また、その他の人的・財政的支援については下表のとおりである。

県の支援方針	具体的な措置
<p>新市まちづくり計画に掲げる県事業の推進</p> <p>新市まちづくり計画に位置付けられている県事業については、県協議のうえ作成された趣旨を踏まえ、県として着実な実現に向けた取組を図るもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津久井広域道路の整備（調査設計、用地買収及び工事等の実施） 〔平成18年度予算 約17億円〕 ・広域交流幹線道路網の整備（国道412号、413号）〔平成18年度予算 約10億円〕 ・生活排水処理施設整備の促進 〔平成18年度予算 約19億円〕 ・水源の森林づくりの推進 〔平成18年度予算 約4億円〕 ・ダム貯水池対策（ダム貯水池のしゅんせつ） 〔平成18年度予算 約22億円〕
<p>中核市への支援</p> <p>2町域で県が行ってきた事務のうち、中核市事務として新市が処理することとなる事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に引き継ぎがなされるよう、関係部局連携のもと、必要に応じて人的・財政的支援を行うもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員交流システムにより新市に専門職員（栄養士、保健師等）を派遣 〔平成18年度～平成20年度 延べ12人〕 ・市職員への研修（2町域にかかる建築確認、開発許可等の事務に関する研修）を実施 〔平成17年度 3人〕
<p>新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村振興資金貸付金を活用した無利子貸付による公債費負担の軽減を支援〔平成17年度〕
<p>県機関のあり方の検討</p> <p>津久井郡は城山町・藤野町の2町となるため、4町域を所管する県機関については、その機能、役割を踏まえつつ、住民生活に支障のないよう十分配慮しながら、そのあり方を検討するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県北地域県政総合センターを設置 〔平成17年度〕（合併後の相模原市と城山町及び藤野町の区域を所管）

4 合併推進に向けた普及啓発の取組み

(1) 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム」の開催

政府の市町村合併支援本部、総務省等が主催する47都道府県にわたる合併シンポジウムの一環として、平成13年度、平成14年度の2回、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム in 神奈川」を開催した。

ア 平成13年度

湘南市（78ページ参照）の研究が始められた湘南地域を会場として、次の要領により開催された。

市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in 神奈川 「湘南発 市町村の新しい姿」

日時：平成14年2月16日（土）13:30～16:30

場所：平塚市民センター

内容：13:30～13:45 開催あいさつ

河野太郎（総務大臣政務官）、岡崎洋（神奈川県知事）、
水木初彦（神奈川新聞社代表取締役社長）

13:45～13:53 ビデオ上映①

13:53～14:53 基調講演

テーマ「都市型の市町村合併～さいたま市の事例から～」
井原 勇（旧与野市長）

14:53～15:00 ビデオ上映②

15:00～15:10 休憩

15:10～16:30 パネルディスカッション

テーマ「湘南発 市町村の新しい姿」

パネリスト

齋藤寛（神奈川中央交通取締役社長）、木村陽子（地方
財政審議会委員）、山本捷雄（藤沢市長）、吉野稜
威雄（平塚市長）、下河内司（神奈川県分権・広域課題担当
部長）、高部正男（総務省大臣官房審議官）

コーディネーター

辻琢也（政策研究大学院大学助教授）

イ 平成14年度

およそ320人の参加のもと、次の要領により開催された。

市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 神奈川 「今こそ考えよう 将来の市町村」

日時：平成14年11月23日（土）12:30～16:40

場所：社のホールはしもと

内容：13:30～13:45 開催あいさつ

米田建三（内閣府副大臣）、水口信雄（神奈川県副知事）、
水木初彦（神奈川新聞社代表取締役社長）

13:45～13:55 ビデオ上映①

13:55～14:40 合併体験報告会

河内直史（新潟市特別参与・旧黒埼町長）

14:40～14:50 ビデオ上映②

14:50～15:00 休憩

15:00～16:20 パネルディスカッション

テーマ「今こそ考えよう 将来の市町村」

パネリスト

沖藤典子（作家）、三浦修壺（フューチャー・コミュニ
ケーション代表取締役社長）、加藤正彦（城山町長）、
天野望（津久井町長）、畠山康（神奈川県分権・広域課題担
当部長）、荒木慶司（総務省自治行政局公務員部長）

コーディネーター

堀田憲司（神奈川新聞社編集局次長兼報道部長）

16:20～16:40 質問コーナー

（プログラムと聴講券）



(2) 「市町村合併を考えるフォーラム」の開催

県では、市町村や地域住民の方々が市町村合併について自ら検討し、議論を深めていただく機会を提供するため、平成13、14年度の2年度にわたり合計13回の「市町村合併を考えるフォーラム」を開催した。

ア 平成13年度

県内6つの地区で開催し、およそ380人の参加があった。開催日時・場所及び当日の進行は、次のとおりである。

地 区	開催日時	開催場所	講 師	参加者概数
津久井	9月8日(土) 14:00～17:00	県津久井合同庁舎 会議棟	辻琢也政策研究大学院大学助教授	100人
県央	9月22日(土) 14:00～17:00	大野南公民館 大会議室	辻琢也政策研究大学院大学助教授	70人
湘南	9月29日(土) 14:00～17:00	平塚プレジール 芙蓉の間	荒田英知PHP総合研究所主任研究員	50人
足柄上	10月14日(日) 14:00～17:00	南足柄市女性センター 研修室	辻琢也政策研究大学院大学助教授	60人
横須賀 三浦	10月27日(土) 14:00～17:00	ヴェルク横須賀 第1会議室	荒田英知PHP総合研究所主任研究員	50人
西湘	10月28日(日) 14:00～17:00	小田原市民会館 第6会議室	横道清孝政策研究大学院大学教授	50人
合 計				380人

- ① 基調講演（上記講師）
- ② 要綱（要約版）の説明（県市町村課職員）
- ③ パネルディスカッション
コーディネーター 上記講師
パネリスト 地域住民の方4人、県職員1人
- ④ 会場参加者とパネリストとの意見交換

イ 平成14年度

県内4つの地区で合計7回開催し、およそ740人の参加があった。開催日時・場所及び当日の進行は、おおむね次のとおりである。

地 区	開催日時	開催場所	講 師	参加者概数
津久井①	5月14日(火) 18:30～21:30	城山町立公民館 2階大会議室	辻琢也政策研究大学院大学助教授	80人
津久井②	6月22日(土) 19:00～21:30	藤野町役場 3階301～303会議室	辻琢也政策研究大学院大学助教授	150人
湘南①	10月20日(日) 13:30～16:00	大磯町立大磯小学校 体育館	横道清孝政策研究大学院大学教授	150人
湘南②	10月21日(月) 18:30～20:30	寒川町役場 東分庁舎第1会議室	横道清孝政策研究大学院大学教授	110人
県央	12月14日(土) 13:30～16:15	綾瀬市役所 3階会議室	岸田拓史日本総合研究所上席主任研究員	80人
横須賀 三浦	1月12日(日) 13:30～16:15	逗子市役所 5階会議室	荒田英知PHP総合研究所主任研究員	60人
湘南③	1月25日(土) 13:30～16:00	二宮町社会福祉センター 大ホール	片岡正昭慶應義塾大学助教授	110人
合 計				740人

- ① 開催趣旨の説明（区市町村課職員）
- ② 基調講演（上記講師）
- ③ パネルディスカッション
（津久井①は円卓会議、津久井②はトーク会として開催）
- ④ 会場参加者とパネリストとの意見交換

※ 湘南②は次の要領で開催。

- ① 開催趣旨の説明（区市町村課職員）
- ② 基調講演（上記講師）
- ③ 会場参加者との意見交換

※ 湘南③は次の要領で開催。

- ① 開催趣旨の説明（区市町村課職員）
- ② 二宮町の現状とこれから
- ③ 基調講演（上記講師）
- ④ 会場参加者との意見交換

(3) 市町村合併出前講座等の開催

県民への普及啓発の一環として、平成13年3月から「市町村合併出前講座」を開始した。

これは、県市町村課職員が5人以上の住民グループからの依頼に応じて合併の説明に赴くもので、現在まで延べ165回開催し、およそ5,860人の参加があった。年度別の開催回数、参加者数は、次のとおりである。

(市町村合併出前講座の実績)

	回 数	市町村議	関係団体	民間グル	人 数	主な出来事
		会議員等	役員等	ープ等		
			※1	※2		
平成12年度	2回	0	2	0	約45人	H14.1.8 「湘南市研究会」
平成13年度	61回	25	21	15	約1,956人	設置
平成14年度	48回	13	12	23	約1,727人	H14.9.4 「真鶴町・湯河原
平成15年度	14回	5	5	4	約434人	町合併推進協議会 (任意)」設置
平成16年度	1回	1	0	0	約38人	H16.4.1 「相模原・津久井
平成17年度	4回	2	0	2	約159人	地域合併協議会 (任意)」設置
平成18年度	1回	1	0	0	約101人	H19.10 「神奈川県におけ
平成19年度	19回	7	3	9	約756人	る自主的な市町村
平成20年度	15回	4	3	8	約645人	の合併の推進に関
合 計	165回	58	46	61	延べ5,861人	する構想」を策定

※1 商工会議所、青年会議所（JC）、青色申告会等

※2 市民、町民等で組織する合併等に関する研究会・勉強会、県政モニターOB会等

また、平成14年度には、各地域における取組みの段階に応じ、市町村職員及び県職員の合併に関する意識啓発と知識修得を図るため、学識経験者・他県の合併経験市町村職員を講師に招き、次のとおり研修会を開催した。

開催日時	開催場所	講師	参加者概数
9月4日(水) 13:00～15:30	県津久井合同庁舎 大会議室	横道清孝政策研究大学院大学教授 木村悦也潮来市企画財政課係長	80人
9月6日(金) 13:30～15:00	湯河原町役場 第2庁舎会議室	森本繁篠山市まちづくり推進課長	120人
9月9日(月) 13:30～15:00	県厚木合同庁舎 会議室	荒田英知PHP総合研究所主任研究員	80人
合 計			280人

出前講座のテキストは、平成14年10月、合併について分かりやすく説明した小冊子「これからのまちづくりと市町村合併」（10,000部作成し、同年度内に5,000部を増刷）を用いた。この小冊子は、県の出先機関や市町村役場にも配布するとともに、希望者からの送付依頼に対して無償で提供することとした。

さらに、平成16年3月には、時点修正とあわせて改訂版を15,000部印刷し、一層の普及啓発に務めた。

（「これからのまちづくりと市町村合併」）



第4章

旧合併特例法下における県内市町の取組み

2 湘南市研究会の取組み

「湘南市研究会」は、平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町により平成14年1月に設置され、政令指定都市を視野に入れた研究を行っていたが、翌年4月に実施された統一地方選挙の結果を受け、翌月26日に解散された。

その後、この地域における合併検討は行われていない。

(1) 「湘南市研究会」の設置

湘南地域は、多様な産業や高度な研究・教育機関、住民生活に必要な都市基盤も整備され、近隣市町との広域連携を図っていることから、人びとの活動や交流も盛んであった。

地方分権時代においては、産業・交通等様々な都市機能の連携強化を図り、住民ニーズに適う福祉政策や環境保護政策を充実して、個性ある地域に根付いた伝統・文化を踏まえた21世紀にふさわしい創造力あふれる文化を生み出すことが時代の要請である一方、財政力、人材育成の充実等、行財政基盤の強化が地方自治体の重要な課題であるとの認識のもと、相模湾に広がる3市3町が、地域のもつ歴史、文化、伝統、自然を踏まえ、これまでの広域的な連携をさらに発展させ、長期的な視野に立ち、将来のまちづくりの研究を進めるため、各市町の長を構成員（茅ヶ崎市はオブザーバー参加）とした「湘南市研究会」（以下「研究会」という。）を平成14年1月8日に発足させた。

研究会では、3市3町が一つにまとまる人口100万の「湘南市」の将来都市像にふさわしい地方制度として、政令指定都市を導入すべきとして、次のテーマについて、研究を進めることとした。

- ① 21世紀の政令指定都市「湘南市」の都市像研究
- ② 地方分権における行政の主体的な政策研究
- ③ 行政施策の展開における、より高度な行政サービスの研究
- ④ 合併に関する諸問題の実務研究

(湘南市の将来都市像)

人と自然とまちが奏でる「交響都市」 ～日本の「湘南」から世界の“SHONAN”への飛躍～

ゆるやかに弧を描く湘南海岸と母なる相模川に抱かれ、富士・箱根を望む湘南は、日本の大動脈である東海道沿いに位置し、豊かな伝統文化と自然に恵まれた温暖で風薫る美しい風景をもち、100万に迫る人々が生活する地域です。

この湘南に位置する3市3町は、それぞれの魅力あふれる地域資源を活かして「湘南市」として一つにまとまります。そして、3つの基本理念に則りまちづくりを進め、日本の「湘南」から世界の“SHONAN”へ飛躍します。

基本理念1：新ライフスタイル発信都市

良好な住宅地、最先端の産業・学術・研究拠点と豊かな自然環境をあわせもつ湘南市は、住まいの近くで働き、学び、遊ぶことができる豊かでゆとりとやすらぎのある**新しいライフスタイルを発信する都市**です。少子高齢社会に生きる誰もが、自立した個人として互いを尊重しあい、新しい生活文化づくりに積極的に挑戦しながら、潤いのある生活を楽しむことができます。

基本理念2：知的創造都市

環境にすぐれ、交通、教育文化、医療、産業等多様な都市機能が集約され連携する湘南市は、付加価値の高い産業と個性豊かな芸術文化を生み出し、情報を世界に発信する**知的創造都市**です。湘南がもつ独創的なライフスタイルに魅力を感じ、チャレンジ精神に富む知性高い人々が集い、活動する創造の核となります。

基本理念3：ネットワーク型都市

人々の活力があふれ、多彩な地域資源をもつ湘南市は、まちとまち、人と人とが、お互いに連携し協調しあい、全体の魅力を高める、多角構造からなる**ネットワーク型都市**です。住民、企業、NPO、行政等による新たな協働のネットワークが生まれ、未来を拓く都市を形成します。

湘南市は、これまで蓄積された共有財産と育まれた歴史文化を活かし、人と自然とまちが奏でる「交響都市」をめざします。

(2) 実施事業

ア 将来都市像の研究

研究会では、将来を展望した積極的なまちづくりとして、個性豊かで特色のある3市3町が一つにまとまる湘南市の都市将来像について、地域資源の一体化・広域的活用を図り、歴史・文化により確立された湘南のイメージを発展させ、世界に対して発信できる魅力あふれる都市を目指すこと、また、人口100万を有して目指すべき政令指定都市の姿等が議論された。

まず、将来都市像については、湘南海岸と相模川という豊かな自然環境、歴史と文化、地域全体でバランスよく整備された都市基盤という高いポテンシャルを有する地域の特徴を把握したうえで、少子高齢化・人口減少、生活圈・経済圏の広域化、産業構造の変化、地方分権と厳しい財政状況等といった地域を取りまく社会経済条件に対し、どう対処していくかが検討された。

その結果、上記のようなポテンシャルといわゆる湘南ブランドを地域の共有財産として活用しながら、社会経済条件の変化に広域的に対応する方向性として、「新しい生活文化／ライフスタイルの創造」、「新たな産業基盤の創出」、「コミュニティ活動の活性化」、「行財政の効率化」が重要であるとした。

これらの検討を踏まえ、湘南市の将来都市像を「人と自然とまちが奏でる『交響都市』～日本の『湘南』から世界の” SHONAN” への飛躍～」と提案するとともに、まちづくりの3つの基本理念（①新ライフスタイルの発

信都市、②知的創造都市、③ネットワーク型都市)と7つのまちづくりの目標(①水とみどりのルネサンス 湘南海岸・相模川の自然と共生するまち、②21世紀の東海道に連なるまち、③芸術・文化を創造し発信するまち、④湘南ブランドをいかした世界にはばたく産業を育てるまち、⑤21世紀の湘南を支える人を育むまち、⑥いきいきと安心して暮らせるまち、⑦自立的な地域経営をめざすまち)を示した。

また、湘南市がめざす将来都市像を実現するための7つのまちづくりを進めるためには、幅広い権限と財源を持つこと、個性ある地域の発展と自治を深める仕組みを持つことが必要であり、3市3町が単に一つになるのではなく、政令指定都市を目指すとともに、地域特性を活かすことができる仕組みについて検討をしていく必要があるとした。

これらの検討結果は、平成15年3月に「平成14年度湘南市の将来都市像研究報告」としてとりまとめられた。

イ 事務事業一元化状況調査の実施

将来都市像の研究とあわせて、湘南市構想における行政サービスのあり方の研究の一環として、3市3町で実施している事務事業の実態調査と現状把握を行い、一元化するにあたっての課題等の分析検討を行った。

調査は、6つの分野の専門部会と専門部会の下部に位置する49の分科会が、すべての事務事業を継続することを前提として、①一体性確保の原則、②住民福祉の原則、③負担公平の原則、④健全な財政運営の原則、⑤行政改革推進の原則の5つの視点から、一元化の必要性、調整を行う時期、課題点について分析を行うものであった。調査対象となった事務事業は1,565件ののぼり、そのうち調整が必要な事業は860件(54.9%)、調整が不要な事業は705件(45.1%)という結果となった。

これらの検討結果は、平成15年5月に「平成14年度行政サービスのあり方及び実務課題の研究報告」としてとりまとめられた。

(ア) 事務事業一元化実態調査

○調査時期：平成14年4月上旬～5月下旬

○概要：3市3町が平成14年4月1日現在それぞれ実施している事務事業の内容等について実態を調査し、事務事業一元化実態調書を作成する。

(イ) 事務事業一元化現況調査(第1ステップ、第2ステップ)

○調査時期：平成14年6月上旬～8月上旬

○概要：分野別の専門部会と分科会における、3市3町の事務事業の現状把握

○第1ステップの概要：

3市3町において調査した事務事業一元化実態調書をもとに、事

務事業を照合し現況比較のための整理を行う。

○第2ステップの概要：

整理された事務事業の現況を調査、比較検討することでその相違点を浮き彫りにし、事務事業一元化現況調書を作成する。

(ウ) 事務事業一元化分析検討（第3ステップ）

○分科会調査時期：平成14年10月上旬～15年3月下旬

○第3ステップの概要：

事務事業一元化現況調書をもとに、一元化の必要性和課題点等について分析し、その方向性を検討し、事務事業一元化分析調書を作成する。

(事務事業一元化状況調査結果の概要)

分野	件数	割合	調整が必要な事業		調整が不要な事業	
			A 合併時に調整する事業	B 合併時に調整する事業	C 今後検討を必要とする事業	D 現況で継続する事業
福祉・健康・医療	388	25%	163	60	86	79
教育・文化・自治	202	13%	75	72	10	45
都市整備・都市計画	305	19%	74	53	75	103
環境・産業	367	23%	115	115	32	105
総務・企画・防災	260	17%	68	32	143	17
財政	43	3%	31	2	9	1
合計	1565	100%	526 33.6%	334 21.3%	355 22.7%	350 22.4%

A・・・合併に調整をしないと法令に抵触する事業、合併時に調整しないと市民生活に著しい支障が生じるおそれのある事業

B・・・合併時に一元化することは要しないが、効率的な運営や公平性の確保において合併後に調整を行い一元化していくことが望ましい事業

C・・・内部的な事務の調整など今後検討を要するが現時点では調整不要とする事業

D・・・施設の管理事務やハード整備又は地域色の濃い事業（イベント等）など、現況で継続することが可能な事業

(3) 研究会の解散

平成15年4月に実施された統一地方選挙の結果、2市の市長が交代し、研究会についての考え方が異なるものとなったため、翌月26日に行なわれた第10回研究会において各市長、町長の合意により研究会は解散された。

(第10回研究会後に開いた記者会見で発表した統一見解)

湘南市研究会は、自治体が厳しい財政状況に直面し、かつ少子高齢社会、地方分権時代を迎える中で、湘南地域の将来のまちづくりを研究しようと意見がまとまった3市3町が、もし一つになったらどのような姿になるか、研究を進めてまいりました。

しかし、先の統一地方選挙で、平塚市、茅ヶ崎市の首長が新たに就任し、研究会について、各首長の考え方が異なるものとなり、共通理解のもとで研究を進める条件が変わりましたので、湘南市研究会はおわりにします。

これまでの研究の成果は5月末にできあがりますので、6月に入ってから住民に情報提供していきます。この成果は、広域的な視野からまちづくりを考える基礎的な資料として、また、各市町の施策や事業の立案に今後、活用できると考えています。

3 真鶴町・湯河原町の取組み

真鶴町・湯河原町（以下「両町」という。）の合併検討は、平成14年9月の任意協議会設置により本格的にスタートし、合併目標期日を平成17年1月とすること等を確認した後、翌年9月には法定協議会に移行し、さらに具体的な合併協議が行われた。

平成16年4月に両町で住民意向調査を行ったところ、真鶴町において合併反対が過半数を占めたため、合併協議は一時休止された。この間、同町は18歳以上を対象として住民投票（124ページ参照）を実施したが、再度同様の結果となったため、法定協議会は9月25日付けで廃止された。

平成17年1月には、真鶴町から湯河原町に対して法定協議会設置を求める住民発議（122ページ参照）がなされたが成立せず、両町による合併検討は終了した。

(1) 両町の概要

ア 位置と地勢

両町の地域は、県の西端部に位置し、東京都心からおおむね90kmの距離に位置している。地域の東北部は小田原市に、北西部は箱根町に、西部は静岡県函南町に、南西部は熱海市にそれぞれ接している。行政区画としては足柄下郡に属する。

東部は相模湾に面するが、西に向かうにつれ箱根火山等の山岳地形となるため標高が高くなる。相模湾や湯河原温泉といった自然環境に恵まれた風光明媚な地域であり、富士箱根伊豆国立公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園にも指定されている。

真鶴町は、その全町域が起伏に富んでおり、平坦地は少ない。真鶴半島は箱根外輪山の支脈が伸び相模湾に突出したもので、その先端部は江戸時代からの先人の植樹による御林と呼ばれるクロマツやクス等の原生林となっている。

湯河原町は、東部で相模湾に面しているが、それを除く三方は箱根外輪山や伊豆の山岳地形に囲まれている。西部の千歳川に沿った地域は、宿泊施設が集中する温泉保養地となっている。千歳川及び東部の新崎川の下流域は、小規模ながら沖積平野が形成されている。

イ 人口と面積（平成17年国勢調査）

	真鶴町	湯河原町	合計
総人口（人）	8,714	27,430	36,144
総面積（km ² ）	7.02	40.99	48.01
人口密度（人/km ² ）	1,241.31	669.19	752.86
昼夜間人口比率（%）	72.3	86.7	—

ウ これまでの合併の経緯

昭和の大合併に至るまで現在の両町域には5つの町村があり、昭和29年11月に合併促進協議会を設置して合併協議を進めていたが、財産区と上水道供給の問題を契機として分裂し、福浦村、吉浜町及び湯河原町の3町村は昭和30年に合併して湯河原町が、真鶴町及び岩村の2町村は昭和31年に合併して真鶴町が誕生した。

なお、湯河原町と接する千歳川右岸の熱海市泉地区との合併問題は、長い間懸案となっており、昭和の大合併でもこの問題が再燃したが、自治庁による自治紛争調停に付され当分現状のままとされることになった。結果として、越県合併は実現せずそのまま現在に至っている。

(2) 任意協議会設置までの経緯

ア 行政の取組み

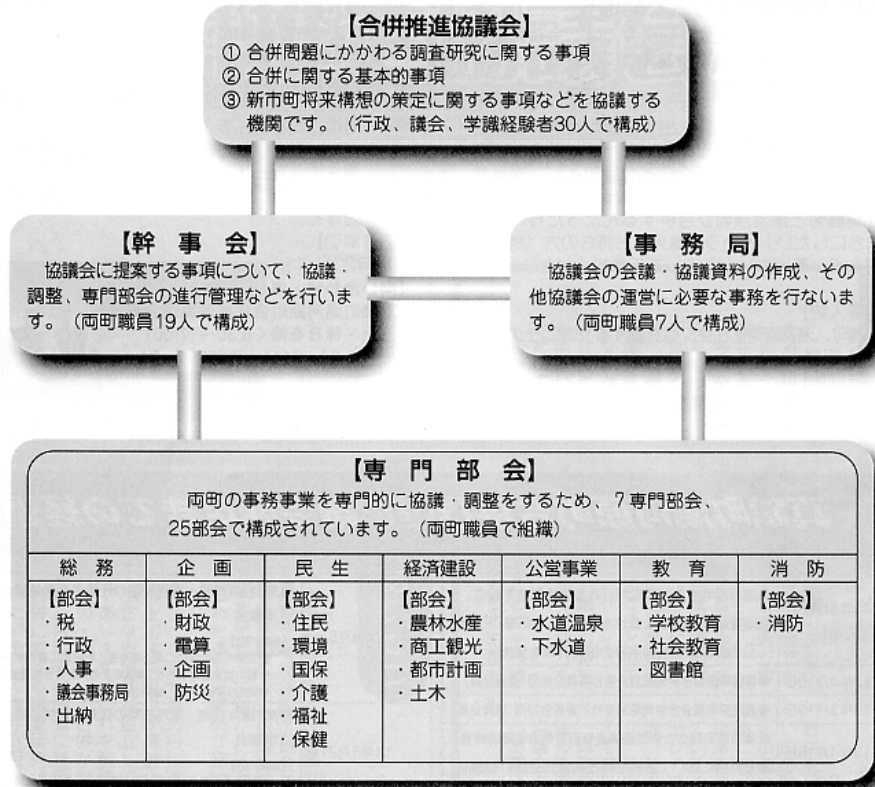
両町は、昭和40年に任意の協議会である湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会を設置し、湯河原町から真鶴町へのし尿処理事務の委託、真鶴町営火葬場の湯河原町民の利用、湯河原町から真鶴町への飲料水の供給、真鶴町から湯河原町への消防事務や下水道事務の委託、一部事務組合の設立によるごみの共同処理、両町の公の施設の共同利用といったさまざま分野の広域行政に取り組んでいた。

こうした中、少子高齢化の到来、交通網の発達による住民の活動範囲の拡大、地方分権等の時代の変化に対応した行政サービスを提供していくためには、行財政基盤の安定・強化と効率化を図り、今後一層激しくなる地域間競争に耐えるための体制づくりが不可欠であるとの認識のもと、両町はその手段の一つとして、合併の検討を始めることとした。

両町は、平成14年8月5日、21日に任意協議会設立準備会を開催し、同年9月4日、平成の大合併では県内初となる「真鶴町湯河原町合併推進協議会」（任意協議会）を設置した。

この任意協議会は、真鶴町側委員14人、湯河原町側委員14人、県職員2人の合計30人で構成され、会長には湯河原町長が、副会長には真鶴町長が就任した。下部組織として、幹事会、専門部会（25部会）及び事務局が設置された。

(真鶴町湯河原町合併推進協議会組織体系図)



イ 議会の取組み

こうした情勢の変化に対応し、両町議会においても議員全員が委員となる「合併問題調査特別委員会」が、真鶴町では平成13年3月16日に、湯河原町では同月19日にそれぞれ設置された。

この特別委員会では、合併に関する調査研究が行われ、すでにさまざまな分野の広域行政を推進してきた両町が、将来にわたって地域の発展を確保するための合併の必要性が指摘され、平成14年6月には両町の議会において任意協議会の設立を準備することを確認し、その手続きが進められることとなった。

(3) 任意協議会における協議

ア 協議の概要

平成14年9月10日、第1回協議会が湯河原町役場で開催された後、月1回の割合で協議会を開催し、両町で実施している事業を比較・調整する事務事業のすり合わせや、合併後の地域のまちづくりの姿を示した新市町建設計画についての議論が重ねられた。

事務事業のすり合わせは、専門部会において整理された地方税、高齢者

福祉事業、学校教育事業といった約500項目の事業を比較、調整するものであり、それらの項目はAランク（協議会において協議し、決定すべき事項）、Bランク（A以外で、幹事会において協議し、決定すべき事項）、Cランク（A、B以外で、専門部会レベルで調整することができる事項）の3つに分けられた。

Aランクの項目は、最終的には法定協議会で協議し確認される合併協定項目となり、「合併の方式」、「合併の期日」、「新市町の名称」及び「新市町の事務所の位置」のいわゆる合併基本4項目を含む38項目が位置付けられた。

基本4項目のうち、「合併の方式」については編入合併ではなく新設合併とすること、「合併の期日」については平成17年1月を目標とすること、「新市町の事務所の位置」については湯河原町役場を本庁舎に、真鶴町役場を支所とすることが確認されたが、「新市町の名称」やその他の項目のうち「使用料・手数料等の取扱い④水道料金」については、意見が一致せず、法定協議会における継続協議となった。

平成15年6月1日には、県内初の合併重点支援地域に指定された（53ページ参照）。

なお、合併協定項目及び主な協議等の内容は次のとおりである。

（合併協定項目（Aランク）の一覧）

1	合併の方式	20	介護保険事業の取扱い
2	合併の期日	21	消防団の取扱い
3	新市の名称	22	行政区の取扱い
4	新市の事務所の位置	23	姉妹都市
5	財産の取扱い	24	電算システム事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	25	企画・広報公聴関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	26	保健衛生事業
8	地方税の取扱い	27	診療所事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	28	障害者福祉事業
10	特別職の職員の身分の取扱い	29	高齢者福祉事業
11	条例、規則等の取扱い	30	児童福祉事業
12	事務組織及び機構の取扱い	31	ごみ収集運搬業務事業
13	一部事務組合等の取扱い	32	上水道事業
14	使用料、手数料等の取扱い	33	下水道事業
15	公共的団体等の取扱い	34	公立学校（園）の通学区域
16	補助金、交付金等の取扱い	35	学校教育事業
17	町名、字名の取扱い	36	社会福祉協議会
18	慣行の取扱い	37	建設関係事業の取扱い
19	国民健康保険事業の取扱い	38	新市町建設計画

(任意協議会における主な協議等の内容)

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成14年 9月10日(火)	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を確認
第2回	10月9日(水)	○新市町建設計画の策定方法及び合併に関する講演会の開催実施要領(案)等を協議
第3回	11月13日(水)	○両町総合計画の比較表の提出 ○事務事業すり合わせ作業手順について説明
第4回	12月11日(水)	○新市町建設計画素案策定のためのワークショップの内容について報告 ○合併スケジュール案の提示
第5回	平成15年 1月15日(水)	○事務事業すり合わせ作業について現状説明 ○新市町建設計画素案の第1章・第2章の提示
第6回	2月12日(水)	○合併協定項目(Aランク)及び新市町建設計画素案第3～5章の提示
第7回	3月12日(水)	○項目1、2、4について協議、確認 ○項目3について協議(継続協議) ○新市町建設計画素案第6～8章の提示 ○来年度事業計画案及び予算案を承認
第8回	5月14日(水)	○項目6、7、19、20について協議、確認 ○項目8のうち都市計画税について協議(継続協議) ○項目14のうち水道料金について協議(継続協議)
第9回	6月11日(水)	○項目8のうち都市計画税について協議、確認 ○項目9、10、11について協議、確認 ○項目14のうち水道料金について協議(継続協議) ○新市町建設計画素案全章の協議
第10回	7月9日(水)	○項目12、13(吉浜財産区管理会の取扱いのみ継続協議)、15、21について協議、確認 ○項目14のうち水道料金について協議(継続協議) ○地域審議会について説明
第11回	8月13日(水)	○項目5、13(吉浜財産区)、22、36について協議、確認 ○新市町建設計画素案(「真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン」)について確認

イ 真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョンの作成

合併後の地域のまちづくりの姿を示した新市町建設計画素案「真鶴町・湯河原町 夢・まちづくりビジョン」（以下「まちづくりビジョン」という。）は、住民の意見を計画に反映するため町民ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）の提言を取り入れてまとめられた。

ワークショップは、公募の両町在住在勤の18歳以上の男女26人（真鶴町13人（男性11人、女性2人）、湯河原町13人（男性11人、女性2人。のち24人）で構成され、平成14年12月から平成15年5月までの間に9回開催された。平成15年3月には、検討結果を両町民に報告する「新市町建設計画町民ワークショップ発表会」も開催され、108人もの参加があった。

ワークショップは、両町の基盤的産業である観光産業を重要プロジェクトの一つとして位置付け、観光産業が持続的に発展するような施策の提言を踏まえ、新市町の将来像のキャッチフレーズを「ふるさと真鶴・湯河原豊かな自然と文化を継承するまち」と定め、それを実現するための5つの柱とそのための新市町における施策をまちづくりビジョンとしてとりまとめた。

(4) 住民意向調査の実施（平成15年）

ア 真鶴町

真鶴町では、平成15年7月のまちづくりビジョンの策定にあわせ、住民説明会と住民意向調査が実施された。

住民説明会は、同月6日から町内5会場で開催され、延べ281人の町民が参加した。町からは、町長、助役、収入役、教育長、合併対策課員が出席し、活発な意見交換がなされた。

住民意向調査は、合併の是非を問うものではなく、合併協議を進めること等を問う調査であったが、「協議を進めていくことが必要である」との回答が51.1%、「どちらかといえば協議を進めていく方が望ましい」との回答が22.4%となり、多くの町民が合併協議を進めていく必要性を感じているという結果になった。

(調査の方法と回収結果)

対 象	平成15年7月1日現在で住民基本台帳及び外国人登録原票登載者のうち、昭和61年4月1日以前に生まれた住民	
調査方法	郵送調査法	
実施時期	平成15年8月1日～15日	
回収結果	発送件数 8,047人 未送致件数 63人 標本数(送致件数) 7,984人	有効回収数 4,687人 有効回収率 58.7%

イ 湯河原町

湯河原町でも、10月から11月にかけて住民説明会とアンケート調査が実施された。

住民説明会は、10月20日から町内10会場で開催され、延べ535人の町民が参加した。

アンケート調査は、新市町の名称や両町が合併するとした場合の効果や不安等を問うものであったが、新市町の名称については「湯河原」とする回答が65.0%、「新しい名前」とする回答が22.9%となった。

調査の方法は、各区会を通じて住民説明会の案内とアンケートを配布し、説明会場や公共施設の意見箱で回収するとするもので、1,223通の回答が得られた。

(5) 法定協議会における協議

ア 協議の概要

両町は、任意合併協議会において確認されたスケジュールに沿って合併協議を進めてきたが、平成17年1月の合併目標に向けて、法定協議会へ移行して本格的に議論を深めることが求められたため、平成15年9月19日の両町議会の議決を経て、同月24日付けで法定協議会である「真鶴町湯河原町合併協議会」を設置した。委員や組織は、任意協議会の構成をそのまま引き継いだ。

10月8日に開催された第1回協議会では、任意協議会における合併協定項目38項目のうち、確認済みの18項目と一部確認した1項目の合計19項目について法定協議会として改めて確認するとともに、委員から提案された地域審議会等、新たに協議が必要になった4項目を追加して41項目とすることが確認された。また、新市町建設計画の作成のスケジュール等が協議された。

順調に協議は重ねられ、年が明けた1月の第4回協議会においては、大きな懸案とされていた新市の名称と上水道の取扱いについて、それぞれ湯河原市とすること、両町の上水道事業は合併時に統合すること等が確認された。4月の第6回協議会までには、すべての合併協定項目が確認された。

しかし、4月に両町で実施した「合併の賛否に関する住民意向調査」の結果、真鶴町では合併反対が合併賛成を上回り、その結果を受けた真鶴町長の要請により、5月の第7回協議会において、3か月間の協議中断が確認された。

その後、真鶴町では「真鶴町の合併についての意思を問う住民投票条例」が成立し、8月8日に住民投票が実施されたが、反対が賛成を28票上回る結果となった（124ページ参照）。

この住民投票の結果を受け真鶴町長は辞職し、8月の第8回協議会において法定協議会を解散することが確認された。両町9月定例議会における議決を経て、9月25日付けで法定協議会は廃止された。

なお、法定協議会における合併協定項目は、次のとおりである。

（合併協定項目の一覧）

1	合併の方式	21	消防団の取扱い
2	合併の期日	22	行政区の取扱い
3	新市の名称	23	姉妹都市
4	新市の事務所の位置	24	電算システム事業
5	財産の取扱い	25	企画・総務関係事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	26	保健衛生事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	27	診療所事業
8	地方税の取扱い	28	障害者福祉事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	29	高齢者福祉事業
10	特別職の職員の身分の取扱い	30	児童福祉事業
11	条例、規則等の取扱い	31	社会福祉事業
12	事務組織及び機構の取扱い	32	民生関係事業
13	一部事務組合等の取扱い	33	産業経済関係事業
14	使用料、手数料等の取扱い	34	環境衛生事業
15	公共的団体等の取扱い	35	建設関係事業
16	補助金、交付金等の取扱い	36	上水道・温泉事業
17	町名、字名の取扱い	37	下水道事業
18	慣行の取扱い	38	教育関係事業
19	国民健康保険事業の取扱い	39	社会福祉協議会
20	介護保険事業の取扱い	40	地域審議会
		41	新市町建設計画

(法定協議会における主な協議等の内容)

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成15年 10月8日(水)	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を確認 ○合併協定項目(41項目)を確認 ○項目8(都市計画税を除く。)、27について協議、確認 ○項目41について協議(継続協議)
第2回	11月13日(水)	○項目16、28～32、34、35、38(中学校の学区、通学区域は継続協議)について協議、確認 ○項目41について協議(継続協議)
第3回	12月10日(水)	○項目14、23、26、33、37、38(中学校の学区、通学区域)について協議、確認 ○項目3、41について協議(継続協議)
第4回	平成16年 1月14日(水)	○項目3、41について協議、確認 ○項目14(上水道料金)について協議、確認 ○項目24、25、36、40について協議、確認
第5回	2月10日(火)	○項目17について協議(継続協議) ○項目18について協議、確認
第6回	4月14日(水)	○項目17について協議、確認 ○両町で実施した住民説明会の結果について報告
第7回	5月12日(水)	○前年度事業報告案及び決算案を承認 ○両町で実施した住民意向調査の結果について報告
第8回	8月18日(水)	○真鶴町の住民投票の結果について報告 ○法定協議会の解散について確認

イ 主な協議事項

(ア) 新市町の名称

新市町の名称は、任意協議会で2回協議されたが、真鶴町の委員から「(平成15年8月の)住民意向調査の後に決めてもらいたい」という意見があったため、法定協議会の継続協議項目とされていた。

第3回法定協議会においては、新市町が平成17年3月までの合併であれば旧合併特例法の規定により人口3万以上で市とすることができること、市は福祉事務所を設置できること、また、郡名を冠しないイメージアップにより、定住人口や企業の誘致が期待されること等から、「市」になることが確認された。しかし、名称については、現在の両町の名称を採用するのか、新規に名称を定めるのか等が決まらず、正副会長の調整に委ねられることとなった。

その後、両町長の調整により、現在の名称としない場合は、すでに行われていた住民アンケートに寄せられた新しい名称の上位である「西湘」や「西さがみ」が有力であるが、それらは「真鶴町」、「湯河原町」に代わり愛着を持つことができるような素晴らしい名称とはいえないため、現在の名称のどちらかにすることとし、より多くの住民の賛意を判断基準として、新市の名称を「湯河原市」とすることに決定した。

(イ) 上水道料金の取扱い

両町の水道料金には大きな差があり、任意協議会でも数度にわたり協議されたが合意に至らず、法定協議会へ協議が引き継がれていた。

結果として、両町議会により構成された議会幹事会により、合併年度は旧町の料金体系のままとし、平成17年度からは湯河原町の水料金体系に統一する、とした案が採用されることとなった。

(モデルケースによる水道料金の比較)

使用水量	真鶴町	湯河原町	料金差
20m ³ 使用した場合	2,300円	1,340円	960円
30m ³ 使用した場合	3,850円	2,040円	1,810円
40m ³ 使用した場合	5,625円	2,790円	2,835円
50m ³ 使用した場合	7,625円	3,540円	4,085円

(メーター口径13mm、1か月の使用料、税抜き)

ウ 新市建設計画の作成

新市建設計画は、ワークショップの協力を得て任意協議会で作成されたまちづくりビジョンを土台として作成された。その素案は第3回協議会までの間に協議、修正され、第4回協議会において新市建設計画として確認された。

この新市建設計画では、まちづくりの将来像である「ふるさと真鶴・湯河原 豊かな自然と文化を継承するまち」の実現に向けて次の5つの柱を立て、そのための新市の施策を位置付けた。

(ア) 地域の魅力を高め、活力あふれるまち

- 産業の振興としての地域産業づくり、観光業、商業、鉱産業の振興等
- 産業、商業、鉱産業の活性化に向けた重点地区の整備とネットワーク化等

(イ) 山と川と海を守り、安全で快適なまち

- 自然環境の保全と利用促進、道路交通網の整備、生活環境の整備と環境美化等

(ウ) 少子高齢社会に対応した、健やかで心かようまち

- 健康づくりの推進、医療体制の充実
- 地域での福祉づくり、地域福祉を支える人づくり、子育て支援の充実等

(エ) 国際化、情報化に対応した豊かな教育と文化を育むまち

- 地域での人づくり、学校教育の充実、生涯学習や文化活動、スポーツ活動の振興等

(オ) 地方分権に対応した住民参加のまち

- 地域づくり活動の推進、地域情報交流と支援システムの確立等

(6) 両町における住民説明会と住民意向調査の実施

平成16年2月には、41項目の合併協定項目の協議がほぼ終了したことを踏まえ、合併の是非を判断する機会として、両町がそれぞれ住民説明会を実施した。

この住民説明会は、真鶴町で5回、湯河原町で10回開催され、それぞれ331人、474人の住民の参加があった。説明会では、新市の名称、まちづくりの方向性、合併後の行政サービスや、住民負担がどうなるか等の協議結果について説明があり、並行して両町内の各種団体にもそれぞれ説明が行われた。

(住民説明会の開催結果)

	一般町民対象		各種団体対象	
真 鶴 町	5 回	331 人	15 回	269 人
湯河原町	10回	474人	11回	377人
合 計	15回	805人	26回	646人

平成16年4月、住民への説明を終えた両町は、合併の賛否に関する住民意向調査を実施した。調査は、両町内在住の18歳以上の住民32,045人を対象として、4月1日から15日の期間に実施された。有効回答は、23,072人（回収率74.7%）で、湯河原町では合併賛成の回答が80.4%にのぼり、反対の回答（18.7%）を上回った一方、真鶴町では合併賛成の回答が40.5%にとどまり、合併反対の回答が58.7%と過半数を占めるに至った。

この結果を受け、5月12日に開催された第7回協議会では、以後の合併協議の進め方等が協議され、真鶴町長より「住民投票等の方法により8月末までに町として最終判断を行うため、3か月待ってもらいたい。」との要望が出されたため、合併協議は一時休止され、当初6月に予定されていた合併協定調印も先送りされることとなった（8月に実施された住民投票の結果は122ページ参照）。

(調査の方法と回収結果)

対 象	平成16年3月1日現在で住民基本台帳及び外国人登録原票登載者のうち、昭和61年4月1日以前に生まれた住民		
調査方法	郵送調査法		
実施時期	平成16年4月1日～15日		
回収結果	発送件数 32,045人 未送致件数 303人 標本数（送致件数）31,742人	有効回収数 23,702人 有効回収率 74.7%	

(住民意向調査の結果)

	合併に賛成	合併に反対	その他
真 鶴 町	2,556人 (40.5%)	3,699人 (58.7%)	50人 (0.8%)
湯河原町	13,979人 (80.4%)	3,261人 (18.7%)	157人 (0.9%)
全 体	16,535人 (69.8%)	6,960人 (29.4%)	207人 (0.9%)

(7) 合併協議の終了

ア 法定協議会の解散

平成16年8月18日、第8回協議会が開催された。協議会に先立ち、協議会の副会長であった真鶴町長が辞職したため、真鶴町長の職務代理者である町助役が副会長として出席していることが報告された。

協議会では、真鶴町での住民投票の結果について報告があった後、それを受け、今後の合併協議の進め方が協議された。さまざまな意見が出されたが、真鶴町からは、合併問題は将来の町のあり方に関わる最も重要な問題であり、投票結果も僅差であったため、協議会の存否や合併の是非を町長職務代理者である助役の立場で判断することは適切でなく、町の総意として、湯河原町の下承が得られれば、出直し町長選挙後に法定協議会の存続について判断をしていただきたい、との提案がなされた。

一方、湯河原町は、真鶴町での住民意識調査、住民投票の結果等から判断して、法定協議会はいったんここで解散すべき、との総括的な意見が示された。そのため、最終的な判断は、協議会会長である湯河原町長が下すこととなった。

湯河原町長は、真鶴町にも法定協議会を解散するとの意見もあり、湯河原町も大半がここで合併協議を終了させるという意見であったことから、いったん法定協議会を解散してはどうか、と提案し下承された。これにより、真鶴町湯河原町合併協議会は解散することになった。

その後、9月14日に湯河原町議会で、翌15日には真鶴町議会において、それぞれ全会一致で法定協議会の廃止が可決され、平成14年9月の任意協議会設立から約2年にわたって行われてきた両町の合併協議は終了することとなった。

イ 合併重点支援地域の指定解除

県は、両町の法定協議会が廃止されたことを踏まえ、平成16年10月14日付けで両町に対する合併重点支援地域の指定を解除した。

ウ その後の動き

平成17年1月には、真鶴町の住民から湯河原町を相手方とする法定協議会設置の住民発議がなされたが、不成立に終わった（122ページ参照）。

4 相模原市・津久井郡の取組み

相模原市・津久井郡4町（以下「1市4町」という。）の合併検討は、平成16年4月に藤野町を除く相模原市・城山町・津久井町・相模湖町（以下「1市3町」という。）が、県内2例目となる任意協議会である「相模原・津久井地域合併協議会」を設置したことにより本格的にスタートした。このとき、藤野町では、町議会が任意協議会への不参加の方針を決定し、あわせて任意協議会への負担金を除く修正予算案が可決されたことにより合併検討に参加することができなかった。

任意協議会における協議は終了したものの、合併目標期日が合意できず1市3町による法定協議会の設置が見送られた後、平成17年2月、城山町を除く相模原市・津久井町・相模湖町（以下「1市2町」という。）は、県内2例目となる法定協議会「相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会」を設置し、旧合併特例法の経過措置期間内である平成18年3月20日に合併することとなった。

一方、城山町では、合併にかかる住民投票を実施しない町長の解職が成立し、それに伴い新町長が選挙されると、平成18年4月12日付けで法定協議会「相模原市・城山町合併協議会」が設置され、3回の協議を経て平成19年3月11日付けで合併することが決定した。

藤野町においても、平成16年6月に実施された住民投票では1市4町による合併賛成が過半数となったため、町単独で合併検討を行った。その後、平成17年4月1日に法定協議会「相模原市・藤野町合併協議会」が設置され、7回の協議を経て城山町と同日付けで相模原市と合併することとなった。

(1) 地域の概要

ア 位置と地勢

1市4町の地域は、県の北西部に位置し、東京都心からおおむね30～60kmの距離に位置している。市域の東部、北部は東京都町田市及び八王子市に、西部は山梨県上野原市及び道志村にそれぞれ接している。

東部に位置する相模原地域は、相模川の左岸に広がる相模原台地に位置しており、市域全体がほぼ平坦な地形となっている。昭和30年代以降、人口の急増により急速な都市化が進み、多くの企業が立地する内陸工業都市としても発展してきた。旧郡では高座郡に属した。

西部に位置する津久井地域は、相模川や道志川といった河川、津久井湖、相模湖や宮ヶ瀬湖といった湖沼、さらには神奈川県最高峰である蛭ヶ岳を擁する広大な丹沢山地といった自然資源に恵まれた風光明媚な地域であり、丹沢大山国定公園、県立津久井湖城山公園、県立陣馬相模湖自然公園

にも指定されている。

地形的には、城山町の久保沢より西は山岳地帯となり、多くの集落はそれぞれの河川の河岸段丘上に発達している。集落は段丘の間を画する谷によって切断、分離されているため連続性はない。

津久井郡4町（以下「4町」という。）のうち城山町及び津久井町の地域は、古くは下津久井と呼ばれており、城山町の国道413号沿いに平地が広がるが、それ以外の地域は丘陵地となっている。津久井町の南西部は山岳地形である一方で、道志川・相模川・串川の流域は河岸段丘となっている。現在では、橋本駅を玄関口とするため相模原市との往来が盛んであるが、古くは生糸の物流等を通じた八王子との関係が深かった。

4町のうち相模湖町及び藤野町の世界は、古くは上津久井と呼ばれた。山間部となり、地域のほとんどを山林と丘陵地が占める。この地域は、甲州街道、中央線の往来を通じて、古くから山梨県の上野原市や大月市、東京都八王子市等との結び付きが見られる。

イ 人口と面積（平成17年国勢調査）

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	合計
総人口（人）	628,698	23,067	28,695	10,347	10,823	701,630
総面積（km ² ）	90.41	19.11	122.18	31.40	65.04	328.14
人口密度 （人/km ² ）	6,953.9	1,207.0	234.9	329.5	166.4	2,138.2
昼夜間人口 比率（%）	88.3	74.4	77.6	86.0	80.2	87.2

(2) 任意協議会設置までの経緯

ア 首長懇談会の開催

1市4町は、昭和55年から毎年、首長による懇談会を開催し、ごみ処理の広域化や急病診療の受け入れ、図書館の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターでの相談業務及び津久井広域道路の建設促進等で連携し、地域における広域的な課題解決に向けた取組みを進めていた。

イ 津久井地域広域市町村圏計画推進協議会の設置

4町は、昭和30年の各町の誕生当初から、一部事務組合である津久井郡広域行政組合の設立や広域市町村圏協議会の設定等、さまざまな広域連携により事務の共同処理を行っていた。

しかし、住民の日常生活圏の拡大、住民ニーズの高度化・多様化等といった行政課題に直面する中で、隣接する相模原市との広域連携も検討する状況となってきたため、平成14年2月、津久井郡広域市町村圏計画推進協

議会に広域連携専門部会を設置し、新たな広域連携を検討するための基礎資料として、市町の代表的な行政制度を比較した「相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町行政制度比較表」を作成し、同年9月に公表した。

ウ 津久井郡4町における住民意向調査の実施

4町では、平成14年10月、市町村合併に関する住民の意向を把握し、政策の方向性を検討する基礎資料とするため、合併の必要性及び合併する場合の組合せについての住民アンケートを実施した。

合併の必要性に対する調査では、「合併を検討する必要がある」又は「どちらかといえば合併を検討する必要がある」との回答が、城山町で50.5%、津久井町で70.9%、相模湖町で74.7%、藤野町で65.7%という結果であり、すべての町で過半数を上回る結果となった。

合併する場合の組合せについては、城山町では「城山町と相模原市」との回答が63.1%、津久井町では「津久井町と城山町と相模原市」が49.5%、次いで「津久井郡4町と相模原市」が27.3%であったのに対し、相模湖町では「相模湖町と八王子市」が39.9%、「津久井郡4町と相模原市」とが25.1%、藤野町では「藤野町と相模湖町と八王子市」が37.8%、「津久井郡4町と相模原市」が21.2%という結果であり、この2町では、八王子市を含む組合せが最も多い回答となった。

エ 相模原市・津久井郡4町等広域行政連絡会議

1市4町は、平成11年4月1日、広域化する行政需要に的確に対応した行政サービスの提供や共通する広域的課題の解決に向け、津久井郡広域行政組合及び県津久井地区行政センターと共同して「相模原市・津久井郡4町等広域行政連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、情報交換や協議・連絡調整を行っていた。

平成15年5月27日に津久井町長と相模湖町長が相模原市長に面会し、1市4町の事務レベルにおける合併研究の推進を申し入れたことを踏まえ、7月8日付けで連絡会議の下部組織として1市4町の職員による「市町村合併に関する調査研究部会」（以下「部会」という。）が設置された。

部会では、地域全体を把握するため、地域の現況や特性、行政水準の比較等の調査研究を行った。具体的には、5分野62項目の事務事業について、実施状況を比較してサービスや負担の特徴や相違点を明らかにするとともに、相違点を調整するために必要な検討事項等を取りまとめた報告書を作成し、市役所等に配布して情報提供を行った。

オ 津久井郡 4 町からの合併協議申し入れ

このように、事務レベルの研究は進められていたが、平成15年7月22日には、研究を一層進め、早期の合併協議を希望する4町の町長が相模原市役所を訪れ、市長に対し、合併協議についての申し入れを行ったところ、市長は、「真摯に受け止め、事務レベルでの研究を進め、議会や市民の意見を聞きながら慎重に検討する。」と回答した。

その後も調査研究部会における研究は続けられていたが、市長が、「旧合併特例法の期限である平成17年3月に間に合うよう検討する。」と発言する等、合併検討についてより一層の取組みを行うことを表明したことを受け、平成15年11月18日に開催された首長懇談会で、平成16年2月を目途に1市4町による任意協議会を設置することが確認された。

(3) 任意協議会（相模原市・津久井地域合併協議会）の設置

ア 藤野町の不参加

1市4町は、首長懇談会における合意にもとづき、平成15年12月の市町定例議会において任意協議会（以下本項において「協議会」という。）を設置するための補正予算案を計上したが、藤野町では当該予算が削除された修正案が可決された。

藤野町議会が協議会への参加をよしとしなかった背景には、連絡会議がとりまとめた合併に関する中間報告において、八王子市等都内を通勤・通学圏とする町民が34.8%であるのに対し、相模原市を生活圏とする町民は4.7%であり、合併に対する町民意向調査でも、八王子市との合併を望む回答が最も多かったこと、さらには、平成15年2月に相模湖町とともに、八王子市に合併協議の申し入れをしたものの、旧合併特例法期限内の合併は困難との回答があったため、八王子市との合併は見送られたことといった事情もあった。

この結果、藤野町が1市4町による合併協議に参加しないことになったため、4町としての相模原市に対する合併申し入れは撤回したが、他の3町長は相模原市との合併協議を望んでおり、相模原市長も1市3町による合併協議を行う意向を示したため、平成16年1月23日、あらためて城山町長、津久井町長及び相模湖町長から相模原市長に対する合併協議の申し入れがなされた。

それを受け、3月30日、「相模原市・城山町・津久井町・相模湖町による合併協議に係る合意書」が調印され、4月1日には「相模原市・津久井地域合併協議会」が設置された。

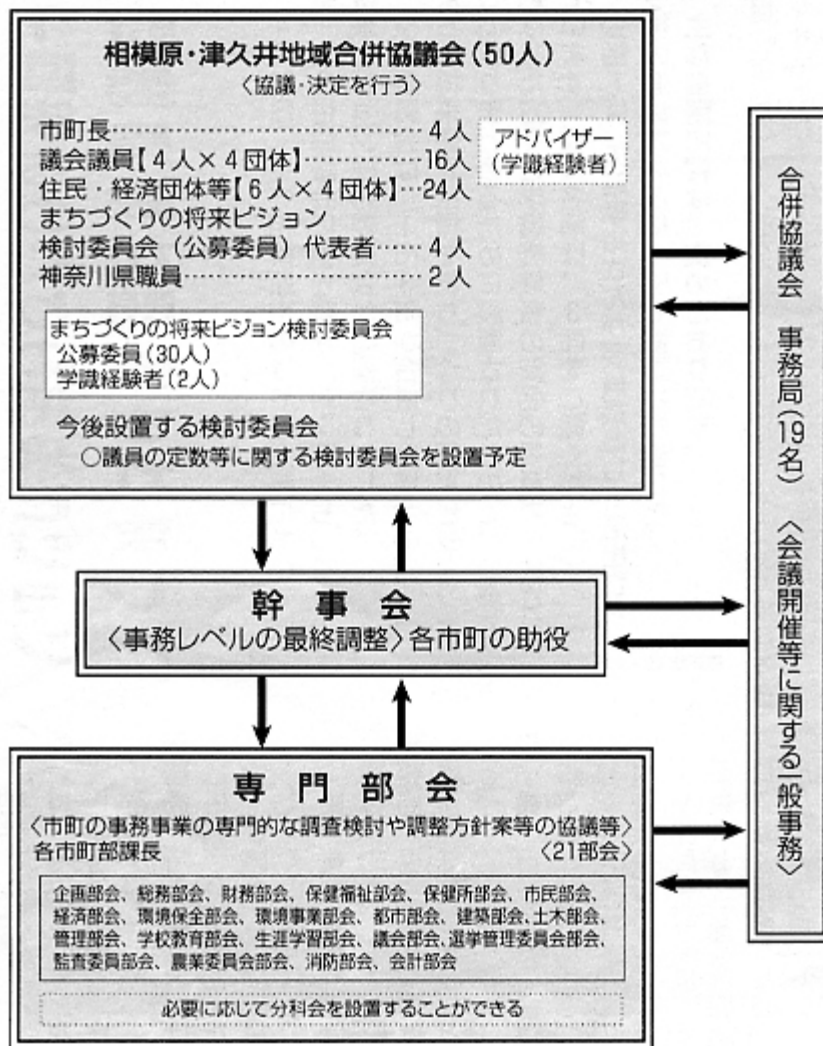
この協議会は、1市3町の首長、議会議員及び住民・経済団体等からの

委員等合計50人で構成され、相模原市長が会長に、城山町長、津久井町長及び相模湖町長が副会長にそれぞれ就任した。

協議会には、1市3町が合併した場合の地域の将来像やまちづくりの目標を検討する「まちづくり将来ビジョン検討委員会」（以下「ビジョン委員会」という。）及び合併後の議員の定数等議会にかかる事項について調査、研究する「議員の定数に関する検討委員会」が設置された。

協議会の下部組織として、1市3町の助役で構成され事務レベルの最終調整を行う幹事会及び1市3町の部課長で構成され調整方針案の協議等を行う21の専門部会が設置された。

（任意協議会の組織図）



イ 協議の概要

平成16年4月30日、第1回協議会が相模原市のけやき会館で開催され、協議会の規約、規程、事業計画及び予算等が承認された。

第2回以降、30の協議項目について、順次、協議が進められ、合併の方式は「相模原市への編入合併」とすること、合併の期日は「平成18年3月31日を目標」とすること、また、新市の名称は「相模原市」とすること等、大部分の協議項目は第6回協議会までに決定された。

新市建設計画案である「まちづくりの将来ビジョン」は、ビジョン委員会からの提言や、素案に対する住民意見募集の結果を反映して作成され、新市の将来像のキャッチフレーズやまちづくりの基本方向等を定めた。

1市3町が行っている事務事業の一元化にあたっては、事務事業をAランク（合併協議会で協議すべきもの（合併協議項目））、Bランク（専門部会・幹事会で協議し合併協議会に報告するもの）及びCランク（専門部会で協議し、幹事会・合併協議会に報告するもの）の3つに分けたうえで、一体性の確保、住民福祉の向上、負担の公平、健全な財政運営、行政改革の推進及び地域特性の尊重という6つの基本方針にもとづき、相模原市の制度を基準として統一、調整が図られることとなった。

また、協議会における議論の内容や、まちづくり将来ビジョンの素案を住民に周知するため、平成16年10月に、相模原市内で2回、相模湖町で1回、それぞれ市町村合併シンポジウムを開催し、544人の参加があった。

なお、6月11日には、県内2例目の合併重点支援地域に指定された（54ページ参照）。

協議項目及び主な協議等の内容は次のとおりである。

（合併協議項目（Aランク）の一覧）

1	合併の方式	16	土地利用の取扱い
2	合併の期日	17	上下水道事業の取扱い
3	新市の名称	18	地方税の取扱い
4	新市の事務所の位置	19	国民健康保険事業の取扱い
5	議会議員の定数及び任期の取扱い	20	介護保険事業の取扱い
6	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	21	保健衛生事業の取扱い
7	特別職の身分の取扱い	22	使用料、手数料等の取扱い
8	一般職の職員の身分の取扱い	23	補助金、交付金等の取扱い
9	財産の取扱い	24	一部事務組合等の取扱い
10	条例、規則等の取扱い	25	清掃事業の取扱い
11	事務組織及び機構の取扱い	26	消防業務及び消防団の取扱い
12	行政連絡機構の取扱い	27	防災事業の取扱い
13	慣行の取扱い	28	都市内分権と地域審議会等の設置
14	公共的団体等の取扱い	29	各種事務事業の取扱い
15	町名・字名の取扱い	30	まちづくりの将来ビジョン

(相模原市・津久井地域合併協議会（任意）における主な協議等の内容)

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成16年 4月30日(金)	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を承認
第2回	5月30日(日)	○項目5について協議、確認 ○項目1～3について協議（継続協議） ○事務事業一元化基本方針の決定
第3回	7月8日(木)	○項目1、7～11について協議、確認 ○項目3協議（継続協議）
第4回	8月4日(水)	○項目13～18について協議、確認（13の一部は継続協議） ○項目3について協議（継続協議） ○事務事業一元化（B・Cランク）協議結果の報告 ○まちづくり将来ビジョンの中間報告
第5回	8月25日(水)	○項目19～24について協議、確認 ○項目2、14について協議（継続協議） ○事務事業一元化（B・Cランク）協議結果の報告
第6回	9月21日(火)	○項目2、5、6、13（一部）、14（一部）、25～29、31（素案）について協議、確認 ○まちづくり将来ビジョン（素案）住民意見募集を決定 ○事務事業一元化（B・Cランク）協議結果の報告
第7回	11月18日(木)	○項目31について協議、確認 ○法定協議会の設置を確認

ウ 「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」の作成

新市建設計画は、ビジョン委員会で検討され、協議会で決定されることとなった。このビジョン委員会は、一般公募の住民30人と学識経験者2人の合計32人で構成され、将来、1市3町が合併した場合の地域の都市構造や交通体系、あるいは保健・医療・福祉といった住民生活に密接な行政サービス、また住民自治のあり方等が検討された。

第1回会議では、行政主導ではなく住民がまちづくりを考えていくため、ビジョン委員会から任意協議会に提案をしていくこと等が確認され、その後、まちづくりの目標、新市のキャッチフレーズ等について議論が重ねられるとともに、実際に現地に赴き地域の課題等を把握するためのタウンウォッチング（現地視察）等も実施された。

このような現地視察や会議における議論を踏まえて作成された「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン（素案）」について、住民への意見募集やアンケート調査が実施され、その意見も反映して作成された「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」（以下本節において「将来ビジョン」という。）が、第7回協議会で決定され、旧合併特例法

により作成が義務付けられた新市建設計画の基礎となった。

将来ビジョンでは、新市の将来像は「自然と産業が調和し 人と人がふれあう活力ある自立分権都市 相模原」とされ、新市の一体性を確保するため、合併した場合のシンボルとして考えられる代表的な取組み、目玉となるような6つの事業が「合併シンボルプロジェクト」として位置付けられるとともに、新市の将来像を実現するため「交通、都市基盤」、「自然、環境」、「産業、観光、土地利用」及び「教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心」という4つの分野それぞれのまちづくりの目標がまとめられた。

(将来ビジョンにおける新市の将来像)

自然と産業が調和し、人と人がふれあう
活力ある自立分権都市 相模原

～森が育む水の力 水がそだてるまちの力
まちにいきづく人の力 地域の力と魅力を活かしたまちづくり～

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町は、
にぎわいと活力のある都市と、
うるおいとやすらぎを与えてくれる豊かな自然をあわせもつ、
魅力あふれる新しい都市になろうとしています

水源の森を育み、
首都圏における広域的な拠点として、
産業・文化をリードし、
さらに豊かで、個性ある都市として発展を図り、
政令指定都市を視野に入れた新しいまちづくりにチャレンジします

そして、
人と自然にやさしいまちとして、
市民一人ひとりが、しあわせをつくる場へと
さらに進化させることにより、
心の豊かさを実感する
次世代に誇れるまちづくりを進めます

エ 議員定数等の検討

合併後の議員の定数等議会にかかる事項については、協議会委員である議会議員を含め、1市3町の議会議員の代表12人で構成された「議員の定数等に関する検討委員会」において、7回にわたる調査、検討がなされた。

具体的には、議員報酬や政務調査費等の12項目について、相模原市の制度を基準に統一する方向で検討を行った。

また、合併後の議員の定数については、旧合併特例法による定数特例を

適用し、合併前の相模原市の議員は引き続き在職する一方、3町では合併後50日以内に旧町の区域を選挙区とする増員選挙を行うこと、合併前の相模原市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、定数51人（相模原市46人、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数5人（城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人））とすることが決定された。

(4) 法定協議会（相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会）における協議

ア 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会の設置

任意協議会における協議が終了したため、平成17年1月26日に開催された1市3町の首長会議において、旧合併特例法の規定が適用される平成17年3月までに知事へ合併申請することを目標とした法定協議会の設置について協議されたが、合併目標期日について合意が得られなかったため、法定協議会への移行は見送られた。

しかし、津久井町長及び相模湖町長（以下「両町長」という。）は、財政支援が受けられる旧合併特例法期限内の合併を目指して合併協議を進める必要があると判断し、1月31日、1市2町による先行合併について相模原市長へ申入れを行った。

翌2月1日には、1市3町の首長が会談し、法定協議会を設置することで合意したが、城山町長が旧合併特例法期限内の合併に慎重な姿勢を示したため、その設置時期は未定とされた。会談では、津久井町長から旧合併特例法期限内の1市2町による先行合併について提案があったが、特段の異論はなかった。

このような状況のもと、両町長から1市2町による合併協議の申し入れを受けていた相模原市は、1市2町による法定協議会設置の是非を審議する臨時市議会を開催した。2町も臨時町議会を開催し、すべての議会において法定協議会設置議案が可決されたため、2月15日、1市2町による「相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会」（以下本項において「協議会」という。）が設置された。協議会の会長には相模原市長が、副会長には両町長が就任した。

なお、1市4町における合併協議については、このほか、前述の1市3町による合併目標期日を定めない法定協議会を設置することが合意されていたほか、平成17年1月には合併協議体制の構築が遅れていた藤野町から相模原市に対して1市1町による合併協議の申し入れがあり、合わせて3つの合併協議が並行して進められることとなった。

イ 協議の概要

第1回協議会は平成17年2月17日に開催され、任意協議会で確認された30の合併協議項目（100ページ参照）のうち、28を「地域自治区等の設置及び都市内分権」に、30を「新市まちづくり計画」に変更したものが合併協定項目とされた。協議会は、2月21日、3月13日と合わせて3回開催され、合併協定項目のすべてが確認された。

「新市まちづくり計画（相模原市・津久井町・相模湖町新市建設計画）」（以下本項において「新市建設計画」という。）については、おおむね将来ビジョンの内容に沿ってまとめられた。

協議会では、合併協定項目、新市建設計画の協議とともに、1市2町の合併が城山町を挟んだ飛び地合併になることについて多くの議論が重ねられたが、1市2町での合併協議は、当初想定していた1市4町の合併に向けての先行協議であり、将来的に1市4町が一つになることを目標としていることが確認され、一段階目の合併作業を進めていくこととなった。

（相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会における主な協議等の内容）

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成17年 2月17日（木）	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を承認 ○飛び地合併になることについて意見交換 ○項目1～13、15～22、24～27について協議、確認 ○項目14、23、28、30について協議（継続協議）
第2回	2月21日（月）	○項目14、23、28、30について協議（継続協議）
第3回	3月13日（日）	○項目14、23、24（修正協議）、28、30について協議、確認 ○合併協定書（案）を承認
第4回	平成18年 1月17日（火）	○協議会廃止を承認 ○合併後の旧津久井町及び旧相模湖町の区域における地域自治区及び地域協議会の概要等を承認

ウ 新市建設計画の作成

新市建設計画は、将来ビジョンの考え方を参考として、協議会で検討・策定された。

「新市の将来像」、「基本目標と施策体系」及び「合併シンボルプロジェクト」については、将来ビジョンの内容を反映したものとなったが、新たに「公共施設の統合整備」についても言及し、公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性等にも十分配慮し、地域全体のバランスや地域の特性、さらには財政状況を考慮しながら検討して、整備を進めていくという基本姿勢を示した。

エ 合併協定調印

3月13日に開催された第3回協議会ですべての協議が調い、また、新市建設計画の知事協議（111ページ参照）も終了したことから、3月15日、相模原市のけやき会館において1市2町の合併協定調印式が行われた。

調印式では、合併協議の内容を最終的に確認するため、協議会において確認された合併協定書に相模原市長、津久井町長及び相模湖町長が署名し、立会人である協議会委員の代表者6人も署名した。

オ 合併関係市町議会における合併関連議案の議決

合併協定調印の後、1市2町の議会において次の合併関連議案が可決され、3月31日付けで知事への合併申請が行われた。

	相模原市	津久井町	相模湖町
合併の申請	3月28日可決	3月23日可決	3月29日可決
合併に伴う財産処分の協議	3月28日可決	3月23日可決	3月29日可決
	3月30日協議		
地域自治区の設置等の協議	3月28日可決	3月23日可決	3月29日可決
	3月30日協議		
議会議員の定数	3月28日可決	3月23日可決	3月29日可決
	3月30日協議		
農業委員会委員の任期	3月28日可決	3月23日可決	3月29日可決
	3月30日協議		

(5) 法定協議会（相模原・津久井地域合併協議会）における協議

ア 協議の概要

平成17年4月1日、城山町民の住民発議（122ページ参照）にもとづき、1市3町による法定協議会である「相模原・津久井地域合併協議会」（以下本項において「協議会」という。）が設置されたが、この協議会は合併の目標期日を定めないのであった。

第1回協議会は5月16日に開催され、協議会の規約や合併協定項目について確認された。第2回協議会は7月10日に開催され、合併期日について議論されたが、期日を定めない合併協議を意図していた城山町長は、副会長を辞職する意思を表明し、会場から退出した。その後、9月14日付けで城山町長から協議会会長あてに合併協議の延期の要望が提出され、それを受け、11月に開催された第3回協議会では、1市2町の合併期日の前日

ある平成18年3月19日まで合併協議を休止することが決定された。

第4回協議会は1月26日に開催され、3月20日の合併により協議会の構成団体である津久井町及び相模湖町が廃止されるため、協議会も軌を一にすることが決定され、3月19日付けで協議会が廃止された。

(相模原・津久井地域合併協議会（法定）における主な協議等の内容)

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成17年 5月16日（月）	○協議会規約や合併協定項目を確認
第2回	7月10日（日）	○合併期日について議論し、期日を定めない合併協議を主張する城山町長が退場
第3回	11月7日（月）	○城山町長の要望を受け、合併協議を3月19日まで休止することを決定
第4回	平成18年 1月26日（木）	○3月19日付けの協議会廃止を決定

(6) 一部事務組合の解散

合併前の4町には、競艇事務を共同処理する相模湖モーターボート競走組合（以下「競走組合」という。）及び一般廃棄物処理事務、消防救急事務及び急病診療事務を共同処理する津久井郡広域行政組合（以下「行政組合」という。）という2つの一部事務組合（以下「組合」という。）が存在した。

平成の大合併においては、組合の取扱いが合併協議の支障となりうる事例がいくつか見られたが、競走組合においては公営競技からの撤退において協議が難航しがちな開催日数の引継ぎや関係団体への補償といった問題、行政組合においては住民生活に直結している事業内容であるがために一日たりとも業務の停滞が許されないといった問題がそれぞれ存在した。

このように、組合の取扱いについては、協議が混乱することにより他の市町村や関係団体、さらには住民生活に悪影響を及ぼすことが容易に想定できたため、その取扱いを慎重に協議していくこととし、平成16年1月14日に2つの組合を解散することに向けた合意事項確認書を締結した。

まず、1市3町が相模原市との合併協議を進めていくにあたり、組合の解散に向けた具体的な協議・調整を図るため、2月13日に4町で構成された「津久井郡一部事務組合解散協議会」（以下「解散協議会」という。）が設置された。解散協議会には、4町からの要請に応じる形で、県の津久井地区行政センター所長及び市町村課長がオブザーバーとして参加し、主に競走組合の解散問題について8回にわたって議論が行われた。

次に、競走組合が解散した後の平成17年4月7日には、解散協議会とは別に行政組合の取扱いを協議するための「津久井郡広域行政組合検討協議会」（以下「検討協議会」という。）が設置された。検討協議会には、解散協議会と同様に、県の津久井地区行政センター所長、県央地区行政センター所長及び市町村課長がオブザーバーとして参加するとともに、合併協議の相手方である相模原市にも参画を求め、1市4町の助役が委員を務めた。

ア 相模湖モーターボート競走組合

競走組合は、昭和29年3月に設立され、昭和35年の初開催から40年以上の長きにわたり平和島競艇場におけるモーターボート競走を開催してきた。

水源地域であるため基幹産業を持たない4町の地域にあつて、競走施行による収益は貴重な財源であり、延べ300億円以上を配分する等長らく4町の財政に多大な貢献を果たしてきたが、平成2年以降減収に転じ、構成団体に収益配分ができない状態が続いていた。

さらに、先行き不透明な経済事情、価値観の変化によるレジャーの多様化、さらには少子化による消費人口の減少等から今後の収益が見込めないこと、また、合併協議を進めていた相模原市がモーターボート競走を実施しない方針であることから、4町は平成17年3月末をもってモーターボート競走から撤退することについて協議を調べ、平成17年3月31日限りで競走組合を解散した。

解散にあたっては、競走組合の財産である旧組合庁舎及び車庫について、4町がそれぞれ4分の1を持分とした共有財産とする財産処分を行うとともに、専任職員については4町がそれぞれ採用することとした。

また、競走組合解散後の事務承継については、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第1項の規定にもとづき、組合解散後の事務は、その地域に応じて組合の構成団体に分割して帰属することが原則であるが、競艇事務は一般廃棄物処理や常備消防等の事務と異なり、本来地域ごとに処理されるべき事務ではないこと、また、解散後4町が継続して競艇事業を実施する意向がないこと、さらには、競走組合の打切り決算の認定や債権債務関係の整理等の残務整理が主な事務であることから、知事は3月29日付けで組合長選出団体である津久井町を事務の承継団体として指定した。

(事務承継団体指定通知)

市 町 第 884 号
平成17年 3 月29日

城山町長 小林 正明 殿
津久井町長 天野 望 殿
相模湖町長 溝口 正夫 殿
藤野町長 倉田 知昭 殿

神奈川県知事 松沢 成文

相模湖モーターボート競走組合の解散に伴う事務の承継団体の
指定について (通知)

平成17年 3 月24日付けで申請のありました標記のことについて、地方自治法第
292条において準用する地方自治法施行令第 5 条第 1 項後段の規定に基づき、相模
湖モーターボート競走組合の解散に伴う事務の承継団体は、津久井町とします。

なお、競走組合の公平委員会事務については、地方公務員法第 7 条第 4
項及び地方自治法第252条の14第 1 項の規定に基づき、県が昭和48年 1 月
1 日に受託して以来継続されてきたが、当該事務委託についても、競走組
合の解散に伴い廃止されることになった。

当該事務委託の廃止には、県議会の議決を経たうえで競走組合の長と協
議する必要があったため、知事は、平成17年 2 月15日開会の定例県議会に
定県第148号議案「公平委員会事務の委託の廃止について」を提出した。
同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、3 月18日開催の本会議に
おいて全会一致により原案のとおり可決されたため、同月24日付けで知事
と競走組合の長において当該事務委託の廃止協議を行った。

あわせて、4 月 1 日付け県公報における告示第275号において当該事務
委託の廃止を告示するとともに、総務大臣に対してその旨を届け出た。

(知事の事務委託廃止告示)

神奈川県告示第275号

相模湖モーターボート競走組合と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成17年3月31日限り廃止した。

平成18年4月1日

神奈川県知事 松沢 成文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

（協議会の設置）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 略

2 略

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

イ 津久井郡広域行政組合

行政組合は、昭和45年4月に津久井隔離病舎一部事務組合、津久井清掃事業組合及び津久井郡救急本部を統合して設立され、ごみ処理や消防・救急といった住民生活に直結した事務の共同処理を行ってきた。

検討協議会が設立された時点では、すでに、津久井町及び相模湖町を相模原市に編入することを内容とする知事へ合併申請がなされていたため、1市2町の合併期日である平成18年3月20日には、組合の構成団体は城山町及び藤野町の2町となってしまうことがほぼ確実な状況となっていた。

残る2町には、行政組合で処理している事務を①行政組合を解散して2町が新市に事務委託する、②2町がそれぞれ単独で行う（直営）、③2町で行政組合を存続する、④2町と新市とが組合を設立する、といった方向性が考えられたが、現実的な視点から①及び④について検討を進め、5回の会合を経て①の手法によることと決し、1市2町の合併期日の前日である3月19日をもって解散し、合併期日から2町が新市に事務を委託することとなった。

また、行政組合解散後の事務承継については、組合を構成する4町と相模原市の間で協定が締結され、すべての関係団体で合意がなされていたことから、知事が平成17年10月11日付けで相模原市を事務の承継団体として指定することとした。

（事務承継団体指定通知）

市 町 第 500 号
平成17年10月11日

相模原市長職務代理者			
相模原市助役	加山	俊夫	殿
城山町長	小林	正明	殿
津久井町長	天野	望	殿
相模湖町長	溝口	正夫	殿
藤野町長	鈴木	謙仁	殿

神奈川県知事 松沢 成文

津久井郡広域行政組合の解散に伴う事務の承継団体の指定について
（通知）

平成17年9月30日付けで城山町長、津久井町長、相模湖町長及び藤野町長から申請のありました標記のことについて、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第1項後段の規定に基づき、津久井郡広域行政組合の解散に伴う事務の承継団体は、相模原市とします。

なお、行政組合の公平委員会事務についても、競走組合と同様に、県が昭和48年1月1日に受託して以来継続されてきたが、当該事務委託についても、行政組合の解散に伴い廃止されることになった。

当該事務委託の廃止にあたって、知事は、平成17年12月2日開会の定例県議会に定県第225号議案「公平委員会事務の委託の廃止について」を提出した。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、12月21日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決され、同月26日付けで知事と行政組合の長において当該事務委託の廃止協議を行った。

あわせて、平成18年3月17日付け県公報における告示第144号において当該事務委託の廃止を告示するとともに、総務大臣に対してその旨を届け出た。

(知事の事務委託廃止告示)

神奈川県告示第144号

津久井郡広域行政組合と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成18年3月19日限り廃止する。

平成18年3月17日

神奈川県知事 松沢 成文

(7) 相模原市・津久井町・相模湖町の合併関係手続き

ア 新市建設計画の知事協議

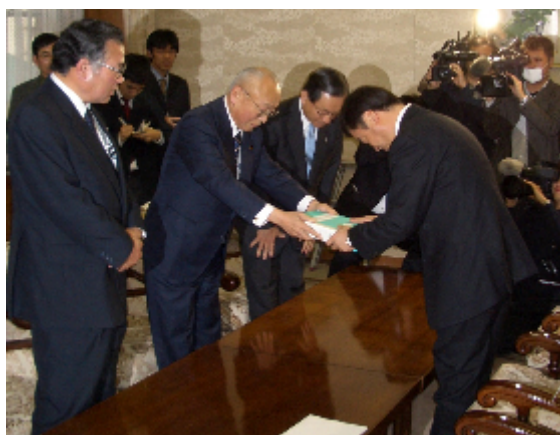
新市建設計画には県事業が位置付けられることもあり、その作成にあたっては、法定協議会はあらかじめ知事と協議しなければならないとされている。

そこで、相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会も、「新市まちづくり計画（相模原市・津久井町・相模湖町新市建設計画）」を作成するにあたって、平成17年2月に準備行為としての事前協議を行った。県事業の位置付けについては、この事前協議の段階で調整されたため、3月13日付けの旧合併特例法にもとづく協議の申出に対し、県は15日付けで異議がない旨を回答した。

イ 廃置分合の申請

旧合併特例法の期限である平成17年3月31日に、1市2町の首長は知事に対して地方自治法第7条第1項の規定にもとづく「相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合について（申請）」を提出した。

（合併申請の提出）



（左から相模湖町長、相模原市長、津久井町長、知事）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
- 5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

ウ 県議会における議決

知事は、平成17年6月20日開会の定例県議会に定県第115号議案「市町の廃置分合について」を提出した。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、7月11日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決された。

(市町の廃置分合議案)

定県第115号議案

市町の廃置分合について

平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入するものとする。

平成17年6月20日提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

(提案理由)

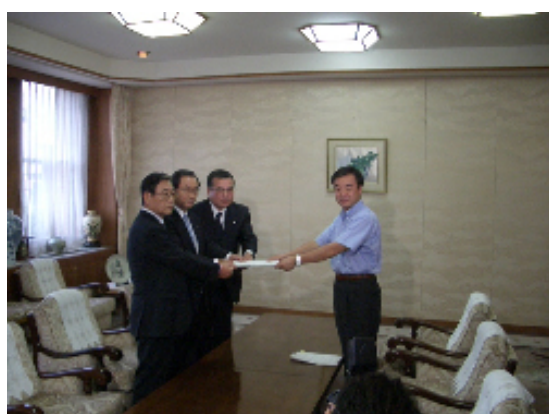
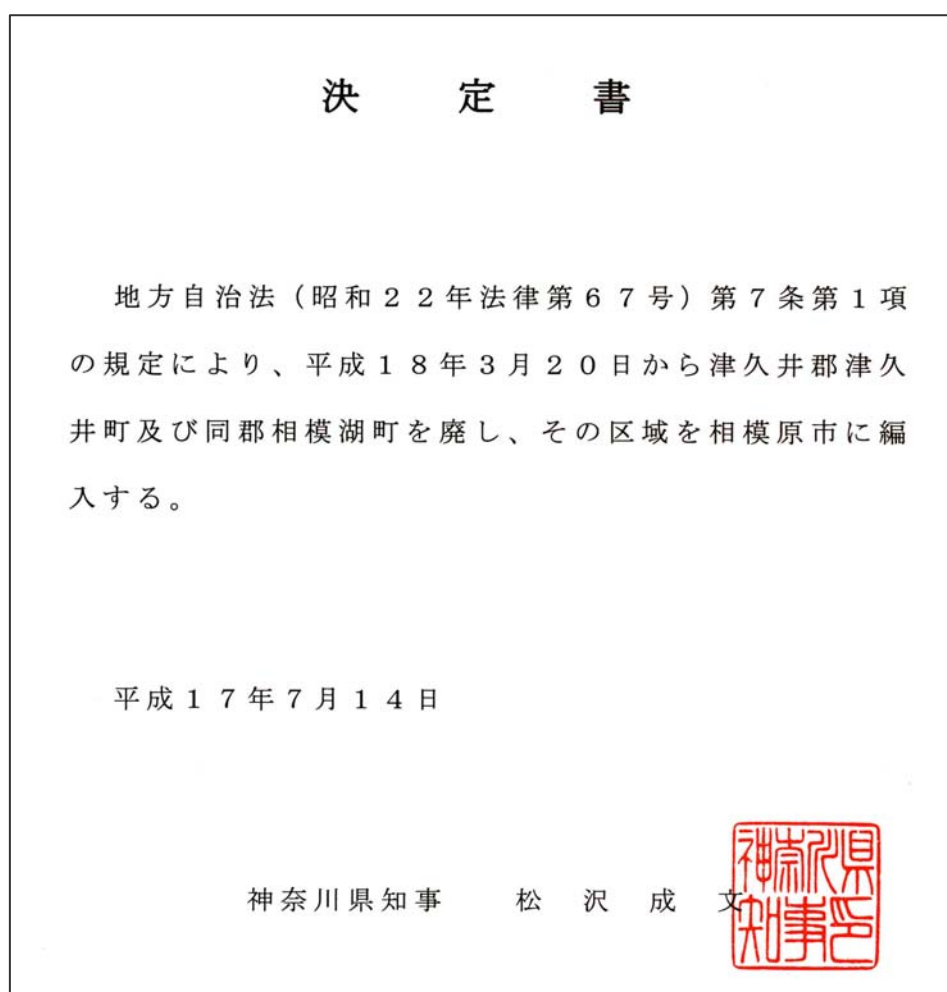
相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町から市町の廃置分合について申請があったので、地方自治法第7条第1項の規定により提案するものであります。

エ 知事の合併決定と総務大臣への届出

同議案の可決後、知事は7月14日付けで1市2町の合併を決定し、合併決定書を1市2町の首長に交付した。

あわせて総務大臣に対して、同日付けで「市町の廃置分合について（届出）」を届け出るとともに、県内市町村長及び一部事務組合管理者あてに合併の決定を通知した。

（合併決定書と合併決定書の交付）



（左から相模原市助役、津久井町長、
相模湖町長、知事）

オ 総務大臣の告示

総務大臣は、平成17年8月12日付けの総務省告示第887号により市町の廃置分合を告示した。これにより、1市2町の合併は法的に確定することとなった。あわせて、横浜地方裁判所長をはじめとする関係機関や県内市町村等の関係団体に対して1市2町の合併を通知した。

(総務大臣の告示と合併通知)

市町第372号
平成17年8月12日

横浜地方裁判所長
横浜家庭裁判所長
自衛隊神奈川地方連絡部長
相模原簡易裁判所長
横浜地方法務局長
横浜地方検察庁検事正
関東財務局長
東京国税局長
神奈川労働局長
神奈川社会保険事務局長
関東農政局長
関東地方整備局長
関東運輸局神奈川運輸支局長
横浜地方気象台長
国土地理院関東地方測量部長
日本郵政公社南関東支社長
各都道府縣市町村合併担当部長
各市町村長
各一部事務組合管理者
神奈川県市長会会長
神奈川県町村会会長

殿

○総務省告示第八百八十七号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年八月十二日
総務大臣 麻生 太郎

神奈川県広域行政担当部長

市町の廃置分合について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、別添官報写しのとおり、平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入することとなりましたので、お知らせします。

カ 知事の人口告示

知事は、合併期日である平成18年3月20日付け県公報における告示第162号により、地方自治法施行令第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による合併後の津久井郡の人口を33,885人、相模原市の人口を667,683人と告示した。

(知事の人口告示)

神奈川県告示第160号

平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による津久井郡及び相模原市の人口は、次のとおりとなる。

平成18年3月20日

神奈川県知事 松 沢 成 文

津久井郡	33,885人
相模原市	667,683人

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第七十六条 地方自治法第二百五十四条の公示の人口の調査期日以後において、都道府県又は郡（北海道にあつては支庁長の管轄区域本章中以下これに同じ。）の境界にわたつて市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、都道府県又は郡の境界にわたつて市町村の境界が確定した場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県若しくは市町村の区域に編入した場合、郡の区域内において市の設置があつた場合若しくは町村が市となつた場合又は市が町村となつた場合においては当該区域に現住者がいない場合を除く外、都道府県又は郡の区域の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 郡にあつては、地方自治法第二百五十四条又はこの政令第七十七条の規定による町村の人口を集計したもの

二 略

2 略

第七十七条 地方自治法第二百五十四条の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合においては、当該区域に現住者がいない場合を除く外、関係市町村の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 数市町村の全部の区域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは数市町村の全部の区域を他の市町村の区域に編入した場合においては、関係市町村の官報で公示された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を集計したもの

二～四 略

2 略

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

キ 公平委員会事務委託の廃止

県は2町の公平委員会事務について、津久井町にあっては昭和30年11月10日に、相模湖町にあっては昭和30年12月20日に受託して以来継続してきたが、当該事務委託についても、公平委員会を単独設置していた相模原市との合併に伴い廃止されることになった。

当該事務委託の廃止にあたって、知事は、平成17年12月2日開会の定例県議会に定県第223号議案及び第224号議案「公平委員会事務の委託の廃止について」を提出した。これらの同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、12月21日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決され、同月26日付けで知事と2町の長において当該事務委託の廃止協議を行った。

あわせて、平成18年3月17日付け県公報における告示第142号及び第143号において当該事務委託の廃止を告示するとともに、総務大臣に対してその旨を届け出た。

(知事の事務委託廃止告示)

神奈川県告示第142号

津久井郡津久井町と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成18年3月19日限り廃止する。

平成18年3月17日

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県告示第143号

津久井郡相模湖町と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成18年3月19日限り廃止する。

平成18年3月17日

神奈川県知事 松沢 成文

ク 相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

1市2町の合併に伴い、条文上の施設所在地の変更を要する等、関係する条例のうち、合併のみを改正原因とする9つの条例について一括して所要の改正を行った。

具体的には、表の左側に記載した神奈川県土地利用調整条例をはじめとした9つの条例を対象として、相模原市に編入される2町の区域を条例の経過措置の対象とする等、下表の右側に記載した内容の改正を行い、施行

期日を合併期日である平成18年3月20日とするものであった。

この「相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例」（資料編264ページ参照）は、平成17年12月2日開会の定例県議会に定県第200号議案として提出された。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、12月21日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決され、12月27日付け県公報により条例第104号として公布された。

（整理条例の対象となった条例と改正内容）

改正の対象となる条例	改正内容
神奈川県土地利用調整条例	相模原市に編入される2町の区域を条例の経過措置の対象として措置
神奈川県立相模湖交流センター条例	相模湖交流センターの所在地の住所表記の変更及び施設名の変更
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例	相模原市に編入される2町の区域が中核市となるため条例の対象から除外
神奈川県立の知的障害者援護施設に関する条例	津久井やまゆり園の所在地の住所表記の変更及び建制順への並び替え
神奈川県立の診療所に関する条例	青野原診療所及び千木良診療所の所在地の住所表記の変更、建制順への並び替え
神奈川県県営上水道条例	給水区域となる市町名及び給水区域の変更
神奈川県公営企業の設置等に関する条例	給水区域の市町名の変更、相模発電所の所在地の住所表記の変更及び公営企業資金等運用事業の貸付け対象となる市町名の変更
神奈川県立相模湖漕艇場条例	相模湖漕艇場の所在地の住所表記の変更
神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例	津久井高等学校及び津久井養護学校の所在地の住所表記の変更及び建制順への並び替え

(8) 地域自治区の設置

合併による規模の拡大により、市町村が自らの権限や財源により事務を実施するといった、いわゆる団体自治が強化される一方で、役場が遠くなることや、合併市町村全体の議会議員の定数が減少すること等をとらえて、「住民の声が届きにくくなるのではないか」、「中心部だけがよくなって周辺部は取り残されてしまうのではないか」といった住民自治に対する懸念が生じるため、合併検討にあたっては、合併後のまちづくりとともに、規模が拡大しても、住民の意見を行政運営に適切に反映する仕組みを作り、住民自治を拡充するための方策の検討が不可欠となる。

相模原市では、合併前の2町の区域ごとに地域自治区（制度の概要については31～33ページ参照。イメージについては192ページ参照）を設置するとともに、旧町役場に住民に身近な行政サービスを提供する総合事務所を置き、サービスの低下を招くことのないよう配慮がなされた。

さらに、それぞれの地域自治区ごとに、区域の住民や団体等の代表者で構成される地域協議会を設置し、住民の意見を新市の行財政運営に反映することが可能な仕組みを整備したことにより、活発な活動が行われた。

(旧津久井町及び旧相模湖町の地域に設置された地域自治区の概要)

地域自治区名	つくいちょう 津久井町	さがみこちょう 相模湖町
協議会名称	相模原市津久井町地域協議会	相模原市相模湖町地域協議会
設置期間	平成18年3月20日～平成23年3月31日	
権限	新市建設計画の執行状況及び変更に対する意見聴取等 各町地域のまちづくりその他市長が認める重要事項等以下の①～③について意見を述べること。 ①地域自治区事務所が所掌する事務に関すること ②市が行う地域自治区の区域にかかる事務に関すること ③地域自治区の住民との連携強化に関すること あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない事項 ○合併市町村基本計画の変更に関すること ○合併協議会の協議事項の変更に関すること ○総合計画の策定や協議事項の変更に関すること	
構成員等	委員28人 (内訳) 地域関係7、保健福祉関係2、 産業経済関係4、教育関係2、 学識経験者9(内議員経験者 5)、公募委員4	委員20人 (内訳) 地域関係5、保健福祉関係2、 産業経済関係3、教育関係3、 学識経験者4(内議員経験者 4)、公募委員3
事務所	設置区域の地域自治区事務所(総合事務所)に置く。	

5 その他の取組み

その他、任意協議会、法定協議会には至らないものの、湘南市研究会を除く次の研究会が合併に関する調査・研究を行っていた。

(1) 西さがみ連邦共和国

平成13年11月19日に、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町により、住環境の向上策や広域行政の拡充策を探るとともに、市町村合併に関する研究を行うことを目的に設置された。

平成15年3月には、「広域連携と市町村合併に関する調査研究（中間報告）」報告書を取りまとめ、広域連携の推進、住民議論の活発化、研究会等の設置、市町村合併問題の調査研究の継続、的確な情報提供の推進が必要とする今後の取組みの方向性を提示し、平成17年3月にも同報告書の基礎資料編を取りまとめ、構成市町の行政サービス等の比較を行ったが、これ以降は合併にかかる特に目立った取組みは行われていない。

(2) 足柄上地区広域行政協議会合併専門部会

平成12年3月に、南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町の1市5町で構成される足柄上地区広域行政協議会に設けられた部会で、平成14年3月には、「合併に関する調査研究報告書」を取りまとめ、構成市町が合併した場合を想定して人口規模が比較的近い県内及び近県の市との比較検討の結果をデータで示すとともに、合併した場合の効果と懸念される課題を簡単に整理した。

平成16年3月にも、構成市町の事務事業の実施状況を比較した「事務事業一元化現況調査」を行ったが、それ以後の具体的な検討方向について議論はなされず、平成17年度をもって廃止された。

6 合併にかかる住民参加

合併による市町村の再編は、地域住民にとって直接的・間接的な影響が大きいと見られ、合併の過程においてはさまざまな住民意思の発露が見られた。

なお、これらの住民参加の事例は、すべて旧合併特例法下の事件に端を発するものであるため、合併新法下の事例も含んでいる。

(1) 旧合併特例法による住民発議

旧合併特例法においては、有権者の50分の1以上の署名により、市町村長に対して法定協議会の設置を請求できる住民発議の制度が設けられていた（合併新法においても同様）。

県内では次の5件の住民発議がなされたが、法定協議会の設置まで至ったのは1例のみであった。住民発議にもとづく住民投票は行われなかった。

ア 松田町から南足柄市ほか4町を対象とした住民発議

平成14年7月22日、松田町民から松田町に対し、南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町を合併対象市町村とする住民発議がなされた。松田町から合併対象市町村に対し、法定協議会設置協議について議会に付議するか否か意見を求めたが、すべての市町から議会に付議しない旨の回答がなされたため、住民発議は不成立となり手続きは終了した。

(各合併対象市町村の回答年月日)

・南足柄市	平成14年10月16日（付議しない）
・中井町	平成14年10月11日（付議しない）
・大井町	平成14年10月16日（付議しない）
・山北町	平成14年10月11日（付議しない）
・開成町	平成14年10月10日（付議しない）

イ 津久井郡4町における同一請求

平成15年1月9日、社団法人津久井青年会議所により城山町・津久井町・相模湖町・藤野町の津久井郡4町による法定協議会を設置する住民発議がなされた。3月中旬に各町議会において議案が審議されたが、次のとおりとなったため、住民発議は不成立となり手続きは終了した。

(各同一請求対象市町村の議決状況)

・城山町	平成15年3月18日（否決）
・津久井町	平成15年3月18日（否決）
・相模湖町	平成15年3月10日（可決）
・藤野町	平成15年3月13日（可決）

ウ 山梨県道志村から横浜市を対象とした住民発議

平成15年6月23日、山梨県南都留郡道志村から横浜市に対し、同市を合併対象市町村とする住民発議がなされた。同市はホームページで市民の意見を募集したが、9月9日付けで議会に付議しない旨の回答を伝え、住民発議は不成立となり手続きは終了した。

エ 城山町から相模原市・津久井町・相模湖町を対象とした住民発議

平成16年11月26日、城山町民から城山町に対し、相模原市・津久井町・相模湖町を合併対象市町村とする住民発議があった。城山町から合併対象市町村に対し、法定協議会設置協議について議会に付議するか否か意見を求めたところ、すべての市町において議会に付議されることとなった。

法定協議会を設置する議案は、平成17年3月の各市町議会で審議され、すべての市町で可決されたため、住民発議が成立し、同年4月1日付けで「相模原・津久井地域合併協議会」が設置された。

(各合併対象市町村の議決状況)

・相模原市	平成17年3月25日 (可決)
・城山町	平成17年3月23日 (可決)
・津久井町	平成17年3月1日 (可決)
・相模湖町	平成17年3月11日 (可決)

オ 真鶴町から湯河原町を対象とする住民発議

平成16年9月の法定協議会の廃止により、両町における合併協議は終了したが、5人の真鶴町民から湯河原町を合併対象市町村とする住民発議がなされた。

11月19日から署名活動が開始され、12月16日には、住民発議に必要な有権者7,712人の50分の1以上にあたる1,714人分の署名が提出され、町選挙管理委員会の審査の結果、1,380人分の署名が有効と認められた。

平成17年1月12日付けで本請求を受けた真鶴町長は、同日、湯河原町長に対し、法定協議会設置について議会に付議するか否かの意見を求めたが、1月24日、議会に付議しない旨の回答がなされたため、住民発議の手続きは終了した。

(旧合併特例法による住民発議の一覧)

市町村名	請求内容	請求日	結果
松 田 町	南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町との法定協議会設置	平成14年 7月22日	すべての市町が付議しないと回答し、不成立
城 山 町 津久井町 相模湖町 藤 野 町	城山町・津久井町・相模湖町・藤野町による法定協議会設置 (同一請求)	平成15年 1月9日	城山町・津久井町が否決、相模湖町・藤野町が可決となり、不成立
道 志 村 (山梨県)	横浜市との法定協議会設置	平成15年 6月23日	横浜市が付議しないと回答し、不成立
城 山 町	相模原市・津久井町・相模湖町との法定協議会設置	平成16年 11月26日	すべての市町で可決され、法定協議会が設置(成立)
真 鶴 町	湯河原町との法定協議会設置	平成17年 1月12日	湯河原町が付議しないと回答し、不成立

(2) 市町村の条例にもとづく住民投票

旧合併特例法においては、わがまちの合併の是非を問う住民投票が全国各地の市町村で相当数実施された。

県内でも、市町村の条例にもとづく住民投票が4件実施され、合併の成否に大きな影響を与えた。

ア 藤野町

平成16年4月23日に、町内の住民グループが行った合併に関する住民投票条例の制定を求める直接請求が町の臨時議会で審議され、署名数が3,471人分と有権者の4割以上に達したことも追い風となり、「藤野町の合併についての意思を問う住民投票条例案」が全会一致で可決された。

この条例は、満20歳以上の町民と永住外国人を投票資格者とし、「相模原市と津久井郡4町との合併」か「単独町政の継続」かについて二者択一で問うもので、投票率が有権者の50%未満ならば開票しないとの条件が付されていた。

6月13日には、住民投票の判断材料としてもらう狙いから、シンポジウム「住民投票に向けての町民学習会」が町主催で開催され、約280人の町民が参加した。

住民投票は同月20日に告示、27日に投開票され、「1市4町合併に賛成」3,398票、「単独町政の継続に賛成」2,045票となり、合併推進の民意が単独町政の継続を求める民意を大きく上回った。条例は、町長と町議会が投票結果を尊重しなければならないとしていたため、この結果を受け、藤野町長は、「町民の意思を尊重する」旨の意見を表明し、8月12日に相模原市長に対して1市4町の合併協議の申し入れを行った。

(藤野町における住民投票の投票結果)

投票資格者数	8,446人
投票率	65.23%
賛成	3,398票 (61.7%)
反対	2,045票 (37.1%)
無効	66票 (1.2%)
合計	5,509票 (100.0%)

イ 真鶴町

平成16年5月24日に、合併に関する住民投票条例の制定を求める457人分の署名を連ねた陳情が町の臨時議会で採択された結果、続く6月定例議会で「真鶴町の合併についての意思を問う住民投票条例案」が議員提案さ

れ、全会一致で可決された。

この条例は、町内に3か月以上住んでいる満18歳以上の町民と永住外国人を投票資格者とし、湯河原町との賛否を二者択一で問うものであった。

真鶴町長は、投票に先立ち、合併の必要性や町単独で自立していくことの難しさを町民に理解してもらうためとして、およそ40日をかけ、全国でも異例と報じられた町内約3,500世帯の戸別訪問を行った。住民投票は8月3日に告示、8日に投開票され、反対2,604票、賛成2,576票となり、反対が賛成を28票上回った。

町長は、このような結果となったことに、「アンケート結果を受けて、住民から住民投票の陳情が出され、議会も全会一致で陳情を採択し、条例案が提案・可決された。町長として説明責任を果たすため、戸別に訪問した。結果は僅差だったが、以前からの約束どおり合併調印・合併議案の提案はしない。湯河原と合併しなければ町の行財政は覚束ないと説明してきた私は、自立を選んだ町の長に相応しくないので辞職する。」と話し、8月13日限りで辞職した。投票結果を受け、9月25日には法定協議会も廃止された。

(真鶴町における住民投票の投票結果)

投票資格者数	7,888人
投票率	66.53%
賛成	2,576票 (49.1%)
反対	2,604票 (49.6%)
無効	68票 (1.3%)
合計	5,248票 (100.0%)

ウ 相模湖町

平成16年6月21日、相模湖町長は合併に関する住民投票条例案を町議会に提案する考えを明らかにしていたが、8月18日には、同様の条例の制定を求める2,965人分の署名を連ねた陳情も議会に提出された。

9月14日、町長から「相模湖町の合併についての意思を問う住民投票条例案」が定例の町議会に提案され、議長を除く6対5の賛成多数で可決された。

この条例は、満20歳以上の町民（永住外国人は含まない）を投票資格者とし、「相模原市と津久井郡4町との合併」か「単独町政の継続」かについて二者択一で問うもので、町長と町議会は投票結果を尊重しなければならないとされていた。

住民投票は11月23日に告示、28日に投開票され、「単独町政の継続に賛

成」2,508票、「1市4町合併に賛成」2,455票となり、単独町政の継続を求める民意が合併推進の民意を58票差の僅差で上回った。町長は、「結果は尊重するが、今後については関係者と相談しなければならない」のように述べ、その対応が注目されていたが、12月9日に開催された町議会の合併調査特別委員会において「合併協議の継続」を表明した。

この結果、12月20日には町議会の定例議会に町長不信任決議案が提出され（22日、反対多数で否決）、町民の間でも、合併に賛成するグループが合併を求める陳情を、合併に反対するグループが町議会の解散を求める直接請求（127ページ参照）を提出する等、一時町内は混乱した。

（相模湖町における住民投票の投票結果）

投票資格者数	7,799人
投票率	64.25%
賛成	2,455票（49.0%）
反対	2,508票（50.0%）
無効	48票（1.0%）
合計	5,011票（100.0%）

エ 城山町

城山町における住民投票の動きは、平成16年8月26日に、町内の住民グループが合併に関する住民投票条例の早期制定を求める2,478人分の署名を連ねた陳情を町議会に提出したことから始まる。

町議会は、9月の定例議会において陳情を採択したうえで、「合併について町民の意思を問う住民投票条例案」が議員提案され、議長を除く9対6の賛成多数で可決された。この条例は、投票の期日を11月28日と定めたものであったため、性急な合併に慎重な態度で臨む町長が「合併に関する議論が尽くされていない」として再議に付し、町議会の3分の2の同意を得られなかったため廃案となった。

町長は、町議会の12月定例議会に「城山町の合併について町民の意思を問う住民投票条例案」を提出し、審議の結果、24日に全会一致で可決されることとなった。この条例は、満20歳以上の町民と永住外国人を投票資格者とし、城山町が1市3町と合併することについての賛否を問うもので、投票率が有権者の50%未満ならば開票しないこと、町長と町議会は投票結果を尊重しなければならないこととされていた。投票期日は明記されなかったため、町長の判断に委ねられることとなった。

その後、投票期日を明確にするため、平成17年6月の町の定例議会に「平成18年3月31日までの間で町長が定める日」とする修正案が議員提案

され、議長を除く 9 対 6 の賛成多数で可決された。

住民投票は平成18年 2 月 21 日に告示、26 日に投開票され、「合併に賛成」7,115 票、「合併に反対」2,642 票となり、合併を支持する民意が明らかになった。この時点では、前町長に対する解職請求（128 ページ参照）が成立していたため、3 月 19 日に実施された出直し町長選挙で当選した新町長が同月 30 日に相模原市長に対する合併協議の申し入れを行った。

（城山町における住民投票の投票結果）

投票資格者数	18,969 人
投票率	51.65%
賛成	7,115 票（72.9%）
反対	2,642 票（27.1%）
無効	42 票（0.0%）
合計	9,799 票（100.0%）

（市町村の条例にもとづく合併の賛否を問う住民投票の一覧）

市町村名	条例制定根拠	条例可決	投開票日（投票率）	結果
藤野町	直接請求	平成16年 4月23日	平成16年 6月27日 (65.23%)	1市4町合併に賛成 3,398 単独町政継続に賛成 2,045
真鶴町	議員提案	平成16年 6月18日	平成16年 8月8日 (66.53%)	湯河原町との合併に 賛成 2,576 反対 2,604
相模湖町	町長提案	平成16年 9月14日	平成16年 11月28日 (64.25%)	単独町政継続に賛成 2,508 1市4町合併に賛成 2,455
城山町	町長提案	平成16年 9月14日	平成18年 2月26日 (51.65%)	1市3町もしくは1市4町の合併に 賛成 7,115 反対 2,642

※城山町の条例では、平成17年 6 月定例議会において議員提案により、投票期日が「平成18年 3 月 31 日までの間で町長が定める日」に改正されている。

（3）議会の解散を求める直接請求

地方自治法第76条の規定にもとづき議会の解散を求める直接請求は、県内においてもこれまでに 9 件の事例があり、このうち平成の大合併に関連するものとしては、相模湖町における 1 件である。

これは、町長が前項の住民投票の結果を覆し、合併推進を継続すると表明したことに対し異を唱えなかった議会多数派に対するもので、合併に反対する住民グループが平成17年 2 月 10 日から 3 月 10 日までの間に 2,990 人分の署名を収集し、書名簿の審査・縦覧を経て、有権者の 3 分の 1 以上となる 2,875

人分の署名を添え、4月15日付けで議会の解散を請求したものである。

住民投票は5月23日に告示、6月12日に投開票され、議会の解散に「反対」とするものが2,896票、「賛成」とするものが2,391票となり、合併はそのまま推進されることとなった。

(相模湖町議会解散の賛否を問う住民投票の結果)

選択肢	得票数	得票率	その他
議会解散に反対	2,896	54.78%	投票率 69.34% 投票総数 5,361
議会解散に賛成	2,391	45.22%	
合計	5,287	(505票差)	無効票 74

(4) 長の解職を求める直接請求

地方自治法第81条の規定にもとづき市町村長の解職を求める直接請求は、県内においてもこれまでに14件の事例があり、このうち平成の大合併に関連するものとしては、城山町で1件実施された。

これは、住民発議により設置された「相模原・津久井地域合併協議会」(相模原市・城山町・津久井町・相模湖町で構成)の協議を休止させる一因ともなった町長の合併に対する慎重な姿勢を理由とするもので、合併に賛成する住民グループが平成17年11月18日から12月18日までの間に9,708人分の署名を収集し、書名簿の審査・縦覧を経て、有権者の3分の1以上となる9,080人分の署名を添え、平成18年1月5日付けで町長の解職を請求したものである。

住民投票は1月30日に告示、2月19日に投開票され、町長の解職に「賛成」とするものが6,760票、「反対」とするものが4,893票となり、即日失職することとなった。

この後、翌週26日に投開票された合併の是非を問う住民投票(126ページ参照)、さらには3月20日の町長失職に伴う出直し町長選挙における合併推進派候補の当選により、城山町では合併推進に向けた取組みが進められることとなった。

(城山町長解職の賛否を問う住民投票の結果)

選択肢	得票数	得票率	その他
町長解職に賛成	6,760	58.01%	投票率 62.81% 投票総数 11,751
町長解職に反対	4,893	41.99%	
合計	11,653	(1,867票差)	無効票 98

第5章

合併新法下における国の取組み

1 合併新法の制定等

(1) 合併新法制定の背景

合併新法は、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（平成15年11月13日）の内容を踏まえ、平成16年5月26日に成立し、平成17年4月1日から施行された。

この地方制度調査会答申の合併関係部分を抜粋すると、次のとおりである。

II 基礎自治体のあり方

2 市町村をめぐる状況

- 国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない状況。また、少子高齢化の進行は、特に小規模な市町村により深刻な影響を与えており、これまでのような行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。
- このような状況の中で、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに、できる限り成果があがる必要があるである。国及び都道府県としても、さらにさまざまな方策を展開していくことが肝要。

3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

- 現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す。新法は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法における合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべき。
- 現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当。
- 新法においては、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する構想を策定することとすべき。現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすることとすべき。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべき。
都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安とするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要。
- 都道府県知事は構想にもとづき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間の合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべき。都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には、市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討することが必要。

(2) 市町村合併に関連する多様な方策

- 合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において、地域共同的な事務等を処理するため、後述の地域自治組織制度を活用。
なお、合併後の一定期間、法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置することができる等の特例を設けることが適当。
- 都道府県知事も合併に際して、一定の場合に小規模な市町村等を対象として、地域自治組織を設置することを勧告することができるものとすべき。
- 都道府県知事が前記の構想に位置づけて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないような事態において、市町村が自らの判断により合併を求めた場合に、適正な住民サービス確保の観点から看過し得ないと認めるときは、都道府県が関わる手続によって市町村の合併を行う新たな仕組みを引き続き検討していく必要。
- 合併に関する新たな法律の下でも当面合併に至ることが客観的に困難である市町村に対して、基礎自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広域連携の方策により対応することについて検討を進める必要。
- また、上記の市町村について、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要。

4 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組み

- 住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できるとすべき。
- 地域自治組織のタイプとしては、一般制度として行政区的なタイプ（法人格を有しない。）を導入すべきであるが、市町村合併に際し、合併前の旧市町村のまとまりにも特に配慮すべき事情がある場合には、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する。）を設置できるとすることが適当。
- 地域自治組織には、地域協議会（仮称）、地域自治組織の長及び事務所を置く。
地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任。
地域協議会の構成員は、原則として無報酬。
- 地域自治組織（一般制度）は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する。
区域をはじめ基本的な事項は、基礎自治体の条例で定める。
基礎自治体の長が地域協議会の構成員を選任するに当たっては、地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととする等、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要。
- 特別地方公共団体とする地域自治組織は、合併協議の場において規約を定めることにより、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設置されることとし、その規約において、地域自治組織が処理する地域共同的な事務の範囲や地域協議会の構成員の選出方法等を定める。地域協議会は予算等の決定権を有する。財源は、基礎自治体からの移転財源によることが原則。

(2) 合併新法の概要

合併新法の概要は次のとおりである。

ア 目的（第1条）

地方分権の進展及び経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間、市町村の合併についての特例措置等を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにする。

イ 合併協議会の設置（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併市町村基本計画の作成その他合併に関する協議を行うための法定協議会を設置する。

法定協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験者の中から選任する。

また、住民発議があった場合、請求代表者又は同一請求代表者を委員に加えることができる。

ウ 住民発議制度（第4条、第5条）

有権者の50分の1以上の署名をもって、市町村の長に対して、合併対象市町村の名称を示し、法定協議会の設置の請求を行うことができる（住民発議制度）。

すべての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、すべての関係市町村の長は、法定協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

議会の審議において法定協議会設置協議が否決された場合には、市町村の長による請求又は有権者の6分の1以上の署名による請求により、法定協議会設置協議について住民投票を行うよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、法定協議会設置協議について議会の議決があったものとみなし、協議により規約を定め、法定協議会を設置するものとする。

エ 合併市町村基本計画の作成（第6条）

合併後の市町村（以下「合併市町村」という。）がハード・ソフト両面における円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るため、法定協議会は合併後のマスタープランとしての役割を果たす合併市町村基本計画を作成す

る。

法定協議会は、計画を作成又は変更しようとするときには、あらかじめ合併関係市町村を包括する都道府県知事に協議しなければならない。

なお、合併後は、合併市町村の議会の議決を経て、計画を変更することができる。

オ 市となるべき要件の特例（第7条）

合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

また、市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあつては、市制施行のための要件を備えていない場合でも備えているものとみなす。

カ 市町村議会議員の定数特例・在任特例（第8条、第9条）

(ア) 新設合併の場合

① 定数特例（設置選挙を実施）（第8条第1項）

最初の設置選挙の任期に限り、合併市町村の議員定数の2倍まで定数を増加することができる。

② 在任特例（第9条第1項第1号）

合併前の市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲で合併後の市町村の議員としてそのまま在任することができる。

(イ) 編入合併の場合

① 定数特例（増員選挙を実施）（第8条第2項）

編入された市町村ごとに選挙区を設け、編入合併特例定数により議員定数を増加し増員選挙を行うことができる。

さらに、次の一般選挙においてもう一度定数特例を適用し、編入合併特例定数により議員定数を増加することができる。（同条第5項）

② 在任特例（第9条第1項第2号）

編入された市町村の議員は、編入した市町村の議員の任期までそのまま在任することができる。

さらに、次の一般選挙において定数特例を適用し、編入合併特例定数により定数を増加することができる。（同条第3項）

キ 市町村議会議員の退職年金に関する特例（第10条）

関係市町村議会議員のうち、合併がなければ退職年金の要件（在職12年以上）を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。

ク 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第11条）

選挙による委員は、一定の数以内で、一定の期間に限り、引き続き在任することができる。

ケ 職員の身分の取扱い（第12条）

合併関係市町村は、一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱わなければならない。

コ 一部事務組合等に関する特例（第13条～第15条）

合併関係市町村と他の地方公共団体が、一部事務組合又は広域連合を組織している場合、すべての構成団体の協議による規約の改正等により、合併後も当該一部事務組合又は広域連合とすることができる。

また、一部事務組合又は広域連合の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合には、合併後6か月以内は規約を変更しなくても、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなす。

サ 地方税に関する特例（第16条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年を経過する日までの間に行わないものとする。

合併に伴い特定市町村となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税については、地方税法の適用を受ける市街化区域農地とみなす。

シ 地方交付税の額の算定の特例（第17条）

(ア) 合併算定替

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く■年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合に算定される合算額を下回らない

ように算定した額とし、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。

※ ■には、平成17・18年度に合併した場合は9、平成19・20年度に合併した場合は7、平成21年度に合併した場合は5が入る。

(イ) 合併補正

市町村の合併に伴い、臨時に増加する行政に要する経費について、地方交付税法に定める基準財政需要額の数値を補正して措置する。

ス 地方債の特例等（第18条）

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が、合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充当する地方債について、特別の配慮をするものとする。

セ 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第19条）

合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

ソ 流域下水道に関する特例（第20条）

流域下水道の関係市町村が、合併により1つの市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

タ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第21条）

市町村合併により郡市の区域に変更が生じる場合において、必要があるときは、合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

チ 地域審議会（第22条）

合併関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要な事項につき意見を述べる審議会を置くことができる。

ツ 地域自治区の設置手続等の特例（第23条～第25条）、合併特例区（第26条～第57条）

合併に際して、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができる（制度の概要については30、31ページ参照）。

合併後の一定期間（5年以下で規約で定める期間）、合併関係市町村の協議により、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として合併特例区を設けることができる（制度の概要については30、31ページ参照）。

テ 総務大臣の基本指針（第58条）（資料編247ページ参照）

総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ト 構想の作成等（第59条）（県の合併構想は別冊参照）

都道府県は、基本指針にもとづき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、構想対象市町村の組合せ等を内容とする自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「合併構想」という。）を定めるものとする。

都道府県は、合併構想を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

ナ 市町村合併推進審議会（第60条）

都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。

市町村合併推進審議会は、上記トのほか、都道府県知事の諮問に応じ、合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。

二 構想対象市町村に対する勧告等（第61条、第63条、第64条）

(ア) 法定協議会設置の勧告等（第61条）

都道府県知事は、あらかじめ構想対象市町村の意見を聴き、法定協議会を設けるべきことを勧告することができる。

(イ) 合併協議会に係るあっせん及び調停（第63条）

構想対象市町村が法定協議会を置いている場合において、協議会委員の間で、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請により市町村合併調整委

員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。

(ウ) 市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告（第64条）

都道府県知事は、構想対象市町村が法定協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、法定協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(3) 新市町村合併支援プランの策定

政府は、旧合併特例法下における旧支援プラン（29ページ参照）に引き続き、合併新法下においても市町村が新しいまちづくりを行うにあたっての支援策等を定めた新市町村合併支援プラン（以下「新支援プラン」という。）を平成17年8月31日付けで策定した。この新支援プランのポイントは次のとおりである。

ア 対象地域

- 都道府県により構想到位置づけられた構想対象市町村
- 合併新法に基づいて合併した市町村

イ 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

ウ 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例（合併算定替）
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置（合併推進債）
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置（合併推進債）
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
(特別交付税措置)
- 合併準備経費に対する財政措置（特別交付税措置）
- 都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置（特別交付税措置）
- 税制上の特例措置 等

エ その他

その他の市町村合併支援策として、関係省庁の連携による支援策、市町村合併支援アドバイザー制度、市町村合併の広報・啓発、各省庁の市町村合併支援窓口等が定められたこと等は旧支援プランと同様である。

第6章

合併新法下における県の取組み

1 神奈川県市町村合併推進審議会の設置

(1) 「神奈川県市町村合併推進審議会」の設置

合併新法では、総務大臣が定める基本指針にもとづき、構想対象市町村を対象として、都道府県が合併構想を定めることとされた。

都道府県が合併構想を定めるにあたっては、あらかじめ、市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないとされ、その組織及び運営については条例で定めることとされたため、県では、平成17年9月の県定例議会の議決を経て、合併新法にもとづく「神奈川県市町村合併推進審議会」（以下「審議会」という。）を条例で設置した。条例は10月18日に公布された。

(神奈川県市町村合併推進審議会条例)

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定にもとづき、神奈川県市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 神奈川県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 神奈川県議会議員
- (3) 市町村の議会の議長を代表する者
- (4) 市町村の長を代表する者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、同号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第5条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

4 書記は、庶務に従事する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

審議会の委員は、条例第2条の規定にもとづき15人以内とされたが、その内訳は、学識経験のある者7人、神奈川県議会議員3人、市町村の議会の議長を代表する者2人、市町村の長を代表する者2人とした。

同年11月28日に開催された第1回審議会では、会長として森田朗東京大学公共政策大学院院長が、会長職務代理者として大杉覚首都大学東京都市教養学部教授が、それぞれ選出され今後の審議が進められることとなった。

審議会は、合併新法の根拠規定（第59条）の失効にともない、平成22年3月31日に廃止された。これまで在籍した委員は次のとおりである。

(審議会委員名簿)

	在籍期間	氏名	職名
学識経験者	H17. 11. 28～H18. 6. 30	五十嵐克彦	社団法人神奈川県経営者協会地域活性化委員会委員 (東日本電信電話株式会社神奈川支店副支店長)
	H17. 11. 28～H21. 11. 27	内海 麻利	駒澤大学法学部准教授
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	大杉 覚	首都大学東京都市教養学部教授
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	谷本有美子	特定非営利法人まちづくり情報センターかながわ理事
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	馬目慶二郎	株式会社浜銀総合研究所主任研究員
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	森田 朗	東京大学公共政策大学院法学政治学研究科教授
	H17. 11. 28～H18. 2. 23	三荒 弘道	社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会会長
	H18. 2. 23～H19. 11. 27	洞外 文敬	社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会会長
	H18. 7. 1～H20. 6. 30	井出 浩一	社団法人神奈川県経営者協会地域活性化委員会委員 (東日本電信電話株式会社神奈川支店副支店長)
H20. 7. 1～H22. 3. 31	根岸 卓也	社団法人神奈川県経営者協会地域活性化委員会委員 (東日本電信電話株式会社神奈川支店法人営業部長)	
県議会議員	在籍期間	氏名	職名
	H17. 11. 28～H19. 5. 22	江田 実	神奈川県議会議員
	H17. 11. 28～H18. 5. 24	古沢 時衛	神奈川県議会議員
	H17. 11. 28～H18. 5. 24	保阪 努	神奈川県議会議員
	H18. 5. 24～H18. 12. 21	小林 常良	神奈川県議会議員
	H18. 5. 24～H19. 4. 29	山田 文雄	神奈川県議会議員
	H19. 5. 22～H20. 5. 23 H21. 5. 25～H22. 3. 31	亀井たかつぐ	神奈川県議会議員
	H19. 5. 22～H20. 5. 23	杉本 透	神奈川県議会議員
	H19. 5. 22～H21. 5. 25	福田 紀彦	神奈川県議会議員
	H20. 5. 23～H21. 5. 25	赤井かずのり	神奈川県議会議員
	H20. 5. 23～H21. 5. 25	国松 誠	神奈川県議会議員
H21. 5. 25～H22. 3. 31	佐藤 光	神奈川県議会議員	
H21. 5. 25～H22. 3. 31	菅原 直敏	神奈川県議会議員	
市町村議会議長	在籍期間	氏名	職名
	H17. 11. 28～H18. 4. 18	近藤 秀二	神奈川県市議会議長会会長 (綾瀬市議会議長)
	H18. 4. 18～H19. 5. 1	内藤 治明	神奈川県市議会議長会会長 (横須賀市議会議長)
	H19. 5. 24～H20. 4. 17	落合 克宏	神奈川県市議会議長会会長 (平塚市議会議長)
	H20. 4. 17～H21. 4. 16	松中 健治	神奈川県市議会議長会会長 (鎌倉市議会議長)
	H21. 5. 20～H22. 3. 31	山口 幸雄	神奈川県市議会議長会会長 (藤沢市議会議長)
	H17. 11. 28～H18. 6. 8	相原 啓一	神奈川県町村議会議長会会長 (中井町議会議長)
	H18. 6. 9～H19. 6. 8	原田 洋	神奈川県町村議会議長会会長 (湯河原町議会議長)
	H19. 6. 9～H19. 10. 14	熊澤 俊治	神奈川県町村議会議長会会長 (愛川町議会議長)
	H19. 10. 30～H20. 6. 8	中山 民子	神奈川県町村議会議長会会長 (愛川町議会議長)
	H20. 6. 9～H21. 5. 22	笠原 俊一	神奈川県町村議会議長会会長 (葉山町議会議長)
H21. 6. 9～H22. 3. 31	本杉 博是	神奈川県町村議会議長会会長 (山北町議会議長)	
市町村長	在籍期間	氏名	職名
	H17. 11. 28～H19. 3. 21	小川 勇夫	神奈川県市長会常任理事 (相模原市長)
	H19. 5. 18～H20. 5. 23	小澤 良明	神奈川県市長会相談役 (小田原市長)
	H20. 8. 22～H22. 3. 31	沢 長生	神奈川県市長会常任理事 (南足柄市長)
	H17. 11. 28～H22. 3. 31	露木 順一	神奈川県町村会副会長 (開成町長)

(2) 知事の諮問

第1回の会議は、同年11月28日に開催され、知事から森田朗会長に対し次のとおり諮問がなされた。

ア 諮問

「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」

イ 趣旨

本年4月1日から施行された合併新法では、総務大臣の定める基本指針にもとづき、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村を対象に、都道府県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めるものとされており、市町村合併に係る都道府県の役割が、これまで以上に期待されているところです。

こうした法の考え方を踏まえ、県として、合併新法下で合併検討を行う市町村に対する支援のあり方や、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村の有無等を検討し、適切に取り組んでいく必要があります。

このような観点から、標記諮問事項について、貴審議会の意見を求めるものであります。

(知事から森田朗会長へ諮問)



2 審議会における議論

審議会では、平成17年11月28日から平成22年3月26日に至るまで、合計12回の会議を開催し、県内市町村の自主的な合併の推進について真摯な議論が行われた。それぞれの会議の概要は、次のとおりである。

(1) 第1回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成17年11月28日（月）午後3時～5時、県庁新庁舎5階第5会議室
14人（相原委員、五十嵐委員、内海委員、江田委員、相模原市山口収入役（小川委員代理）、近藤委員、谷本委員、辻委員、露木委員、古沢委員、保阪委員、馬目委員、三荒委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

○ 会長の選出

委員の互選により、森田委員を会長に選出した。

○ 諮問

知事から会長に対し、審議会への諮問を行った。

○ 会議の議題及び結果

・ 議題（1）会長職務代理者の指名

会長職務代理者として大杉委員が会長から指名された。

・ 議題（2）神奈川県市町村合併推進審議会運営要領について

審議会の運営にあたって、運営要領に沿って行うことを了承した。

・ 議題（3）合併新法について

合併新法について事務局から説明を行った。

・ 議題（4）県内市町村の概況及び市町村合併の動向について

県内市町村の概況及び全国・県内における市町村合併の動向について事務局から説明を行った。

・ 議題（5）審議の進め方について

今後の審議スケジュール及び審議会での審議のあり方について意見交換を行った。

・ 議題（6）県内市町村の結び付きに関する分析調査の実施について

県において、県内市町村の結び付きに関する分析調査を実施し、審議会の審議の資料として提供することについて事務局から説明を行い、了承を得た。

(2) 第2回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年2月6日（月）午後3時～5時、県庁新庁舎5階第5会議室
12人（相原委員、五十嵐委員、江田委員、大杉委員、県市長会会長・
小澤小田原市長（小川委員代理）、近藤委員、谷本委員、露木
委員、古沢委員、保阪委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）第2回神奈川県市町村合併推進審議会での審議について
基礎自治体である市町村の今後のあり方をどう考えるかという問題意識のもと、将来の社会変化を見通した「今後の期待される市町村像」について検討を行っていくことを決定した。
- 議題（2）「今後の期待される市町村像」について
議題（1）において決定した審議の進め方に沿って、「今後の期待される市町村像」の検討の一環として、「求められる権能」「規模」「行財政効率」の3つの視点を設定し、それらの視点相互に係る論点について意見交換を行った。
- 議題（3）その他
平成17年国勢調査の速報値にもとづく県内市町村の人口の推移及び第1回審議会以降の県内市町村の合併関連の動向について、事務局から報告した。

(3) 第3回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年3月29日（水）午後3時～5時、県庁新庁舎5階第5会議室
14人（相原委員、五十嵐委員、内海委員、江田委員、大杉委員、県市長会
副会長・山口厚木市長（小川委員代理）、近藤委員、谷本委員、辻
委員、露木委員、洞外委員、古沢委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）「今後の期待される市町村像」の検討について
第2回審議会に引き続き、事務局から資料について説明を行った後、
論点整理の取りまとめに向けた意見交換を行った。
- 議題（2）「市町村アンケート」の実施について
県内市町村長及び市町村議会議員の意見を聴取し、審議会の意見に
反映させるためのアンケートの内容等について意見交換を行った。
- 議題（3）その他
県内市町村（津久井地域）の歴史・文化等、県内市町村の合併関連
の動向等について、事務局から報告した。

(4) 第4回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年5月16日（火）午後3時～5時、県庁新庁舎12階A・B会議室
12人（相原委員、五十嵐委員、内海委員、大杉委員、辻委員、露木委員、
洞外委員、内藤委員、古沢委員、保阪委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）「県内市町村の結び付き調査結果」について
事務局から資料について説明を行った後、意見交換を行った。
- 議題（2）「市町村アンケート調査結果」（中間報告）について
県内市町村長及び市町村議会議員の意見を聴取し、本審議会の意見
に反映させるためのアンケート調査結果について事務局から中間報告
を行った後、最終報告に向けた考え方等について意見交換を行った。
- 議題（3）その他
津久井地域を除く県内市町村の歴史・文化や県内市町村の合併関連
の動向及び全国の合併検討の状況等について、事務局から報告した。

(5) 「県内市町村の結び付き調査結果」の概要

ア 調査の趣旨

第1回新議会における合意にもとづき、政令指定都市を除く県内33市町村間の結び付きについて、市町村間の関係性を示す客観的なデータを統計的手法により分析し、「市町村間の関係性の強さ」や「関係性の強い市町村の組合せ」を把握する。

イ 分析に用いた指標

分析にあたっては、次の4つの指標を用いた。

- 生活指標として、通勤・通学、買物等住民の市町村間の日常的な移動状況
- 業務指標として、営業自動車による移動状況
- 産業指標として、農協の所管区域や商工会の構成区域等
- 行政指標として、県の二次保健医療圏、国や県の機関の所管区域、旧郡の区域等

ウ 分析方法

この指標を用いてクラスター分析という統計手法を用い、2つの分析を行った。

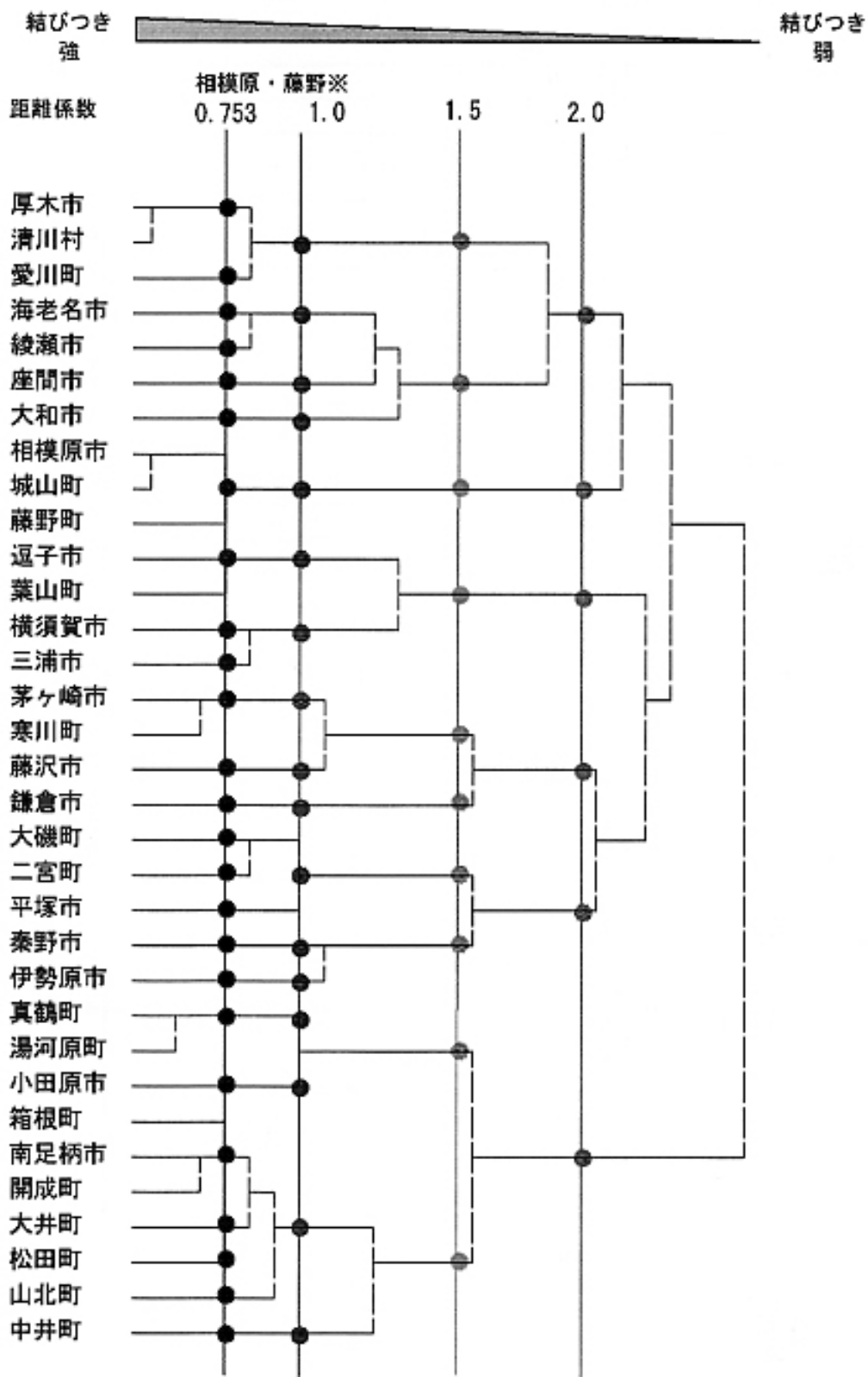
「生活・業務圏分析」は、生活と業務の2つの指標による分析であり、行政や産業界が設定した指標を含まない、人の移動に着目したものであるのに対し、「総合分析」は、生活、業務、産業及び行政までの4指標すべてによる分析である。

エ 分析結果

クラスター分析の分析結果は、樹形図によって表され、左側で結び付きほど距離係数が小さく（結び付きが強く、圏域が狭い）、右側では距離係数が大きく（結び付きが弱く、圏域が広い）なる。

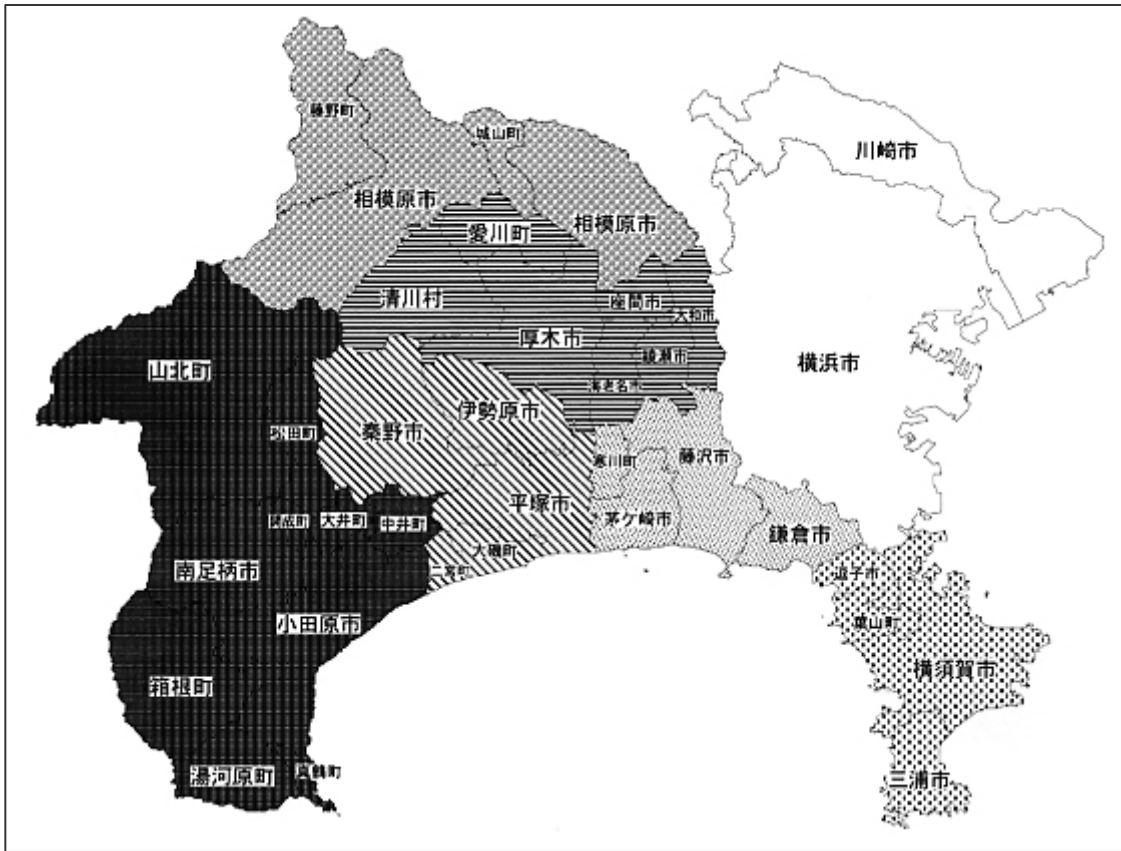
合併構想における「5つの都市圏域」の設定にあたっては、総合分析の結び付き係数2.0における圏域図を基準とした。

(総合分析の樹形図)



※平成 18 年 3 月に県知事に合併申請をした相模原市と藤野町が結合する距離係数

(総合分析距離係数2.0の地図)



(6) 第5回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年6月13日（火）午後3時～5時、県庁新庁舎5階 第5会議室
11人（五十嵐委員、江田委員、大杉委員、小林委員、辻委員、露木委員、
洞外委員、相原中井町議会議長（原田委員代理）、馬目委員、森田
委員、山田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）「市町村アンケート結果」について
県内市町村長及び市町村議会議員の意見を聴取し、審議会の意見に
反映させるためのアンケート結果について事務局から説明を行った後、
意見交換を行った。
- 議題（2）「今後の期待される市町村像」（まとめ）について
資料について事務局から説明を行った後、まとめに向けた考え方等
について意見交換を行った。
- 議題（3）その他
県内市町村の合併関連の動向について、事務局から報告した。

(7) 市町村アンケートの実施

ア 調査の趣旨

第3回審議会における合意にもとづき、政令指定都市を除く県内市町村
長及び市町村議会議員の今後の行財政見通しや市町村合併に関する考え方、
意向等を把握することにより、審議会における諮問事項等を審議するうえ
での基礎資料とする。

イ 調査の方法と回収結果

ア 調査対象	政令指定都市を除く市町村長33名、市町村議会議員742名 合計775名			
イ 調査方法	市町村長は各市町村の企画部門を通じ、市町村議会議員は直接（一部を除く）郵送等により配布・回収した。			
ウ 調査期間	平成18年4月20日（発送日）から平成18年6月6日到着分まで			
エ 回収率		現員数	回答数	回答率
	市町村長	33名	33名	100.0%
	市町村議会議員	742名	346名	46.6%
	市	485名	193名	39.8%
町村	257名	153名	59.5%	

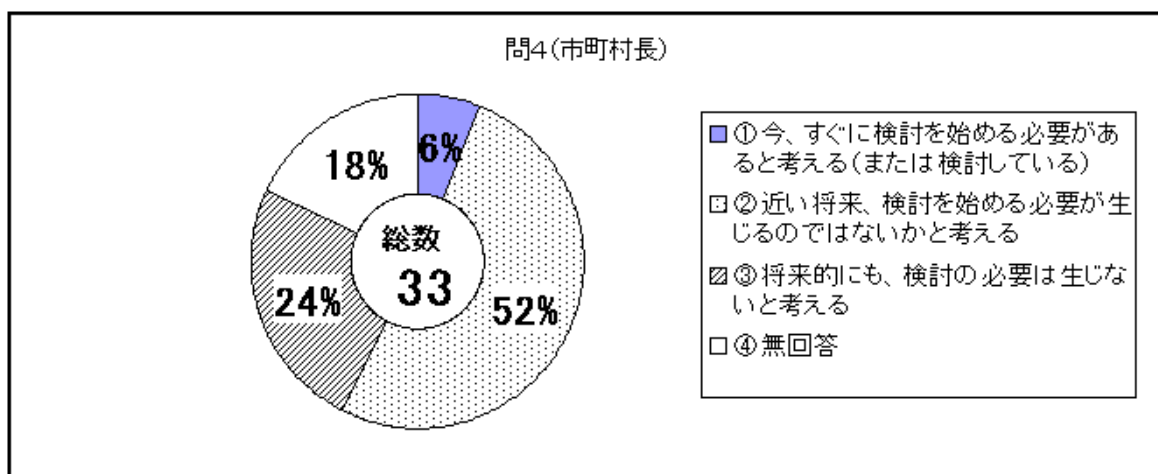
ウ 問4（合併検討の必要性）の設問と集計結果

貴市町村では、市町村合併について検討を始める必要があると考えますか。次のうち、あなたのお考えに最も近いものを一つだけ選び、番号を○で囲んでください。併せて、差し支えなければその理由をご記入ください。

- ① 今、すぐに検討を始める必要があると考える（または検討している）
- ② 近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える
- ③ 将来的にも、検討の必要は生じないと考える

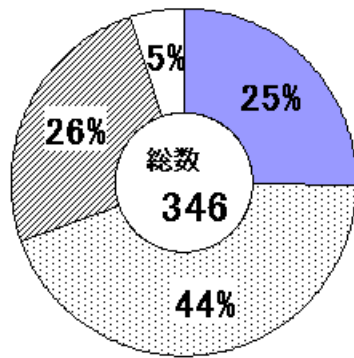
市町村長全体では、「②近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える」（52%）が最も多く、「①今、すぐに検討を始める必要があると考える（または検討している）」（6%）と合わせると、全体のおよそ60%を占めた。

議員全体でも同様の傾向となったが、市町村の規模が小さくなるほど合併検討の必要性を認識する割合は高まる傾向が見られた。



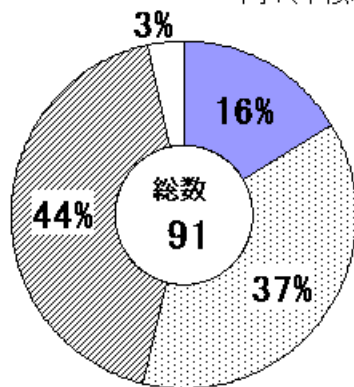
(内 訳)	①	②	③	④
中核市、特例市長	14%	43%	29%	14%
市 長	0%	40%	40%	20%
町村長	6%	63%	12%	19%

問4(議員全体)



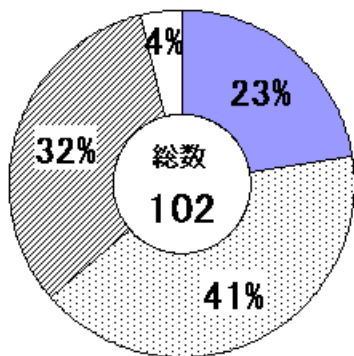
- ①今、すぐに検討を始める必要があると考える(または検討している)
- ②近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える
- ▨ ③将来的にも、検討の必要は生じないと考える
- ④無回答

問4(中核市・特例市議員)



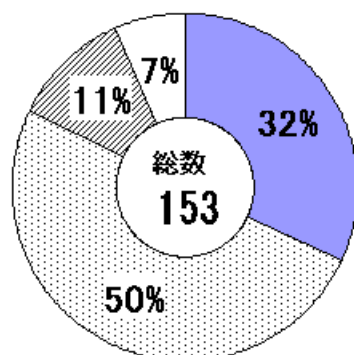
- ①今、すぐに検討を始める必要があると考える(または検討している)
- ②近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える
- ▨ ③将来的にも、検討の必要は生じないと考える
- ④無回答

問4(市議員)



- ①今、すぐに検討を始める必要があると考える(または検討している)
- ②近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える
- ▨ ③将来的にも、検討の必要は生じないと考える
- ④無回答

問4(町村議員)



- ①今、すぐに検討を始める必要があると考える(または検討している)
- ②近い将来、検討を始める必要が生じるのではないかと考える
- ▨ ③将来的にも、検討の必要は生じないと考える
- ④無回答

(8) 第6回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年7月25日（火）午後3時～5時

神奈川県中央農業会館5階 役員会議室

12人（井出委員、大杉委員、小林委員、谷本委員、辻委員、露木委員、洞外委員、内藤委員、原田委員、馬目委員、森田委員、山田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）「今後の期待される市町村像」（まとめ）について
資料について事務局から説明を行った後、まとめに向けた考え方等について意見交換を行った。
- 議題（2）その他
今後の審議会スケジュール及び県内市町村の合併関連の動向について、事務局から報告した。

(9) 第7回

「今後の期待される市町村像」の方向性がまとまったことに伴い、今回から審議会の審議の集大成となる答申についての議論が始まった。

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年9月11日（月）午後3時～5時10分、県庁新庁舎5階第5会議室

12人（井出委員、内海委員、大杉委員、谷本委員、辻委員、露木委員、洞外委員、内藤委員、原田委員、馬目委員、森田委員、山田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）答申の構成（案）等について
資料について事務局から説明を行った後、答申の構成や内容等について意見交換を行った。
- 議題（2）その他
県内市町村の合併関連の動向及び相模原市・藤野町・城山町からの要望について、事務局から報告した。

(10) 第 8 回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年10月30日（月）午後 3 時～ 4 時30分、県庁新庁舎 5 階第 5 会議室
10人（井出委員、内海委員、大杉委員、小林委員、谷本委員、露木委員、
洞外委員、馬目委員、森田委員、山田委員）

イ 会議の議題及び結果

○ 議題（1）答申の方向性について

資料について事務局から説明を行った後、答申の構成や内容等について意見交換を行った。

○ 議題（2）その他

相模原市・城山町・藤野町にかかる合併推進構想（案）及び県内市町村の合併関連の動向について、事務局から報告した。

(11) 第 9 回

すべての議題が終了した後、会長から知事に答申（別冊参照）がなされた。
また、議題 2 の承認を受けて、11月30日付けで相模原市・城山町・藤野町の合併構想（別冊参照）を策定した。

ア 開催日時・場所・出席委員

平成18年11月27日（月）午後 2 時～ 3 時、県庁新庁舎 5 階 第 5 会議室
9人（井出委員、江田委員、大杉委員、谷本委員、露木委員、洞外委員、
原田委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

○ 議題（1）答申案について

神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について（答申案）について、事務局から報告し、承認された。

○ 議題（2）相模原市・城山町・藤野町にかかる合併推進構想案について

神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（相模原市・津久井郡城山町・津久井郡藤野町に限る）（案）について、事務局から報告し、承認された。

○ 議題（3）その他

答申後の県の対応（案）について、事務局から報告した。

(12) 答申の概要

審議会では、統計データによる県内市町村間の結び付き調査や、市町村アンケート等の結果を踏まえ、「本県における今後の期待される市町村像」の具体的なイメージや、合併検討の対象となる市町村の組合せ等について9回の審議を行い、次のような内容の答申をとりまとめた。

ア 「今後の期待される市町村像」とその実現に向けて

(7) 「本県における今後の期待される市町村像」

今後の分権型社会において特色ある地域づくりを実現し得る基礎自治体の姿として、「本県における今後の期待される市町村像」を検討し、その権能、行財政効率、規模等について次のように整理した。

- ① 住民が求める行政サービスを自立的・完結的に提供し得る行政権能
- ② 質の高い行政サービスを安定的に提供し得る行財政効率
- ③ 行政サービスを効率的・効果的に提供し得る規模
- ④ 地域の一体性、地域特性

(4) 「本県における今後の期待される市町村像」実現に向けて

こうした基礎自治体を実現するための手法として、合併は極めて有効な一つ的手段であり、さらに本県における合併検討は「将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく」との観点からの検討が特に有効であるとの考え方を示した。

具体的には、県域すべての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として、中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組みが必要であり、また本県市町村はそれが可能であると整理した。

イ 合併検討の対象となる基本的な市町村の組合せの検討

県域すべての市町村が中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を目指した取組を進めるにあたって、その対象となる市町村の組合せを検討するための基礎となる「圏域」として、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」の総合分析を基本とした6つの圏域を設定し、圏域ごとに今後の合併検討の方向性について次のように整理した。

(7) 圏域1：相模原市、津久井郡城山町、藤野町

新・相模原市は、約70万人の人口を有する県北地域における中核市となり、今後の期待される市町村像に最も近い基礎自治体となり得るものと考えられることから、「中核市あるいはそれ以上の都市を志向する」という審議会における検討の方向性を先取りする形での合併を実践して

いる、いわば今後の本県における市町村合併のモデルケースとも考えることができる。

(イ) 圏域 2：小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町

この圏域については、小田原市を除くと5万人に満たない中小規模の市町により構成されているうえ、6つの圏域の中で少子高齢化の進行が最も著しく、また圏域内の広域連携が進んでいるといった特徴から、すべての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられる。

(ウ) 圏域 3：横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町

横須賀市は、すでに圏域の中核としての役割を担っており、今後、この圏域の市町が将来を見据え、合併検討を望む状況になれば、横須賀市がリーダーシップを発揮し、圏域一体となったまちづくりを検討できる可能性も大きいと言える。

(エ) 圏域 4：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡愛川町、清川村

行政的な結び付きを加味すれば、一体的な圏域と考えられるが、住民の生活圏としては、相模川以東の4市と、以西の1市1町1村との一体性はそれほど強くないと考えられることから、この圏域については、相模川の東西に分かれたそれぞれの地域において、段階的に合併を検討することが現実的であると考えられる。

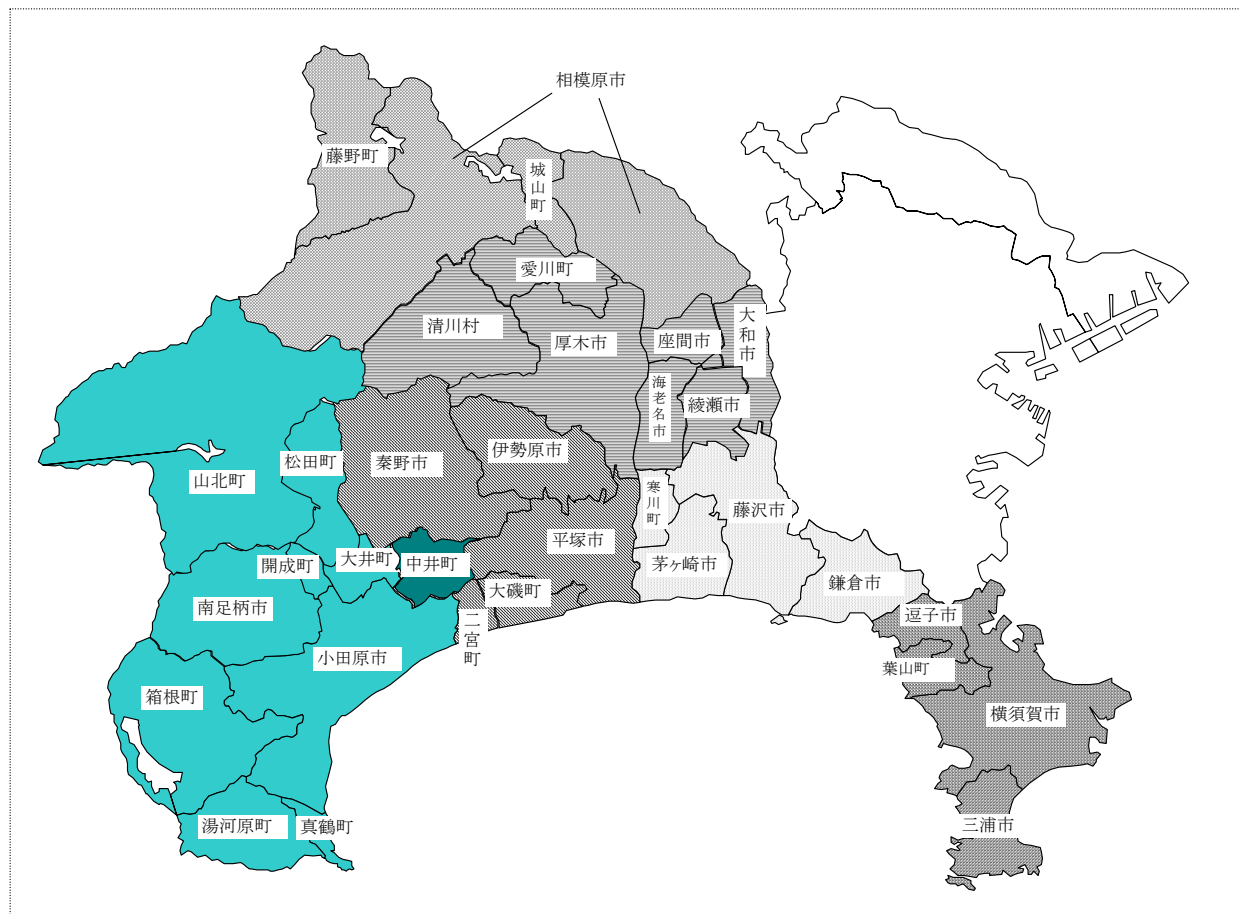
(オ) 圏域 5：平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町

3市3町が一体となって合併検討に向けた取組みを進めることが期待されるが、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」によれば、平塚市と秦野市にそれぞれ拠点性が認められることから、この両市を中心として、中核市規模を視野に入れた段階的合併を検討することも考えられる。

(カ) 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町

藤沢市はすでに中核市並みの規模であり、鎌倉市は「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」において、最後に他の市町と結び付くという特徴がある等の状況を踏まえると、地理的にも行政的にも、圏域内で比較的結び付きが強い茅ヶ崎市と寒川町が、先行して合併を検討し、将来を見据えた行政体制を整備することが現実的であるとも考えられる。

(6つの圏域図)



		人口(人)	行政区域面積 (km ²)
1	相模原市、城山町、藤野町	701,630	328.84
2	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	361,105	635.29
3	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	565,603	167.36
4	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	822,880	292.81
	(厚木市、愛川町、清川村)	(267,955)	(199.41)
	(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	(554,925)	(93.40)
5	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町	600,864	273.34
6	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	843,049	158.29

注) 中井町は「2」と「5」の圏域に重複して位置付けられている。

(13) 第10回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成19年6月7日（木）午前10時～11時30分

神奈川自治会館 3階特別会議室

11人（井出委員、大杉委員、沢南足柄市長（小澤委員代理）、亀井委員、杉本委員、露木委員、洞外委員、熊澤愛川町議会議長（原田委員代理）、福田委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）市町村合併推進構想策定に向けた県の取り組みについて
前回審議会からこれまでの取り組みと今後、構想策定までのスケジュール等について事務局から報告した。
- 議題（2）「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（素案）」の策定の方向性について
今後、県が策定する「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（素案）」（以下「構想素案」という。）の策定の方向性について意見交換を行った。

(14) 第11回

議題2の承認を受け、10月30日付けで横浜市、川崎市及び相模原市を除く合併構想（別冊参照）を策定した。

ア 開催日時・場所・出席委員

平成19年9月10日（月）午後3時～4時30分

県庁新庁舎5階 新庁応接室

11人（井出委員、内海委員、小澤委員、落合委員、杉本委員、谷本委員、辻委員、露木委員、洞外委員、馬目委員、森田委員）

イ 会議の議題及び結果

- 議題（1）神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（案）について
「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（案）」（以下「構想案」という。）について事務局から説明した後、意見交換を行った。

(15) 第12回

ア 開催日時・場所・出席委員

平成22年3月26日（金）午後2時～4時、県庁新庁舎5階 第5会議室
11人（大杉委員、亀井委員、沢委員、菅原委員、谷本委員、露木委員、根岸委員、馬目委員、本杉委員、森田委員、山口委員）

イ 会議の議題及び結果

○ 報告（1）合併検討の状況等について

相模原市の指定都市移行、県西地域合併検討会の解散について、事務局から報告した。

○ 報告（2）合併記録の作成について

「神奈川県における平成の合併記録」の作成について、事務局から報告した。

○ 報告（3）県の今後の取組みについて

国の大きな方向性（第29次地方制度調査会の答申、合併新法改正の概要）と、今後、県が権限移譲を活用した広域連携を推進していくことについて、事務局から報告した。

3 合併構想の策定

(1) 合併構想の策定に至る経緯

ア 合併構想の素案の作成

県では、平成19年6月に開催された第10回審議会における意見を踏まえ、構想素案の案を作成した。その後、7月末に開催された市長会議及び町村長会議における市町村長との意見交換を経て、8月1日には構想素案を作成した。

この構想素案は、8月2日に記者発表され、あわせて市町村長に送付してあらためて意見を求めるとともに、同月6日から9月5日までの間、パブリックコメントにより県民意見の募集等を行い、71件（うち市町村意見6件）の意見が提出された。

主な意見としては、構想素案と同じ方向性を有するものとして、「消防やゴミ処理等、各市町村が単独で担うことが非効率的な業務については、一部事務組合等広域連携の仕組みを活用して取り組むべき」、「県西地域においても合併は必要だと考える」、あるいは「一方的な市町村合併は、かえって自主的な合併を阻害する懸念があることから、構想対象市町村との合意形成を図りながら構想を策定することが必要」といった意見が寄せられた。

一方で、構想素案の考え方とは異なる、または合併に反対するものとして、「県が押しつけているような広域化が進んだ状態では、住民の声は益々遠くなり反映されようもない。住民自治を保障するなら、せいぜい10万人程度の規模が良いところではないか」、「合併は住民の声が届かなくなるので反対だ。」、あるいは「県が市町村の合併構想を作ることは、税金の無駄使いであり反対」といった意見も見られた。

そのほか、「市町村合併について県民、市民へのPRの充実を願う。」、あるいは「どうして合併をしなければいけないのか県民に説明して欲しい。」といった県の取組みを求める意見等もあった。

イ 合併構想の策定

県は、直ちに構想案の作成に着手し、平成19年9月10日に開催された第11回審議会の審議に付した。その後、県西地域2市8町選出県議会議員に対する説明を行うとともに、9月21日から翌月10日にかけて市町村長に対する最後の意見照会を実施した。

その後、それまでの県民意見や市町村意見等を盛り込んだ構想案の修正案を作成し、10月29日の知事決裁を経て31日付けで合併構想の策定について記者発表を行った（合併構想の全文は別冊参照）。

(2) 合併構想の基本的な考え方

合併構想では、今後の地域主権型社会を担うにふさわしい市町村の姿を「今後の期待される市町村像」として想定し、これを実現する手法として市町村合併は極めて有効な手段の一つであることから、具体的には、県域すべての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・完結的に展開できる規模として、人口30万以上という規模を視野に入れた「中核市相当あるいはそれ以上の都市を目指し、これにふさわしい権限と能力、財政基盤の整備に向けた取組が必要」であるとの考え方を示した。

また、市町村の組合せ検討の基礎として、審議会の答申で示された6つの「圏域」の考え方を踏まえつつ、横浜市、川崎市の2つの政令指定都市及び平成19年3月に合併した相模原市を除いた市町村について、住民の生活圏や行政的なつながりを踏まえながら、合併に向けた取組みが期待される「5つの都市圏域」を設定した。

さらに、構想策定時、自主的な合併検討を始めていた県西県域2市8町を自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）として位置付けた。

ア 「今後の期待される市町村像」とその実現に向けて

(ア) 今後の地域主権型社会を担うにふさわしい市町村の姿を「今後の期待される市町村像」として想定し、実現に向けて求められる3つの要件を示した。

- ①「住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村」
- ②「専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村」
- ③「行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村」

(イ) 「今後の期待される市町村像」を実現する手法として、市町村合併は極めて有効な手段の一つであることから、具体的には、県域すべての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・完結的に展開できる規模として、人口30万以上という規模を視野に入れた「中核市相当あるいはそれ以上の都市を目指し、これにふさわしい権限と能力、財政基盤の整備に向けた取組が必要」であるとの考え方を示した。

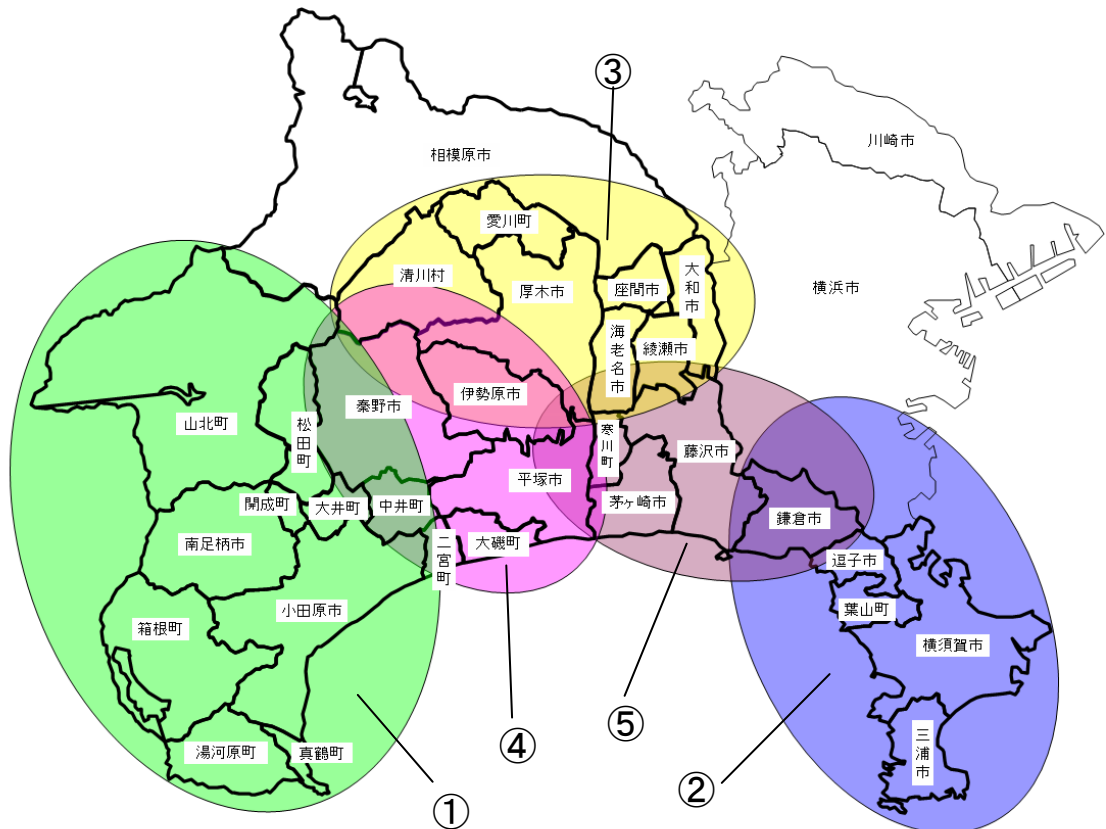
イ 「合併に向けた取組が期待される都市圏域」の設定

(ア) 審議会の答申で示された6つの「圏域」の考え方を踏まえつつ、2つの政令指定都市及び平成19年3月に合併した相模原市を除いた市町村に

ついて、5つの「合併に向けた取組が期待される都市圏域」を設定することを示した。

(1) なお、圏域の設定にあたっては、市町村単位で一律に明示するのではなく、住民の生活圏や市町村間の行政連携の実情を踏まえ、緩やかな圏域設定として示した。

(合併に向けた取組が期待される都市圏域)



圏域名	市町村の組合せ
① 県西圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及びその周辺地域
② 三浦半島圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町及びその周辺地域
③ 県央圏域	厚木市、愛川町、清川村（相模川の西側）と大和市、海老名市、座間市、綾瀬市（相模川の東側）及びその周辺地域
④ 湘南西圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町及びその周辺地域
⑤ 湘南東圏域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及びその周辺地域

ウ 構想対象市町村としての組合せの考え方

合併新法は、県が構想を策定するにあたり、構想対象市町村の組合せを位置付けることを求めているため、審議会の答申の考え方等を踏まえ、組合せの考え方を次のとおり整理した。

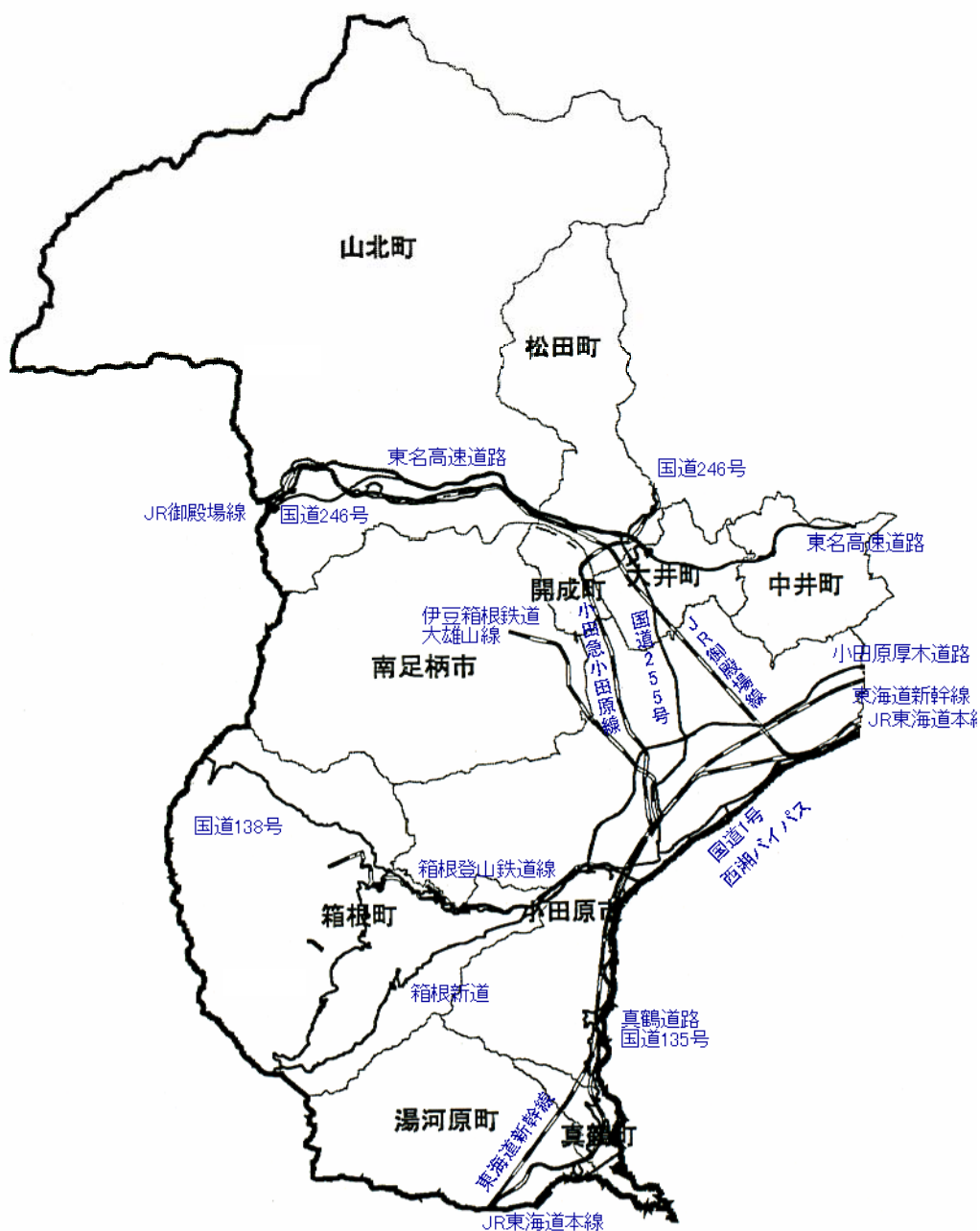
- (ア) 5つの都市圏域のうち「県西圏域」については、審議会の答申において「すべての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられる。」とされていること、また、地域の市町村長で構成された「県西地域合併検討会」が設立され、合併のメリット、デメリット、さらにはまちづくりの将来展望等について検討が行われているとともに、地域の議会議員有志からなる「県西地域合併を検討する議員連盟」や「県西地域合併推進民間団体の会」での自主的な合併検討が始まっている状況を踏まえて、構想対象市町村として位置付けた。
- (イ) その他の「4つの圏域」については、将来的には圏域全体での合併検討が望ましいものの、当面は、広域連携を積極的に推進することが現実的であるので、本構想にもとづき、県民の皆様や市町村による合併検討の議論が喚起され、具体的な合併検討の動きが見られる場合には、その都度、審議会の意見を聴きながら、構想対象市町村として位置付けることとした。

(構想対象市町村の組合せ)

県西圏域のうち小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、
山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

人口 361,105人 面積 635.29km²

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）



エ 2市8町の合併に係る県の支援

構想対象市町村である2市8町の合併検討の段階に応じて、次のとおり具体的な支援を実施することを示した。

① 合併協議会の運営にかかる支援

合併協議会が設置された場合には、合併協議会事務局への県職員の派遣や合併協議会の運営等への補助金等、従来県が行ってきた取組を踏まえながら、必要に応じて、人的・財政的な支援措置を講じる。

② まちづくりに対する重点的な支援

合併協議会が作成する「合併市町村基本計画」の策定過程で、新市の一体性あるまちづくりに資する県事業が見込まれる場合には、県として可能な限り位置づけに向けた調整を図る。

③ 合併前後の臨時的な財政需要への支援

電算システムの統合等、合併にあたって必要となる合併前後の臨時的な財政需要に対して、従来県が行ってきた取組を踏まえながら、必要に応じて交付金等による財政措置を講じる。

④ 新市への権限移譲

住民に身近な行政分野について、より主体的・完結的な取組が進められるよう、地元の意向を踏まえながら、独自の総合的な権限移譲を検討し、実施する。

⑤ 中核市移行への支援

合併後に中核市に移行する際には、新たに中核市事務として新市が処理することとなる県の事務について、行政サービスを停滞させることのないよう、関係部局が連携し円滑な引き継ぎを行うほか、必要に応じて人的支援の取組を行う。

また、新市が処理する中核市事務に密接に関連する県の事務についても、可能な限り権限移譲を進める。

4 相模原市・城山町・藤野町の合併に対する支援

(1) 「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」の策定

相模原市・城山町・藤野町の合併検討に対しては、合併協議会活動にかかる財政支援や人的支援を講じる等、支援指針にもとづく合併支援を実施していたが、相模原市・藤野町にあっては、平成18年8月7日付けの総務大臣告示により平成19年3月11日付けの合併が決定した。相模原市・城山町にあっても、平成18年7月10日付けで知事に対する合併申請がなされた。

このように1市2町の合併の意思が確定したため、県としても支援指針における第3段階（49ページ参照）の対象になったととらえ、指針をさらに具体化するものとして、第15回支援会議を開催して庁内合意を得た後、次の「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」を公表した。

相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針

平成18年9月5日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 趣旨

相模原市・藤野町は、平成18年7月13日に県が合併決定を行い、8月7日に総務大臣の告示がなされたことで、平成19年3月11日の合併が確定した。また、同日の合併を目指している相模原市・城山町についても県へ合併申請がなされ、市町の意味が確定したところである。

そこで、「神奈川県における市町村合併支援指針」にもとづき、相模原市・城山町・藤野町（以下、「1市2町」という。）の合併に対し県が行う支援について、次のとおり方針を定める。

2. 支援方針

(1) 合併に関する住民への広報事業等への支援

1市2町が行う合併に伴う住民への広報（合併に伴う行政サービスの変化、住民生活にかかる諸手続の方法等）事業等に対し、市町村合併支援補助金により支援する。

(2) 合併基本計画に掲げる県事業の推進

合併基本計画に位置付けられている県事業については、県協議のうえ作成された趣旨を踏まえ、県として着実な実現に向けた取組を図る。

(3) 各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、1市2町に支出している県単独補助金等については、平成18年度に限り1市2町が継続しているものとみなし、当該年度中の合併にあっても補助態様の変更は行わない。

(4) 中核市への支援

1市2町の合併は、中核市である相模原市への編入合併であることから、これまで2町域で県が行ってきた事務のうち、中核市事務として新市が処理することとなる事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に引き継ぎがなされるよう、関係部局連携のもと、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

先行した相模原市・津久井町・相模湖町の合併の際の支援の考え方を踏まえ、市町村合併特例交付金を措置する。

(6) 県機関のあり方の検討

1市2町が合併することで、津久井郡はなくなることとなるが、これに伴い、津久井郡を所管する県機関のあり方を検討する際には、住民生活に支障のないよう十分配慮することとする。

3. その他

県の財政的支援等の具体的なあり方については、今後検討を進めていく。

(2) 市町村合併特例交付金の交付

「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、平成18年度9月補正予算において総額5億円の市町村合併特例交付金を措置した。

算定方法は、相模原市・津久井町・相模湖町の場合（63ページ参照）と同様であるが、2回目の合併であるため基本額は除外したうえで、①「2町域の中核市域への移行にかかる加算」及び②「団体数の変更にかかる加算」の2つの区分で算定した額を合計したものである。

この5億円はすべて相模原市に交付され、基金として積み立てられたうえで、新相模原市誕生PRキャンペーン等の合併準備事業、地域自治区運営等事業、新市市民交流事業、乗合バス路線維持事業及び学校の情報化推進事業等に充当されているところである（要綱は資料編259ページ参照）。

なお、市町村合併支援補助金とその他の支援に関しては、65ページから67ページのとおりである。

相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる市町村合併特例交付金

1 目的

相模原市、藤野町については、平成18年8月7日付け総務大臣告示により、平成19年3月11日に合併することが確定し、また、相模原市、城山町については、平成18年7月10日に知事に合併申請がなされたことから、今後、県議会の議決、知事の決定、総務大臣の告示といった法定の手続きを経て、相模原市・藤野町と同日の合併が確定することとなる。

そこで、「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」にもとづき、先行した相模原市・津久井町・相模湖町の合併の際の支援の考え方を踏まえ、新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資するため、市町村合併特例交付金による支援を行う。

2 9月補正予算額 5億円

3 合併特例交付金の概要

(1) 対象事業

- ① 合併に伴う臨時的な財政需要が生じる事業
- ② 新市の一体性を確保するための事業
- ③ 合併基本計画にもとづき実施される事業

(2) 予算額の算定について

区分	内容	算定基準		前回支援額 (平成17年9月補正) (A)	今回支援額 (平成18年9月補正) (B)	1市4町全体への支援額 (※) (A)+(B) =(C)
基本額	1合併あたりの基本額	5億円		5億円	—	5億円
中核市域への移行にかかる加算	町域が中核市域に移行することに伴う経費増加等への措置(町域で行うこととなる福祉事務所・保健所業務経費等)	新市に編入される団体数当たり	×1.5 億円	3億円 (1.5×2団体)	3億円 (1.5×2団体)	6億円 (1.5×4団体)
団体数の変更にかかる加算	団体数が減少することに伴う県支出金収入の減少等への措置		×1 億円	2億円 (1×2団体)	2億円 (1×2団体)	4億円 (1×4団体)
合計				10億円	5億円	15億円

(※) 1市4町全体への支援額は、本年3月に先行して合併した相模原市・津久井町・相模湖町への交付金(10億円)と今回支援額の合計額で15億円となる。

(参考) 相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針(抜粋)

平成18年9月5日
神奈川県市町村合併支援会議

1. 趣旨

相模原市・藤野町は、平成18年7月13日に県が合併決定を行い、8月7日に総務大臣の告示がなされたことで、平成19年3月11日の合併が確定した。また、同日の合併を目指している相模原市・城山町についても県へ合併申請がなされ、市町の意思が確定したところである。

そこで、「神奈川県における市町村合併支援指針」にもとづき、相模原市・城山町・藤野町(以下、「1市2町」という。)の合併に対し県が行う支援について、次のとおり方針を定める。

2. 支援方針

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

先行した相模原市・津久井町・相模湖町の合併の際の支援の考え方を踏まえ、市町村合併特例交付金を措置する。

(平成18年9月12日記者発表資料)

5 合併推進に向けた普及啓発の取組み

(1) 「市町村合併フォーラム」の開催

県では、合併構想の考え方を地域住民の方々に伝えるとともに、市町村合併について考えていただく機会を提供するため、平成19、20年度にわたり合計6回の「市町村合併フォーラム」を開催した。

ア 平成19年度

合併構想における県西圏域（小田原市、松田町、湯河原町）と湘南西圏域（秦野市）の5か所で開催し、合計で904人が参加した。

(ア) 第1回

当初、知事と大杉教授による講演及び有識者を交えたパネルディスカッションを予定していたが、当日未明に会場の小田原市付近に台風9号が上陸したため、知事講演とパネルディスカッションを中止した。悪天候の中、会場はほぼ満席となり、大杉教授による基調講演「いまなぜ市町村合併か」に続き、市町村課長が構想素案を説明した。

(イ) 第2回

地域の市長、町長と市町議会議員をはじめとした多くの方の参加により、立ち見が出る盛況となった。知事が「湘南西圏域の地域の将来像を考える～神奈川県が考える市町村合併～」と題して基調講演を行い、その後の会場との意見交換では活発なやり取りが交わされた。

(ウ) 第3回、第4回

牛山久仁彦明治大学教授による基調講演「自治体の広域化と合併による新しいまちづくり」に続き、市町村課長が合併構想について報告した。

(エ) 第5回

知事の基調講演に続き、会場との活発な意見交換が行われた。

回数	開催日時	開催場所	講演者	参加者数
第1回	9月7日(金) 18:55～20:30	小田原市民会館 3階小ホール	大杉覚首都大学東京教授 笠井郁彦市町村課長	286人
第2回	2月9日(土) 17:00～19:00	秦野商工会議所会館 4階会議室	知事	279人
第3回	3月1日(土) 14:00～16:00	松田町民文化センター 展示ホール	牛山久仁彦明治大学教授 笠井郁彦市町村課長	105人
第4回	3月8日(土) 14:00～16:00	湯河原町役場分庁舎 6階会議室	牛山久仁彦明治大学教授 笠井郁彦市町村課長	74人
第5回	3月22日(土) 18:00～20:00	小田原市生涯学習センター けやき2階ホール	知事	160人

イ 平成20年度

県西圏域の南足柄市で開催し、およそ230人が参加した。秦野市の開催に続き立ち見が出る盛況となった。

今回は知事の基調講演だけではなく、南足柄市長から県西地域合併検討会（194ページ参照）における合併検討の取組みの現状等が報告された。その後の会場との意見交換では、知事、市長と会場との間で活発なやり取りが交わされた。



回数	開催日時	開催場所	講演者	参加者概数
第1回	5月19日(月) 18:30~20:30	南足柄市中部公民館 講堂	沢長生南足柄市長 知事	230人

(2) 市町村合併出前講座、市町村合併研修会の開催

広く県民の方々を対象とした市町村合併出前講座を引き続き実施（実績は73ページ参照）するとともに、市町村職員、市町村議会議員を対象とする市町村合併研修会を開催した。

これは、県市町村課職員が市町から依頼に応じて合併にかかる研修の講師として赴くもので、現在まで22回開催し、1,541人の参加があった。年度別の開催回数、参加者数は、次のとおりである。

(市町村合併研修会の実績)

	実施日	対象	出席者数		実施日	対象	出席者数
1	平成19年 6月15日(金)	愛川町議会議員	15	12	2月5日(火)	山北町職員	103
2	8月8日(水)	清川村議会議員、職員	42	13	2月6日(水)	大井町職員	110
3	10月11日(木)	平成19年度第2回横須賀三浦地域市町 企画担当課長会議	6	14	2月12日(火)	真鶴町職員	80
4	10月16日(火)	市町村幹部職員会議	50	15	2月16日(土)	県西地域合併を検討する議員連盟	80
5	10月18日(木)	県西地域合併を検討する議員連盟	97	16	2月18日(月)	小田原市職員	300
6	10月26日(金)	都市副市長会	16	17	3月18日(火)	開成町職員	41
7	11月21日(水)	山北町議会議員	20	18	4月16日(水)	秦野市議会議員	26
8	12月21日(金)	伊勢原市議会議員	16	19	4月24日(木)	松田町議会議員	8
9	平成20年 1月7日(月) 1月11日(金)	南足柄市職員	400	20	4月30日(水)	公明党南足柄支部	30
10	1月16日(水)	平塚市議会議員	30	21	5月29日(木)	真鶴町職員	17
11	1月23日(水)	松田町職員	20	22	8月18日(月)	秦野市議会議員、中井町議会議員	34
					計		1,541

(3) 普及啓発資料の作成

ア 小冊子「これからのまちづくりと市町村合併」の作成

平成19年10月の合併構想策定を受け、広く県民の方々に市町村合併をわかりやすく説明するための資料として、平成20年1月に小冊子「これからのまちづくりと市町村合併」を5,000部作成した。

この小冊子は、市町村合併出前講座や市町村合併研修会のテキストとして活用するとともに、県の出先機関や市町村役場にも3,600部を配布し、普及啓発に務めた。

(これからのまちづくりと市町村合併)



イ DVD「これからのまちづくりと市町村合併」の作成

平成20年10月には、市町村合併をさらにわかりやすく説明する取組みとして、映像と音声によるDVD「これからのまちづくりと市町村合併」を制作した。

このDVDでは、なぜ全国で市町村合併が急速に進んできたのか、その背景を説明するとともに、合併した相模原市の市民、職員に対するインタビューを行い、それぞれの視点から感じた合併の影響を紹介している。

また、知事が合併構想における今後の県と市町村のあり方等について説明している。

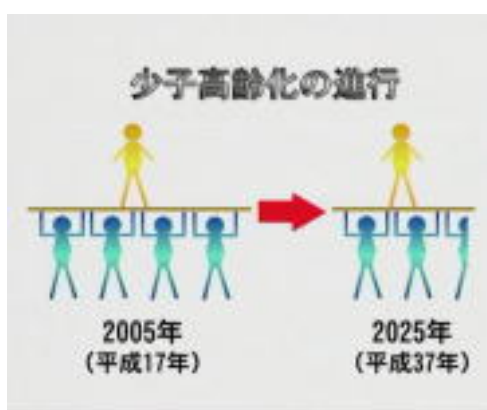
DVDは、政令指定都市を除く31市町村と県の各地域県政総合センターに配布したほか、県のホームページにも掲載して幅広い周知ができるよう務めた。

(DVDの概要)



■ はじめに

神奈川県には33の市町村があり、私たちの生活に身近な行政サービスを行っています。全国では、この10年間で約45%の市町村が、市町村合併によって減少し、「平成の大合併」とも言われました。なぜ市町村合併がこれほど進んだのでしょうか。



■ 合併の背景

市町村合併が進められてきた背景として、(1)出生率の低下や平均寿命の伸びなどの「少子高齢化社会の進展」による社会保障経費の増加、(2)住民に身近な行政はできる限り市町村に委ねるなどの「地方分権の進行」による組織体制の充実への取組、(3)鉄道や道路などの交通網の発達による「日常生活圏の拡大」などが挙げられます。



■ 神奈川県の実例

神奈川県では、相模原市と津久井郡4町が2度の合併を経て、人口70万の都市となりました。都市化が進む相模原市と、緑豊かな津久井郡4町、という特性の違う地域による大きい合併となりました。合併した相模原市で市民の皆さんと職員の方にお話しを伺ってみました。合併前には合併後の生活の変化に不安に感じていた部分もあったようですが、実

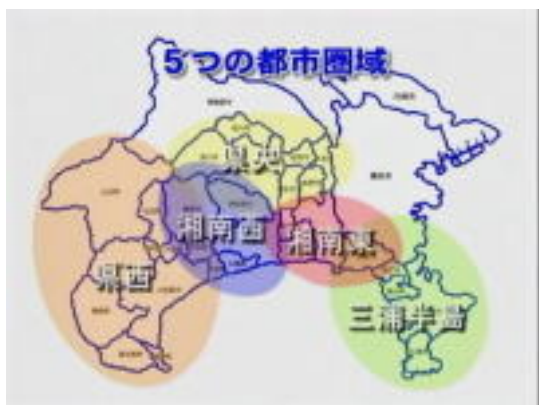
際には合併によってメリットを得ている実感もあるようです。



■ 市町村合併についての神奈川県の方

神奈川県では今後の市町村の合併についての考え方を「神奈川県における自主的な市町村合併の推進に関する構想」としてまとめましたので、その内容について、松沢 成文神奈川県知事から説明をしております。地域主権型社会の主役となりうる今後の期待される市町村として、(1)「権限と財源(=体力)」、(2)「高い専門性(=知識)」、(3)「効率性」という3つの要件を備える必要があると考えています。さらに本県の市町村の

特性などを踏まえ、市町村合併という手段により、人口30万以上という規模を視野に入れた「中核市相当あるいはそれ以上の都市」をめざしていただきたいと考えています。このような市町村合併の実現によって、多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開などが期待されます。また、市町村の規模が大きくなると県は環境問題をはじめとしたより広域的な役割へと特化することが可能になり、市町村と県との役割分担が明確になります。



■ 5つの都市圏域

市町村や住民の皆様は、市町村合併について、お考えいただくための一つの素材として県内に5つの「都市圏域」を示しました。これは、皆さんの通勤・通学、買い物などの状況や、国や県の行政機関の管轄区域、ごみ処理や消防・救急などでの行政的なつながりなどを総合的に分析した調査結果に基づくものです。



■ 最後に

皆さん、市町村合併についてどのようにお感じになりましたか。少しでも興味を持ったという方は、ぜひ、みなさまのお住まいの地域で、ご家族で、市町村合併についていろいろ話し合ってみてください。また、市町村合併についてもっと詳しく知りたいという要望があれば、本県職員が「出前」をして分かりやすく説明します。ぜひご活用ください。

第 7 章

合併新法下における県内市町の取組み

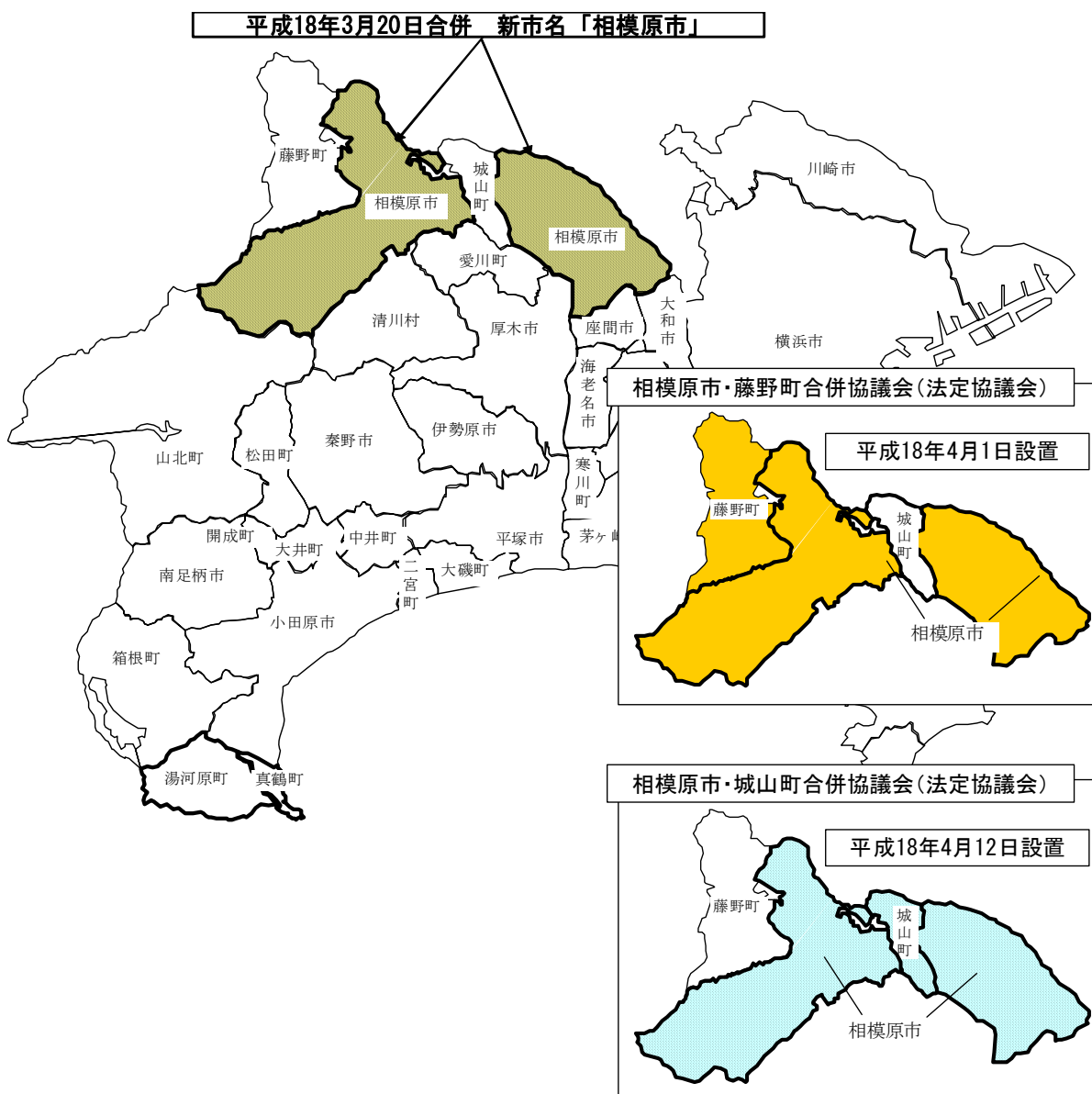
1 合併新法下における県内の合併検討の概況

旧合併特例法のもとでは全国で581件もの合併が成立したが、一転して合併新法下では60件の合併があったにとどまり、全国的にも合併気運の盛り上がりは見られなかった（10ページ参照）。

下の地図は、相模原市・津久井町・相模湖町が合併した直後の平成18年4月当時における県内の合併検討の動向を示したものであるが、相模原市・城山町と相模原市・藤野町の2つの法定協議会が設置されているにとどまっている。

新法下では、この城山・藤野の両町が相模原市と合併し、県内の市町村数は33となり現在に至っている。

(平成18年4月12日現在の県内合併検討の動向)



2 相模原市・津久井郡の取組み

相模原市・津久井郡の合併は、旧合併特例法による1市2町の一段階目の合併と、合併新法による相模原市・城山町・藤野町の二段階目の合併により成立した、いわば二段階合併である。

1市4町の合併検討の概要については、前述（95ページ参照）のとおりであるが、本節では、藤野町と城山町における合併に向けた取組みについて記述する。

(1) 藤野町の取組み

ア 藤野町市町村合併推進協議会の設置

(ア) 協議の概要

藤野町は、1市3町の任意協議会には参加しなかったが（98ページ参照）、平成16年6月27日に実施された住民投票の結果、合併賛成が反対を上回った（124ページ参照）ため、8月12日、藤野町長が相模原市長に対して1市4町による合併協議を申し入れた。

これを受けて1市3町が、藤野町との合併検討のあり方を検討した結果、11月15日に「藤野町市町村合併推進協議会」（以下本項において「推進協議会」という。）を設置し、1市3町の任意協議会が決定した協議項目について、独自に調査・研究し、町としての考えをまとめるための作業が進められた。翌年1月11日に第5回推進協議会が開催され検討作業が終了したことを受け、2月18日には、「相模原市及び藤野町による法定協議会の設置及び合併協議に係る合意書」が締結され、以後、3町と連携を図りながら合併協議を進めていくこととされた。

(イ) 藤野町合併まちづくり検討委員会

合併後のまちづくりについては、1市3町の任意協議会が「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」（以下本項において「将来ビジョン」という。）を作成していたため（101ページ参照）、それに藤野町を含めた1市4町が合併した場合のまちづくりビジョンを作成することとなった。

まちづくりビジョンは、推進協議会のなかに設置された一般公募の住民、相模原市・津久井地域合併協議会まちづくり検討委員会委員等13人で構成された「藤野町まちづくり検討委員会」で検討され、将来ビジョンを基本として、合併後の藤野町地域のまちづくりの目標に向かって施策のイメージを検討し、6回にわたる検討会での検討を経て、平成17年1月に「ふじのまちづくり将来ビジョン」を作成した。

イ 法定協議会（相模原市・藤野町合併協議会）における協議

(ア) 協議の概要

平成18年2月18日の両市町の合意にもとづき、4月1日付けで「相模原市・城山町合併協議会」（以下本項において「協議会」という。）が設置された。

第1回協議会は4月25日に開催され、第2回協議会では、合併の方式をはじめとする30の合併協定項目（項目数は、1市2町の法定協議会と同じ。104ページ参照）について協議された。

協議は、原則として1市2町の先行合併を踏まえることとなり、平成18年1月に開催された第7回協議会において、すべての協議項目について確認された。

(相模原市・藤野町合併協議会における主な協議等の内容)

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成17年 4月25日(月)	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を承認
第2回	5月26日(木)	○合併の方式、合併協定項目、事務事業の一元化等について決定
第3回	8月8日(月)	○合併市町村基本計画（素案）の提示 ○職員の身分の取扱い等について決定
第4回	10月17日(月)	○合併市町村基本計画（素案）の決定 ○上下水道事業の取扱い、保健衛生事業等について決定
第5回	11月7日(月)	○一部事務組合等の取扱い、地域自治区等の設置及び都市内分権等について決定
第6回	12月4日(日)	○合併の期日、議会議員の定数及び任期の取扱い等について決定 ○合併市町村基本計画（素案）に対する意見募集の状況について報告
第7回	平成18年 1月17日(火)	○市町における住民説明会及び意見募集の結果について ○合併市町村基本計画を決定 ○合併協定書（案）を承認
第8回	平成19年 1月17日(水)	○相模原市・城山町合併協議会と合同開催 ○総合的な事務所及び地域自治区等について承認 ○協議会の廃止を承認

(イ) 合併市町村基本計画の作成

合併市町村基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、法定協議会ごとに作成するが、1市2町の法定協議会及び相模原市・城

山町の法定協議会におけるまちづくりの方向性との整合を図る必要があるため、基本計画の協議・作成にあたっては、両市町の区域だけでなく、1市4町を一体の地域としてとらえることとされた。

そのため、基本計画は、将来ビジョンのほか、推進協議会で策定した「ふじのまちづくり将来ビジョン」、さらには、1市2町の新市建設計画との整合も考慮に入れて作成された。

また、計画策定にあたっては、住民の意見を反映するために、1市2町及び藤野町の住民を対象とした意見募集を実施し、23人延べ68件の意見も計画に反映された。

(ウ) 合併協定調印

平成18年1月17日に開催された第7回協議会ですべての協議が調い、また、合併基本計画についての知事協議も終了した（184ページ参照）ことから、1月26日、相模原市のけやき会館において両市町の合併協定調印式が行われた。

調印式では、合併協議の内容を最終的に確認するため、協議会において確認された合併協定書に相模原市長及び藤野町長が署名し、その後、立会人である協議会委員代表者4人も署名した。

(エ) 合併関係市町議会における合併関連議案の議決

合併協定調印の後、両市町の議会において次の合併関連議案が可決され、3月17日付けで知事への合併申請が行われた。

	相模原市	藤野町
合併の申請	3月8日可決	3月2日可決
合併に伴う財産処分の協議	3月8日可決	3月2日可決
	3月10日協議	
地域自治区の設置等の協議	3月8日可決	3月2日可決
	3月10日協議	
議会議員の定数	3月8日可決	3月2日可決
	3月10日協議	
農業委員会委員の任期	3月8日可決	3月2日可決
	3月10日協議	

(2) 城山町の取組み

ア 法定協議会（相模原市・城山町合併協議会）における協議

(ア) 協議の概要

城山町では、平成18年2月26日に実施された住民投票の結果、合併賛成が反対を上回った（126ページ参照）ため、3月30日に、町長が相模

原市長に対して、相模原市・藤野町の合併予定期日である平成19年3月11日を目標として合併協議を行いたい旨の申し出を行い、それを受けて、平成18年4月12日、「相模原市・城山町合併協議会」（以下本項において「協議会」という。）が設置された。

第1回協議会は4月24日に開催され、協議会の規約等の確認とともに、合併の方式、合併の期日等30の合併協定項目（項目数は、「相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会」と同じ。104ページ参照）について協議された。その後2回の協議会が開催され、すべての合併協定項目が確認された。

（相模原市・城山町合併協議会における主な協議等の内容）

	開催期日	協議等の内容
第1回	平成18年 4月24日(月)	○協議会の規約、規程、事業計画及び予算等を承認 ○合併協定項目（合併市町村基本計画を除く。）28項目を決定
第2回	5月9日(火)	○合併市町村基本計画の素案について協議（継続協議）
第3回	5月31日(水)	○合併市町村基本計画の決定 ○市町における住民説明会及び意見募集の結果について報告
第4回	平成19年 1月17日(水)	○相模原市・藤野町合併協議会と合同開催 ○総合的な事務所及び地域自治区等について承認 ○協議会の廃止を承認

(イ) 合併市町村基本計画の作成

合併市町村基本計画の作成にあたっての基本的な視点は、藤野町と同様とされた。

合併協議は、構成団体が異なる3つの任意、法定協議会において協議されてきたため、すでに1市3町の任意協議会による「将来ビジョン」、1市2町の法定協議会による「新市建設計画」、相模原市と藤野町による「合併基本計画」があるため、それらの計画との整合が図られたものである。

また、相模原市と城山町の合併期日には、藤野町との合併も予定されていたことから、相模原市・城山町・藤野町の地域全体の将来像や、まちづくりのあり方も考慮された。

(ウ) 合併協定調印

平成18年5月31日に開催された第3回協議会ですべての協議が調い、また、合併基本計画についての知事協議も終了した（184ページ参照）ことから、6月7日、相模原市の消防指令センターにおいて両市町の合併協定調印式が行われた。

調印式では、合併協議の内容を最終的に確認するため、協議会において確認された合併協定書に相模原市長及び城山町長が署名し、その後、立会人である協議会委員代表者4人が署名した。

(エ) 合併関係市町議会における合併関連議案の議決

合併協定調印の後、両市町の議会において次の合併関連議案が可決され、7月10日付けで知事への合併申請が行われた。

	相模原市	城山町
合併の申請	6月23日可決	6月30日可決
合併に伴う財産処分の協議	6月23日可決	6月30日可決
	7月4日協議	
地域自治区の設置等の協議	6月23日可決	6月30日可決
	7月4日協議	
議会議員の定数	6月23日可決	6月30日可決
	7月4日協議	
農業委員会委員の任期	6月23日可決	6月30日可決
	7月4日協議	

(3) 相模原市・藤野町、相模原市・城山町の合併関係手続き

ア 合併市町村基本計画の知事協議

新市建設計画と同様に、合併市町村基本計画の作成にあたっては、法定協議会はあらかじめ知事と協議しなければならないとされている。

相模原市・藤野町合併協議会は、「相模原市・藤野町合併基本計画」を作成するにあたって、平成17年10月から11月にかけて準備行為としての事前協議を行った。県事業の位置付けについては、この事前協議の段階で調整されたため、翌年1月17日付けの合併新法にもとづく協議の申出に対し、県は24日付けで異議がない旨を回答した。

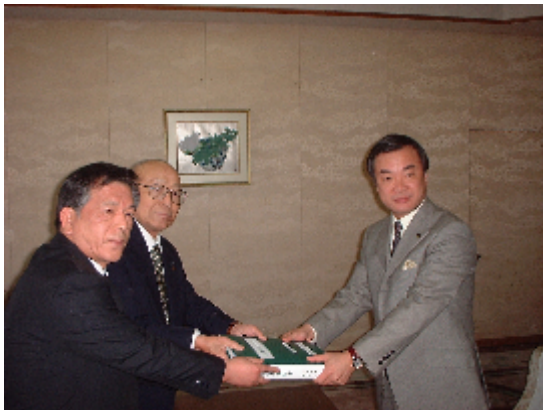
相模原市・城山町合併協議会も、「相模原市・城山町合併基本計画」を作成するにあたって、平成18年4月から5月にかけて準備行為としての事前協議を行った。県事業の位置付けについては、この事前協議の段階で調整されたため、5月31日付けの合併新法にもとづく協議の申出に対し、県は6月5日付けで異議がない旨を回答した。

イ 廃置分合の申請

相模原市・藤野町にあつては平成18年3月17日に、相模原市・城山町にあつては7月10日に、それぞれ市町の首長が知事に対して地方自治法第7条第1項の規定にもとづく「相模原市及び津久井郡藤野町の廃置分合につ

いて（申請）」、「相模原市及び津久井郡城山町の廃置分合について（申請）」を提出した。

（合併申請の提出）



（左から藤野町長、相模原市長、知事）



（左から城山町長、相模原市長、知事）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

ウ 県議会における議決

(ア) 相模原市・藤野町

知事は、平成18年6月20日開会の定例県議会に定県第71号議案「市町の廃置分合について」を提出した。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、7月11日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決された。

(イ) 相模原市・城山町

知事は、9月14日開会の定例県議会に定県第93号議案「市町の廃置分

合について」を提出した。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、10月6日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決された。

(市町の廃置分合議案)

定県第71号議案

市町の廃置分合について

平成19年3月11日から津久井郡藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入するものとする。

平成18年6月20日提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

(提案理由)

相模原市及び津久井郡藤野町から市町の廃置分合について申請があったので、地方自治法第7条第1項の規定により提案するものであります。

定県第93号議案

市町の廃置分合について

平成19年3月11日から津久井郡城山町を廃し、その区域を相模原市に編入するものとする。

平成18年9月14日提出

神奈川県知事 松 沢 成 文

(提案理由)

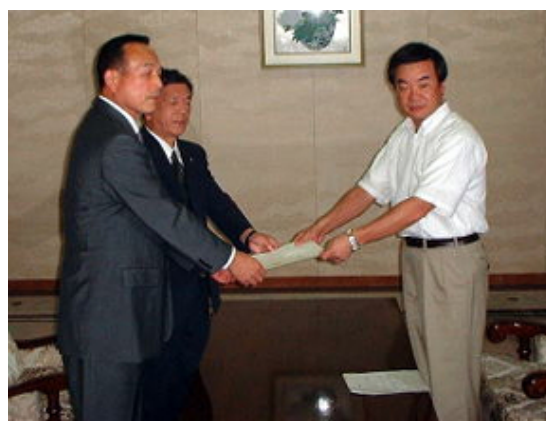
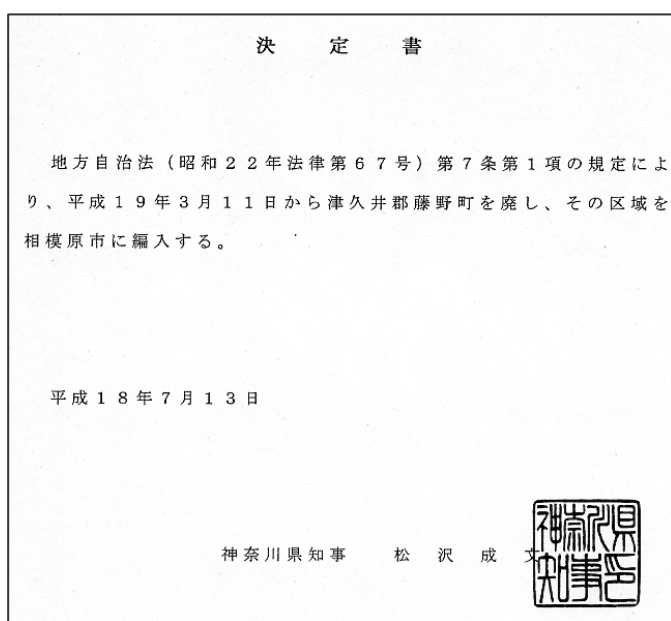
相模原市及び津久井郡城山町から市町の廃置分合について申請があったので、地方自治法第7条第1項の規定により提案するものであります。

エ 知事の合併決定と総務大臣への届出

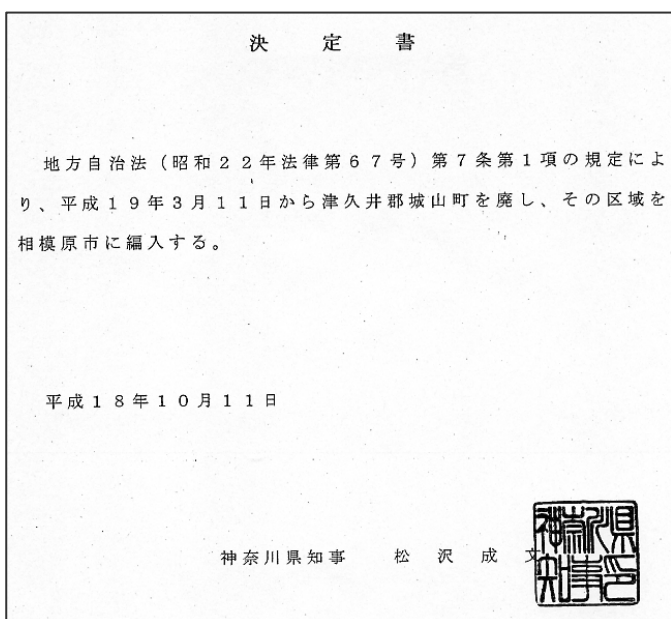
これらの議案の可決後、相模原市・藤野町にあつては平成18年7月13日付けで、相模原市・城山町にあつては10月11日付けで、それぞれ知事が両市町の合併を決定し、合併決定書を市町の首長に交付した。

あわせて総務大臣に対して、速やかに「市町の廃置分合について（届出）」を届け出るとともに、県内市町村長及び一部事務組合管理者あてに合併の決定を通知した。

（合併決定書と合併決定書の交付）



（左から相模原市助役、藤野町長、知事）



（左から城山町長、相模原市長、知事）

オ 総務大臣の告示

総務大臣は、相模原市・藤野町にあつては平成18年8月7日付けの総務省告示第443号により、相模原市・城山町にあつては11月2日付けの総務省告示第572号により、それぞれ市町の廃置分合を告示した。これにより、1市2町の合併は法的に確定することとなった。

あわせて横浜地方裁判所長をはじめとする関係機関や県内市町村等の関係団体に対して、市町の合併を通知した。

(総務大臣の告示)

<p>○総務省告示第五百七十二号 市町の廃置分合 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡城山町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。 右の処分は、平成十九年三月十一日からその効力を生ずるものとする。 平成十八年十一月二日 総務大臣 菅 義偉</p>	<p>○総務省告示第四百四十三号 市町の廃置分合 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、津久井郡藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。 右の処分は、平成十九年三月十一日からその効力を生ずるものとする。 平成十八年八月七日 総務大臣臨時代理 国務大臣 中馬 弘毅</p>
--	---

カ 知事の人口告示

知事は、平成19年3月13日付け県公報における告示第111号により、地方自治法施行令第176条第1項第1号の規定による合併後の相模原市の人口を701,630人と告示した。

(知事の人口告示)

神奈川県告示第111号

平成19年3月11日から津久井郡城山町及び同郡藤野町を廃し、その区域を相模原市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号の規定による相模原市の人口は、次のとおりとなる。

平成19年3月13日

神奈川県知事 松沢 成文

相模原市 701,630人

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第七十六条 地方自治法第二百五十四条の公示の人口の調査期日以後において、都道府県又は郡（北海道にあつては支庁長の管轄区域本章中以下これに同じ。）の境界にわたつて市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合、都道府県又は郡の境界にわたつて市町村の境界が確定した場合、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県若しくは市町村の区域に編入した場合、郡の区域内において市の設置があつた場合若しくは町村が市となつた場合又は市が町村となつた場合においては当該区域に現住者がいない場合を除く外、都道府県又は郡の区域の人口は、左の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 郡にあつては、地方自治法第二百五十四条又はこの政令第七十七条の規定による町村の人口を集計したもの

二 略

2 略

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

キ 公平委員会事務委託の廃止

県は2町の公平委員会事務について、昭和30年11月10日に受託して以来継続してきたが、当該事務委託についても、公平委員会を単独設置していた相模原市との合併に伴い廃止されることになった。

当該事務委託の廃止にあたって、知事は、平成18年12月4日開会の定例県議会に定県第125号議案及び第126号議案「公平委員会事務の委託の廃止について」を提出した。これらの同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、12月21日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決

され、同月22日付けで知事と2町の長において当該事務委託の廃止協議を行った。

あわせて、平成19年3月9日付け県公報における告示第99号及び第100号において当該事務委託の廃止を告示するとともに、同日付けで総務大臣に対してその旨を届け出た。

(知事の事務委託廃止告示)

神奈川県告示第99号

津久井郡城山町と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成19年3月10日限り廃止する。

平成19年3月9日

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県告示第143号

津久井郡藤野町と神奈川県との間の公平委員会の事務の委託は、平成19年3月10日限り廃止する。

平成19年3月9日

神奈川県知事 松沢 成文

ク 相模原市、津久井郡城山町及び同郡藤野町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

相模原市と両町の合併に伴い、条文上の施設所在地の変更を要する等、関係する条例のうち、合併のみを改正原因とする6つの条例について一括して所要の改正を行った。

具体的には、表の左側に記載した公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例をはじめとした6つの条例を対象として、相模原市に編入される2町の区域が中核市となるため条例の対象から除外する等、下表の右側に記載した内容の改正を行い、施行期日を合併期日である平成19年3月11日とするものであった。

この「相模原市、津久井郡城山町及び同郡藤野町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例」(資料編266ページ参照)は、平成18年12月4日開会の定例県議会に定県第98号議案として提出された。同議案は、総務企画常任委員会に付託された後、12月21日開催の本会議において賛成多数により原案のとおり可決され、12月28日付け県公報により条例第64号として公布された。

(整理条例の対象となった条例と改正内容)

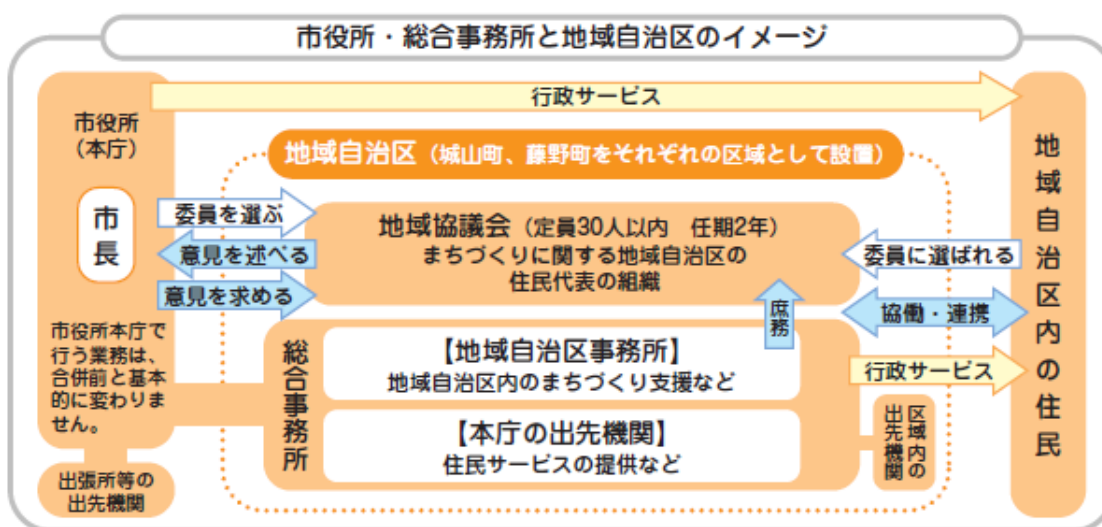
改正の対象となる条例	改正内容
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例	相模原市に編入される2町の区域が中核市となるため条例の対象から除外
神奈川県立藤野芸術の家条例	藤野芸術の家の所在地の住所表記の変更
結核診査協議会条例	結核診査協議会を設置する保健所の変更及び協議会の名称の変更
感染症診査協議会条例	感染症診査協議会を設置する保健所の変更及び協議会の名称の変更
神奈川県公営企業の設置等に関する条例	給水区域の市町名の変更、津久井発電所等の所在地の住所表記の変更及び公営企業資金等運用事業の貸付け対象となる市町名の変更
警察組織に関する条例	津久井警察署の管轄区域の変更

(4) 地域自治区の設置

旧城山町及び旧藤野町の区域には、合併後の旧両町域の住民の意見を市政に反映させるため、旧津久井町及び旧相模湖町の場合（119ページ参照）と同様に地域自治区と地域協議会を設置した。

(旧城山町及び旧藤野町の地域に設置された地域自治区の概要)

地域自治区名	しろやまちょう 城山町	ふじのちょう 藤野町
協議会名称	相模原市城山町地域協議会	相模原市藤野町地域協議会
設置期間	平成19年3月11日～平成23年3月31日	
権限	合併市町村基本計画の執行状況及び変更に対する意見聴取等 各町地域のまちづくりその他市長が認める重要事項等以下の①～③について意見を述べること。 ①地域自治区事務所が所掌する事務に関すること ②市が行う地域自治区の区域にかかわる事務に関すること ③地域自治区の住民との連携強化に関すること あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない事項 ○合併市町村基本計画の変更に関すること ○合併協議会の協議事項の変更に関すること ○総合計画の策定や協議事項の変更に関すること	
構成員等	委員24人 (内訳) 地域関係6、保健福祉関係2、 産業経済関係4、教育関係4、 学識経験者4(内議員経験者4)、 公募委員4	委員23人 (内訳) 地域関係9、保健福祉関係2、 産業経済関係2、教育関係2、 学識経験者6(内議員経験者4)、 公募委員4
事務所	設置区域の地域自治区事務所(総合事務所)に置く。	



(相模原・津久井地域の合併検討の経緯)

	城山町	津久井町	相模湖町	相模原市	藤野町
平成15年7月				相模原市長に1市4町での合併検討の申し入れ (7.22) → 受諾	相模原市長に1市4町での合併検討の申し入れ
11月				平成16年2月に1市4町で任意協議会を設置することを合意 (11.18)	
12月					町議会が任意協議会への不参加を決定 (12.5)
平成16年1月				相模原市長に改めて1市3町での合併検討の申し入れ (1.23) → 受諾	
4月				相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会)設置 (4.1) ⇒P98	
6月		7回の協議会を開催			住民投票条例制定の直接請求 (4.7)
8月	町長選挙で新人が当選 (6.20)	合併期日「旧合併特例法の適用を受け18年3月合併目標」を確認			合併住民投票実施:1市4町での合併賛成が多数 (6.27) ⇒P124
10月			町長選挙で現職が当選 (10.3)		町長が相模原市長に、1市4町の合併協議を申し入れ (8.12)
11月				相模原・津久井地域合併協議会(任意協議会)での全ての協議が終了 (11.18)	
12月	旧合併特例法による住民発議:1市3町協議会設置請求 (11.26) ⇒P122	町長選挙で現職が当選 (11.28)	住民投票実施:単独町政継続に賛成が僅差で多数 (11.28) ⇒P125		町で1市3町の協議結果を追協議する「市町村合併推進協議会」設置 (11.15)
平成17年1月	住民投票条例制定(12.24)(実施日は町長判断)		町長は、合併協議の継続を表明 (12.9)		5回の協議会を開催
			「1市4町の実現を求める請願書」提出 (1.14) → (1.28採択)	市長選挙で現職が当選 (1.23)	検討終了(1市3町の協議結果と齟齬なし) (1.11)
		1市2町での先行協議の申し入れ (1.31)		受諾	1市1町の法定協議会設置の申し入れ (1.31)
				受諾	
2月		1市3町が「合併期限を定めず1市3町法定合併協議会設置」に合意 (2.1)			
3月				相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会(法定協議会)設置(2.15) [第1回(2.17)、第2回(2.21)、第3回(3.13)] ⇒P103	
4月				県へ廃置分合申請(3.31) <合併旧法の適用>	
				相模原・津久井地域合併協議会(法定協議会)設置(4.1) [第1回(5.16)、第2回(7.10)、第3回(11.7)、第4回(18.1.26)] ⇒P105	
6月	住民投票条例改正(6.23)(実施日:平成18年3月31日までに町長が定める日)		相模湖町議会解散の直接請求(4.15)		相模原市・藤野町合併協議会(法定協議会)設置(4.1) [第1回(4.25)、第2回(5.26)、第3回(8.8)、第4回(10.17)、第5回(11.7)、第6回(12.4)、第7回(18.1.17)] ⇒P181
7月	第2回協議会で町長が副会長辞職の意思を表示し退場 (7.10)		相模湖町議会解散投票実施:議会解散に反対が多数 (6.12) ⇒P127		
平成18年1月			県議会で廃置分合議案議決(7.11) 県が廃置分合決定 (7.14) 総務大臣の告示(8.12) ⇒P111		町長選挙 (7.10)
2月	城山町長解職の直接請求 (1.5)				
3月	城山町長解職投票実施:町長解職に賛成が多数、町長失職 (2.19) ⇒P128			廃置分合議決(3.8)	廃置分合議決(3.2)
	合併住民投票実施:合併に賛成が多数 (2.26) ⇒P126			廃置分合申請(3.17) <合併新法>	
	相模原・津久井地域合併協議会の廃止(3.19) ※協議休止(11.8~18.3.19)				
	町長選挙 (3.19)	新市発足(3.20)			
		《津久井町廃止》	《相模湖町廃止》		
4月	相模原市長に法定協議会の設置を申し入れ			受諾	
		相模原市・城山町合併協議会(法定協議会)設置(4.12) [第1回(4.24)、第2回(5.9)、第3回(5.31)] ⇒P182			
7月	廃置分合議決(6.23)			廃置分合議決(6.30)	
	廃置分合申請(7.10) <合併新法の適用>				
10月				県議会で廃置分合議案議決(7.11) 県が廃置分合決定 (7.13) 総務大臣の告示(8.7)	
	県議会で廃置分合議案議決(10.6) 県が廃置分合決定 (10.11) 総務大臣の告示(11.2) ⇒P184				
11月	相模原市・城山町・藤野町に限る「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定 (11.30) ⇒P156				
平成19年3月	新市発足(3.11)				
	《城山町廃止》				《藤野町廃止》

3 県西地域合併検討会の取組み

県西地域の小田原市・南足柄市・足柄上郡中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・足柄下郡箱根町・真鶴町・湯河原町（以下「2市8町」という。）においては、真鶴町・湯河原町の合併協議（82ページ以降参照）のほか、西さがみ連邦共和国や足柄上地区広域行政協議会合併専門部会が設置（120ページ参照）され、合併も視野に入れて広域連携等の研究に取り組んでいたところであるが、具体的な検討段階には踏み込めない状況にあった。

しかし、平成18年11月22日に開催された県西地域広域市町村圏協議会の会合において、会長である小田原市長から、合併新法の期限内の合併を念頭に置いた自主的な検討組織を同協議会内に設置したい旨、提案があったため、その後、すべての首長から参加について合意を得たうえで、平成19年2月8日に「県西地域合併検討会」（以下「検討会」という。）が設立された。

検討会は、2市8町の枠組みで合併した場合を想定し、合併に伴う諸環境の整理や様々な分野での課題の調整を行い、合併した場合の新たなまちづくりの可能性、将来の都市像を検討することを目的としており、検討の結果を住民に提供しながら、平成22年3月末までに合併の方向性を示すこととしていた。

(1) 平成19年度 of 取組み

検討会は、平成20年3月、4回の会合を経て、検討会や地域住民が合併の方向性を判断する際の資料とするため、2市8町が合併した場合の将来の都市像や住民サービスの水準などを取りまとめた報告書を公表した。

報告書では、住民生活に特に関係の深い161の事務事業について、13の分科会が2市8町の取組の差違を把握し合併を想定した場合の影響を予測したほか、合併の必要性を判断するうえで重要な要素となる財政推計も実施された。

6月中旬以降、2市8町では報告書の内容を住民に説明する住民説明会が開催された。

(2) 平成20年度 of 取組み

8月4日に開催された第1回検討会では、住民説明会の結果を受け、2市8町による合併検討の継続が確認されるとともに、当面の検討事項として、①各市町の住民説明会で出された意見の集約・検証、②「平成の大合併」の様々な意味での検証、③任意協議会のあり方の検討について提案があり、了承された。

11月12日に開催された第2回検討会では、平成21年2月を目途に、検討会の下部組織として副市長・副町長レベルで構成する「任意合併協議会研究

会」（以下「研究会」という。）を設置することが合意された。

平成21年2月4日に開催された第3回検討会では、上記②について「『平成の合併』によって生じた課題と対応事例」としてとりまとめられるとともに、研究会については、同月中に設置し速やかに会議を開催すること、県職員（市町村課長及び足柄上・西湘両地域県政総合センター企画県民部長）がオブザーバー参加すること、さらに、まず合併後のまちづくりの基本方針について検討し中間報告を行った後、県西地域にふさわしい任意合併協議会について検討を行うことが確認された。

(3) 平成21年度の取組み

8月13日に開催された第3回研究会までに、財政面における合併の効果や合併による財政的効果の活用方策等についてとりまとめた「任意合併協議会研究会における合併に係る研究結果報告書」（中間報告（案））について、おおむね合意が得られたため、10月21日に開催された第2回検討会に「2市8町が合併した場合、歳出の規模で約150億円、人件費の規模で約42億円の縮減が見込まれる」等の合併効果を試算した中間報告案を報告し、承認された。

最終となる第3回の検討会は、平成22年3月25日に開催され、設置当初の目標とされた合併の方向性については、「将来的な市町合併が必要との認識は共有できたが、現時点では2市8町がそろって任意合併協議会を設立することは難しいと判断されるため、今年度末をもって一区切りとし一旦終息させ、今後は様々な分野における広域連携を強化していく」と総括され、検討会は本年度をもって解散された。

◆ 資料編 ◆

1	市町村の合併の特例に関する法律	198
2	市町村の合併の特例等に関する法律	218
3	市町村の合併の推進についての指針 (平成11年8月6日自治事務次官通知)	235
4	「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた 今後の取組(指針) (平成13年3月19日総務事務次官通知)	240
5	市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組(指針) (平成14年3月29日総務事務次官通知)	244
6	市町村合併の更なる推進のための今後の取組(指針) (平成15年6月11日総務事務次官通知)	248
7	自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針 (平成17年5月31日総務省告示第648号)	251
8	真鶴町湯河原町合併特例交付金交付要綱	253
9	相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金交付要綱	256
10	相模原市城山町藤野町合併特例交付金交付要綱	259
11	市町村合併支援補助金交付要綱	262
12	相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合 に伴う関係条例の整理に関する条例	264
13	相模原市、津久井郡城山町及び同郡藤野町の廃置分合に伴う 関係条例の整理に関する条例	266

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）

最終改正年月日：平成18年6月14日法律第63号

（趣旨）

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 次条第十八項又は第四条の二第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第四条の二第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（合併協議会設置の請求）

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受領したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、合併請求市町村の長にあつては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあつては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付しなければならない。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかつたときは、選

- 挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12 前項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
 - 13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 14 第十項又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
 - 15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
 - 16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。
 - 18 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
 - 19 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十一項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十一項の代表者）に通知しなければならない。
 - 20 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項、第四項、第八項から第十項まで、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 第四条の二** 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。
- 2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。
 - 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
 - 7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 8 同一請求関係市町村の長は、第六項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（以下この条において「基準日」という。）をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 12 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

- 14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があつた旨のものであつた場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかつたときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16 前項の規定による請求があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
- 22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
- 23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。
- 27 すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 28 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があつた場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知しなければならない。
- 29 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。
- 30 地方自治法第七十四条第五項の規定は、前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は、前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。
- 31 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りではない。
- 32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。
- 33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

(市町村建設計画の作成及び変更)

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

- 2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 6 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第七項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第五条の六第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、第七項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

（市となるべき要件の特例）

第五条の二 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとする。

一 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの（次条の規定に該当するものを除く。）

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの（当該市町村の合併の日により市とするものに限る。）

第五条の三 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

（地域審議会）

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の設置手続等の特例）

第五条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の区長）

第五条の六 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

- 4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
 - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
- 11 合併に係る地域自治区の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
- 13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例に関する法律第五条の六第一項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
- 14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

（住居表示に関する特例）

第五条の七 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。第五条の五第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

（合併特例区）

第五条の八 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第五条の九 合併特例区は、地方自治法第一条の三第一項の特別地方公共団体とする。

（合併特例区の設置）

第五条の十 合併関係市町村は、第五条の八の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第五条の十四第四項及び第五項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 合併関係市町村は、前項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

3 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

（合併特例区の設置に伴う権利の承継）

第五条の十一 合併特例区が成立する際に合併関係市町村（第五条の十三第三項に規定する場合においては、合併市町村）が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に当該合併特例区が承継するものとする。ことができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による合併市町村が有する権利の合併特例区への承継については、地方自治法第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該合併市町村の議会の議決を要しない。

（合併特例区の権能）

第五条の十二 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

（合併特例区の規約）

第五条の十三 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 合併特例区の名称
- 二 合併特例区の区域
- 三 合併特例区の設置期間
- 四 合併特例区の処理する事務
- 五 地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地
- 六 合併特例区の事務所の位置

- 七 合併特例区の長の任期
 - 八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期
 - 九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
 - 十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項
- 2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が同項第四号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。
- 3 市町村の合併の日後の日に合併特例区を成立させるものとする場合には、第一項各号に掲げるもののほか、当該日を規約に定めなければならない。この場合においては、第五条の十第三項の規定にかかわらず、合併特例区は、当該日に成立するものとする。
- (合併特例区の規約の変更)**
- 第五条の十四** 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によつて定める。
- 2 前項の協議については、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならない。
- 3 第一項の協議については、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。
- (合併特例区の長)**
- 第五条の十五** 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。
- 2 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 3 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定及び同法第百六十六条第二項において準用する同法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、合併市町村の副市町村長と兼ねることができる。
- 4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。
- 5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 6 地方自治法第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条第一項前段、第百六十五条第二項、第二百四条、第二百四条の二及び第二百五条並びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第百四十一条、第百四十二条及び第百四十三条第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第百六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第二百四条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。
- 7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。
- (合併特例区の長の権限)**
- 第五条の十六** 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。
- 2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。
- 4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。
- 5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
- (合併特例区規則の公布)**
- 第五条の十七** 合併特例区の長は、前条第五項の規定により第五条の三十五及び第五条の三十六第一項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。
- 2 地方自治法第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。
- (合併特例区協議会の設置及び構成員)**
- 第五条の十八** 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。
- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条第一項の規定にかかわらず、

報酬を支給しないこととすることができる。

- 7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例に関する法律第五条の十八第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

（合併特例区協議会の会長及び副会長）

第五条の十九 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
- 3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
- 4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
- 5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（合併特例区協議会の権限）

第五条の二十 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

（合併特例区協議会の組織及び運営）

第五条の二十一 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

（合併特例区の職員）

第五条の二十二 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

（合併特例区の休日）

第五条の二十三 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

（合併特例区の予算）

第五条の二十四 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

- 2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
- 3 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。
- 4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 5 合併特例区の長は、第一項から第三項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。
- 7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

（長期借入金等の禁止）

第五条の二十五 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（合併特例区の会計事務）

第五条の二十六 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

（合併特例区の決算）

第五条の二十七 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

- 2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。
- 4 合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第二項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

- 6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。
(合併特例区に対する財源措置)
- 第五条の二十八** 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
(地方自治法の財務に関する規定の準用)
- 第五条の二十九** 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条(第五号を除く。)、第二百六条、第二百十条、第二百十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く。)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(合併特例区の公の施設)
- 第五条の三十** 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。
- 2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。
- 3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同条第二項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。
(合併特例区の財産の処分等の制限)
- 第五条の三十一** 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。
- 一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
- 二 財産を信託する場合
- 三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合
- 2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。
(報告等)
- 第五条の三十二** 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。
- 2 合併市町村の長は、合併特例区事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。
(合併特例区の監査)
- 第五条の三十三** 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区事務を監査するものとする。
- 2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- 3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会に報告しなければならない。
(合併特例区の解散)
- 第五条の三十四** 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。
- 2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合(政令で定める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。
(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)
- 第五条の三十五** 合併特例区の長は、第五条の十七第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三

項及び第四項、第五条の二十三において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五条の三十六 合併特例区の長は、第五条の三十第二項、第五条の十五第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四十二条第二項及び第三項並びに第二百四十二条の二、第五条の十八第七項において読み替えて準用する同法第二百三十二条第二項及び第五項並びに第二百四十二条の二、第五条の二十九において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第五条の三十第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(住居表示に関する特例)

第五条の三十七 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

- 2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五条の三十八 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五条の三十九 第五条の八から前条までに定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じ

て、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第七条の二 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であつた者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の三十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十四
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十三

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。

(職員の身分取扱い)

第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(一部事務組合等に関する特例)

第九条の二 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団

体（以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第九条の三 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の前日に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第九条の四 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

（地方税に関する特例）

第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となつた場合は、この限りでない。

- 3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和三十二年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和三十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなつた場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を地方税法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

（地方交付税の額の算定の特例）

第十一条 国が地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるところのほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

- 2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

（地方債の特例等）

第十一条の二 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り、地方財政法（昭和三十二年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立て
- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十二条 削除

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第十三条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（流域下水道に関する特例）

第十四条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあつては、同項の協議に係る都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

- 2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県（下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、当該市町村）は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第十五条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域（指定都市である合併市町村にあっては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。）を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（国、都道府県等の協力等）

第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

（合併協議会設置の勧告）

第十六条の二 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、関係のある市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

（特別区に関する特例）

第十七条 この法律中市に関する規定（第十条第二項、第十一条及び第十一条の二第二項の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同条の」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第七条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

（罰則）

第十八条 第四条第一項若しくは第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかししたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

2 第四条第一項若しくは第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項若しくは第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第三十項の規定により準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項若しくは第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項若しくは第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四条第十一項若しくは第四条の二第十五項の規定による選挙人の投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるとの請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第四条の二第三十項の規定により準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 第四条の二第三十一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。

3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

第二十条 第五条の六第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第五条の十五第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特例区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（失効）

第二条 この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第五条の五から第五条の三十九まで並びに次条及び附則第二条の三の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。

3 前項の規定によりなおその効力を有することとされる第五条の二、第五条の三及び第十四条第一項の規定の適用については、第五条の二中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号」とあるのは「地方自治法第八条第一項各号」と、第五条の三中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分」とあるのは「当該処分」と、第十四条第一項中「平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該市町村の合併」とあるのは「当該市町村の合併」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し同日までに行われた第五条の五第三項の規定による告示に係る合併に係る地域自治区については、同条及び第五条の七の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。

5 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し合併に係る地域自治区が設置される場合において、同日までに行われた第五条の六第四項の規定による告示に係る区長については、同条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなときは、同日後は、この限りでない。

6 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた合併申請に係る市町村の合併に関し同日までに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九までの規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区設置申請に係る合併特例区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

7 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第一項に規定する条例に基づき設けられる合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条の七及び次条の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併関係市町村の区域による地域自治区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

8 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに制定された次条第二項において読み替えて適用する第五条の六第一項に規定する条例に基づき設けられる区長については、第五条の六及び次条第二項の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該条例による区長の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

9 第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた附則第二条の三において読み替えて適用する第五条の十第一項に規定する認可の申請（以下この項において「合併特例区設置申請」という。）に係る合併特例区については、第五条の八から第五条の三十九まで及び附則第二条の三の規定は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併特例区申請に係る合併特例区の設置が行われなときは、同日後は、この限りでない。

10 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例）

第二条の二 地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、平成十一年七月十六日から平成十七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併（以下「特定合併」という。）に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて、当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができる。

2 特定合併に係る合併市町村が設ける合併関係市町村の区域による地域自治区については、第五条第九項中「第五条の六第一項」とあるのは「附則第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五条の六第一項」と、第五条の六第一項中「市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区」とあるのは「合併関係市町村の区域による地域自治区」と、「合併関係市町村の協議」とあるのは「合併市町村の条例」と、同条第三項中「合併関係市町村の協議」とあるのは「合併市町村の条例」と、第五条の七中「第五条の五第一項」とあるのは「附則第二条の二第一項」として、これらの規定を適用し、第五条の六第四項及び第五項の規定は、適用しない。

（特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例）

第二条の三 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区（当該特定合併の日の前日までにに行われた第五条の十第一項の規定による認可の申請に係る合併特例区を除く。）については、第五条の八第一項中「合併関係市町村の協議により、期間を定めて」とあるのは「期間を定めて」と、第五条の十第一項中「合併関係市町村は」とあるのは「合併市町村は」と、「同条第一項の協議により規約」とあるのは「議会の議決を経て定款」と、「都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第五条の十四第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「合併関係市町村」とあるのは「合併市町村」と、「規約」とあるのは「定款」と、同条第三項中「市町村の合併が行われた」とあるのは「定款で定める」と、第五条の十二、第五条の十三第一項、第五条の十四第一項、第四項及び第五項、第五条の十五第二項、第五条の十六第五項、第五条の十八第二項及び第四項、第五条の十九第二項、第五条の二十第二項、第五条の二十一並びに第五条の三十第一項中「規約」とあるのは「定款」として、これらの規定を適用し、第五条の八第二項、第五条の十一及び第五条の十三第三項の規定は、適用しない。

（町村合併促進法等の廃止）

第三条 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）は、廃止する。

（町村合併促進法の廃止に伴う経過措置）

第四条 旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村（同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が準用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が準用される市を含む。以下「合併町村」という。）及び旧新市町村建設促進法第二十八条第四項（同法第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた市町村（以下「旧町村合併促進法適用新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九条若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によっているものに係るこれらの規定による一部事務組合等に関する特例、水産業協同組合法の特例又は農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

2 旧新市町村建設促進法第二十七条第十二項の規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けているものに係る当該規定による農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

3 合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつていものに係る当該規定による国の財政援助の特例に関しては、昭和三十九年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

4 昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に関しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

（新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置）

第五条 旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村（同法二十八条第五項（同法第二十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。））において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）、第三十条又は第三十条の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十二条又は第二十三条及び附則第六項（同法附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受けているものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に関しては、昭和三十九年度までの年度に限り、なお従前の例による。

2 新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四条又は第二十五条の規定の適用があることとなつていものに係るこれらの規定（同法第二十五条第三項から第六項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定を除く。）による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に関しては、昭和三十九年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。

3 新市町村で、この法律の施行の日の前日までに旧新市町村建設促進法第二十五条第一項の規定により国有林野の売払いを受け、若しくは同条第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売払いを受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条（同法第三十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定により国有林野の売払いを受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五条第三項から第六項まで（同法附則第八項において適用する場合を含む。）の規定による国有林野の経営の承認等に関しては、なお従前の例による。

4 昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八条第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年度分以降の地方交付税の算定に関しては、当該市町村が新市町村となった日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例による。

(市の合併の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定による特例に関しては、なお従前の例による。

(議会の議員の定数の特例に関する経過措置)

第七条 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なおうとするものが、この法律の施行の前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日までに他の市町村の区域の全部の編入（当該編入に際し、附則第十一条の規定による改正前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律百十七号）第二十四条、附則第十三条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律百四十六号）第十三条若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三条の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九条第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。）を行なった市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数を切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合には適用しない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和四四年三月二五日法律第二号）（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二三日法律第四八号）（抄）

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月二八日法律第五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第一四号）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条から第三条まで、第五条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、昭和六十年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

附 則（平成六年二月四日法律第二号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律による改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成七年三月二九日法律第五〇号）（抄）

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の第一条、第三条から第七条まで、第十二条、第十五条及び第十六条の規定は、平成七年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の第十一条第一項の規定は、平成七年四月一日以後に行われた市町村の合併について平成七年度分の地方交付税から適用する。

4 この法律による改正後の第十一条第二項の規定は、平成二年四月一日以後に行われた市町村の合併について平成七年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同日から平成七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令並びに前項に」とあるのは、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令で」とする。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の市町村の合併の特例に関する法律第十二条の規定により置かれている合併協議会は、この法律による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第三条の規定により置かれた合併協議会とみなす。

7 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条第二項の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用す

る。

附 則（平成一〇年五月八日法律第五四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一〇年一月一八日法律第一四五号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（既に合併の申請がされている場合の経過措置）

2 この法律の施行前に市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を設置するものに限る。）について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定による申請がなされ、かつ、この法律の施行の際当該合併により設置されるべき町又は村（以下「合併町村」という。）が設置されていない場合において、合併町村の人口（同法第二百五十四条に規定する人口をいう。）が四万以上五万未満であり、かつ、合併町村が同法第八条第一項第二号から第四号までの要件を備えるときは、都道府県知事は、当該合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる市町村の申請に基づき、当該都道府県の議会の議決を経て、当該合併の日において合併町村を市とする旨を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、直ちにその旨を定めた旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 地方自治法第七条第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により合併町村を市とする場合について準用する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

四 第一条中地方自治法第九十条、第九十一条、第二百八十一条の五及び第二百八十一条の六の改正規定、第四百六十条の規定（公職選挙法第一百一十一条第三項の改正規定に係る部分に限る。）、第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条の改正規定及び同法第十七条の改正規定（「第十一条」の下に「及び第十一条の二第二項」を加える部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第四条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第一項及び第二項の規定 平成十五年一月一日

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十七条 第四百七十二條の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（以下この条において「新合併特例法」という。）第六条第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村（新合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。）の議会の議員の定数について適用し、同日前に新たに設置される合併市町村（次項に規定するものを除く。）の議会の議員の定数については、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

2 平成十五年一月一日前に新たに設置される合併市町村であって同日以後に当該合併市町村の設置による議会の議員の一般選挙の期日が告示されるものの議会の議員の定数については、当該一般選挙の告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3 新合併特例法第六条第一項の規定による平成十五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数の決定については、合併関係市町村（新合併特例法第二条第三項に規定する合併関係市町村をいう。）は、同日前においても同項の協議を行い、新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数を定め、新合併特例法第六条第八項の告示をすることができる。

4 新合併特例法第七条の二の規定は、この法律の公布の日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併（以下この条において「市町村の合併」という。）については、なお従前の例による。

5 新合併特例法第十一条第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、第四百七十二條の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律第十一条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成二年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に」とあるのは「地方交付税法及びこれに基づく自治省令で」と、「その後五年度」とあるのは「その後五年度を超え十年度を超えない範囲内において政令で定める年度」と、「自治省令で定める率」とあるのは「総務省令で定める率」とし、平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令」と

あるのは「地方交付税法及びこれに基づく総務省令」と、「その後五年度」とあるのは「その後五年度を超え十年度を超えない範囲内において政令で定める年度」とする。

- 6 新合併特例法第十一条の二第一項及び第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用する。この場合において、平成十二年三月三十一日までの間における同条の規定の適用については、同条第一項中「第五条各号」とあるのは、「第五条第一項各号」とする。

(共済組合に関する経過措置等)

第五十八条 施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付（これに相当する給付で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）のうち、その給付事由が施行日前に生じた長期給付で政令で定めるものに係る地方公務員等共済組合法第三条第一項第一号に規定する地方職員共済組合（以下この条において「地方職員共済組合」という。）の権利義務は、政令で定めるところにより、施行日において国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会（以下この条において「国の連合会」という。）が承継するものとする。施行日前に社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定による長期給付のうち、その給付事由が施行日以後に生ずる長期給付で政令で定めるものに係る地方職員共済組合の権利義務についても、同様とする。

- 2 地方職員共済組合は、附則第七十一条の規定により相当の地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員となる者及び附則第二百二十三条の規定により相当の都道府県労働局の職員となる者並びに前項の規定によりその長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国の連合会に承継されることとなる者に係る積立金に相当する金額を、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法第三条第二項の規定に基づき同項第四号ロに規定する職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下「厚生省社会保険関係共済組合」という。）若しくは同条第一項の規定に基づき労働省の職員をもって組織する国家公務員共済組合（以下この条において「労働省共済組合」という。）又は国の連合会に移換しなければならない。この場合において、地方公務員等共済組合法第四十三条第三項の規定は、適用しない。

- 3 施行日の前日において地方公務員等共済組合法第四十四条の二第一項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされていた者（施行日前に退職し、施行日の前日以後同項前段の規定による申出をすることにより同項後段の規定により引き続き地方職員共済組合の組合員であるものとみなされることとなる者を含む。）のうち、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者は、施行日において、当該資格を喪失し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項後段の規定によりそれぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であるものとみなされる者となるものとする。この場合において、同条第五項第一号及び第一号の二中「任意継続組合員となつた」とあるのは、「地方公務員等共済組合法第四十四条の二第一項後段の規定により地方職員共済組合の組合員であるものとみなされる者となつた」とする。

- 4 施行日前に地方職員共済組合の組合員であつて、退職の日において社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であったものについては、施行日以後は、地方公務員等共済組合法附則第十八条第一項の規定を適用せず、これらの者にあつては、政令で定めるところにより、それぞれ厚生省社会保険関係共済組合又は労働省共済組合の組合員であつた者とみなして、国家公務員共済組合法附則第十二条第一項の規定を適用する。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なるものものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日法律第一五号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年五月一七日法律第六二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年一月二六日法律第一三八号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月三〇日法律第四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 第二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（以下「新合併特例法」という。）第四条の規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）第四条第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村（同条第二項に規定する合併請求市町村をいう。以下この条において同じ。）の長及び合併対象市町村（旧合併特例法第四条第一項に規定する合併対象市町村をいう。以下この条において同じ。）の長のいずれもが合併協議会設置協議（旧合併特例法第四条第二項に規定する合併協議会設置協議をいう。以下この条において同じ。）について議会に付議していないもの並びに施行日以後に行われる新合併特例法第四条第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第五項の規定により合併請求市町村の長又はいずれかの合併対象市町村の長が合併協議会設置協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

第八条 新合併特例法第四条の二の規定は、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第六項の規定により同一請求関係市町村（同条第一項に規定する同一請求関係市町村をいう。以下この条において同じ。）の長のいずれもが合併協議会（旧合併特例法第三条第一項に規定する合併協議会をいう。次条において同じ。）に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議について議会に付議していないもの及び施行日以後に行われる新合併特例法第四条の二第一項の請求について適用し、施行日の前日までに旧合併特例法第四条の二第一項の規定により行われた請求であって、同日までに同条第六項の規定によりいずれかの同一請求関係市町村の長が当該協議について議会に付議したものについては、なお従前の例による。

（市町村の合併に関する協議の状況の通知及び公表に関する経過措置）

第九条 施行日の前日までに旧合併特例法第四条第八項又は第四条の二第十項の規定により置かれた合併協議会は、施行日から六月以内に、新合併特例法第三条第一項に規定する市町村建設計画の作成その他市町村の合併（新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。次条において同じ。）に関する協議の状況を、旧合併特例法第四条第一項又は第四条の二第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（地方税に関する特例に関する経過措置）

第十条 新合併特例法第十条の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年五月一〇日法律第三七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年三月三十一日法律第九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 第四条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（以下この条において「新合併特例法」という。）第十条の規定は、施行日以後に行われる市町村の合併（新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日の前日までに行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月九日法律第一〇五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一〇八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日法律第五二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 前条の規定による改正後の合併特例法第八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後合併特例法第八条第四項において準用する合併特例法第六条第八項の規定による告示（以下この条において「告示」という。）がなされる合併市町村（合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。）の農業委員会の選挙による委員の定数について適用し、この法律の施行の日の前日までに告示がなされた合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年五月二六日法律第五八号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、附則第二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同項を同条第十項とし、同条第一項の次に八項を加える改正規定（同条第四項から第九項までに係る部分を除く。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（一部事務組合等の特例に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の第九条の三の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過した日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第百九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一八年六月一四日法律第六三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六条の改正規定及び第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。（なお従前の例によることとされている旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の読替え）

第十条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する同条の規定によりなお従前の例によることとされている同法附則第六条の規定による改正前の旧市町村の合併の特例に関する法律第七条の二第二項の規定の適用については、同項中「地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第五条の規定により読み替えて適用される地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」と、「百五十分の五十」とあるのは「百五十分の四十五」と、同項の表中「百五十分の三十三」とあるのは「百五十分の三十」と、「百五十分の三十七」とあるのは「百五十分の三十三」と、「百五十分の四十一」とあるのは「百五十分の三十七」と、「百五十分の四十五」とあるのは「百五十分の四十一」とする。

（政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）

最終改正：平成20年6月18日法律第69号

- 第一章 総則（第一条－第六条）
 - 第二章 地方自治法の特例等（第七条－第二十五条）
 - 第三章 合併特例区（第二十六条－第五十七条）
 - 第四章 市町村の合併の推進に関する構想等（第五十八条－第六十四条）
 - 第五章 補則（第六十五条・第六十六条）
 - 第六章 罰則（第六十七条－第六十九条）
- 附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもって充てる。

4 次条第十八項又は第五条第二十七項の規定により置かれる合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、次条第一項又は第五条第一項の代表者を委員として加えることができる。

5 合併協議会には、前二項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

（合併協議会設置の請求）

第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、当該請求があった市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。

4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付しなければならない。

6 合併請求市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

7 合併対象市町村の長は、第五項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。

8 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定によ

- り通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 9 第五項の規定による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日（以下この条において「基準日」という。）以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
 - 12 前項の規定による請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び合併請求市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
 - 13 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、直ちに、その旨を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 14 第十項前段又は第十一項の規定による請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
 - 15 合併請求市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十一項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十一項の代表者）及び合併請求市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
 - 16 前項の規定により通知を受けた合併請求市町村の長は、その結果を合併対象市町村の長に通知するとともに、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 17 第十四項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併請求市町村の議会が可決したものとみなす。
 - 18 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
 - 19 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十一項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十一項の代表者）に通知しなければならない。
 - 20 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項後段、第四項、第八項、第九項、第十項後段、第十三項及び第十六項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。
- 第五条** 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。
- 2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。
 - 3 第一項の規定による請求があったときは、当該請求があった同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを報告しなければならない。
 - 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。）について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
 - 7 同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 8 同一請求関係市町村の長は、第六項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
 - 9 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての同一請求関係市町村の長から同項の規定による報告を受けた日（以下この条において「基準日」という。）をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

- 10 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村（以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。）の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 12 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議否決市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 13 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 14 第十二項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から第十一項後段の規定による報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16 前項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、第一項の代表者及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
- 17 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 18 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、第十一項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び選挙管理委員会に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 20 第十八項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村以外の同一請求関係市町村の長は、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 21 第十四項又は第十九項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
- 22 合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）及び当該合併協議会設置協議否決市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
- 23 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議否決市町村の長は、その結果を当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 24 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 25 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、その結果を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 26 第二十一項の規定による投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決したものとみなす。
- 27 すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について可決した（前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。）場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該同一請求に基づく合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 28 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者（第十五項の規定による請求があった場合には、第一項及び第十五項の代表者）に通知しなければならない。
- 29 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。
- 30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の第二十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟

- については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。
- 31 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 32 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。
- 33 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

- 第六条** 合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
- 一 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
 - 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
 - 三 公共的施設の統合整備に関する事項
 - 四 合併市町村の財政計画
- 2 合併市町村基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とし、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 4 合併協議会は、前項の規定により合併市町村基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。
- 5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第六十一条第二十三項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、同条第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。
- 8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。
- 9 第七項の規定により合併市町村基本計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第二十二條第一項に規定する地域審議会が置かれている場合、第二十四条第一項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会（地方自治法第二百二条の五第一項に規定する地域協議会をいう。）又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。
- 10 第四項の規定は、第七項の規定により合併市町村が合併市町村基本計画を変更した場合について準用する。

第二章 地方自治法の特例等

（市となるべき要件の特例）

- 第七条** 次に掲げる処分については、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、人口三万以上を有することとする。
- 一 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの（次項の規定に該当するものを除く。）
 - 二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの（当該市町村の合併の日により市とするものに限る。）
- 2 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

（議会の議員の定数に関する特例）

- 第八条** 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。）

をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の退職年金に関する特例）

第十条 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の三十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十四
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十三

- 3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第十一条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつ

ては八十を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第七条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第一項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（職員の身分取扱い）

第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

（一部事務組合等に関する特例）

第十三条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第四項第一号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の三第二項、第五項及び第六項並びに第二百九十一条の十一並びに第二百九十三条の規定は、前項の場合について準用する。

第十四条 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して六月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該六月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

- 2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあつては当該同一の数が、同一の数でない場合にあつては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

- 3 第一項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあつては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあつては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第一項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあつては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当

該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があつた場合

三 市町村の合併の日前に地方自治法第二百八十六条第一項本文又は第二百九十一条の三第一項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。

6 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第十五条 合併関係市町村の長は、地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（次項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第七条第一項又は第三項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

（地方税に関する特例）

第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。

3 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和三十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市及びその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にある指定都市以外の市町村をいう。以下この項において同じ。）である場合であつて、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が市であるときは、当該市町村の合併が行われた日の属する年（当該市町村の合併が行われた日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の翌年の一月一日において特定市町村である市である合併市町村の区域内に所在する市街化区域農地（地方税法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）で当該市町村の合併が行われた日の前日において合併関係市町村（特定市町村である市を除く。）の区域内に所在する市街化区域農地であつたもの（以下この項において「特例対象市街化区域農地」という。）に対して課する当該市町村の合併が行われた日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分（当該特例対象市街化区域農地が、一月一日において当該合併市町村以外の市町村の区域内に所在することとなった場合にあつては、同日を賦課期日とする年度の前年度までの各年度分）の固定資産税又は都市計画税については、当該特例対象市街化区域農地を同法附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地とみなして、同法の規定を適用する。

（地方交付税の額の算定の特例）

第十七条 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が平成十七年度又は平成十八年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合併が平成十九年度又は平成二十年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該市町村の合併が平成二十一年度に行われた場合にあつては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

（地方債についての配慮）

第十八条 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（流域下水道に関する特例）

第二十条 市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画に係る流域下水道（同法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下この条において同じ。）により下水を排除され、又は排除されることとなる区域の全部が合併市町村の区域の全部又は一部となる場合において、当該流域下水道を管理する都道府県（同法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、同項の協議に係る都道府県）及びすべての合併関係市町村の協議が成立したときは、当該市町村の合併が行われた日から移行日（当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において当該協議により定める日をいう。以下この条において同じ。）までの間、当該事業計画（当該市町村の合併が行われた日から移行日までの間に同法第二十五条の三第四項において準用する同条第一項の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）に係る下水道を流域下水道とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項に規定する都道府県及び合併市町村は、協議により、当該市町村の合併が行われた日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内において移行日を変更することができる。

3 第一項に規定する都道府県（下水道法第二十五条の二第二項の規定により当該流域下水道の管理を市町村が行う場合にあっては、当該市町村）は、前二項の規定により移行日を定め、又は変更したときは、速やかに、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第二十一条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域（指定都市である合併市町村にあっては、指定都市であった合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。）を合わせて一選挙区を設けることができる。

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（地域審議会）

第二十二条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項において「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の設置手続等の特例）

第二十三条 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第二百二条の四から第二百二条の八までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第一項及び第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地域自治区の区長）

第二十四条 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、二年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第一項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したとき

- は、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 5 合併市町村は、第一項及び第三項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
 - 6 次の各号のいずれかに該当する者は、区長となることができない。
 - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 7 合併市町村の長は、区長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他区長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
 - 8 合併市町村の長は、区長に職務上の義務違反その他区長たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
 - 9 区長は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
 - 10 区長は、第六項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。
 - 11 合併に係る地域自治体の事務所の職員のうち区長があらかじめ指定する者は、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 12 区長は、合併市町村の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、合併市町村の長その他の機関及び合併に係る地域自治体の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。
 - 13 地方自治法第六十五条第二項及び第七十五条第二項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条の規定は、区長について準用する。この場合において、地方自治法第六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「区長（市町村の合併の特例等に関する法律第二十四条第一項に規定する区長をいう。以下同じ。）」と、「普通地方公共団体の長に」とあるのは「合併市町村（同法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の長に」と、「普通地方公共団体の長の」とあるのは「合併市町村の長の」と、同法第七十五条第二項中「前項に規定する機関の長」とあるのは「区長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と読み替えるものとする。
 - 14 第一項に規定する区長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。
- （住居表示に関する特例）**
- 第二十五条** 合併に係る地域自治体の区域における住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治体の名称を冠するものとする。第二十三条第一項の規定により設けられた合併に係る地域自治体の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治体の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治体の区域における同法第二条に規定する住居の表示についても、同様とする。

第三章 合併特例区

（合併特例区）

第二十六条 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第二十七条 合併特例区は、地方自治法第一条の三第一項の特別地方公共団体とする。

（合併特例区の設置）

第二十八条 合併関係市町村は、第二十六条の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第一項の協議により規約を定め、都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。次項並びに第三十二条第四項及び第五項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づく認可を行う場合は、地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づく処分に併せて行わなければならない。

3 合併関係市町村は、第一項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

4 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

（合併特例区の設置に伴う権利の承継）

第二十九条 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継するものとする。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（合併特例区の権能）

第三十条 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であって市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

（合併特例区の規約）

第三十一条 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 合併特例区の名称

二 合併特例区の区域

三 合併特例区の設置期間

四 合併特例区の処理する事務

五 地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の設置及び管理を行

う場合にあっては、当該公の施設の名称及び所在地

- 六 合併特例区の事務所の位置
 - 七 合併特例区の長の任期
 - 八 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期
 - 九 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
 - 十 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項
- 2 前項第三号の設置期間は、当該合併特例区が同項第四号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、五年を超えることができない。

(合併特例区の規約の変更)

第三十二条 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定める。

- 2 前項の協議については、合併市町村にあっては、議会の議決を経なければならない。
- 3 第一項の協議については、合併特例区にあっては、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 4 合併特例区の規約を変更しようとするときは、合併市町村は、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、前条第一項第一号、第六号又は第九号に掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 5 合併市町村は、前項ただし書に規定する事項のみに係る合併特例区の規約を変更したときは、直ちに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 6 合併市町村は、第四項の認可を受けたとき又は前項の届出をしたときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(合併特例区の長)

第三十三条 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

- 2 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 3 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定及び同法第百六十六条第二項において準用する同法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、合併市町村の副市町村長と兼ねることができる。
- 4 合併特例区の長は、第六項において準用する地方自治法第百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第百五十五条第一項に規定する支所若しくは出張所又は同法第二百五十二条の二十第一項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。
- 5 合併市町村の長は、合併特例区の長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他合併特例区の長がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 6 地方自治法第百四十一条、第百四十二条、第百四十三条第一項前段、第百六十五条第二項、第二百四条、第二百四条の二及び第二百五条並びに地方公務員法第三十四条の規定は、合併特例区の長について準用する。この場合において、地方自治法第百四十一条、第百四十二条及び第百四十三条第一項前段中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第百六十五条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは「合併特例区の長」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第二百四条第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。
- 7 第一項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第三条の特別職とする。

(合併特例区の長の権限)

第三十四条 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 合併特例区の職員のうち、合併特例区の長があらかじめ指定する者は、合併特例区の長に事故があるとき又は合併特例区の長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 合併特例区の長は、その権限の一部を当該合併特例区の職員に委任し、又はこれにその職務の一部を臨時に代理させることができる。
- 4 合併特例区の長は、合併特例区の職員を指揮監督する。
- 5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

(合併特例区規則の公布)

第三十五条 合併特例区の長は、前条第五項の規定により第五十三条及び第五十四条第一項に規定する合併特例区規則を制定した場合には、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

- 2 地方自治法第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による合併特例区規則の公布について準用する。この場合において、同条第三項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

(合併特例区協議会の設置及び構成員)

第三十六条 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

- 2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。
- 3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。
- 4 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期間とする。
- 5 合併特例区協議会の構成員が当該合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき又は第七項において準用する地方自治法第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
- 6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、報酬を支給しないものとする。ことができる。

- 7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区協議会（市町村の合併の特例等に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。

（合併特例区協議会の会長及び副会長）

第三十七条 合併特例区協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。
- 3 合併特例区協議会の会長及び副会長の任期は、合併特例区協議会の構成員の任期による。
- 4 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表する。
- 5 合併特例区協議会の副会長は、合併特例区協議会の会長に事故があるとき又は合併特例区協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（合併特例区協議会の権限）

第三十八条 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

- 2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 4 この法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、合併特例区は、合併特例区の長と合併特例区協議会との協議により、合併特例区に関する事項につき合併特例区協議会の同意を要するものを定めることができる。

（合併特例区協議会の組織及び運営）

第三十九条 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

（合併特例区の職員）

第四十条 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

（合併特例区の休日）

第四十一条 合併特例区に対する地方自治法第四条の二の規定の適用については、同条第一項、第二項第三号及び第四項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」とする。

（合併特例区の予算）

第四十二条 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

- 2 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができる。
- 3 合併特例区の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができる。
- 4 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算を作成したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 5 合併特例区の長は、第一項から第三項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。
- 6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。
- 7 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の長の承認を受けたときは、直ちに当該承認を受けた予算の要領を公表しなければならない。

（長期借入金等の禁止）

第四十三条 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（合併特例区の会計事務）

第四十四条 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

（合併特例区の決算）

第四十五条 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

- 2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。
- 3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。
- 4 合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第二項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。
- 6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

(合併特例区に対する財源措置)

第四十六条 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の財務に関する規定の準用)

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百四十四条まで、第二百五条(第五号を除く。)、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三(第三項を除く。)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併特例区の公の施設)

第四十八条 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

3 地方自治法第二百四十四条第二項及び第三項、第二百四十四条の二第二項から第十一項まで及び第二百四十四条の三の規定は、合併特例区の公の施設について準用する。この場合において、同法第二百四十四条第二項及び第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「住民」とあるのは「その区域内に住所を有する者」と、同法第二百四十四条の二第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「議会」とあるのは「合併特例区協議会」と、「出席議員」とあるのは「出席構成員」と、同条第三項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第四項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第六項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議会の議決を経なければ」とあるのは「合併特例区協議会の同意を得なければ」と、同条第七項及び第八項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第九項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第十項及び第十一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同法第二百四十四条の三第一項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、同条第二項中「普通地方公共団体は」とあるのは「合併特例区は」と、「住民」とあるのは「区域内に住所を有する者」と、同条第三項中「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければ」とあるのは「関係普通地方公共団体にあつては議会の議決を経なければならず、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者がした公の施設を利用する権利に関する処分不服がある者は、合併特例区の長に対して審査請求をすることができる。

(合併特例区の財産の処分等の制限)

第四十九条 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

一 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産(地方自治法第二百三十七条第一項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。)を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

二 財産を信託する場合

三 前二号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第五十条 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の実務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

第五十一条 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の実務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議会の報告に報告しなければならない。

(合併特例区の解散)

第五十二条 合併特例区は、設置期間の満了により解散する。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継する。

2 合併特例区は、前項の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合(政令で定める場合に限る。)に解散する。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定める。

(合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則)

第五十三条 合併特例区の長は、第三十五条第二項において読み替えて準用する地方自治法第十六条第三項及び第四項、第四十一条において読み替えて適用する同法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項並びに第四

十七条において読み替えて準用する同法第二百九条第二項、第二百三十七条第二項及び第二百四十三条の三第一項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則)

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四十二条第二項及び第三項並びに第二百四十二条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三十二条の二第二項及び第四項並びに第二百四十二条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(住居表示に関する特例)

第五十五条 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第二条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

(合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例)

第五十六条 合併特例区を設ける合併市町村において地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区を設ける場合においては、同項の規定にかかわらず、合併特例区を設ける区域については、同項に規定する地域自治区を設けないことができる。

(政令への委任)

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 市町村の合併の推進に関する構想等

(基本指針)

第五十八条 総務大臣は、第一条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する構想を定めるに当たりよるべき基準

3 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(構想の作成等)

第五十九条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下この条において「構想」という。)を定めるものとする。

2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

二 市町村の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項

3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村合併推進審議会)

第六十条 前条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関(以下この条において「市町村合併推進審議会」という。)を置くものとする。

2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。

3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(合併協議会設置の勧告等)

第六十一条 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、構想対象市町村に対し、第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、政令で定めるところにより、その旨並びに当該勧告をした日及び同日の翌日から起算して七十五日を経過する日(以下この条において「七十五日経過日」という。)を公表しなければならない。

3 第一項の規定により勧告を受けた構想対象市町村(以下この条において「合併協議会設置勧告対象市町村」という。)の長は、当該勧告を受けた日から三十日以内に、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

4 合併協議会設置勧告対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに公表し、かつ、第一項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告した都道府県知事(以下この条において「勧告をした都

- 道府県知事」という。)に報告しなければならない。
- 5 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その結果及びすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長から同項の規定による報告を受けた日(第七項において「報告完了日」という。)をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。ただし、七十五日経過日までに、いずれかの合併協議会設置勧告対象市町村の長から前項の規定による報告を受けていないときは、七十五日経過日後直ちに、その旨及び同項の規定による報告を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の議会の審議の結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
 - 6 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
 - 7 第三項の規定による議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可決した合併協議会設置勧告対象市町村(第十六項において「合併協議会設置協議可決市町村」という。)以外の合併協議会設置勧告対象市町村(以下この条において「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)の長は、報告完了日(第五項ただし書の規定により通知を受けたときは、七十五日経過日。以下この条において「基準日」という。)から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
 - 8 勧告をした都道府県知事は、基準日の翌日から起算して十三日を経過した日以後速やかに、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村に係る前項後段の規定による報告の有無をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
 - 9 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、直ちに、その旨を公表しなければならない。
 - 10 第八項の規定による通知がすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から第七項後段の規定により報告があった旨のものであった場合には、合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。
 - 11 合併協議会設置協議について可決しない市町村において、基準日から十三日以内に第七項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
 - 12 前項の規定による請求があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、直ちに、その旨を公表するとともに、当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長に対し、これを通知しなければならない。
 - 13 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
 - 14 勧告をした都道府県知事は、第七項後段の規定による報告をしなかったすべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
 - 15 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、直ちに、その旨を選挙管理委員会(第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び選挙管理委員会)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - 16 第十四項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議可決市町村の長は、その旨を公表しなければならない。
 - 17 第十項又は第十五項の規定による通知があったときは、合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。
 - 18 合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会は、前項の投票の結果が判明したときは、これを当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長(第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者及び当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の長)に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。
 - 19 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置協議について可決しない市町村の長は、その結果を勧告をした都道府県知事に報告しなければならない。
 - 20 勧告をした都道府県知事は、すべての合併協議会設置協議について可決しない市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての合併協議会設置勧告対象市町村の長に通知しなければならない。
 - 21 前項の規定により通知を受けた合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その結果を公表するとともに、第十一項の規定による請求があった場合には、同項の代表者にこれを通知しなければならない。
 - 22 第十七項の規定による投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなす。
 - 23 すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議について可決した(前項の規定により可決したものとみなされた場合を含む。)場合には、すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、当該合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
 - 24 第十一項の規定による請求があった場合において、前項の規定により合併協議会が置かれたときは、合併協議会設置勧告対象市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第十一項の代表者に通知しなければならない。
 - 25 地方自治法第七十四条第五項の規定は第十一項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで

並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は第十一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

26 民事訴訟法第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

27 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、第十七項の規定による投票について準用する。

28 前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（報告の徴収）

第六十二条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いているときは、都道府県知事は、当該合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求めることができる。

（合併協議会に係るあつせん及び調停）

第六十三条 構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、当該合併協議会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所的位置又は財産処分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は、当事者が当該合併協議会の委員の過半数の同意を得て行う文書による申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、あつせん又は調停を行わせることができる。

2 地方自治法第二百五十一条（第二項後段及び第三項第四号から第七号までを除く。）及び第二百五十一条の二（第一項を除く。）の規定は、市町村合併調整委員について準用する。この場合において、同法第二百五十一条の見出し中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第一項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第三条第一項に規定する合併協議会の委員相互における同法第二条第一項に規定する市町村の合併に関する協議に係るあつせん又は調停」と、同条第二項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「優れた識見を有する者」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第六十条第一項に規定する市町村合併推進審議会の委員」と、同条第三項各号列記以外の部分中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同項第一号中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第二号中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同項第三号中「次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項」とあるのは「次条第七項」と、同条第四項及び第五項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同法第二百五十一条の二第二項中「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第三項及び第四項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第五項及び第六項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「調停」とあるのは「あつせん又は調停」と、同条第八項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、同条第九項中「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と、「紛争に」とあるのは「協議に」と、「紛争の」とあるのは「協議に係る事件の」と、同条第十項中「第五項の規定による調停」とあるのは「第五項の規定によるあつせん又は調停」と、「事件の要点及び調停」とあるのは「事件の要点及びあつせん又は調停」と、「自治紛争処理委員」とあるのは「市町村合併調整委員」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、市町村合併調整委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告）

第六十四条 都道府県知事は、構想対象市町村が第五十九条第二項第三号の組合せに基づき合併協議会を置いている場合において、必要があると認めるときは、当該構想対象市町村に対し、当該合併協議会における市町村の合併に関する協議（第二十三条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の協議を含む。）の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第五章 補則

（国、都道府県等の協力等）

第六十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、この法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、この法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 6 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

(特別区に関する特例)

第六十六条 この法律中市に関する規定（第十六条第二項及び第十七条の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第八条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同条の」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第九条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

第六章 罰則

- 第六十七条** 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
- 一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。
 - 二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。
 - 三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。
- 2 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名若しくは第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求若しくは選挙人の投票の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、第五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する地方自治法第七十四条第七項の規定により委任を受けた者（次項において「氏名代筆者」という。）として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- 4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
- 5 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による合併協議会の設置の請求又は第四条第十一項、第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項の規定による選挙人の投票の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるとの請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第六十八条** 第五条第三十項又は第六十一条第二十五項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。
- 2 第五条第三十一項又は第六十一条第二十六項において準用する民事訴訟法第二編第四章第二節の規定により宣誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。
- 3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 第六十九条** 第二十四条第十三項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした区長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2 第三十三条第六項において準用する地方公務員法第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした合併特別区の長は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(失効)

第二条 この法律は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

- 2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(適用)

第三条 この法律は、この法律の施行の日以後に行われる地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請に係る市町村の合併について適用する。

(合併協議会に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第三条の規定により置かれている合併協議会は、第三条の規定により置かれた合併協議会とみなす。

(合併協議会設置の請求に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にその手続が開始されている旧市町村の合併の特例に関する法律第四条又は第四条の二（これらの規定に基づく政令を含む。）の規定による請求、手続その他の行為は、それぞれ、第四条又は第五条（これらの規定に基づく政令を含む。）の規定による請求、手続その他の行為とみなす。

(市町村の合併に関する協議に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日以後に地方自治法第七条第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項、第五条の五第一項若しくは第二項、第五条の六第一項若しくは第三項、第六条第一項、第二項若しくは第五項、第七条第一項若しくは同条第三項において準用する同法第六条第五項又は第八条第一項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十二條第一項、第二十三條第一項若しくは第二項、第二十四條第一項若しくは第三項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第九条第一項若しくは同条第三項において準用する第八条第五項又は第十一条第一項の規定に基づく協議とみなし、この法律の施行前に行われた旧市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第三項、第五条の五第三項、第五条の六第四項若しくは第六条第八項、同法第七条第四項において準用する同法第六条第八項又は同法第八条第四項において準用する同法第六条第八項の規定による告示は、それぞれ、第二十二條第三項、第二十三條第三項、第二十四條第四項、第八条第八項、第九条第四項又は第十一条第四項の規定による告示とみなす。

2 この法律の施行の日以後に地方自治法第七条第一項又は第三項の規定により市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村において、この法律の施行前に成立した旧市町村の合併の特例に関する法律第五条の八第一項、第五条の十一第一項、第九条第一項、第九条の二第一項又は第十四條第一項の規定に基づく協議は、それぞれ、第二十六條第一項、第二十九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第二十條第一項の規定に基づく協議とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第九十六條第一項の改正規定、第百條の次に一条を加える改正規定並びに第百一條、第百二條第四項及び第五項、第百九條、第百九條の二、第百十條、第百二十一條、第百二十三條、第百三十條第三項、第百三十八條、第百七十九條第一項、第二百七條、第二百二十五條、第二百三十一條の二、第二百三十四條第三項及び第五項、第二百三十七條第三項、第二百三十八條第一項、第二百三十八條の二第二項、第二百三十八條の四、第二百三十八條の五、第二百六十三條の三並びに第三百十四條第一項の改正規定並びに附則第二十二條及び第三十二條の規定、附則第三十七條中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三條第三項の改正規定、附則第四十七條中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七條の改正規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一八年六月一四日法律第六三号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六條の改正規定及び第百六十七條の二を第百六十七條の三とし、第百六十七條の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第六九号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

市町村の合併の推進についての指針

平成11年8月6日
自治省

第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

1 市町村合併を推進するための方策

市町村合併は、市町村のあり方に関わる重大な問題であることから、市町村の主体的な取組が必要である。同時に、都道府県は、市町村を包括する広域の普通地方公共団体として、市町村合併を自らの問題と捉えたいうえで、積極的に働きかけ、市町村の取組を促すことが期待されるが、これらの都道府県の支援等は、第2に掲げる「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を定めて行うことが適切である。その際、都道府県は、市町村が合併を検討する際の参考や目安となるものとして、市町村合併のパターンを作成することとすることが重要である。

市町村及び都道府県は、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）の改正後も平成17年3月31日までの期限は延長されていないことに十分留意し、早急に対応することが求められる。したがって、都道府県が、平成12年中のできるだけ早い時期に要綱を策定し、全国的な取組を一定の期間内に推進することによって、合併の気運の醸成が図られることが望まれる。

2 市町村合併と地域社会との関係

市町村合併には、総合的な地域づくり・まちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政の運営の効率化と基盤の強化など、多くの効果が期待されるが、他面で市町村と地域社会との関係について、市町村合併をすれば『住民の顔が見えるぬくもりのある行政』が展開されにくくなるのではないかという懸念も聞かれるところである。しかしながら、合併により市町村の規模が拡大する場合においても、行政が地域に密着した問題を住民の参加や住民との共働の下に解決していくための仕組みを作りあげていくこと等により、住民の帰属意識に基づく地域社会を形成・維持することができるものである。また、市町村の規模の拡大により、行政との距離が遠くなるなどの懸念についても、支所、出張所の設置、地域審議会の活用、公共施設等のネットワークの活用など、地域社会の振興に配慮した様々な施策を展開していくことにより克服することができるものである。なお、合併特例法において、市町村議会議員の選挙区を暫定的に設定することができることとされているほか、公職選挙法においても、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができることとされていることにも留意を要する。

今後の市町村合併においては、合併後の市町村の一体性のみならず、市町村内の各地域のまともにも重視しながら、社会経済情勢の変化を踏まえた地域社会の振興のための施策を展開し、個性豊かな地域社会の創造を目指すことが重要である。

3 市町村合併と広域行政との関係

市町村行政の広域化の要請に対処して、一部事務組合や広域連合などのような市町村の枠組の変更を伴わない広域行政に関する諸制度を活用した特定の分野における事務の共同処理が既に幅広く行われ、一定の成果もあがっているところであるが、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられる。したがって、人材を確保し、かつ、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である。

もっとも、広域にわたる行政課題に緊急に対応する必要が生じた場合などにおいては、広域行政制度が活用されることも想定されるが、このような場合において、広域行政の実績を積み重ねることにより、結果的に地域の一体感がさらに醸成され、将来市町村合併を検討するにふさわしい状況が作りだされ、進んで市町村の合併が検討されることが期待される。

第2 「市町村の合併の推進についての要綱」に関する事項

1 要綱の構成

(1) 要綱には、自主的な市町村合併が円滑に推進されるよう、以下に掲げる事項について盛り込むことが適当である。

ア 市町村の地域の現況と今後の展望（(2)参照）

イ 市町村の行財政の現況と今後の見通し（(3)参照）

ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処（(4)参照）

エ 市町村の合併のパターン（2参照）

オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組（第3の2参照）

(2) 市町村の地域の現況と今後の展望（(1)のア）

① 市町村の地域の現況については、地理的条件や産業構造の状況等の地域的な特性を踏まえたものとする。

② 市町村の地域の今後の展望については、人口の推移や少子・高齢化の進展、これらに伴う地域の変化、集落の推移等の見通しを示すものとする。

(3) 市町村の行財政の現況と今後の見通し（(1)のイ）

① 行政課題への対応、特に、高齢者福祉、教育、廃棄物処理などの住民の生活に密接に関連する課題への対応についての今後の見通しを考慮する際には、これらに係るサービスの一層の充実と安定化が求められ、高度で専門的な能力を有する職員の確保等が必要とされることに配慮するものとする。

② 財政の現状を踏まえ、より効率的な行財政運営が求められることも勘案して今後を見通すものとする。

(4) 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処（(1)のウ）

① 市町村合併の効果については、別紙1の「市町村合併の一般的な効果」が参考になるものである。また、個々の市町村の置かれている状況によって、それぞれ合併により目指すべき目標も異なることから、市町村ごとに合併の必要性が理解できるよう配慮するものとする。

② 合併に際して懸念される事項への対処方策として、合併特例法に規定する施策その他の様々な方策等の活用が考えられる。

2 市町村の合併のパターン（1の(1)のエ）

(1) 作成主体

市町村の合併のパターンは、地域の実情を熟知している広域的な地方公共団体である都道府県が作成するものとする。

なお、学識経験者等（研究者、地域の住民や団体の代表、市町村の代表等）で構成される研究会や外部の機関等に委託して検討することも考えられる。

(2) パターンの内容

① 合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適当と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示すものとする。

② 都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望して作成するものとする。

③ ①の場合、一通りの組合せを示すことが分かりやすいが、市町村の結びつきに関する要素（(3)の③参照）等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。

④ パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

(3) 作成に当たっての留意事項

市町村の合併のパターンの作成に当たっては、行政サービスの質・量に最も関係の深い人口規模のほか、次の事項についても留意するものとする。

なお、一律の基準により市町村の適正規模を示すことは困難であるが、合併後の人口規模と地域の特性を組み合わせた類型としては、別紙2の「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」が参考となるものである。

① 合併を通じて実現すべき目標

市町村の合併を通じて実現すべき目標としては、以下の諸点が挙げられる。

ア 基礎的的地方公共団体としての基幹的サービスの充実

- ・保健、福祉、医療、公的介護制度に関する施策の展開
- ・生活環境関連施策の展開
- ・学校教育（義務教育）の実施 など

イ 地域における施策の一体的展開

- ・一体的な都市計画の策定及び都市施設の一体的展開
- ・地域振興施策・産業振興施策の展開
- ・国土・環境保全施策の展開 など

ウ 効率的な行政の運営

- ・管理的な部門の統廃合による行政全体の効率化
- ・事務の処理又は事業の遂行における規模の利益
- ・公共施設等の効率的な配置 など

② 地方公共団体の規模、能力に応じた組織及び権能の差

人口等の一定の要件の充足を条件として、法令において規定された一定の権限等を行行使することとなる地方公共団体として、地方自治法上、指定都市、中核市、特例市（平成12年4月1日から施行）及び市の制度が設けられていることに留意するものとする。

③ 市町村の結びつき

ア 地域の実情に応じて次のような様々な市町村の結びつきを活用するものとする。

- ・住民の日常生活圏（通勤通学圏、商圏等）
- ・市町村行政相互の連携（事務の共同処理等（消防、廃棄物処理等））
- ・国・都道府県行政の地域のまとまり（各種圏域）
- ・行政機関の効果的・効率的な配置
- ・総合的広域行政（広域市町村圏等）
- ・各種計画上の位置づけ
- ・郡の区域
- ・自然的・地理的条件（河川の流域等）
- ・歴史的・文化的条件
- ・市町村や住民の意識（帰属意識、連帯意識）

イ 市町村においては、住民の連帯意識が重要な要素と考えられることから、「歴史的・文化的条件」や「市町村や住民の意識」のような主観的要素についても十分勘案するものとする。

④ 面積についての考え方

面積については、市町村のあり方を考えるうえで人口規模と同様には考え難いが、次のような条件の地域においては、十分に考慮することが適当である。

ア 大都市圏又は地方の平野部の面積が小さな市町村

大都市圏又は地方の平野部には、一定の人口を有するが面積の狭小な市町村も存在している。こうした地域では、既に、市町村、場合によっては都府県の区域を越える通勤、通学等が一般的に行われていることなど、日常生活圏と行政区域が著しく乖離している。また、区域が狭いため、まちづくりの展開にも限界がある。このような地域では、合併の効果が大きいものと期待される。

イ 中山間地域など人口密度が低い地域

人口密度が低い中山間地域などにおいては、合併により面積が広大になり、市町村としての一体性が十分に確保できなかったり、合併による効率性が十分に発揮できない場合も想定される。このような地域においては、総面積だけでなく、例えば可住地面積、集落の配置などにも配慮して検討することが考えられる。

⑤ 合併への制約が大きい地域

地理的条件等市町村の状況によっては、合併について数多くの制約がある地域もみられることに留意を

要する。これらの地域は、合併したとしても、住民の連帯意識が育まれず、行政サービスの維持向上や行政の効率化があまり期待できないと思われる。例えば、海外離島や山間奥地の町村がこれに該当する。しかしながら、こうした地域についても、交通条件の改善や今後の情報通信手段の発達、ネットワークの整備なども考慮して合併の可能性の検討を行い、そのうえで合併の適否を判断することが適当である。

3 市町村、住民等への要綱の説明等

- (1) 都道府県は、要綱の作成に当たり、地域における幅広い意見を踏まえるとともに、作成後は、それぞれの市町村において合併についての主体的な検討や関係市町村との検討・研究が行われるよう、要綱の内容について市町村に十分説明するなどの確かな情報提供を行ったうえで、市町村合併についての要請や支援を行うことが重要である。
- (2) (1)と併せて、議会、住民、マスコミ等に要綱を公表して、その内容を関連情報とともに分かりやすく説明し、合併の気運の醸成を図ることが期待される。

第3 市町村などに対する支援に関する事項

1 国による市町村合併の推進のための支援策

平成11年の合併特例法の改正により、「国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」（第16条第2項）と規定されたことなどを踏まえ、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援策を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。

(1) 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等

市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。

(2) 地方財政措置

地方財政措置としては、合併特例法で規定されているもの（以下の①から③まで）のほか、④から⑥までの措置を講ずる。

① 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長

合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定する期間を、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に延長し、その後の5年度で当該算定による増加額を段階的に縮減することとした。

② 合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う以下に掲げる事業のうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債をその財源とすることができることとし、当該地方債に係る元利償還に要する経費の一部について、普通交付税により措置することとした（本地方債のことを、以下「合併特例債」という）。

ア 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業

イ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

なお、合併後の市町村のまちづくりを推進するために都道府県が実施する市町村建設計画に掲げられた合併に伴い臨時的に必要となる地方単独事業については、引き続き、地域総合整備事業債の対象とする。

③ 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

合併後の市町村における地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設けられる基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を財源とすることができることとした。

④ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

従来の合併補正を再構成し、主として以下に掲げるような経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる（なお、投資的経費については、②の合併特例債により措置）。

ア 行政の一体化（基本構想の策定・改訂、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）

イ 行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）

⑤ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置

合併関係市町村間における起債制限比率の格差が市町村の合併の障害となると認められる場合には、全国平均起債制限比率（最も低い合併関係市町村の起債制限比率が全国平均起債制限比率を上回る場合は、当該市町村の起債制限比率とする。以下同じ。）と全国平均起債制限比率を超える合併関係市町村に係る起債制限比率の差に相当する利子相当分について、特別交付税措置を講ずる予定である。

⑥ 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税措置を講ずる予定である。

以上のほか、市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置及び都道府県が行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置を引き続き講ずる。

(3) 市町村合併に関する情報提供

市町村合併の推進に当たっては、住民も含めた世論の喚起が重要であることから、国においては、市町村合併の意義や必要性、メリット及び平成11年の改正後の合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について、積極的に情報提供を行うものとする。

2 都道府県による市町村合併に対する支援（第2の1の(1)のオ）

都道府県は、地域の実情も踏まえ、関係部局等の連携体制の確立を図りつつ、以下のような各種の支援を積極的に行うことが期待される。

(1) 市町村建設計画を達成するための事業の実施

市町村建設計画に掲げられた都道府県事業を重点的に実施するとともに、合併に伴う特別な補助金の交付

又は補助金の優先採択など市町村事業に対する財政的な支援を行う。

- (2) 圏域設定の見直し
都道府県の総合計画をはじめとする各種計画等において、圏域の設定を見直す。
- (3) 都道府県の出先機関の所管区域の見直し
合併後の市制施行に伴う福祉事務所の設置や中核市への移行に伴う保健所の設置などにより、合併後の市以外の地域における都道府県の機関の設置が非効率になる場合には、都道府県から当該市への事務の委託も検討する。
- (4) あらゆる行政分野における支援
補助金など財政面について配慮することはもとより、あらゆる行政分野において、市町村合併が円滑に推進されるよう配慮する。
- (5) 市への権限移譲
一定の人口規模を有する市に権限をまとめて委譲することが合併の促進に資すると考えられることから、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）において改正された地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例制度を積極的に活用する。

(別紙1)

【市町村合併の一般的な効果】

市町村合併の効果としては、次のようなことが挙げられる。

- 1 地域づくり・まちづくり
広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興など広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となる。
[例]
 - ・広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。
 - ・環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。
 - ・より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。
- 2 住民サービスの維持、向上
住民にとってサービスの選択の幅が広がるとともに、現在のサービス水準を確保しつつ、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになる。
[例]
 - ・従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
 - ・医師などによる専門チームが組織でき、また、財政基盤が充実することによって、様々な状況にある高齢者一人一人に応じた介護・福祉サービスを提供することが可能となる。
 - ・小規模市町村では設置困難な、都市計画、国際化及び情報化に関する施策並びに女性に関する施策等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。
- 3 行財政の運営の効率化と基盤の強化
行財政運営の効率化により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になるとともに、総合的な行政が展開できる。
[例]
 - ・総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。
 - ・三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分の経費も節減される。
 - ・事務の処理又は事業の遂行に当たって、住民一人当たりの職員数や経費が節減されるという規模の利益が働く。
 - ・広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

(別紙2)

【合併後の人口規模等に着眼した市町村合併の類型】

- 1 人口50万人超
 - (1) 想定される典型的な地域
 - ・複数の地方中核都市が隣接している場合
 - ・大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合
 - (2) 合併を通じて実現すべき目標
 - ・経済圏の確立
 - ・高次都市機能の集積
 - ・大都市圏における一極集中の是正
 - ・指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ
 - (3) 人口規模と関連する事項
 - ・指定都市
- 2 人口30万人・20万人程度
 - (1) 想定される典型的な地域
 - ・地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合

- ・大都市圏において、市街地が連たんした複数の小面積の市が隣接している場合
 - (2) 合併を通じて実現すべき目標
 - ・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など
 - ・中核的都市機能の整備
 - ・急激な人口増加への広域的な対応
 - ・都道府県全体の発展の中核となる都市の育成
 - ・中核市・特例市への移行によるイメージアップ
 - (3) 人口規模と関連する事項
 - ・中核市（30万人以上）
 - ・特例市（20万人以上）
 - ・一般廃棄物処理（（効率的なサーマルリサイクルが可能な）300t/日規模の施設の目安：20～25万人）
 - ・老人保健福祉圏域（平均36万人）
 - ・二次医療圏（平均35万人）
 - ・広域市町村圏の実態（平均21万人）
 - 3 人口10万人前後
 - (1) 想定される典型的な地域
 - ・地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圈を形成している場合
 - ・大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合
 - (2) 合併を通じて実現すべき目標
 - ・高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供
 - ・県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展
 - (3) 人口規模と関連する事項
 - ・広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上）
 - ・消防の体制整備（10万人程度）
 - ・高等学校の設置（10万人以上の市）
 - ・一般廃棄物処理（焼却）（100t/日規模の施設の目安：7～9万人）
 - ・女性に関する施策を専ら担当する組織（課相当）の設置（10万人程度）
 - 4 人口5万人前後
 - (1) 想定される典型的な地域
 - ・地方圏において、隣接している町村で一つの生活圈を形成している場合
 - (2) 合併を通じて実現すべき目標
 - ・福祉施策等の充実（福祉事務所の設置等）
 - ・グレードの高い公共施設の整備
 - ・計画的な都市化による圏域全体の発展
 - ・市制施行
 - (3) 人口規模と関連する事項
 - ・市制施行の要件（5万人（合併特例4万人））（福祉事務所の設置等）
 - ・市町村障害者社会参加促進事業の単位（「厚生省関係障害者プランの推進方策について」（平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）参照）
 - ・特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱
 - ・環境政策一般部門の専任組織（課相当）の設置（3万人程度）
 - 5 人口1万人～2万人程度
 - (1) 想定される典型的な地域
 - ・中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合
 - ・離島が、複数の市町村により構成されている場合
 - (2) 合併を通じて実現すべき目標
 - ・適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供
 - (3) 人口規模と関連する事項
 - ・町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規模（概ね8,000人）
 - ・中学校の設置（標準法による基準での最小：13,200人程度で1校）
 - （1学校当たりの生徒数を480人（1学級当たり生徒数40人×12学級）とする等の仮定を置いた場合（自治省試算））
 - ・デイ・サービス／デイ・ケアの設置（新G P 17万か所：7,300人程度に1か所）
 - ・在宅介護支援センターの設置（新G P 1万か所：12,500人程度に1か所）
 - ・特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（なお、大都市、過疎地等では例外的に30床）：2万人程度）
 - ・2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱
 - ・建築技師の設置（1万人程度）
- ※ 新G P＝新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールド・プラン）
- なお、上述の(3)をみれば、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくともこの「5 人口1万人～2万人程度」という類型の規模は期待される。

「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）

平成13年 3月19日
総務省

第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

市町村合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民が自主的、主体的に取り組むことが基本である。

同時に、市町村合併の問題は、まさに21世紀の地方自治の姿を決めていくものであり、市町村や地域住民と国、都道府県とが一体となって取り組んでいくことが不可欠であって、以下の理由により、市町村合併の推進は、もはや避けることのできない緊急の課題となっている。

(1) 地方分権の推進

地方分権がいよいよ実行の段階を迎え、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村には、自らの判断と責任で地域の特性を十分活かした主体的な地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが強く期待されている。そのためには、行財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろん、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもと、行政サービスや各種施策を自主的・主体的に決定し、実施することが求められている。

(2) 多様化・高度化する広域的行政課題への対応

高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきている。

さらに今日、市町村は、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られている。

① 少子高齢化への対応

高齢化の進展に伴い、医療や保健・福祉ニーズが増大し、それに伴う様々なコストの増大や人的資源の不足が懸念されている。市町村においては、保健・福祉サービスが円滑に提供できるよう、人材の確保とともに、専門性の向上が求められているが、市町村の規模や事務の実施体制等によっては、対応が困難な場合も考えられる。

また、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の活力低下や税収の減少なども懸念されており、市町村においては、基幹的な行政サービスの提供に支障が生じることのないようにする必要がある。

② 環境問題への対応

住民の環境問題に対する意識が急速に高まりつつあるなか、ダイオキシンの発生を抑制するため、ゴミ焼却施設の大規模化が緊急の課題となっている。また、リサイクルの推進や自然環境の保全などの課題に関しても、行政区域を越えた広域的な対応が求められている。

③ 情報化の進展への対応

急速に進みつつある情報化に対応し、市町村においては、高度情報技術を取り入れた行政サービスの展開、地域情報化の推進が求められているが、そのためには、情報技術分野の組織の整備、専門的能力を備えた人材の確保が必要となる。一方、情報化の進展は、行政サービスの広域的展開を容易にするとともに、住民と行政との距離感を解消することにより、住民に身近な行政サービスの水準の維持向上につながるものと期待される。

(3) 国・地方の財政状況への対応

我が国の財政は、平成13年度末の国・地方合わせた長期債務残高は約666兆円に達し、そのうちに占める地方の長期債務残高は、平成13年度末には188兆円を超えると見込まれているなど極めて厳しい状況にある。

国・地方を通ずる厳しい財政状況のもと、市町村が、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには、行財政基盤の充実を図るとともに、より一層簡素で効率的な行財政運営を実現し、さらには既存の行政区域を越えた広域的なまちづくりを進めていくことが必要である。

また、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）及びこれに引き続く新市町村建設促進法（昭和31年法律第164号）に基づいて進められていたいわゆる「昭和の大合併」は、地方行政調査委員会（いわゆる神戸委員会）勧告（昭和25年12月22日・昭和26年9月22日）等に基づく市町村、都道府県及び国相互間の行政事務の再配分による市町村への事務の移譲という観点を主眼として、人口8,000未満の小規模町村を対象とし、その解消を目的としたが、今回は、地方分権が現実のものとなったことを踏まえ、すべての地域において、地方分権の成果を十分に活かし、かつ、社会経済情勢の変化に対応した体制整備を目指すものであり、それぞれの地域の実情に応じて、市町村合併を議論し、推進することが必要である。

なお、市町村行政の広域化の要請に対処するために、これまで幅広く行われてきた一部事務組合や広域連合などの事務の共同処理方式は、ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられることから（「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成11年8月6日付け自治振第95号）「第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方」「3 市町村合併と広域行政との関係」参照）、事務の共同処理方式の採用が、市町村合併についての検討を行う気運を失わせることのないよう特に留意する必要がある。

第2 都道府県による市町村合併の支援策

各都道府県においては、それぞれの「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図っていくことが重要である。

1 市町村合併支援本部の設置

平成13年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制（以下「支援本部」という。）を設置するとともに、支庁長、地方事務所長等を長とする支部組織を設けることが望まれる。

支援本部においては毎年度の具体的な取組内容（2参照）をあらかじめ公表するものとし、これに沿って管内の市町村の合併に向けた取組について計画的かつ積極的な支援に努めることが期待される。

あわせて、市町村合併に関する情報の提供や各種の相談に対応するため、本庁及び支庁、地方事務所等に相談窓口を設置することが望ましい。

なお、現在、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の密接な連携を図るため、政府においても「市町村合併支援本部」（仮称）を設置すべく、準備を進めているところである。

2 市町村合併の支援のための具体的な取組内容

(1) 合併の気運の醸成等

市町村や住民を交えたシンポジウムを開催することなどにより、合併の気運の醸成を図ることが望まれる。なお、近く、民間有識者の発意により、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」が設立され、今後、市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成、各種啓発活動等が行われる予定であることから、総務省としてもその活動に対して協力を行っていくこととしているが、同協議会では各都道府県における支部の設置も予定しているため、各都道府県においてもこれと密接な連携を図っていくことが望ましい。

(2) 合併重点支援地域

① 合併重点支援地域の指定

要綱に示された市町村の合併のパターンと照らし合わせた管内の市町村合併の進捗状況を踏まえ、平成13年中のできるだけ早い時期に、以下に例示するような地域の中から少なくとも数箇所を合併重点支援地域として指定するものとする。これらの地域においては、速やかに、かつ、その進捗状況に応じ、逐次合併協議会が設置され、合併についての具体的な議論が深められることが期待される。また、合併重点支援地域は、合併の気運や熟度に応じて、順次、追加指定を行うものとする。なお、指定に当たっては、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとし、指定を行った場合には、その旨を公表するとともに、総務省に対して報告するものとする。

ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域

イ 合併協議会又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「市町村合併特例法」という。）に基づかない任意の協議会等が設置されている地域

ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域

エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

なお、合併重点支援地域は、管内の市町村合併の進捗状況を踏まえ、要綱に示された市町村の合併のパターンの中の市町村の組合せの一部による指定や複数の合併のパターンによる市町村の組合せを包括する指定などもあり得るものである。さらに、隣接する都道府県と必要に応じて協議を行い、都道府県の境界にわたって、共同して合併重点支援地域を指定することも妨げないものとする。

② 合併重点支援地域における支援策の強化

都道府県は、合併重点支援地域を指定した場合においては、その進捗状況に応じて、支援本部を活用して、全庁的な体制をとって、以下に掲げるような支援策を講ずることが望まれる。

ア 合併協議会設置前

○ 啓発事業の重点的实施（シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など）

○ 関係市町村からの要請に基づく任意合併協議会等に対する人的支援（任意合併協議会への参画、任意合併協議会事務局への職員の派遣、関係市町村の職員の研修目的での受け入れなど）

○ 調査研究（市町村行財政の長期見通しの作成支援など）

イ 合併協議会設置後

○ 合併協議会からの要請に基づく合併協議会に対する人的支援（合併協議会への学識経験者としての参画、合併協議会事務局への職員の派遣、合併関係市町村の職員の研修目的での受け入れなど）

○ 調査研究（市町村行財政の長期見通しの作成支援など）

○ 合併協議会において継続的な検討が行われるようにするための配慮（「市町村合併法定協議会運営マニュアル」（第3の2参照）等に基づく助言、協議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における助言など）

なお、合併重点支援地域以外の地域であって、既に合併協議会が設置されている地域についても、上のイに準じた支援策を講ずることが望まれる。

③ 合併協議会の設置についての勧告

合併重点支援地域に指定後、1年以内に合併協議会が設置されない場合において、必要に応じて、地方自治法第252条の2第4項及び市町村合併特例法第16条の2第1項の規定に基づき、当該地域の市町村に対し、合併協議会の設置についての勧告を行うことを検討するものとする。

(3) 合併後の支援策

都道府県は、合併市町村における円滑な行政運営や事業実施を確保するため、市町村合併支援本部を活用して、以下に掲げるような支援策を講ずることが望まれる。

① 合併市町村からの要請に基づく合併市町村に対する人的支援（合併市町村への職員の派遣、合併市町村の職員の研修目的での受け入れなど）

② 市町村建設計画に掲げられた都道府県事業の重点的实施

③ 合併市町村の行う事業に対する交付金等の交付

④ 従来市町村単位で実施されてきた各種施策の旧市町村の実情を考慮した施策実施（補助金採択など）

第3 市町村の自主的・主体的な取組

各市町村においては、要綱等に基づく都道府県の取組を踏まえて、次の諸点に留意して自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて合併協議会の設置などに取り組むこと

が重要である。

1 市町村における合併の必要性についての検討

市町村合併は、市町村の自主的・主体的な判断により行われることが基本であることから、まず、それぞれの市町村が、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併の意義や重要性等についての理解を深め、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて、積極的な検討を行うことが必要である。

2 合併協議会の設置と運営

関係市町村において合併に関する検討を行う際には、合併協議会が、合併を行うこと自体の是非も含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であることに留意し、関係市町村は積極的にこれを設置し、活用することが適当である。特に住民発議が成立した場合には、市町村合併特例法に基づき、市町村長から議会への付議、議会における可否の決定、市町村長から請求代表者及び住民に対する議会の審議結果の通知及び公表について、速やかに行うよう努める必要がある。なお、合併請求市町村及び同一請求関係市町村の長は、議会に付議する際に意見を付けなければならないこととされているが、その場合、合併協議会の設置について、その是非を明らかにすることが望まれる。

合併協議会の設置後は、将来のまちづくりや行政体制の整備、利害の調整等多くの事項の協議を行う必要があるが、市町村合併特例法の期限が平成17年3月31日であることから、効率的・効果的な運営が求められる。また、協議会における議論について透明性を高めるため、議論の内容を定期的に住民に公表することが重要であり、特に、住民発議により設置された合併協議会にあつては、住民に対して合併に関する正確な判断材料を提供するために、設置後6月以内に市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者へ通知し、かつ、公表しなければならないことを市町村合併特例法の改正案に含めているところ（次段落参照）であるが、これを一つの目安として、住民意思の的確な反映、協議の効率的な進行に努め、設置後1年程度を目途に、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめて、これを明らかにすることが望まれる。

なお、総務省においては、住民発議による合併協議会の設置及び協議の促進の観点から、第26次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思をより反映させるために、ア）住民発議による合併協議会設置協議の議案の議会での審議に際して請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこと、イ）合併協議会の委員として請求代表者を加えることができることとしたこと、ウ）住民発議による合併協議会設置協議の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に有権者の6分の1以上の署名により行われる直接請求を要件として、合併協議会設置協議についての住民投票を行い、過半数の賛成があつた場合には可決されたとみなすこと、エ）住民発議により合併協議会が設置された場合には、設置後6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者に通知し、かつ、公表しなければならないことなどを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律案」を第151回国会に提出しているところである。

さらに、合併協議会の効率的・効果的な運営に資するため、先導事例等をもとに、合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を示したマニュアルを作成することとし、現在そのための「市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会」を設置しているところであり、具体的な運営の際の参考にすることが望まれる。

3 合併後の地域対策の促進

合併をすると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかという懸念については、合併協議会において十分な検討・協議を行い、その解消に努める必要があるが、その際特に、次のような地域対策の活用に留意する必要がある。

① 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

従前の住民サービスの維持向上を図る見地から、旧市町村役場を新市町村の支所・出張所として積極的に活用を図ること、郵便局を積極的に活用することなどが考えられる。総務省においても、地域における住民サービスの充実を図るため、地方公共団体と郵便局との連携をより一層促進する観点から、地域のニーズの高い地方公共団体の特定の事務を郵政官署（郵便局）において取り扱うことができるようにするための「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案」を第151回国会に提出したところである。また、地域の意向を反映させるため、重要な事務権限の執行に当たっては、当該区域の地域審議会の審議を経ることとし、そこに地域のメンバーの参加を求めることが考えられる。

② 「わがまちづくり支援事業」の活用

平成13年度から総務省が推進することとしている「わがまちづくり支援事業」を積極的に活用し、例えば小学校区単位程度の広がり場において住民の主体的な参加による地域づくりを進めることにより、住民と行政の連携を深め、合併後の円滑なまちづくりの推進に資することが考えられる。

③ 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法（第6条及び第7条）や公職選挙法（第15条第6項）による選挙区の特例に関する規定の活用が考えられる。

第4 国による市町村合併の推進のための財政支援措置

国においては、市町村合併の推進のために次のような財政支援措置を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。また、国、都道府県の支援策を活用した市町村の自主的・主体的な取組が期待される。

1 予算措置

(1) 都道府県体制整備費補助金（平成13年度から予定）

要綱を踏まえた取組を積極的に行うために実施する次に例示するような事業に対して、一都道府県当たり20,000千円を標準とする補助を行うため、その所要額を平成13年度当初予算案に計上しているところである。（なお、当面の配分額は一都道府県当たり15,000千円とし、予算上の残額は、合併重点支援地域に係る各都道府県の取組状況等を勘案して、追加配分するものとする。）

ア 体制整備（支援本部の設置、開催など）

イ 住民の啓発（シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など）

ウ 調査計画（市町村行財政の長期見通しの作成支援など）

(2) 合併準備補助金

平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等に取り組む合併協議会の構成市町村に対し、5,000千円を上限とする定額補助を行う。

(3) 合併市町村補助金

平成17年3月31日までに合併した市町村において、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものに対して、下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村ごとの額の合算額を上限として、合併成立年度から3年度を限度として、合併市町村に交付する。ただし、国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて交付することができるものとする。

関係市町村人口	金額（百万円）
～ 5,000（人）	20
5,001 ～ 10,000（人）	30
10,001 ～ 50,000（人）	50
50,001 ～ 100,000（人）	70
100,001 ～ （人）	100

2 税制上の措置

合併市町村に係る地方税の特例の拡充策として、以下の措置について、第151回国会に提出中の「地方自治法等の一部を改正する法律案」に盛り込んでいるところである（以下の措置については、改正法の施行日以後に行われる合併について適用する。）。

(1) 合併後に不均一の課税をすることができる期間を合併年度及びこれに続く3年度から合併年度及びこれに続く5年度に延長する。

(2) 事業所税や都市計画税といった税目について課税している団体と課税していない団体との合併により新たに課税される区域が生ずる場合には、当該区域において(1)の期間内に限り課税免除ができることとする。

(3) 合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該合併市に対する事業所税の課税団体の指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して5年を経過する日までの間には行わないものとする。（ただし、当該合併市の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して一定の方法により算定した人口以上となった場合には、この限りではない。）

3 地方財政措置

(1) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置（平成12年度から措置）

平成17年3月31日までに合併を行った市町村について、合併年度又はその翌年度から3ケ年にわたり、ア）合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ）公共料金格差是正、ウ）公債費負担格差是正、エ）土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を、特別交付税により包括的に措置する。

(2) 合併移行経費に対する財政措置（平成12年度から措置）

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置を講ずる。

(3) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

平成17年3月31日までに合併を行った市町村における普通交付税については、合併年度及びこれに続く10ケ年は、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5ケ年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

(4) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村の市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費については、合併年度及びこれに続く10ケ年は特例地方債（合併特例債）を充当（充当率95%）することができるものとし、その元利償還金の70%について普通交付税措置を講ずる。

(5) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村において、旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（充当率95%）することができるものとし、その元利償還金の70%について普通交付税措置を講ずる。

(6) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

平成17年3月31日までに合併を行った市町村について、5ケ年にわたり、ア）基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化、イ）行政水準の格差是正といった経常経費に対して、普通交付税による包括的財政措置を講ずる。

(7) 都道府県の合併支援経費に対する財政措置

合併後の市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について、特別交付税措置を講ずる。

(8) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置を講ずる。

(9) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置（平成13年度から拡充予定）

都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成など、合併重点支援地域等への支援に要する経費について、普通交付税措置を講ずる。

市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）

平成14年 3月29日
総務省

第1 はじめに

市町村合併は、自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、「自立し得る自治体」となって、住民の選択と負担による住民本位の市町村を中心とする行政システムを実現するために不可欠な改革である。

このような自助と自立に基づく新たな国・地方の関係を実現するため、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）等に基づき、市町村や地域住民と国、都道府県とが一体となって、市町村合併が現在精力的に取り組まれている。

政府においては、市町村合併支援本部を内閣に設置し（平成13年3月27日閣議決定）、国を挙げて市町村合併を強力に支援する体制を整え、国民に対する広報・啓発を積極的に実施するとともに、合併に取り組む市町村に対する各省庁の支援策を「市町村合併支援プラン」として政府全体で取りまとめたところである（平成13年8月30日市町村合併支援本部決定）。

都道府県においては、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体として、知事を長とする全庁的支援体制としての市町村合併支援本部（以下「都道府県支援本部」という。）がほぼ整い、平成14年3月29日現在同本部により35府県94地域416市町村が合併重点支援地域に指定され、その数は急速に広がりつつある。

市町村においては、平成13年12月末日時点では、2,026市町村（全市町村数の62.9%）が複数の市町村間で合併に関する440の研究組織を設置しており、既に全国の3分の1を超える都道府県（17県）において、ほぼ全県下（8割以上）の市町村が研究組織を構成するに至っている。

このように急速な進展を見せている市町村合併の動きであるが、全国各地で真剣に取り組まれている合併の議論が迅速かつ着実に行われるよう、国、都道府県、市町村は、ここで合併推進のための取組をあらためて点検し、合併論議の広がりに応じた全県的かつ計画的な取組を一層強化する必要がある。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「市町村合併特例法」という。）の期限は平成17年3月31日であり、残された期間はあと3年となった。総務省の市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会がまとめた「合併協議会の運営の手引」（平成13年8月6日公表。以下「合併協議会運営手引」という。）等を参酌して、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することが望まれる。この意味で、平成14年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられるものである。

第2 都道府県による市町村合併支援策

各都道府県においては、それぞれの「市町村の合併の推進についての要綱」及びその後の市町村合併の協議の進展を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図っていくことが重要である。

1 合併重点支援地域の指定の一層の拡大

上記の通り、現在全国の2千を超える市町村において複数の市町村間で合併に関する研究組織が構成され、全国の3分の1を超える都道府県において、ほぼ全県下の市町村がこの組織において合併を議論しており、今後この数はますます増加することが予想される。一方、都道府県支援本部による合併重点支援地域の指定は、現在35府県94地域416市町村に及ぶが、既に各都道府県内の市町村の過半数を合併重点支援地域に指定している県も現れているところであって、国も都道府県も合併重点支援地域を中心に支援策を構築しているところである（第4の1参照）。

「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」（平成13年3月19日総行市第40号通知。以下「平成13年指針」という。）第2の2(2)①「合併重点支援地域の指定」においては、①地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域、②合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域、③関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域、④その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域については、合併の気運や熟度に応じて、順次、追加指定を行うものとされている。

したがって、現下の市町村における合併への取組状況及び平成13年指針の内容を踏まえ、合併重点支援地域の指定のない都道府県にあつては少なくとも数箇所を指定を早急に行うとともに、既に数箇所の合併重点支援地域を指定している都道府県も含め、指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成14年度中の早い時期に合併重点支援地域に指定されることが期待される。これらの地域においては、速やかに平成14年度末までに法定の合併協議会が設置され、合併についての具体的な議論が深められることが望まれる。

2 都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充

都道府県支援本部においては、市町村合併特例法の期限を踏まえ、各地域における市町村合併の協議の進展に応じた今後3年度間の合併支援を計画的に行う必要がある。

したがって、平成14年度前半までに、合併重点支援地域を対象とし以下に掲げるような支援策を基本とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表するものとする。

都道府県支援本部支援プランについては、毎年度末にフォローアップを実施し、その結果を公表するとともに、必要に応じて適宜、適切な改訂を行うものとする。

(1) 各事業分野における支援策

都道府県事業の優先採択・重点投資、適用要件の緩和、地域指定等における配慮、合併に際しての各種障害除去、公共的団体等の統合整備支援など

(2) 権限移譲

一定の人口規模を有する市に対する権限の一括移譲など

(3) 関係市町村からの要請に基づく合併協議会等に対する人的支援

合併協議会への参画、合併協議会事務局への職員の派遣、関係市町村の職員の研修目的での受け入れなど

- (4) 合併協議会において継続的な検討が行われるようにするための配慮
合併協議会運営手引等に基づく助言、協議不調時の調整、合併協定項目に対する調整、市町村建設計画の策定における助言など
- (5) 調査研究
市町村行財政の長期見通しの作成支援など
- (6) 啓発事業の重点的実施
シンポジウム・講演会の開催、住民意向調査の協力実施、民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業、有識者の派遣事業など

3 情報提供の徹底

市町村が市町村民に対して説明責任を負うのと同様、都道府県も都道府県民に対する説明責任を負うことから、次の事項等につき住民に対する情報の提供を徹底するものとする。

- (1) 市町村合併についての協議の進行状況
現在の各都道府県内の市町村合併についての最新の協議の進行状況を常に把握するとともに、合併重点支援地域の指定状況、法定の合併協議会・任意の合併協議会・任意の研究会の設置状況等を含め、広報紙等を活用して住民に分かりやすく地図上に示しながら、少なくとも四半期ごとに都道府県支援本部より合併協議の進捗状況を公表するものとする。
- (2) 都道府県における市町村合併の議論
都道府県における市町村合併の議論について、例えば都道府県議会における市町村合併の論議に関する議事録等をインターネット等により提供するなど、積極的に情報提供を行うものとする。
- (3) 市町村の情報提供と併せた都道府県の情報提供事業
市町村の情報提供に併せて、都道府県もその立場から、当該地域における合併シミュレーションの実施、各種啓発事業等を必要に応じて実施するものとする。

4 民間団体等との連携

市町村合併の気運を醸成するために、啓発・広報事業の一環として、次の施策に取り組むことが望まれる。

- (1) 住民発議等住民の市町村合併に関する取組に対する支援
各地域の住民発議等における市町村合併の議論が活発に行われるように、住民発議等を行う者に対し、情報提供を行うなど積極的に支援する。
なお、総務省においては、住民発議制度の拡充、住民投票制度の導入等を内容とする市町村合併特例法の改正（第3の2参照）を盛り込んだ「地方自治法等の一部を改正する法律」がこのほど成立したところ、施行後あらためて施行通知を出す予定であるが、この内容について積極的に情報提供を行う必要がある。
- (2) 21世紀の市町村合併を考える国民協議会の支部設置・運営に対する支援
市町村合併の実現に向けた国民的合意の形成、気運の醸成を図るとともに、市町村合併の議論を通じて改めて自分たちのまちのあり方の検討を促すため、各種啓発活動を行う「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」（設立発起人代表：樋口廣太郎アサヒビール名誉会長）が平成13年3月30日に設立され、全国47都道府県におけるリレーシンポジウムを共同して開催したところである。
また、既に岡山県、広島県、佐賀県に同国民協議会の支部が設置され、平成14年2月より同国民協議会のホームページにおいて会員募集及びメールマガジンによる情報提供・情報交換事業が開始されるなど、今後その活動が一層活性化することが期待される。
したがって、市町村合併の気運を官民協力して醸成するため、同国民協議会の都道府県支部の設置及び運営について積極的な支援を行う。
- (3) 市町村合併アドバイザー育成事業の実施
各地域の住民等に対して合併の必要性を地域の実情に即して説明できる合併アドバイザーを都道府県において育成・登録し、各地域の要望に応じて派遣する。

5 都道府県の境界にわたる市町村合併の支援

都道府県の境界にわたる市町村合併については、平成13年指針第2の2(2)①「合併重点支援地域の指定」において、隣接する都道府県と必要に応じて協議を行い、都道府県の境界にわたって、共同して合併重点支援地域を指定することも妨げないとされたところであるが、現実に都道府県の境界にわたる市町村合併の研究組織が設立される事例も出てきたことから、各都道府県においても住民や市町村の意向を十分に踏まえて対応することが望まれる。

第3 市町村の自主的・主体的な取組

各市町村においては、次の諸点に留意して自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて合併協議会の設置に取り組むことが重要である。

合併協議の具体的方法については、「市町村の合併の推進についての指針」（平成11年8月6日自治振第95号）及び平成13年指針並びに合併協議会運営手引（第4の2参照）を参考にされたいが、以下の点に留意する必要がある。

1 市町村の取組状況の公表

市町村合併に関する説明責任を住民に対して果たすため、自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その内容について、広報紙等を活用して住民に分かりやすく公表するものとする。

具体的な合併協議を始めた市町村にあっては、おおむね四半期ごとに、広報紙等を活用して住民に分かりやすく合併の取組状況を公表することが期待される。

2 合併協議会の設置と運営

総務省においては、住民発議による合併協議会の設置及び協議の促進の観点から、第26次地方制度調査会の「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申」（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思をより反映させるために、

ア 住民発議による合併協議会設置協議の議案の議会での審議に際して請求代表者に意見を述べる機会を与え

なければならないこと。

イ 合併協議会の委員として請求代表者を加えることができることとしたこと。

ウ 住民発議による合併協議会設置協議の議案が議会で否決された場合に、長からの請求又はそれがなかった場合に有権者の6分の1以上の署名により行われる直接請求を要件として、合併協議会設置協議についての住民投票を行い、過半数の賛成があった場合には可決されたとみなすこと。

エ 住民発議により合併協議会が設置された場合には、設置後6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を請求代表者に通知し、かつ、公表しなければならないこと（施行日の前日までに置かれた合併協議会は、施行日から6月以内に同様に通知し、かつ、公表しなければならないこと）。などを内容とする市町村合併特例法の改正を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」がこのほど成立したところ、施行後あらためて施行通知を出す予定である。

なお、平成13年指針にある通り、上記エを一つの目安として、住民意思の的確な反映、協議の効率的な進行に努め、設置後1年程度を目途に、合併に関する具体的な判断材料を取りまとめて、これを明らかにすることが望まれる。

3 合併前の事業実施

総務省においては、合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設の整備事業について、当該事業が合併に資するもので関係市町村が応分の財政負担等を行うものを合併特例事業の対象としており（第4の1参照）、その活用が期待される。なお、合併前において新市町村の一体性確立の障害となる可能性のある事業の実施又は財産の処分等については、再検討を行う必要がある。

4 住民サービスの維持・向上等のための施策

合併をすると住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念や行政サービスの水準が低下するのではないかという懸念については、合併協議会において十分な検討・協議を行い、その解消に努める必要があるが、その際特に、次のような地域社会のための施策の活用留意する必要がある。

(1) 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会の活用

従前の住民サービスの維持・向上を図る見地から、旧市町村役場を新市町村の支所・出張所として積極的に活用を図ることなどが考えられる。

また、地域の意向を反映させるため、重要な事務権限の執行に当たっては、当該区域の地域審議会の審議を経ることとし、そこに地域のメンバーの参加を求めることが考えられる。

(2) 合併後の市町村における郵便局の活用

住民票の写しや戸籍の謄本、抄本の交付等地域のニーズの高い地方公共団体の特定の事務を郵便局において取り扱うことができるようにするため、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」が平成13年12月1日に施行されたところ、合併後の地域における住民サービスを合併前以上に充実するために積極的に活用することが考えられる。

(3) 電子自治体の推進による住民サービスの向上

政府においては、平成15年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する方針を明確にしており、電子自治体への取組を支援しているところである。市町村においても、総務省が平成14年3月に策定したシステムの基本仕様等を活用することにより、住民等との間で行われる行政手続のオンライン化を進め、合併後の地理的な制約を解消することが期待される。

(4) 「わがまちづくり支援事業」の活用

今年度から総務省が推進している「わがまちづくり支援事業」を積極的に活用し、例えば小学校区単位程度の広がり場において住民の主体的な参加による地域づくりを進めることにより、住民と行政の連携を深め、合併後の円滑なまちづくりの推進に資することが考えられる。

(5) 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

旧市町村などの意向が合併後の市町村の議会において適切に反映されるよう、市町村合併特例法（第6条及び第7条）や公職選挙法（第15条第6項）による選挙区の特例に関する規定の活用が考えられる。

第4 国による市町村合併の推進のための支援措置

平成13年指針以降、国においては、市町村合併の推進のために次のような支援措置を講ずることとしているので、都道府県は、市町村の合併に向けた取組について積極的に支援することが期待される。また、国、都道府県の支援策を活用した市町村の自主的・主体的な取組が期待される。

1 市町村合併支援プラン及び合併特例事業

市町村合併について、国民への啓発及び国の施策に関する関係省庁の連携を図るため、内閣に総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他の全ての副大臣を本部長とする「市町村合併支援本部」を設置し、都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村又は平成17年3月までに合併した市町村を対象とする「市町村合併支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を平成13年8月に決定した。支援プランでは、様々な分野にわたる57事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併関係市町村の一体化に資する関係省庁の連携支援策につき政府を挙げて取り組むこととしており、これに基づいて平成14年度の予算措置を講じているところ、各省庁は、今後さらなる支援プランの拡充に向けて検討を行うこととしている。

なお、支援プラン第3の1(1)②「財政措置等による支援」のうち、「合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置」及び「都道府県の行う合併支援事業に対する財政措置」については、次の通り「合併特例事業」として拡充及び具体化を行ったところである。

○ 合併特例事業

市町村事業に関しては、「合併前事業」と「合併後事業」に分けて分類し、合併前事業については合併重点支援地域を対象とし、平成14年度から平成16年度までの3年間に実施する、真に合併に貢献する事業を支援することとする。合併後事業については、市町村合併特例法第11条の2に規定する合併特例債をもってその財源とする事業を対象とする。

都道府県事業に関しては、合併重点支援地域を対象とし、合併前から合併後にかけて10年間、合併に資す

る交通基盤施設の整備事業を対象とする。

(1) 市町村事業

- ① 合併前事業（地方債充当率90%・事業費補正による当該地方債に係る元利償還金の算入率(以下「算入率」という。)50%)

対象事業は、合併に資する事業で、次のア～ウに該当する単独事業。

ア 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における一の市町村が実施する公共施設の整備事業について関係各市町村が応分の財政負担をするもの

イ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における複数の市町村が実施する市町村をまたがる公共施設の整備事業について関係各市町村が連絡調整して同時期に一体的に実施するもの

ウ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における同地域内の一部事務組合又は広域連合による公共施設の整備事業

※ ただし、当該事業は、市町村合併特例法の期限(平成17年3月)までに合併を行う団体に対する特例的な措置であることから、当該期限までに合併しない場合には、平成17年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

- ② 合併後事業（合併特例債による事業）（地方債充当率95%・算入率70%）

ア 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費（合併後10ヶ年度）

※ なお、上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち、特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助を合併特例債の対象とし、元利償還金は基準財政需要額に算入する（地方債充当率100%・算入率70%）。

イ 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成（合併後10ヶ年度）

(2) 都道府県事業（地方債充当率90%・算入率50%）

- ① 対象事業は、合併重点支援地域に指定された市町村又は平成7年4月から平成13年5月までに合併した市町村相互間の道路、橋りょう等の交通基盤施設の整備であって、以下の条件を満たすもの。

ア 直轄事業及び補助事業については、国において合併推進のため別枠で重点的に配分されるものであること。

イ 単独事業については、都道府県が合併推進のため別枠で重点的に実施するものであること。

ウ 補助・単独事業に係る市町村負担金についても、起債（充当率90%・算入率50%）を認めるものであること。

- ② 対象事業は、合併重点支援地域指定後又は合併後(平成7年4月から平成13年5月までに合併した市町村に限る。)に策定する「市町村合併支援道路整備計画」又は「市町村合併支援農道等整備計画」に位置付けられる事業で、当該計画策定年度及びこれに続く10年度に行われるもの。

ただし、当該事業は、市町村合併特例法の期限（平成17年3月）までに合併を行う団体に対する特例的な措置であることから、当該期限までに当該合併重点支援地域の市町村が合併しない場合には、平成17年度以降、当該地方債に係る元利償還金に対する交付税措置は行わない。

- ③ 合併重点支援地域ごとの事業費の上限は、合併特例債に係る標準全体事業費の12（市町村負担金を含む。）

2 合併協議会運営手引

全国の市町村が市町村合併特例法の期限内で合併協議を円滑に行えるよう、先進事例等を参考に、総務省に設置された市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会が合併協議会の設置から合併の実現までの具体的な手順を平成13年8月6日に示したもので、内容は次の通りである。

- ① 市町村合併は住民のために行うものであり、あらゆる観点から避けて通れない課題であること。
- ② まず法定協議会の設置が先決でありその中で合併の是非を議論すべきであること。
- ③ 法定協議会においては、まず将来のまちの姿が住民に明らかになるよう市町村建設計画の策定から着手し、その案ができた後に、住民に説明の上、合併協定項目の協議に入る方法が適当であること。
- ④ 合併協議会設置から合併実現までの期間の目安を22か月（合併協議準備2か月、市町村建設計画案策定6か月、合併協定項目協議8か月、合併準備作業6か月）として設定していること。
- ⑤ 合併協定の重要項目は、「基本4項目」として合併の方式・合併の期日・新市町村の名称・新市町村の事務所の位置であること、「時間を要する項目」として市町村議会議員等の任期等の取扱い、財産の取扱いであること。

3 広報啓発・情報提供事業

(1) 住民への広報・啓発

- ① 平成14年度においても年間を通じて市町村合併の広報・啓発を行う。また、全国47都道府県の合併の気運を醸成すべき地域等において、リレーシンポジウムを開催し、政府の市町村合併支援本部の本部員が参加するものとする。

- ② 平成14年6月を「市町村合併広報強化月間」とし、「市町村合併支援強化シンポジウム」の開催等、政府広報をはじめとする各種広報媒体を活用した市町村合併の広報・啓発等、集中的な取組を行うものとする。

(2) 合併協議会・研究会連絡会議の開催

合併を検討する市町村間の横のつながりによる合併の促進を図るため、合併協議会・研究会連絡会議を開催するものとする。

(3) 市町村長・市町村議会議員に対する情報提供

- ① 合併気運の醸成が必要な地域において、各都道府県と相談の上、当該地域の市町村長・市町村議会議員を対象に、市町村合併支援プラン及び合併協議会運営手引等の説明会を実施するものとする。

- ② 市町村合併に関する全国各地の動きや合併重点支援地域の指定状況等の情報を定期的に市町村長・市町村議会議員に提供するものとする。

市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）

平成15年 6月11日
総務省

第1 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成11年8月6日付け自治振第95号）に基づき各都道府県において策定した「市町村の合併の推進についての要綱」（以下「要綱」という。）に掲げた事項のうち、「市町村の合併のパターン」については、要綱策定後の各都道府県における市町村合併の推進状況等を踏まえフォローアップを行うとともに、次の(1)から(4)の事項について8月下旬までに提出されたい。なお、提出資料の様式等については別途通知するものとする。

- (1) 要綱策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等
 - ① 各都道府県における、要綱策定後の市町村合併の実績及び法定協議会、任意協議会、研究会等（以下「法定協議会等」という。）の設置状況（平成15年8月1日時点。法定協議会については、各協議会における協議状況（合併の方式、合併の期日、新市町村の名称、新市町村の事務所の位置等に係る協議状況等）も含む）。
 - ② 各都道府県における合併重点支援地域の指定状況（平成15年8月1日時点）。
 - ③ 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「市町村合併特例法」という。）第4条又は第4条の2に基づく住民発議並びに条例に基づく住民投票等の状況。
- (2) 今後の法定協議会の設置予定等
 - ① 平成15年8月1日から平成16年3月31日までの各都道府県における法定協議会の設置予定（関係市町村において法定協議会の設置に係る議会の議決を得ているもの又は議決を得る具体的な見込みがあるもの）。
 - ② 平成15年8月1日から平成16年3月31日までの各都道府県における合併重点支援地域の指定予定（本指針第2の2「合併重点支援地域の指定の拡大」の要請趣旨を十分に踏まえた上での今後の都道府県の具体的な指定の予定）。
- (3) 法定協議会の設置の見込みがたっていない地域についての都道府県としての見通し
 - ① 各都道府県における法定協議会の設置の見込みがたっていない地域（既に任意協議会、研究会等が設置されている地域も含む。）についての、都道府県として市町村合併を推進しうる合併関係市町村の枠組み。
 - ② ①の枠組みのない市町村（現状における人口規模等を明示）。
- (4) (1)から(3)までを踏まえた上での平成17年3月31日時点における各都道府県内の市町村の状況についての見通し（この見通しについては分かりやすく地図上に示すものとする）。

第2 都道府県における市町村合併の支援策等

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図られたい。

1 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援

現時点において法定協議会が設置されていない地域等市町村合併に係る具体的な枠組みが未定の地域（以下「枠組み未定地域」という。）においては、都道府県は、市町村合併特例法第16条第4項に基づき市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の措置を積極的に講ずるものとし、また、市町村合併特例法第16条第5項に基づき市町村相互間における必要な調整を行われたい。

さらに、枠組み未定地域については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項及び市町村合併特例法第16条の2第1項の規定に基づき、当該地域の市町村に対し、合併協議会の設置についての勧告を行うことを積極的に検討されたい。勧告は、例えば、合併重点支援地域に指定後1年を経過しても法定協議会が設置されていない地域、法定協議会の立ち上げの気運があるにもかかわらず諸般の事情により関係市町村間の調整が滞っていることにより法定協議会の立ち上げに至っていない地域等が想定される。

2 合併重点支援地域の指定の拡大

現下の市町村における取組状況並びに「『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）」（平成13年3月19日総行市第40号。以下「13年指針」という。）及び「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」（平成14年3月29日総行市第53号。以下「14年指針」という。）の内容を踏まえ、既に数箇所の合併重点支援地域を指定している都道府県においても、指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成15年度の可能な限り早期に合併重点支援地域に指定することを検討されたい。特に、法定協議会が設置されている地域については原則として合併重点支援地域に指定するとともに、任意協議会が設置されている地域についても速やかに合併重点支援地域に指定することができる段階に達するよう、都道府県において関係市町村間の調整等に鋭意努められたい。これらの地域については、平成15年度の早い時期に法定協議会が設置され、合併についての具体的な協議が進展することが望まれる。

3 都道府県による市町村合併に対する支援策の充実

都道府県は、地域の実情を熟知した広域の地方公共団体として、市町村合併の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日まであと2年を切ったこの時点において、都道府県支援本部支援プランの改定等により、市町村合併への支援措置を更に充実することに取り組まれたい。

また、一定の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲することが市町村合併の促進に資すると考えられることから、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により、都道府県知事の権限をパッケージ化して合併市町村に移譲することに積極的に取り組まれたい。

4 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役割

(1) 合併協議を進展させる上での都道府県の役割

今後、市町村合併特例法の期限までに、市町村における合併の協議を具体的に進展させ、合併の実現に向けた市町村の取組を後押しするためには、都道府県が果たすべき役割は非常に重要であり、特に法定協議会における協議の円滑な進行のための支援を行うことが求められる。については、次に掲げる支援について積極

的に取り組まれない。

- ① 法定協議会からの要請に基づき、法定協議会に対する人的支援（法定協議会への学識経験者としての参画、法定協議会事務局への職員の派遣等）を行うこと。
- ② 法定協議会における具体的な協議に対して、協議全般にわたる助言、協議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における助言等を行うこと。
- ③ 都道府県における合併推進のための組織を拡充し、市町村や住民からの相談に応じやすい体制を整備すること。

(2) 廃置分合手続等における留意事項

国においては、「市町村合併の手続の迅速化について（通知）」（平成15年3月27日総行市第97号）により各都道府県知事あて通知したとおり、国における手続を迅速化し、市町村合併特例法附則第2条の2に規定する市となるべき要件の特例が適用されている間、市制施行協議（市町村合併に限る）における総務大臣との「内協議」を廃止するなどしたところである。

これを踏まえ、都道府県においては、その内容を適切に審査するとともに、市町村合併特例法第5条第3項の規定に基づく市町村建設計画の協議その他の合併に関する手続についても、その迅速化に努められたい。

なお、市町村から廃置分合の申請が行われた場合にあつては、合併期日等に対する市町村の意向に十分配慮し、臨時議会の開催、議会の会期における冒頭処理など、都道府県議会における審議・議決の配慮を積極的に検討するとともに、都道府県議会の議決後は速やかに決定処分を行い総務大臣に届け出ることとされた。

5 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

都道府県においては、各都道府県内の市町村合併についての最新の協議状況を常に把握するとともに、法定協議会等の設置状況、合併重点支援地域の指定状況等について、住民に分かりやすく地図上に示しながら広報誌等を活用して公表されたい。

第3 市町村の自主的・主体的な取組

各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次の諸点について市町村に対して要請されたい。

1 市町村の取組状況の公表

具体的な合併に係る協議を行っている市町村にあつては、協議の進展に応じてできるだけ頻繁に、広報誌やホームページを活用して住民に分かりやすく合併の取組状況を公表するとともに、住民からの相談にも積極的に応じること。

2 合併協議会の設置と運営

法定協議会の設置後は、将来のまちづくり、行政体制の整備、構成団体間のサービスや負担の水準の調整等多くの事項について協議を行う必要があるが、市町村合併特例法の期限が平成17年3月31日までであることにかんがみ、特に効率的・効果的な運営に努めること。

また、法定協議会における議論について透明性を高めるため、議論の内容を住民に公表することが重要であり、特に、住民発議により設置された法定協議会にあつては、13年指針及び14年指針の内容を踏まえ、住民意思の的確な反映に努めること。

第4 国による市町村合併の推進のための支援措置

国においては、市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までに、市町村合併を更に推進することとしており、そのために次の事項等に取り組んでいるところであり、了知されたい。

1 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的な取組

総務省・市町村合併推進本部を平成15年5月16日付けで総務副大臣を本部長に改組・拡充し、本部内に「市町村合併相談センター」を新設したところである。市町村合併相談センター内部においては相談員を配置し、市町村合併に係る諸制度の内容、合併協議を進めるに当たった諸課題への対応等市町村合併に係る個別具体の相談・情報提供を行うこととしている。

また、市町村合併の具体的な検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、都道府県とともに、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施するものとする。

2 市町村合併支援プランに基づく事業の実施

総務大臣を本部長とする政府の市町村合併支援本部において、各省庁の連携施策である「市町村合併支援プラン」を決定（平成13年8月30日）するとともに、平成14年8月30日にはこの「市町村合併支援プラン」を改定し、既存の57項目から80項目へ支援策を追加・拡充したところである。

具体的には、都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置、合併支援のための公債費負担の平準化措置、市町村合併支援道路整備事業の拡充、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業、介護保険の広域化支援の拡充等が盛り込まれているところである。

政府としても、この市町村合併支援プランに基づき、市町村合併に関する取組を積極的に支援するものとする。

3 市町村合併に関する積極的な広報の展開

(1) 住民への広報・啓発

① 平成15年度においては、市町村合併の具体的な検討が特に要請される地域を中心に、政府の市町村合併支援本部員、学識経験者等によるシンポジウムをブロック毎に開催する。

② 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催する。

(2) 合併協議会連絡会議の開催

合併について取り組んでいる市町村間の横のつながりにより合併を促進するため、法定協議会の会長等の参加による合併協議会連絡会議を開催するものとする。

4 市町村合併を推進するための法的対応

(1) 現行の市町村合併特例法の経過措置

現行市町村合併特例法の規定は、法律の期限である平成17年3月31日までに合併を終えた場合に適用されるものであるが、現行の市町村合併特例法は延長しないことを前提に、当該市町村の合併について、平成17年3月31日までに、地方自治法第7条第1項に基づき、合併関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事への申請を行ったものについては、市町村合併特例法の改正により、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとする。

(2) 市町村合併推進のための新たな法律の制定

現行の市町村合併特例法の失効（平成17年3月31日）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、第27次地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行う。この法律は、市町村合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

○総務省告示第648号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第58条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第3項及び市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第59条の規定に基づき告示する。

平成17年5月31日

総務大臣 麻生 太郎

自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針

一 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

1 市町村の合併を推進する必要性

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。）は、昭和40年に制定され、その後の数次の延長と改正を経て、平成17年3月31日に期限を迎えることとなった。この間、昭和40年4月に3,392であった市町村数は、平成17年3月31日には2,521となるとともに、旧法に基づく特例措置が適用される平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請したもので見ると、平成18年3月31日には1,822となる見込みとなっている。

このように市町村の合併は、関係者の努力により成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところである。地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等の要請に応じていくためには、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

2 新法における市町村の合併の基本的考え方

(1) 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想の作成等

新法においては、都道府県は、自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下「構想」という。）を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされている。

(2) 合併特例区等の制度の創設

新法においては、合併市町村の円滑な運営を実現することができるよう、地域の実情に応じて、合併特例による地域自治区の制度や合併特例区の制度を活用できることとされている。

(3) 新法における特例措置

新法においては、引き続き、普通交付税における合併補正、普通交付税の合併算定替、地方税の不均一課税、議会の議員の在任に関する特例等の措置が講じられているところである。

なお、旧法で設けられていた合併特例債は廃止されるとともに、普通交付税の合併算定替についてはその適用期間を段階的に短縮することとされたところである。

3 政府における市町村の合併を推進するための施策

政府は、次のような市町村の合併を推進するための施策を講ずることとする。

(1) 広報・啓発、情報提供

市町村の合併の推進に関し、広報パンフレットの作成、ホームページの活用等により、迅速かつ適切な広報・啓発、情報提供等を行うとともに、新たなまちづくりを支援するため、合併市町村についての情報発信等も積極的に行う。

(2) 相談体制の確保充実

総務省市町村合併推進本部内に設置した「市町村合併相談センター」において市町村の合併に関する制度、合併協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等市町村の合併に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(3) 市町村合併支援本部における連携措置

総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他のすべての副大臣を本部員として内閣に設置された「市町村合併支援本部」（平成13年3月27日閣議決定）を通じて、引き続き、市町村の合併についての国民への啓発を推進するとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図る。

(4) 市町村の合併に係る必要な支援措置

2(3)の措置のほか、新法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の運営に要する経費及び構想の作成に要する経費については、都道府県に対して、所要の普通交付税措置を講ずる。

二 構想を定めるに当たりよべき基準

1 審議会の設置

都道府県が構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、新法第60条第1項に基づき、都道府県に自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）を置くものとされており、都道府県においては、速やかに審議会を設置し、構想の作成について十分審議、検討を行うこと。

2 構想の内容

構想には、次に掲げる事項を定めること。

(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

- 都道府県内における市町村の望ましい姿、自主的な市町村の合併の推進の必要性、市町村の合併を推進するに当たっての当該都道府県の役割等に関する基本的な考え方、方針等を示すこと。
- (2) 市町村の現況及び将来の見通し
自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにするため、市町村の行政運営及び財政状況の現況、人口や高齢化の今後の見通し等を示すこと。
- (3) 構想対象市町村の組合せ
(1)、(2)を踏まえ、新法第59条第1項に規定する構想対象市町村について、その組合せを示すこと。
なお、構想対象市町村を定めるに当たっては、おおむね次に掲げる市町村をその対象とすること。
- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
 - ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
 - ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村
- なお、③の市町村については、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、旧法の下で市町村の合併を行った経緯についても考慮すること。
- (4) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置
新法において、都道府県による必要な助言、情報の提供、合併協議会設置勧告、合併協議会に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告等の措置が設けられていることを踏まえ、これらの措置も含め、それぞれの都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示すこと。

真鶴町湯河原町合併特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴町と湯河原町との合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「特例法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）に伴う臨時的な財政需要や新市建設計画（特例法第3条第1項に基づき真鶴町及び湯河原町が設置する合併協議会において作成する市町村建設計画をいう。以下同じ。）等の着実な実施に資するため、予算の範囲内において真鶴町湯河原町合併特例交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金の交付に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付の対象事業は、真鶴町及び湯河原町（以下「両町」という。）が次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金の造成事業（以下「交付対象事業」という。）とする。ただし、次の各号（第4号を除く。）に規定する基金事業の対象とする経費は、人件費、事務費、維持補修費その他の経常的経費を控除した額とする。

- (1) 新市建設計画に基づき実施する事業
- (2) 両町の一体性確保のために実施する事業
- (3) 行政水準の格差是正のために実施する事業
- (4) 市制施行に伴い実施する事業
- (5) その他知事が特に必要と認める事業

2 基金事業の実施期間は、両町の合併に係る神奈川県議会の議決の日（以下「合併議決日」という。）の属する年度及びこれに続く5年度間とする。

(交付金の限度額等)

第3条 両町に対して交付する交付金を合算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する基金事業の実施に係る交付対象事業に対するもの
5億円
- (2) 同項第4号に規定する基金事業の実施に係る交付対象事業に対するもの
2億円

2 基金事業に地方債その他の特定財源を充当することができる場合、交付の対象とする経費は、地方債については当該地方債の発行可能額を、その他の特定財源については当該特定財源の充当額を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 両町は、交付金の交付の申請をしようとするときは、真鶴町湯河原町合併特例交付金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定を行い、真鶴町湯河原町合併特例交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(変更等の申請)

第7条 両町は、交付の決定を受けた場合において、交付対象事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、真鶴町湯河原町合併特例交付金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 交付金の交付は、概算払によるものとする。

(状況報告)

第9条 両町は、規則第10条の規定により、交付対象事業の施行状況及び経理状況の報告を求められたときは、知事が指定した期日までに状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 両町は、交付対象事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、真鶴町湯河原町合併特例交付金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(基金の管理等)

第11条 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 基金は、基金事業として承認を受けたものを実施する場合に限り、これを取り崩すことができる。
- 3 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、基金事業の財源に充てることができる。
- 4 知事は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、両町等に対し報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 5 両町が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合その他基金の運営等に関して不適切な行為をした場合、知事は、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について基金に充当することを命ずることができる。

(残余額の取扱い)

第12条 すべての基金事業が完了した場合又は基金事業の実施期間が終了した場合に基金に残余額が生ずるときは、当該残余額を県に納付するものとする。

(全体計画及び全体報告)

第13条 両町は、交付金の交付を受けようとするときは、あらかじめ基金事業に係る全体計画を記載した真鶴町湯河原町合併特例交付金基金事業全体計画書（第5号様式。以下「全体計画書」という。）を作成し、知事の承認を受けるものとする。

- 2 両町は、すべての基金事業が完了した日又は基金事業の実施期間が終了した日のいずれか早い日から起算して20日以内に、真鶴町湯河原町合併特例交付金基金事業全体報告書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(年度計画及び年度実績報告)

第14条 両町は、毎年3月20日までに、基金事業に係る翌年度の年度計画を記載した真鶴町湯河原町合併特例交付金基金事業年度計画書（第7号様式。以下「年度計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、合併議決日の属する年度については、全体計画書の承認をもって代えることとする。

- 2 両町は、毎年度、会計年度が終了した日から起算して20日以内に、真鶴町湯河原町合併特例交付金基金事業

年度実績報告書（第8号様式）を知事に提出するものとする。ただし、すべての基金事業が完了した年度又は基金事業の実施期間が終了した年度については、その提出を要しない。

（基金事業計画の変更）

第15条 年度計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合は、あらかじめ真鶴町湯河原町合併特例交付金基金事業年度計画変更承認申請書（第9号様式。次項において「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 全体計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合については、年度計画書又は変更承認申請書の提出をもって代えることとする。

（財産処分の制限）

第16条 両町は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、両町が当該基金事業に充当した基金の額を県に納付した場合又は次の各号に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) その他のもの 5年

（書類の保存等）

第17条 両町は、交付対象事業及び基金事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を基金事業の終了の年度以降5年間保存しなければならない。

（地位の承継等）

第18条 両町が合併した場合、合併の日以後は、この要綱における両町の地位を合併後の市が承継するものとする。

2 合併後の市が新たに基金事業を実施するための基金を造成した場合は、当該基金の造成事業を第2条第1項の交付対象事業とみなす。

（細則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する

相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「特例法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）に伴う臨時的な財政需要や新市まちづくり計画（特例法第3条第1項に基づき相模原市、津久井町及び相模湖町が設置する合併協議会において作成した市町村建設計画をいう。以下同じ。）等の着実な実施に資するため、予算の範囲内において相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付の対象事業は、相模原市、津久井町及び相模湖町（以下「1市2町」という。）が次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金の造成事業（以下「交付対象事業」という。）とする。ただし、次の各号に規定する基金事業の対象とする経費は、人件費、事務費、維持補修費その他の経常的経費を控除した額とする。

- (1) 新市まちづくり計画に基づき実施する事業
- (2) 1市2町の一体性確保のために実施する事業
- (3) その他知事が特に必要と認める事業

2 基金事業の実施期間は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間とする。

(交付金の限度額)

第3条 1市2町に対して交付する交付金は、10億円を限度とする。

2 基金事業に地方債その他の特定財源を充当することができる場合、交付の対象とする経費は、地方債については当該地方債の発行可能額を、その他の特定財源については当該特定財源の充当額を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 1市2町は、交付金の交付の申請をしようとするときは、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に指定する期日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定を行い、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(変更等の申請)

第7条 1市2町は、交付の決定を受けた場合において、交付対象事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 交付金の交付は、概算払によるものとする。

(状況報告)

第9条 1市2町は、規則第10条の規定により、交付対象事業の施行状況及び経理状況の報告を求められたときは、知事が別に指定した期日までに状況報告書（様式任意）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 1市2町は、交付対象事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(基金の管理等)

第11条 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、適正かつ効果的な運用を図らなければならない。

- 2 基金は、基金事業として承認を受けたものを実施する場合に限り、これを取り崩すことができる。
- 3 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、基金事業の財源に充てることができる。
- 4 知事は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、1市2町等に対し報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 5 1市2町が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合その他基金の運営等に関して不適切な行為をした場合、知事は、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について基金に充当すること、その他不適切な行為の是正を命ずることができる。

(残余額の取扱い)

第12条 すべての基金事業が完了した場合又は基金事業の実施期間が終了した場合に基金に残余額が生ずるときは、当該残余額を県に納付するものとする。

(全体計画及び全体報告)

第13条 1市2町は、交付金の交付を受けようとするときは、あらかじめ基金事業に係る全体計画を記載した相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金基金事業全体計画書（第5号様式。以下「全体計画書」という。）を作成し、知事の承認を受けるものとする。

- 2 1市2町は、すべての基金事業が完了した日又は基金事業の実施期間が終了した日のいずれか早い日から起算して20日以内に、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金基金事業全体報告書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(年度計画及び年度実績報告)

第14条 1市2町は、毎年3月20日までに、基金事業に係る翌年度の年度計画を記載した相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金基金事業年度計画書（第7号様式。以下「年度計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、合併日の属する年度については、全体計画書の承認をもって代えることとする。

- 2 1市2町は、毎年度、会計年度が終了した日から起算して20日以内に、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金基金事業年度実績報告書（第8号様式）を知事に提出するものとする。ただし、すべての基金事業が完了した年度又は基金事業の実施期間が終了した年度については、その提出を要しない。

(年度計画等の変更)

第15条 年度計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合は、あらかじめ相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金基金事業年度計画変更承認申請書（第9号様式。次項において「変更承認申請書」という。）を知事

に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 全体計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合については、年度計画書又は変更承認申請書の提出をもって代えることとする。

(財産処分の制限)

第16条 1市2町は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、1市2町が当該基金事業に充当した交付金の額を県に納付した場合又は次の各号に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物 10年
- (2) その他のもの 5年

(書類の保存等)

第17条 1市2町は、交付対象事業及び基金事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を基金事業の終了の年度以降5年間保存しなければならない。

(地位の承継)

第18条 合併の日以後は、この要綱における1市2町の地位を合併後の相模原市が承継するものとする。

(合併前事業の特例)

第19条 津久井町及び相模湖町（以下「2町」という。）が実施する基金事業にあつて、合併の日以前に実施する事業（以下「合併前事業」という。）については、基金の造成を行わなくとも交付対象事業とすることができる。

- 2 規則第12条の規定による実績報告書について、2町は、前項に定める交付対象事業を行った場合、その完了の日から10日を経過した期日までに、相模原市津久井町相模湖町合併特例交付金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 前2項の基金事業及び交付対象事業に係る規定は、第2条第2項、第8条及び第10条から第12条までを適用しない。

(細則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

相模原市城山町藤野町合併特例交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市、城山町及び藤野町の合併（市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。以下同じ。）に伴う臨時的な財政需要や合併市町村基本計画（新法第3条第1項に基づき相模原市、城山町及び藤野町が設置する合併協議会において作成した合併市町村基本計画をいう。以下同じ。）等の着実な実施に資するため、予算の範囲内において相模原市城山町藤野町合併特例交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付の対象事業は、相模原市、城山町及び藤野町（以下「1市2町」という。）が次に掲げる事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金の造成事業（以下「交付対象事業」という。）とする。ただし、次の各号に規定する基金事業の対象とする経費は、人件費、事務費、維持補修費その他の経常的経費を控除した額とする。

- (1) 合併市町村基本計画に基づき実施する事業
- (2) 1市2町の一体性確保のために実施する事業
- (3) その他知事が特に必要と認める事業

2 基金事業の実施期間は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度間とする。

(交付金の限度額)

第3条 1市2町に対して交付する交付金は、5億円を限度とする。

2 基金事業に地方債その他の特定財源を充当することができる場合、交付の対象とする経費は、地方債については当該地方債の発行可能額を、その他の特定財源については当該特定財源の充当額を控除した額とする。

(交付申請)

第4条 1市2町は、交付金の交付の申請をしようとするときは、相模原市城山町藤野町合併特例交付金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事が別に指定する期日までに申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定を行い、相模原市城山町藤野町合併特例交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

(変更等の申請)

第7条 1市2町は、交付の決定を受けた場合において、交付対象事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、相模原市城山町藤野町合併特例交付金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 交付金の交付は、概算払によるものとする。

(状況報告)

第9条 1市2町は、規則第10条の規定により、交付対象事業の施行状況及び経理状況の報告を求められたときは、知事が別に指定した期日までに状況報告書（様式任意）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 1市2町は、交付対象事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、相模原市城山町藤野町合併特例交付金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(基金の管理等)

第11条 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、適正かつ効果的な運用を図らなければならない。

- 2 基金は、基金事業として承認を受けたものを実施する場合に限り、これを取り崩すことができる。
- 3 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、基金事業の財源に充てることができる。
- 4 知事は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、1市2町等に対し報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- 5 1市2町が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合その他基金の運営等に関して不適切な行為をした場合、知事は、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について基金に充当すること、その他不適切な行為の是正を命ずることができる。

(残余額の取扱い)

第12条 すべての基金事業が完了した場合又は基金事業の実施期間が終了した場合に基金に残余額が生ずるときは、当該残余額を県に納付するものとする。

(全体計画及び全体報告)

第13条 1市2町は、交付金の交付を受けようとするときは、あらかじめ基金事業に係る全体計画を記載した相模原市城山町藤野町合併特例交付金基金事業全体計画書（第5号様式。以下「全体計画書」という。）を作成し、知事の承認を受けるものとする。

2 1市2町は、すべての基金事業が完了した日又は基金事業の実施期間が終了した日のいずれか早い日から起算して20日以内に、相模原市城山町藤野町合併特例交付金基金事業全体報告書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(年度計画及び年度実績報告)

第14条 1市2町は、毎年3月20日までに、基金事業に係る翌年度の年度計画を記載した相模原市城山町藤野町合併特例交付金基金事業年度計画書（第7号様式。以下「年度計画書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、合併日の属する年度については、全体計画書の承認をもって代えることとする。

2 1市2町は、毎年度、会計年度が終了した日から起算して20日以内に、相模原市城山町藤野町合併特例交付金基金事業年度実績報告書（第8号様式）を知事に提出するものとする。ただし、すべての基金事業が完了した年度又は基金事業の実施期間が終了した年度については、その提出を要しない。

(年度計画等の変更)

第15条 年度計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合は、あらかじめ相模原市城山町藤野町合併特例交付金基金事業年度計画変更承認申請書（第9号様式。次項において「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 全体計画書に記載した事業の内容に変更が生ずる場合については、年度計画書又は変更承認申請書の提出をもって代えることとする。

(財産処分の制限)

第16条 1市2町は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、1市2町が当該基金事業に充当した交付金の額を県に納付した場合又は次の各号に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物 10年
- (2) その他のもの 5年

(書類の保存等)

第17条 1市2町は、交付対象事業及び基金事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を基金事業の終了の年度以降5年間保存しなければならない。

(地位の承継)

第18条 合併の日以後は、この要綱における1市2町の地位を合併後の相模原市が承継するものとする。

(合併前事業の特例)

第19条 城山町及び藤野町（以下「2町」という。）が実施する基金事業にあつて、合併の日以前に実施する事業（以下「合併前事業」という。）については、基金の造成を行わなくとも交付対象事業とすることができる。

2 規則第12条の規定による実績報告書について、2町は、前項に定める交付対象事業を行った場合、その完了の日から10日を経過した期日までに、相模原市城山町藤野町合併特例交付金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前2項の基金事業及び交付対象事業に係る規定は、第2条第2項、第8条及び第10条から第12条までを適用しない。

(細則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

市町村合併支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村が事業主体となって実施する自主的な市町村合併の検討等のための事業に対し、予算の範囲内において市町村合併支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、市町村が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 市町村合併に関連する研究・検討に係る事業
- (2) 市町村合併に関連する住民意向調査に係る事業
- (3) 市町村合併に関連する広報に係る事業
- (4) その他、市町村の自主的な合併の支援に寄与するものとして知事が特に認める事業

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、個々の事業に要する経費から国庫支出金その他の特定財源を控除した額の範囲内とする。

2 補助率は10分の10以内とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前3項の規定により算出した金額が、1市町村当たり500万円を超える場合は、補助金の額は500万円を上限とする。

5 前項の規定にかかわらず、市町村の自主的な合併の支援に特に寄与するものとして知事が認める事業については、予算の範囲内で500万円を超えて補助することができる。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に通知する期日とする。

(変更等の承認)

第5条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、市町村合併支援補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった事業費の1割以下の額のものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定により交付決定事業の施行状況及び経理状況の報告を求められた市町村は、知事が指定した期日までに状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、知事が別に指定した期日までに市町村合併支援補助金実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、交付決定事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付決定事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月6日から施行する。

相模原市、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(神奈川県土地利用調整条例の一部改正)

第1条 神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「町村」を「市町村」に改める。

(神奈川県立相模湖交流センター条例の一部改正)

第2条 神奈川県立相模湖交流センター条例(平成11年神奈川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「津久井郡相模湖町」を「相模原市相模湖町」に改める。

第5条第3号及び第7条第1項第3号中「相模湖町立相模湖記念館」を「相模原市立相模湖記念館」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第3条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(平成15年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「津久井郡津久井町及び藤野町」を「津久井郡藤野町」に改める。

(神奈川県立の知的障害者援護施設に関する条例の一部改正)

第4条 神奈川県立の知的障害者援護施設に関する条例(昭和39年神奈川県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

愛名やまゆり園	厚木市愛名1,000番地	を	津久井やまゆり園	相模原市相模湖町千木良476番地	に
厚木精華園	厚木市上荻野4,835番地の1		愛名やまゆり園	厚木市愛名1,000番地	
津久井やまゆり園	津久井郡相模湖町千木良476番地		厚木精華園	厚木市上荻野4,835番地の1	

改め、同条第2項中「愛名やまゆり園、厚木精華園及び津久井やまゆり園」を「津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園」に改める。

第3条の表中

愛名やまゆり園	を	津久井やまゆり園	に
厚木精華園		愛名やまゆり園	
津久井やまゆり園		厚木精華園	

改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「愛名やまゆり園、厚木精華園及び津久井やまゆり園」を「津久井やまゆり園、愛名やまゆり園及び厚木精華園」に改める。

(神奈川県立の診療所に関する条例の一部改正)

第5条 神奈川県立の診療所に関する条例（昭和39年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	所 在 地
神奈川県立青野原診療所	相模原市津久井町青野原2,015番地
神奈川県立千木良診療所	相模原市相模湖町千木良852番地
神奈川県立煤ヶ谷診療所	愛甲郡清川村煤ヶ谷1,706番地
神奈川県立藤野診療所	津久井郡藤野町小淵1,656番地の1

(神奈川県営上水道条例の一部改正)

第6条 神奈川県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表相模原市の項中「全域」の次に「（青根を除く。）」を加え、同表津久井郡津久井町の項及び津久井郡相模湖町の項を削る。

(神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表水道事業の項第1項中「、津久井町、相模湖町」を削り、同表電気事業の項第1項(1)中「津久井郡相模湖町」を「相模原市相模湖町」に改め、同表公営企業資金等運用事業の項第4項中「津久井町、相模湖町」を「相模原市」に改める。

(神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部改正)

第8条 神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「津久井郡相模湖町」を「相模原市相模湖町」に改める。

(神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正)

第9条 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立相模田名高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立津久井高等学校	相模原市津久井町三ヶ木272番地の1
--------------	--------------------

別表第1 神奈川県立津久井高等学校の項を削る。

別表第2 神奈川県立相模原養護学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立津久井養護学校	相模原市相模湖町若柳44番地
--------------	----------------

別表第2 神奈川県立津久井養護学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

相模原市、津久井郡城山町及び同郡藤野町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第1条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(平成15年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「、愛甲郡愛川町及び津久井郡」を「及び愛甲郡愛川町」に改め、「並びに津久井郡藤野町」を削る。

(神奈川県立藤野芸術の家条例の一部改正)

第2条 神奈川県立藤野芸術の家条例(平成7年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「津久井郡藤野町」を「相模原市藤野町」に改める。

(結核診査協議会条例の一部改正)

第3条 結核診査協議会条例(昭和26年神奈川県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条の表厚木保健所、大和保健所及び津久井保健所の項を次のように改める。

厚木保健所及び大和保健所	厚木・大和保健所結核診査協議会
--------------	-----------------

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第4条 感染症診査協議会条例(平成11年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表厚木保健所、大和保健所及び津久井保健所の項を次のように改める。

厚木保健所及び大和保健所	厚木・大和保健所感染症診査協議会
--------------	------------------

(神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 神奈川県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表水道事業の項1中「、城山町、藤野町」を削り、同表電気事業の項1(2)中「津久井郡城山町」を「相模原市城山町」に改め、同項1(3)から(5)までの規定中「津久井郡藤野町」を「相模原市藤野町」に改め、同項1(12)中「津久井郡城山町」を「相模原市城山町」に改め、同表公営企業資金等運用事業の項4中「及び藤野町」を削る。

(警察組織に関する条例の一部改正)

第6条 警察組織に関する条例(昭和29年神奈川県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表神奈川県津久井警察署の項管轄区域の欄中「津久井町、相模湖町」を「城山町、津久井町、相模湖町、藤野町」に改め、「津久井郡」を削る。

附 則

この条例は、平成19年3月11日から施行する。

神奈川県における平成の合併記録

平成22年3月発行

編 集 神奈川県総務部市町村課行政班

発 行 神奈川県

◆ 別 冊 ◆

- 神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について
（答申）
平成18年10月27日

- 神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想
（相模原市・津久井郡城山町・津久井郡藤野町に限る）
平成18年11月30日

- 神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想
平成19年10月30日

神奈川県における自主的な市町村合併
を推進するための県の取組について
(答申)

目次

はじめに	1
Ⅰ 市町村の現況と環境変化	2
1 地方分権の進展	2
2 少子高齢社会の到来	2
3 県内市町村の状況	3
Ⅱ 今後の県内市町村のあり方	4
1 「本県における今後の期待される市町村像」	4
(1) 「求められる権能」	4
(2) 「行財政効率」	4
(3) 「規模」	5
(4) 「地域性」	5
2 「本県における今後の期待される市町村像」実現に向けて	5
(1) 「本県における今後の期待される市町村像」実現のための手法	5
(2) 本県における合併検討の視点	6
(3) 実現のための留意事項	6
Ⅲ 今後の期待される市町村像のイメージと県の支援	8
1 今後の期待される市町村像のイメージ	8
(1) 多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開	8
(2) 道州制時代にも対応できる市町村像の発信	8
(3) 総合的な施策の展開	9
(4) 合併によるスケールメリットの一層の発揮	10
2 合併にかかる県に求められる支援	10
(1) 背景	10
(2) 支援の基本的な考え方	11
Ⅳ 合併検討の対象となる市町村の組合せの検討	14
1 検討にあたって	14
2 市町村の組合せ検討の基礎となる圏域の設定	15
(1) 市町村の結び付きの度合いに着目した市町村群の検討	15
(2) 住民の生活圏からの検証	16
(3) 圏域（市町村の組合せ検討の基礎）の設定	17
3 それぞれの圏域の特徴と今後の合併検討の方向性	19
(1) 圏域1：相模原市、津久井郡城山町、藤野町	20
(2) 圏域2：小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、 足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町	22
(3) 圏域3：横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町	26
(4) 圏域4：厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡愛川町、清川村	28
(5) 圏域5：平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町	30
(6) 圏域6：鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町	32
おわりに	34

はじめに

これまでの地方分権改革によって、福祉やまちづくりなどの分野における権限移譲が進み、住民に最も身近な基礎自治体である市町村では、地域の実情や住民ニーズを踏まえた個性と特色ある行政サービスを展開することが、ある程度可能となりました。

しかし、急速な少子高齢化の進展など、市町村を取り巻く社会経済状況は、大きく変化しており、住民ニーズの高度化・多様化への対応と相まって、市町村は現在、様々な課題に直面しています。特に、いわゆる三位一体改革の先行きが不透明な中、将来にわたって市町村の安定的な行財政運営を展望することは、大変難しくなっています。

こうした中で、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）のもとで、いわゆる「平成の大合併」が全国的に行われ、平成 11 年 3 月末には 3,232 あった市町村が、本年 3 月末には、1,821 にまで再編されました。

神奈川県においても、本年 3 月 20 日に県内では 35 年ぶりとなる相模原市、津久井町及び相模湖町の合併が行われました。さらに、来年 3 月 11 日には、昨年 4 月 1 日から施行された市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）のもとで、この相模原市と城山町及び藤野町の合併が行われることとなっています。

合併新法では、引き続き市町村の自主的な合併を推進していくために、総務大臣の定める基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴きながら、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村を対象に、都道府県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を定めることとされました。

また、市町村合併は市町村の自主的な判断によるものという旧合併特例法の考えを継承しつつも、都道府県が構想に位置付けた市町村に対し、合併協議会設置の勧告等を行うことができるとするなど、都道府県の役割への期待がこれまで以上にうかがえるものとなっています。

本審議会は、こうした法の趣旨を踏まえ、神奈川県の条例に基づき、昨年 10 月に設置された附属機関であり、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」に応え、調査・審議を進めることをその役割としてきました。

本審議会では、国の地方制度調査会において、道州制の導入についての答申がなされるなど、地方自治制度のあり方そのものが、今後、大きく変わる可能性も否定できない状況も念頭におきながら、9 回にわたる調査・審議を重ね、このたび、今後の県内における市町村合併にかかる基本的な考え方について「神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について（答申）」としてまとめました。

I 市町村の現況と環境変化

1 地方分権の進展

我が国においては、官から民へ（規制改革等）、国から地方へ（地方分権）、のスローガンのもとで様々な取組が進められてきました。

地方分権改革については、平成 12 年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務制度の廃止や、地方への関与の廃止・縮減、地方自治体の組織の設置や職員の配置等を義務付ける必置規制の緩和など、大きな改革がなされると同時に、基礎自治体である市町村については、旧合併特例法により市町村合併が推進されました。

最近では、国の第 28 次地方制度調査会の答申に基づき、地方自治体のトップマネジメント体制の構築などに向けた法改正が行われるなど、地方分権改革の取組は、現在においても緩むことなく進められており、さらには、広域自治体のあり方を根本から変える「道州制」の導入の検討なども行われています。

一方、都道府県においても、現に市町村が担っている事務とかかわりのある事務や、即地的な判断や対応が要求される事務などについては、都道府県の実情に即して独自に市町村への権限移譲を進める「条例による事務処理の特例制度」などを活用することにより、市町村の権能の強化に向けた取組を進めています。

2 少子高齢社会の到来

全国の人口は、厚生労働省の人口動態統計によると、昨年初めて死亡数が出生数を上回り、これまでの「人口増社会」から、「人口減社会」へと歴史的な転換期を迎えました。

本県の総人口は、本年 5 月には、大阪府を抜き、東京都に次ぐ全国第 2 位となるなど、依然として緩やかな人口の増加が続いていますが、県内市町村においては、人口減少が顕著になっている地域と、引き続き人口が増加している地域が混在しています。市町村の人口は、その行財政運営の基本となるものであることから、地域における人口動向の多様化は、市町村が直面する課題の多様化をもたらすものと考えられます。

本県の総人口は、全国よりも遅れるものの、いずれはピークを迎え、減少に転ずると予測されていますが、そうした中で、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子供の数）が依然として低下していることや、平均寿命の伸びなどから、本県の少子高齢化は、一層進展することが見込まれています。

県の人口推計では、高齢化率（65 歳以上人口の占める割合）は、平成 17 年に 16.8%であったものが、平成 37 年には 26%程度に達し、これを絶対数で見ると、老年人口（65 歳以上人口）は平成 17 年の 148 万人が、平成 37 年には 230 万人程度と、約 1.56 倍に

なると見込まれ、全国の1.35倍を上回るスピードで増加すると予測されています。

これまで全国の中でも「若い」県と言われてきた本県ですが、今後の高齢化、特にその絶対数の増加を鑑みると、これまで同様の高齢者へのサービス水準を維持しようとした場合、市町村のこの分野にかかる負担が、財政運営上の大きな課題となることは明らかであると言わざるを得ません。

3 県内市町村の状況

国の債務残高（対GNP比）が急激に増加している中、県内市町村の財政も、地方債残高（普通会計分）が1兆円を超える（政令指定都市を除く。）など、依然として大変厳しい状況にあります。

急速な少子高齢化の進展に伴い、高齢者の増加による医療費や福祉関係費の負担増が見込まれ、一方で担税者の減少による税収入への影響が想定されることなどを踏まえると、今後、市町村の行財政運営がにわかに好転するとは考えられません。

さらに、今後見込まれる市町村の団塊世代職員の大量退職に伴う退職金の急増は、市町村財政を大きく圧迫すると考えられ、また、これまでの行政改革の取組の中で、新規採用職員を抑制してきた状況は、将来の職員の年齢構成をいびつなものとし、市町村行政の内部管理面からも課題が生じることが考えられます。

もちろん、このことによって住民サービスへ影響することがあってはならず、市町村はさらに、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応し、より充実した住民サービスを提供していかなければなりません。特に、職員総数の少ない町村においては、専門職員の配置が行いにくく、職員が複数の事務を兼務している状況が常態化していることを踏まえれば、事務事業の見直しや、事務の民間委託といった既存の行政改革のメニューによる組織・運営の合理化だけで、今後の厳しい状況に対応することが可能なかどうか、十分に検討することが必要です。

II 今後の県内市町村のあり方

平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、分権時代を担い、実践する市町村においては、様々な行政分野で、地域の実情や住民ニーズを踏まえた特色ある行政サービスや独自のまちづくりなどを展開し得る可能性が高まりました。

以来、今日まで、市町村は地域特性を踏まえつつ、創意と工夫をもって、限られた財源の中で最大の行政サービスを提供できるよう努力してきたところですが、今後の少子高齢化の急速な進展、本格的な人口減少社会の到来などといった社会変化は、担税者の減少に伴う税収減をもたらす一方、行政に対する住民ニーズの高度化・多様化を一層加速させるなど、大きな影響を及ぼすこととなり、市町村は厳しい行財政運営を迫られることが予想されます。

こうした今後の厳しい時代環境の中にあっても、市町村が地域住民の負託に応えて的確な行政サービスを展開していくためには、行財政基盤の強化や住民意思の的確な反映のための仕組みづくりなど、大胆な自己改革を検討する必要があります。

1 「本県における今後の期待される市町村像」

審議会では、今後の厳しい将来見通しの中で、本県における市町村合併について審議するにあたり、その前提として、今後の分権型社会における特色ある地域づくりを実現し得る基礎自治体の姿を、まずは明らかにしていくことが必要ではないかとの観点から、「本県における今後の期待される市町村像」を検討し、求められる権能、行財政効率、規模などについて審議を進め、次のように整理しました。

(1) 「求められる権能」

→ 「住民が求める行政サービスを自立的・完結的に提供し得る行政権能」

地方分権改革の進展に伴い、福祉やまちづくりなどの分野の権限移譲が一定程度進んだ中で、今後のさらなる分権型社会を展望するとき、本県市町村では、特色ある地域づくりの実現や、地域課題への主体的な取組が一層進められるよう、自主財源の拡充を伴う行政権能をさらに高めていくことが求められます。

特に、消防・救急、福祉、教育、廃棄物対策、まちづくりなどの住民生活に密着した分野は、基礎自治体ができる限り自立的・完結的に担えるよう、必要な行政権能と、それを支える税財政基盤を強化することが必要です。

(2) 「行財政効率」

→ 「質の高い行政サービスを安定的に提供し得る行財政効率」

本県市町村の行財政運営は、医療・福祉をはじめとした住民ニーズの拡大に伴う歳出が増大する一方、歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う担税者の減少による税収

入への影響が見込まれることから、一層厳しさを増すことが予想されます。

こうした中であっても、広範にわたる住民の求める質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、市町村の一層の行革の取組に止まらず、高度な住民ニーズに対応し得るよう、特定行政分野の専門職員の効率的な配置を図るなど、地域づくりを効率的に実現し得る行政体制の整備が求められます。

(3) 「規模」

→ 「行政サービスを効率的・効果的に提供し得る規模」

市町村の規模と行財政運営の効率性との関係では、人口規模が小さい市町村ほど人口一人当たりの人件費を含めた歳出額が多くなる傾向があり、人口規模の大きさと行財政運営の効率性については、一定程度の規模までにおいては、概ね比例する関係があるとされています。

本県市町村においても、行政サービスをより効率的・効果的に供給していくという観点から、規模の拡大は、一定の効果をもたらすものと考えられます。

(4) 「地域性」

→ 「地域の一体性」「地域特性」

具体の市町村の規模拡大に際しては、本県市町村が地域の経営主体として、その機能を十分に果たしていけるよう、通勤・通学や経済活動の状況など住民の生活圏域の結び付きや、市町村ごとの歴史的・文化的な結び付き、広域行政サービスの連携を通じた結び付きなど、「地域の一体性」を十分に考慮することが望ましいと考えられます。

さらに、それぞれの市町村の財政状況はもとより、地域の地勢や交通・都市基盤の整備状況、商業・経済的な特徴、住民意識など個々の市町村が持つ地域特性を十分に踏まえた検討が求められます。

2 「本県における今後の期待される市町村像」実現に向けて

(1) 「本県における今後の期待される市町村像」実現のための手法

これまで本県市町村では、広範な住民ニーズへの対応手法として、事務の受委託や一部事務組合の設置など、周辺市町村等との共同処理・広域連携による対応などの取組を進め、一定の効果を上げていますが、一方で、その責任の所在が不明確になりがちであることや、迅速な意思決定ができ難いなどのデメリットも指摘されています。

市町村合併は、新たな枠組みの中で、地域におけるまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら、地域の活性化を図る契機ともなる

ものです。

こうした観点からも、「本県における今後の期待される市町村像」を具体的に実現していくための手法として、市町村自らがある程度広域的にまとまり、統一的な推進主体となり得る市町村合併は、極めて有効な手段の一つであると考えられます。

(2) 本県における合併検討の視点

本県市町村は、比較的狭い県土にあっても、多様で豊かな自然資源に恵まれ、鉄道や道路網の整備も進み、市街地が連たんしているという地域特性から、一定の地域が合併することにより、新たな統一的な経営主体のもとで、住民生活に密着した事務の効率化が十分に期待できるとともに、地域特性を踏まえた一体的なまちづくりを進め得るものと考えられます。

総務大臣の定める基本指針においては、構想対象市町村の組合せとして、(a)生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、(b)更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、(c)おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村という3つの組合せ例が示されていますが、本県市町村では、厳しい財政事情を主な要因とした、いわば緊急避難的とも言える合併検討ではなく、将来を展望する中で、未来を拓き、未来に挑む合併検討が可能であると考えられます。

そこで、本県における合併検討は、基本指針における3つの組合せ例のうち、(b)を主眼に置き、「将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく」との観点からの検討が特に有効であると考えます。

具体的には、県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として、「中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市」を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えます。

なお、そうした都市を実現するための市町村の具体的な組合せについては、政令指定都市を除く全ての市町村を対象とすることを基本とし、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査報告書」及び「市町村合併に関するアンケート」の結果等を踏まえ、慎重に検討していく必要があります。

(3) 実現のための留意事項

合併新法は平成22年3月末までの時限法であり、検討期間が限られているため、合併によって同法の期間内に、県域全てにおいて「本県における今後の期待される市町村像」を一気に実現することは難しいことから、こうした市町村像を共有しつつも、機が熟した市町村間での合併を先行し、他の市町村との間では、広域連合等の手法を活用するなど、段階的・弾力的な取組の検討も必要です。

また、合併検討に際しては、住民の視点を十分に踏まえるとともに、合併による規模拡大後であっても、地域住民の意見を合併市町村の行政運営に十分に反映していくための仕組みづくりについても、併せて検討する必要があります。

なお、国においても、地方分権改革を総合的、計画的に推進するため、地方分権改革の基本理念や国、地方公共団体の責務を明らかにし、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制整備を整備する「地方分権改革推進法」を閣議決定するなど、地方分権のより一層の進展に向けた取組が進められていることから、その動向を注視していく必要があります。

Ⅲ 今後の期待される市町村像のイメージと県の支援

1 今後の期待される市町村像のイメージ

審議会では、「今後の期待される市町村像」の中で、県域の市町村全てが中核市あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であるとしてきました。

人口約 880 万人を抱える本県において、市町村が合併という手法により、上記のような都市を志向した取組を行ったとき、そこには、さまざまな可能性が見いだされることが考えられます。

(1) 多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開

本県は、山・川・湖・海といった多彩な自然資源に恵まれる一方で、首都圏にあって、多くの人々が働き、集う、活気にあふれた都市化が進む地域をあわせ持っています。また、鉄道や道路網の発達によって、人々の日常生活圏が広がり、市街地が連たんしているという特徴があります。

市町村は、その地域の資源や特性を踏まえ、これを最大限活かしながら、まちの魅力を高め、住民がより活力と安らぎを実感できるよう、まちづくりに取り組んでいますが、その範囲は、基本的には現在の行政区域の範囲にとどまっています。

合併による規模の拡大によって、それぞれの市町村が持っていた自然や土地、産業基盤や観光資源などの地域資源、地域特性を新たに組み合わせることで、従来の市町村ではなし得なかった、多様な地域資源の一体的・効果的な活用や広域的な土地利用の可能性を大きく広げるなど、これまでのまちづくりの考え方を大きく転換できる可能性があります。

本県においては、平成の大合併において、唯一、相模原市と津久井郡 4 町が合併することとなりましたが、都市化が進んでいる相模原市と、水源地域であり豊かな自然環境を持つ津久井郡 4 町とが一つの市となることで、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を将来像とした新たなまちづくりに取り組むこととしています。

こうした取組は、合併前の市町ではなし得なかったものであり、合併を通じ多様な地域資源を活用した新たなまちづくりをめざすモデルケースとして、今後の本県市町村の合併検討の貴重な参考になると考えられます。

(2) 道州制時代にも対応できる市町村像の発信

国の第 28 次地方制度調査会においては、その答申の中で、「広域自治体改革のあり方は、国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しを基本とし、これに

沿って事務権限の再配分やそれぞれの組織の再編、またそれにふさわしい税財政制度を実現できるものとすべきであり、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる。」としています。

この道州制に関しては、その答申の中でも、今後、国民的な議論が必要としているところですが、中長期的な課題として、将来の方向性が示された意義は大きいものと考えられます。

合併新法の下での市町村合併の議論と、道州制の議論とは、現時点では切り離して考えるべきですが、将来の厳しい社会経済状況を踏まえ、今後とも住民の負託に応える足腰の強い基礎自治体づくりに向けた取組を進めることは、将来の道州制議論の前提になるものと考えられます。

市町村合併によって、本州市町村が他の都道府県の主要な都市にもひけをとらない規模と権能を持つことになれば、将来の道州制の導入にも対応できる市町村像を、神奈川から発信できる可能性があります。

(3) 総合的な施策の展開

現行の地方自治制度においては、市町村の行政権能は、主としてその人口規模に応じて付与される仕組みになっています。市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の住民ニーズや地域課題を最も把握し得る行政主体であることから、市町村の権能を十分に発揮し、住民ニーズに的確に即応していく必要があります。

現行の地方自治制度においては、人口 30 万人以上が中核市の要件となっており、本県の横須賀市、相模原市を含め、全国で 37 市が指定されていますが、その権能は、保健所の設置や、市街化区域内の開発行為の許可など、政令指定都市に次ぐものとなります。

将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく中で、中核市相当の権能を担うこととなれば、例えば、福祉政策と保健・医療政策を組み合わせた総合的な施策展開が可能となり、地域の特性を踏まえ、周囲の環境と調和したさらなるまちづくりが可能となるなど、施策展開の選択肢が大きく広がることになります。

さらに、住民の生命、財産を守るという観点からは、市町村の消防力の強化は極めて重要ですが、全国において小規模な消防本部が多数存在している現状から、消防体制の整備を図るため消防組織法の改正がなされ、国では消防本部の管轄人口を概ね 30 万人以上の規模を一つの目安として広域化を進めています。

こうした観点からも、市町村がさらにステップアップし続けていく過程で、中核市規模である 30 万人以上を視野に入れることは、住民の安全・安心なまちづくりを進める上でも、意義のあることと考えられます。

本県には、政令指定都市を除く 33 市町村に約 390 万人の県民が暮らしていますが、換言すれば、合併という手法を活用すれば、全ての県域の基礎自治体を中核市相当あるいはそれ以上の都市とする展望が可能な県であり、この点が、他の都道府県とは大きく異なる優位な点であると考えられます。

(4) 合併によるスケールメリットの一層の発揮

市町村合併による一般的な効果として、いわゆるスケールメリットがあげられます。合併によって、行政組織のうち管理部門等が集約できるとともに、長などの特別職や議員の定数減によって、単独で行政改革を進める以上の人件費の削減効果が期待できることから、合併は究極の行政改革とも言われているところであり、こうして生まれた財政的な余力を、合併後の生活基盤の整備や、住民に密着した分野への専門職員の配置など、集中的に投資することが可能になります。

合併を通じて規模が拡大することで市町村の権能が広がれば、これまで県が行ってきた事務が市町村に移管されることとなりますが、こうした動きが進むことで、県は広域自治体として市町村域を越えて対応すべき課題への取組を強化することができるなど、基礎自治体である市町村と広域自治体である県の役割分担が、より明確になっていくと考えられます。

また、合併市町村が、新たな権限を担う職員の確保などの体制整備を行うにあたって、県がこれまでその権限を担ってきた職員を派遣するなどの大胆な人的支援が可能となります。

こうした県と合併市町村との協調が実現すれば、合併市町村では合併によるスケールメリットにより生み出された財源を生活基盤の整備などのまちづくりに有効に活用することができ、一方で、県・市町村の総体として見れば、職員数の削減という住民の行政改革の期待にも応え得るという効果が発揮できると考えられます。

そのため、県にあっては、市町村合併を「市町村の取組」とだけ捉えるのではなく、「県・市町村の協調した取組」と認識し、新たなまちづくりの可能性を高めるために必要な権限の移譲や、それを支える人的・財政的な支援策の大胆な実施など、総合的な支援が期待されます。

2 合併にかかる県に求められる支援

(1) 背景

合併新法では、都道府県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定し、その構想に位置付けられた市町村に対し、知事が合併協議会設置の勧告や、合併協議推進の勧告ができることとされるなど、法律上、都道府県が果たすべき役割に大きな期待

が寄せられています。

また、審議会が行った「市町村合併に関するアンケート」では、市町村の合併検討の取組において、6割以上の市町村長が県に対し何らかの役割を期待しており、さらに個々の市町村における合併検討や、複数の市町村間の合併協議といった取組の段階に応じて、県からの情報提供や職員派遣、財政的な支援などを求めていることがうかがえます。

こうした観点から、県においては、市町村や市町村議会はもとより地域住民に対しても、合併にかかる的確な情報提供を行っていくとともに、市町村がさらなるステップアップをめざし、合併検討に着手した際には、これが円滑、着実に進むよう積極的な支援を図ることが期待されます。

(2) 支援の基本的な考え方

市町村合併は、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事項であることから、地域住民の自発的・主体的な議論が十分に尽くされ、市町村が新たな地域の経営主体として、その機能を十分に果たしていけるよう、将来の地域のあり方を描いていく必要があります。

合併新法における国の支援措置は、旧合併特例法に比べると縮小されたものの、「市町村合併に関するアンケート」の結果にも見られるように、県の支援に対する期待は引き続き高いことから、県においては、これまで以上に合併検討の段階に応じた市町村への支援に継続的に取り組んでいく必要があると考えられます。

ア 権限移譲のあり方

今後のさらなる分権型社会を展望するとき、本県市町村においては、特色ある地域づくりの実現や、地域課題への主体的な取組が進められるよう、自主的財源の拡充を伴う行政権能を一層高めていくことが望ましいと考えられます。

こうした観点から、県においては、従来の「包括的権限移譲の仕組み」についても、市町村の実情に即した、より実効性の高い制度への転換に向けた検討が必要です。

また、本県市町村において、「本県における今後の期待される市町村像」に向けて合併検討が進んだ場合には、県においては、合併市町村が住民に身近な行政分野について自立的・完結的な取組が進められるよう、県独自の総合的な権限移譲とそれを支える人的・財政的支援の仕組みを検討するなどの取組が期待されます。

イ 人的支援のあり方

地域住民を主体に市町村自らが合併検討を進め、合併後の新しいまちづくりを描き、その姿を実現していくためには、合併に関する情報収集や、合併協議会の円滑な運営の確保、新たなまちづくりの実現手法の検討など、合併前後において一貫した総合的な取組が求められます。

こうした観点を踏まえ、県においては、合併を検討する市町村が設置する研究会や合併協議会等への参画など、従来から行ってきた人的支援策については、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、市町村の規模拡大に伴い、その権能の強化が図られた場合、当該権能にかかる業務が県から移譲されることから、県においては、こうした業務に精通する職員を合併市町村に派遣するなど、合併市町村の新たなまちづくりが着実かつ円滑に進展するような人的支援の取組が期待されます。

ウ 財政的支援のあり方

少子高齢化の進展などに伴う厳しい財政状況の中、市町村自らが今後のまちづくりを展望しつつ、合併検討を進めていくためには、これにかかる財源措置を懸念することなく取組が進められることが望ましいと考えられます。

こうした観点を踏まえ、県においては、合併を検討する市町村に対する補助金や、合併前後の臨時的な財政需要に資する合併特例交付金など、従来から行ってきた財政支援策については、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。さらに、市町村の権能拡大に応じた財政的支援の取組が期待されます。

エ 普及啓発、情報提供のあり方

市町村合併は、市町村や地域住民が自主的に検討し、自ら決定すべき問題ですが、「市町村合併に関するアンケート」の結果からも、合併に関する住民への情報提供を進めることなど、合併検討の機運醸成に向け、県の役割を期待する回答も多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県においては、市町村合併の検討の必要性や効果等、市町村合併に関する広報や、出前講座等による的確な情報提供など、従来から行ってきた普及啓発については、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、「本県における今後の期待される市町村像」の実現を確かなものとしていくため、これからの分権型社会を見通す中での県内市町村の今後のあり方などについて、県民的な議論に発展するような合併検討の機運を醸成する取組を検討し、実践していくことが期待されます。

オ その他

① まちづくりに対する重点的な支援措置

市町村が合併検討を進め、合併後の新たなまちづくりを着実に推進していくためには、当該市町村域の都市基盤整備などに対する国・県による重点的な支援措置が必要です。

また、合併市町村基本計画を着実に支援していく観点から、道路などの都市基盤施設整備への集中的な投資を行うなど、まちづくりに対する県独自の重点的な取組が期待されます。

② 県機関の機能的配置

本県市町村における合併検討の結果、それぞれの地域において「本県における今後の期待される市町村像」の姿が体现されていく場合には、県においても、合併後の地域の一体的なまちづくりの推進や、住民生活の利便性の向上が図られるよう、諸施策を効果的に展開していくことが求められます。

こうした観点から、県は、合併市町村の住民ニーズを踏まえ、効率的・効果的な行政施策の展開が可能となるよう、県機関の機能的配置に向けた取組が期待されます。

IV 合併検討の対象となる市町村の組合せの検討

1 検討にあたって

本県における今後の期待される市町村像の実現に向け、県域全ての市町村が中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向した取組を進めるにあたって、その対象となる市町村の組合せを検討する必要がありますが、その際には、住民の日常生活圏の広がりや市町村間の行政的なつながりの状況などを考慮することが必要です。

そのため審議会では、合併検討の対象となる市町村の組合せについて議論する前に、まず、住民の生活圏や行政的なつながりを基本とした、一定の市町村のまとまりを把握することが必要と考え、市町村間の「結び付き」の度合いを統計分析から客観的にとらえることを目的として、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」を実施しました。

次に、この調査で得られた一定の市町村のまとまりを検証しながら、市町村の組合せの検討の基礎となる「圏域」を設定しました。圏域には、政令指定都市を除く全ての市町村が属することとし、それぞれの圏域ごとに、その特徴や市町村合併に関するアンケート結果を踏まえながら、今後の合併検討の方向性を示すこととしました。

審議会ではこうしたアプローチにより検討を進めたことから、異なる圏域間における合併検討の可能性は考慮していませんが、これから示す圏域は、あくまでも議論の端緒として統計分析から設定したものであり、圏域を越えた合併検討の方向性を妨げるものではないことに留意が必要です。

2 市町村の組合せ検討の基礎となる圏域の設定

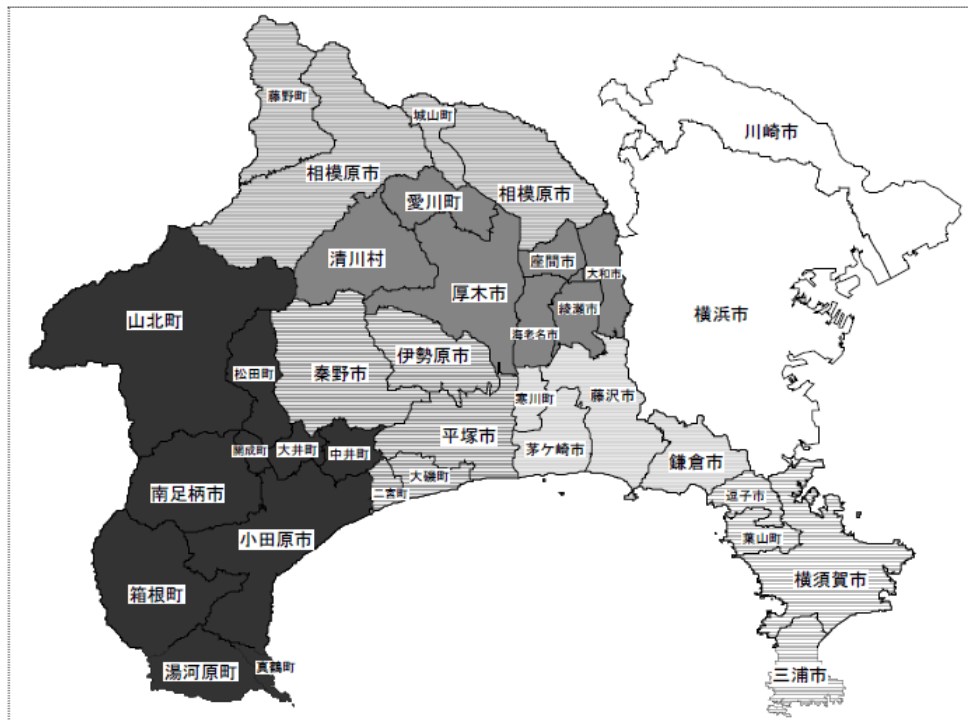
(1) 市町村の結び付きの度合いに着目した市町村群の検討

住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がっていますが、こうした状況は、住民の通勤・通学、買い物の状況や業務目的での移動を示す統計指標によって把握することができます。そこで、こうした指標をもとに、生活圏の結び付きの度合いを統計的に把握する「生活・業務圏分析」を行うとともに、これに市町村行政の広域的な連携の状況や、国や県の機関の所管区域など、従前からの行政的なつながりを示す指標を加えた「総合分析」を行いました。

総合分析の結果によれば、本縣市町村のうち、住民の生活圏や行政的なつながりが最も強いのは「厚木市と清川村」となり、次いで「相模原市と城山町」、「真鶴町と湯河原町」となりますが、この結び付きの度合いを緩めていくにつれて、徐々に市町村群が形成されます。

審議会では、将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく中で、県域の全ての市町村が中核市相当あるいはそれ以上の都市を志向することが望ましいとの観点から、この総合分析を基本として、図1のとおり本県の33市町村を6つの市町村群に分類しました。

図1 総合分析における市町村群



(2) 住民の生活圏からの検証

「総合分析」をもとに設定した6つの市町村群を、主に住民生活の指標から見た「生活・業務圏分析」と比較したとき、図2のとおり、一部の市町村において、その組合せに若干の相違が見られます。

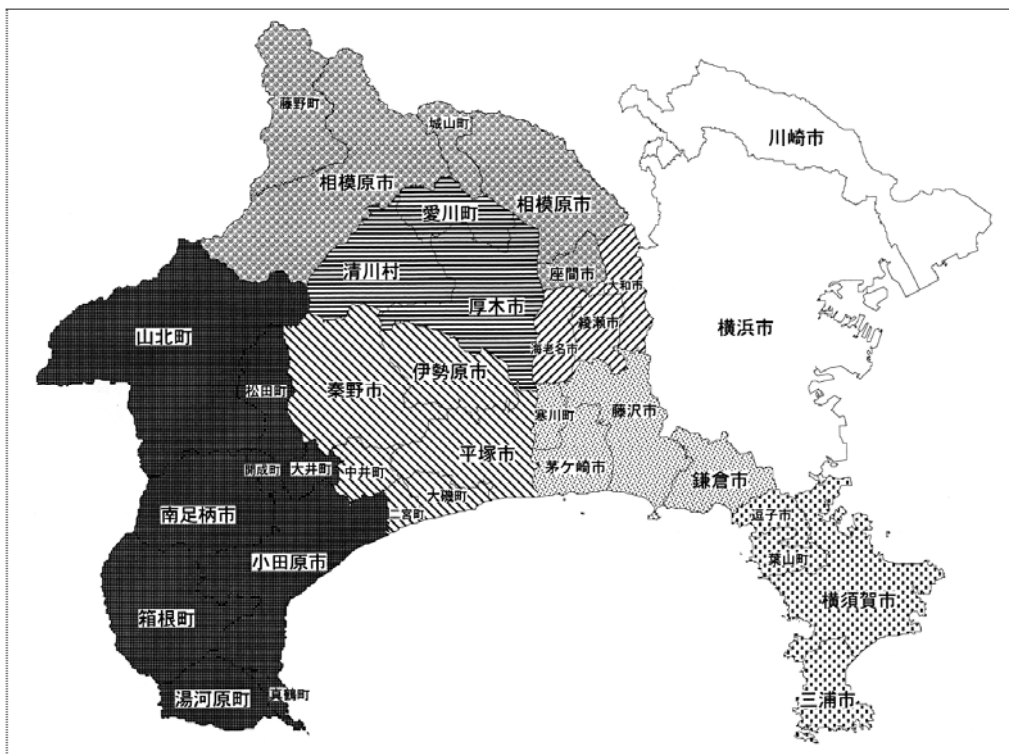
具体的には、総合分析において6つの市町村群に分類したものと同程度のつながりの強さで、生活・業務圏分析を見たときに、中井町は小田原市を中心とした市町村群ではなく、平塚市・秦野市を中心とした市町村群と結び付いており、同様に座間市も、厚木市・大和市を中心とした市町村群でなく、相模原市を中心とした市町村群と結び付くこととなります。

さらに、総合分析での厚木市・大和市を中心とした市町村群は、相模川を挟んで東西に分かれています。

つまり、行政的なつながりを考慮すれば、中井町は小田原市を中心とした市町村群と結び付くものの、住民の生活圏だけで見れば、平塚市・秦野市を中心とした市町村群に近いことを表し、同様に座間市も、相模原市を中心とした市町村群に近いことを表します。

また、厚木市・大和市を中心とした市町村群は、座間市も含め一体となっているものの、住民の生活圏だけで見れば、相模川を越えた一体的な生活圏が必ずしもできあがっているとは言えないことを表します。

図2 生活・業務圏分析における市町村群



(3) 圏域（市町村の組合せ検討の基礎）の設定

審議会では、(1)、(2)における市町村群の相違を踏まえ

- ・ 総合分析における6つの市町村群を基本としつつ、
- ・ 中井町については、総合分析と生活・業務圏分析において結び付く市町村群が異なるため、小田原市を中心とした市町村群だけでなく、平塚市・秦野市を中心とした市町村群にも重複させ、
- ・ 座間市については、生活・業務圏分析では相模原市を中心とした市町村群と結び付くが、相模原市を中心とした市町村群は、来年3月11日に合併することが決定しており、合併後の新市の将来像も示されていることから、総合分析における市町村群に分類する。

との考え方のもとで、市町村の組合せ検討の基礎となる「圏域」を図3のように設定しました。

仮に、これらの圏域をそれぞれ一つの都市と見なせば、多様な地域資源を活用した新しいまちづくりに向けて、中核市の権能を活用した総合的な施策展開が可能となり、さらに将来の道州制にも対応しうる足腰の強い基礎自治体になり得るものと考えられますが、市町村合併は、市町村が自主的に検討し、自ら判断するものであることや、審議会が実施した「市町村合併に関するアンケート」において市町村長や市町村議会議員の考えは様々であることから、それぞれの圏域に属する全ての市町村を、ただちに合併の組合せとするのではなく、その検討の基礎として取扱い、その実情に応じ圏域内での段階的な合併の組合せの可能性、あるいは圏域を越えた合併の組合せの可能性も考慮しながら、慎重に検討していくことが必要であると考えます。

図3 6つの圏域図

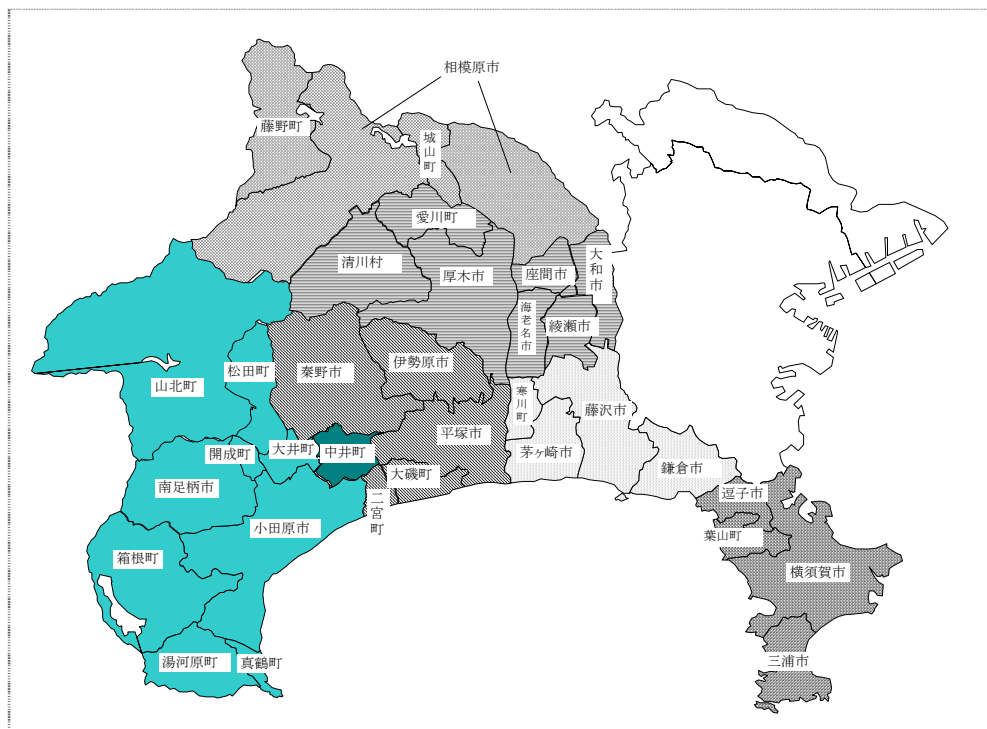


図4 6つの圏域の人口と行政区域面積

		人口(人)	行政区域面積 (km ²)
1	相模原市、城山町、藤野町	701,630	328.84
2	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	361,105	635.29
3	横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町	565,603	167.36
4	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	822,880	292.81
	(厚木市、愛川町、清川村)	(267,955)	(199.41)
	(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	(554,925)	(93.40)
5	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町	600,864	273.34
6	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	843,049	158.29

注) 中井町は「2」と「5」の圏域に重複して位置付けています。

3 それぞれの圏域の特徴と今後の合併検討の方向性

それぞれの圏域を取り巻く諸条件が異なり、全ての圏域を一律に扱うことは困難であるため、圏域ごとに今後の合併検討の方向性を示します。

今後、それぞれの圏域で合併検討に向けた動きが始まることが期待されますが、前述の「本県における今後の期待される市町村像」の実現のための留意事項に示したとおり、機運が熟した市町村間の合併検討を先行するなど、段階的・弾力的な取組が実態に沿う場合も考えられます。

そのような場合には、この答申に対する市町村等の意見を踏まえ、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査結果」、「市町村合併に関するアンケート」の結果及び過去に市町村合併が行われた経過等をも総合的に勘案したうえで、県が構想を策定する際に必要に応じ、こうした視点に立った取組が期待されます。

(1) 圏域 1

相模原市
津久井郡 城山町、藤野町

【圏域の概況】

この圏域の市町は、来年3月11日に合併することが決定しています。

新市は、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきた一方、西部は県の重要な水源地域となっており、豊かな自然環境を有していることを踏まえ、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに、新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を活かした観光などを通じ、やすらぎと憩いの場を提供していくことが必要であるとしています。

こうしたことから、合併後の新市においては、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」に向けたまちづくりが進められようとしています。

また、審議会における市町村合併の枠組みの方向性として、「県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えられる。」としていますが、新・相模原市は、こうした考えを先取りする形での合併を実践しているモデルケースであり、合併後は約70万人の人口を有する県北地域における中核市となることから、今後の期待される市町村像に最も近い基礎自治体となり得るものと考えられます。

なお、この答申を踏まえて県が今後策定する市町村合併推進構想に先行して、この圏域に限定した市町村合併推進構想が、県により定められることとなっています。

図5 圏域1地図

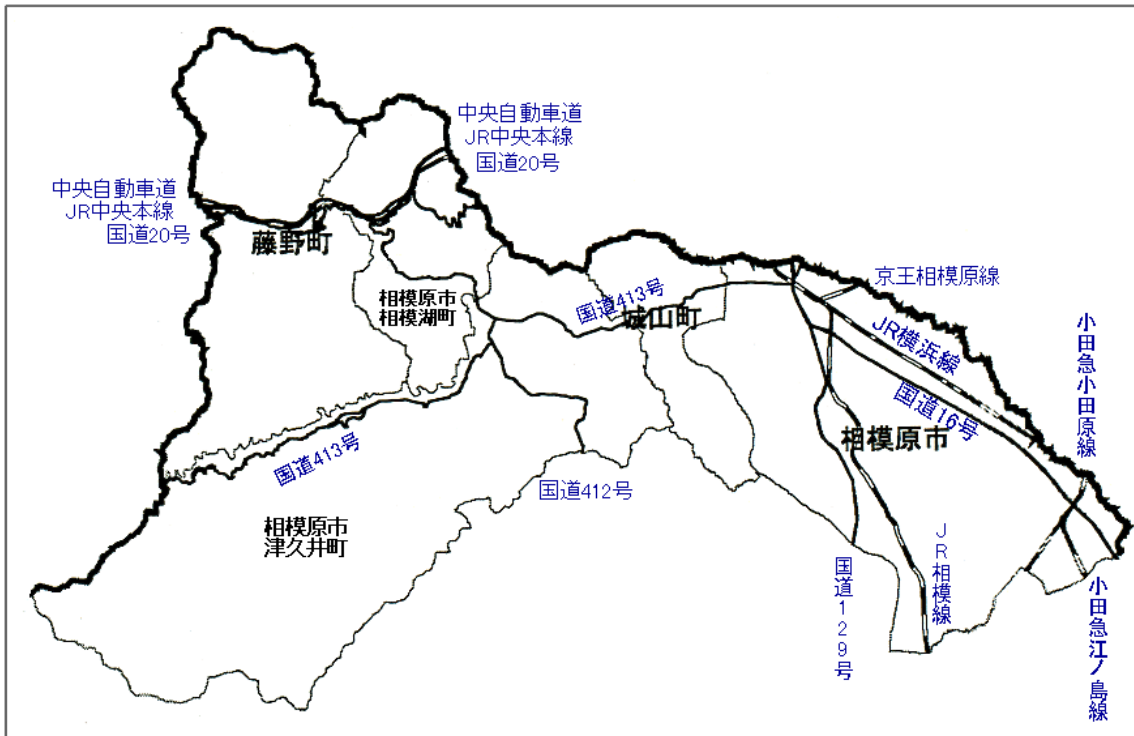
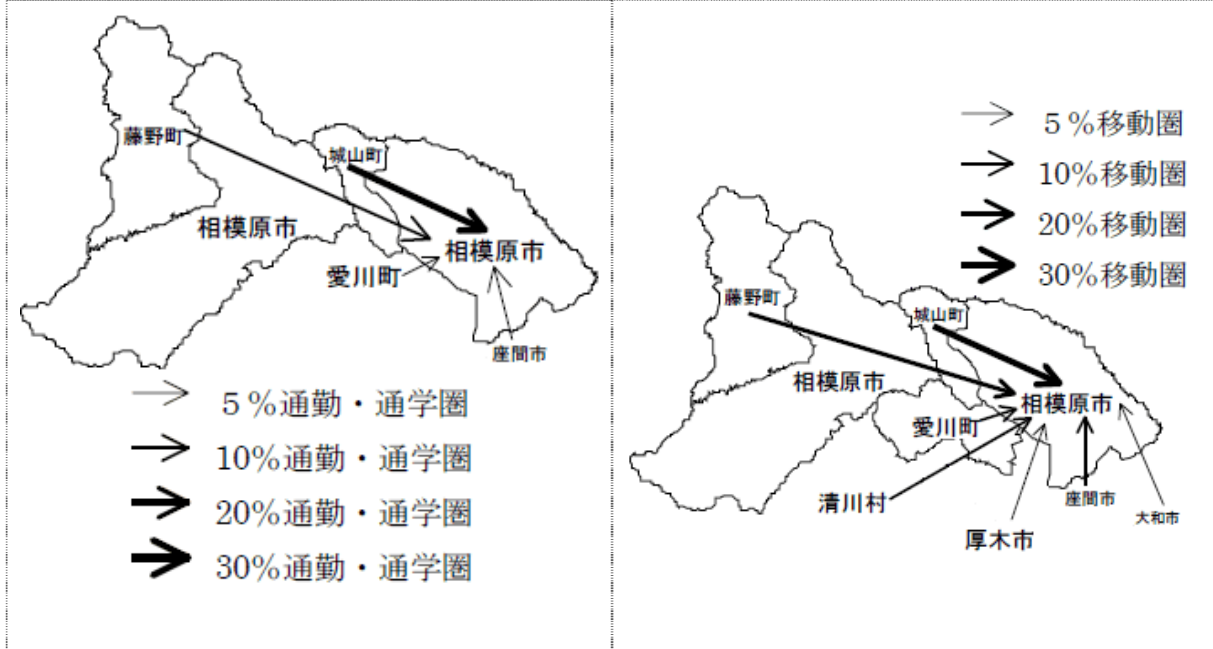


図6 通勤・通学圏 (左)、業務移動圏 (右)



(2) 圏域2

小田原市、南足柄市

足柄上郡 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

足柄下郡 箱根町、真鶴町、湯河原町

【圏域の概況】

小田原市、南足柄市、足柄上郡5町及び足柄下郡3町の2市8町により構成される圏域で、6圏域中では最も面積が広くなる一方、総人口は約36万人で最少となります。

本県の総人口が緩やかに増加している中であって、圏域全体の総人口は既に減少しているうえ、今後の人口減少率は6圏域中最も高く、さらに高齢化率も横須賀市を中心とする圏域に次いで高くなると推計されているなど、県内で人口減少、少子高齢化の課題に最も直面している地域です。

他の圏域と異なり、東京・横浜・川崎圏への通勤、通学の割合が相対的に少なく、住民の生活圏は小田原市を中心に形成されています。

なお、この地域のうち、真鶴町と湯河原町は、平成14年から平成16年にかけて旧合併特例法のもとで合併を検討しましたが、合併には至りませんでした。

【市町村合併に関するアンケートの状況】

(議員)

合併検討の必要性については、「今、すぐに検討を始める必要がある」が40%で、これに「近い将来、検討を始める必要が生じる」を合わせると85%となり、6つの圏域中最も高い数値となっています。

(市町村長)

合併検討の必要性については、10市町の長の全員が「近い将来、検討を始める必要が生じる」と回答しています。

【今後の合併検討の方向性】

この圏域は、小田原市を除くと5万人に満たない中小規模の市町により構成されているうえ、6つの圏域の中では少子高齢化の進行が最も著しいという特徴があります。このような状況下では、機運が熟した市町が先行して合併したとしても、住民の高度化・多様化するニーズに的確に対応できる体制を作り上げることは難しいと考えられます。

なお、圏域内には、東名高速道路のインターチェンジへのアクセスを活かした企業団地が立地しているうえ、箱根を筆頭に全国で有数の観光地も多数存在していますので、圏域内で工業を振興する地域、観光に取り組む地域等として役割を分担することにより、多彩な地域資源を活かしたまちづくりが可能と考えられますし、従来から鉄道、道路といった交通網の状況から、中日本・西日本からの首都圏への玄関口であるという立地を活かし、富士・箱根・伊豆の自然資源を活かした隣接県との観光等の事業連携に単一の自治体としての取組も可能となると考えられます。

また、圏域内の広域連携が進んでいることは、広域連携関係事務を全て市の事務として統合が可能であるということでもあり、この点で一定程度の経費削減が実現できるメリットがあるとも言えます。

こうしたことから、この圏域については、全ての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられます。市町村長、議員が合併検討の必要性を感じていることも踏まえれば、6つの圏域の中では、最も合併検討を開始する機運があるとも考えられます。

図7 圏域2地図

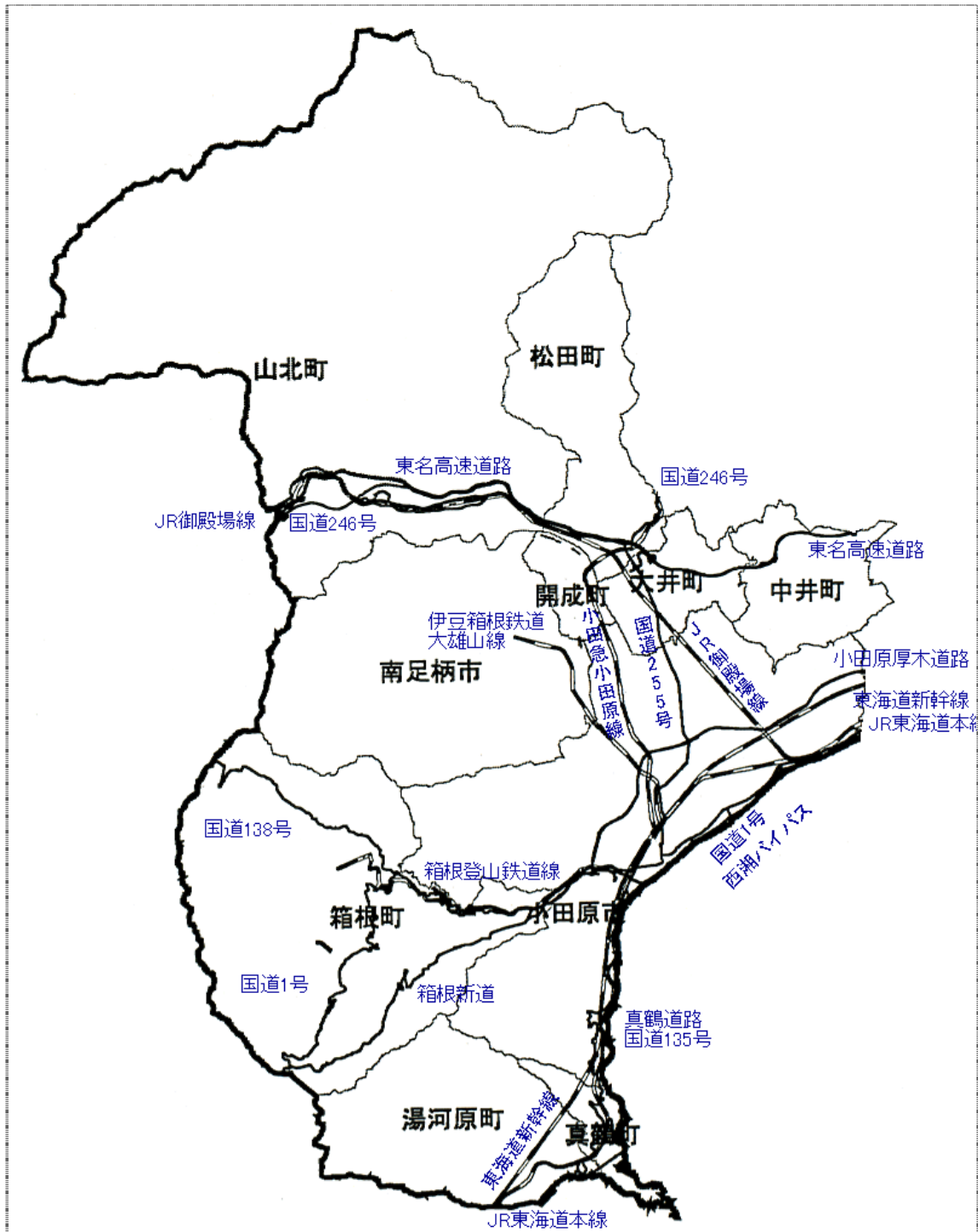


図8 通勤・通学圏

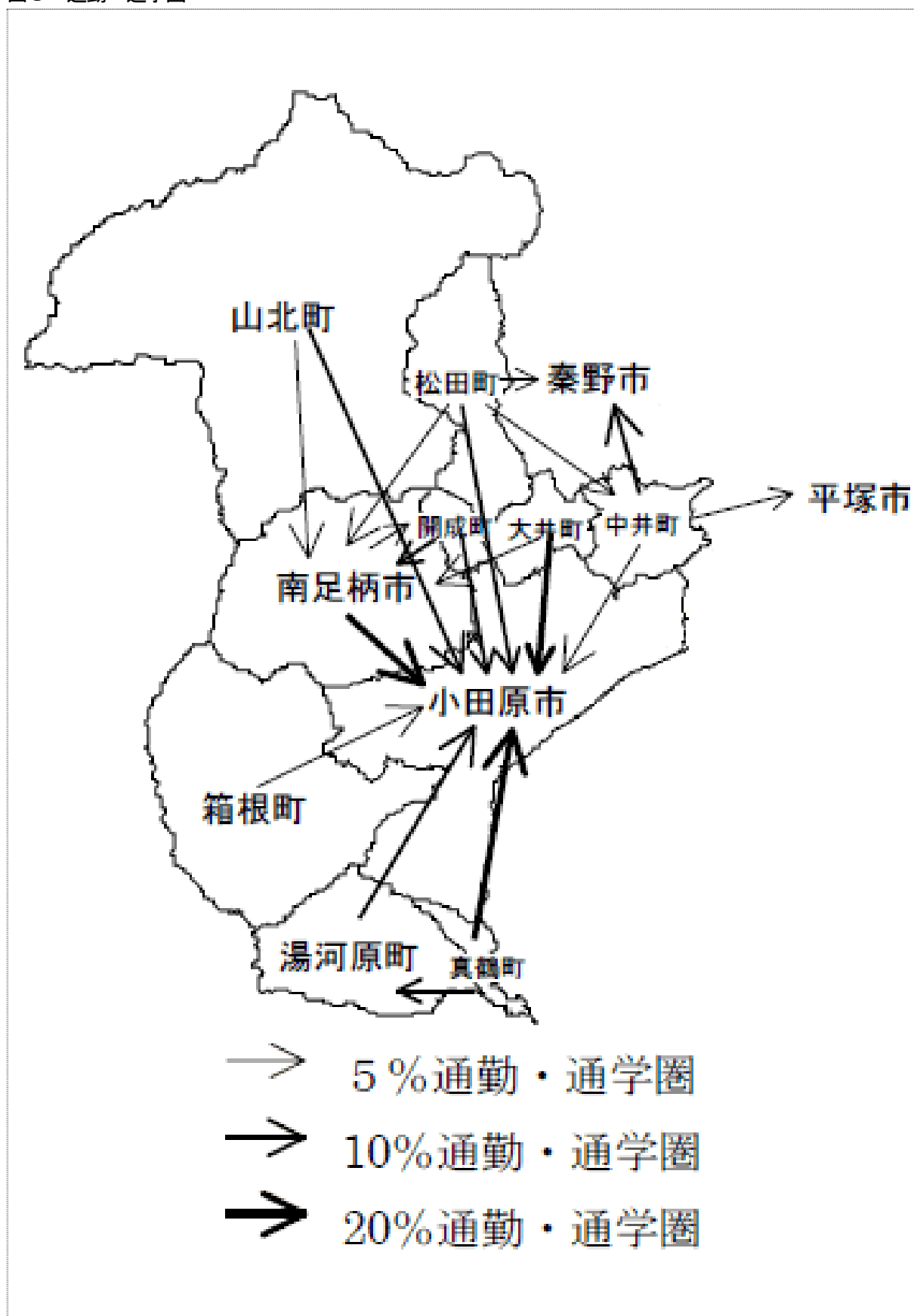
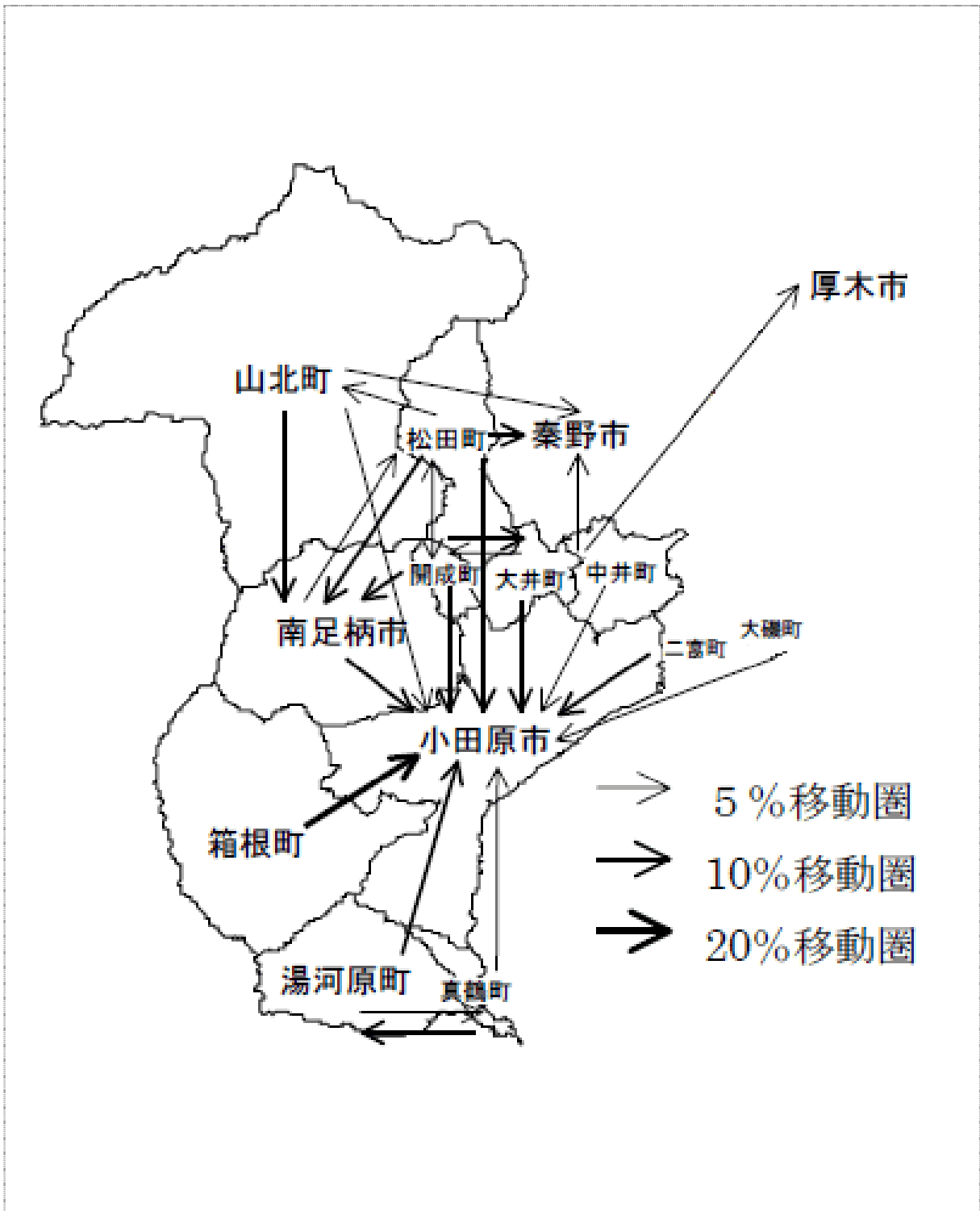


図9 業務移動圏



(3) 圏域3

横須賀市、逗子市、三浦市
三浦郡 葉山町

【圏域の概況】

旧三浦郡の3市1町で構成される圏域で、総人口は約56万人となります。
このうち、横須賀市は既に中核市となっています。

【市町村合併に関するアンケートの状況】

(議員)

合併検討の必要性については「今、すぐに検討を始める必要がある」が13%と低くなっている一方、「将来的にも、検討の必要性は生じない」が38%と高くなっています。

(市町村長)

合併検討の必要性については4人中3人が「将来的にも、検討の必要性は生じない」と回答しています。

【今後の合併検討の方向性】

圏域の人口、面積の多くを占める横須賀市は中核市であり、既に圏域の中核としての役割を担っています。

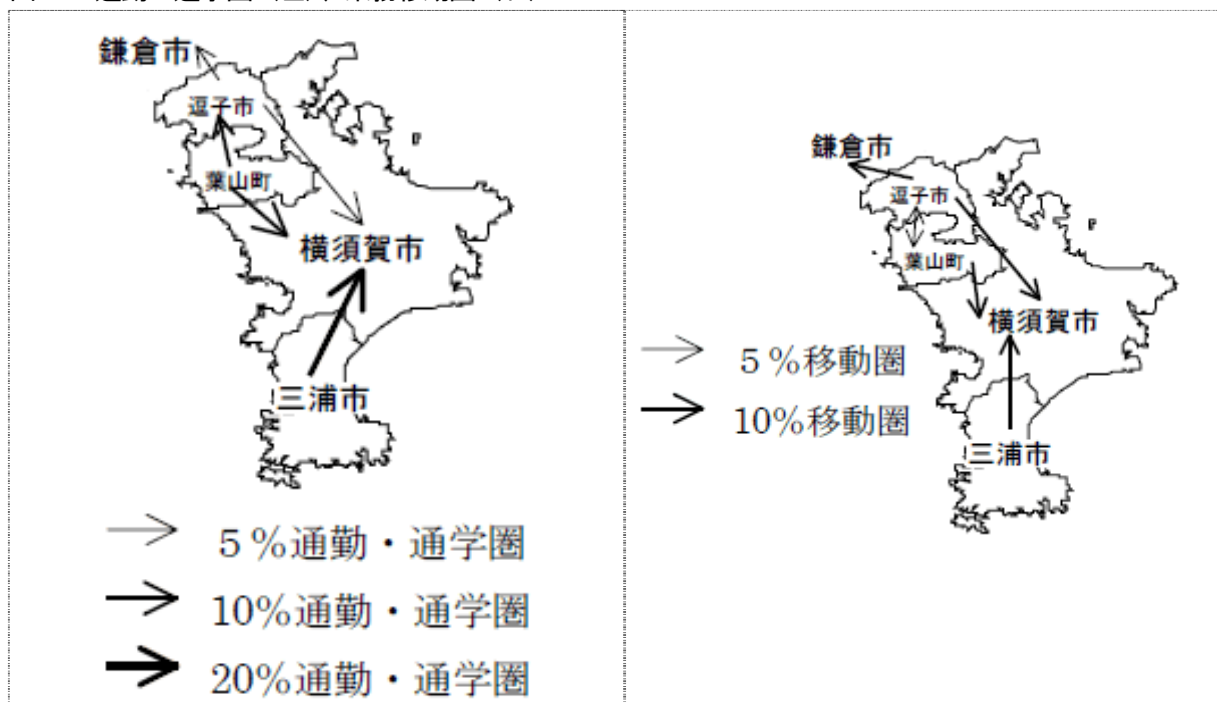
相模原市が、県北地域における中核としてリーダーシップを発揮し、津久井郡4町からの申入れを契機として合併協議を始め、これを実現したことは、この圏域のモデルケースになると考えられます。

市町村長、議員は、合併検討の必要性は感じていない傾向にありますが、今後、この圏域の市町村が将来を見据え、合併検討を望む状況になれば、横須賀市がリーダーシップを発揮し、圏域一体となったまちづくりを検討できる可能性も大きいと言えます。

图10 圏域3地区



图11 通勤・通学圏（左）、業務移動圏（右）



(4) 圏域4

厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
愛甲郡 愛川町、清川村

【圏域の概況】

相模川以西の厚木・愛甲地域（旧愛甲郡の厚木市、愛川町及び清川村）と相模川以東の県央4市（旧高座郡中部の大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市）が複合して構成される圏域です。

圏域全体の総人口は、約82万人となり6圏域中2番目ですが、相模川の東西という観点からは、西に位置する厚木・愛甲地域は約26万人、東に位置する県央4市は約55万人となります。

このうち、厚木市と大和市は特例市です。厚木・愛甲地域では、厚木市が地域の中核になっていますが、県央4市では、それぞれの都市に一定の拠点性がある一方、人口や面積が同程度の規模であり、米軍基地対策といった共通の課題も抱えていることも特徴です。

【市町村合併に関するアンケートの状況】

（議員）

合併検討の必要性については、「今、すぐに検討を始める必要がある」と「近い将来、検討を始める必要が生じる」を合わせると66%を占めています。

（市町村長）

合併検討の必要性については7人中4人が「将来的にも、検討の必要性は生じない」と回答しています。

【今後の合併検討の方向性】

この圏域全体の人口は、約82万人となりますが、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」の生活・業務圏分析の結果によれば、相模川以東と以西に分かれており、住民の生活圏としての一体性はそれほど強くないと考えられます。

この圏域のうち、厚木・愛甲地域は、全て地方交付税の不交付団体です。また県央4市は比較的同質の性格を有する都市です。両者のケースは、不交付団体同士の合併や都市型合併の典型として、今後の都市圏における合併のリーディングケースとなる可能性があると期待されます。

この圏域については、相模川の東西に分かれたそれぞれの地域において、段階的に合併を検討することが現実的であると考えられます。

图 12 圏域 4 地図

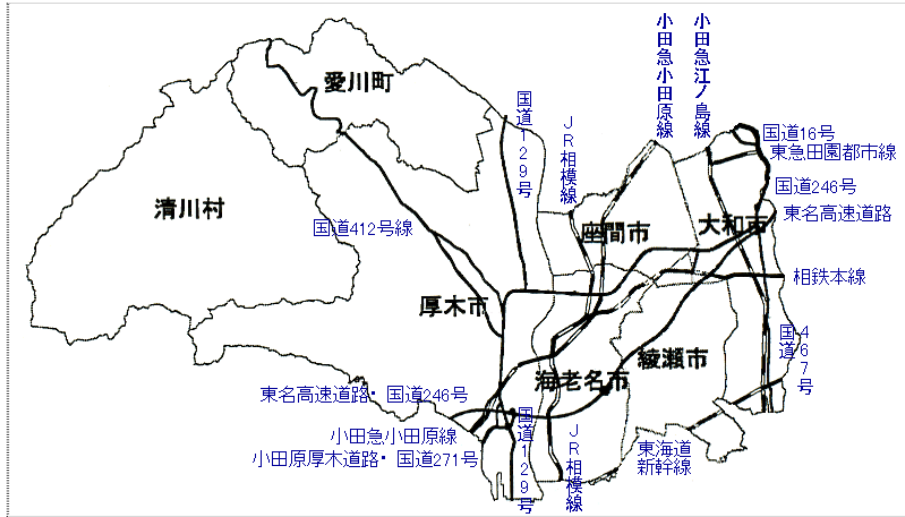


图 13 厚木・愛甲地域地図 (左)、県央 4 市地図 (右)

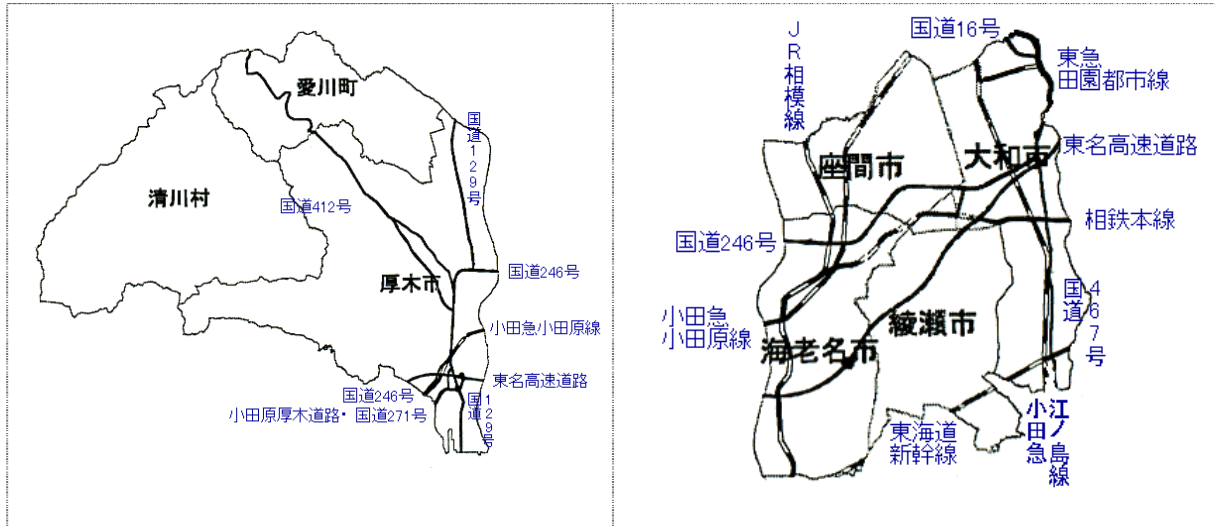
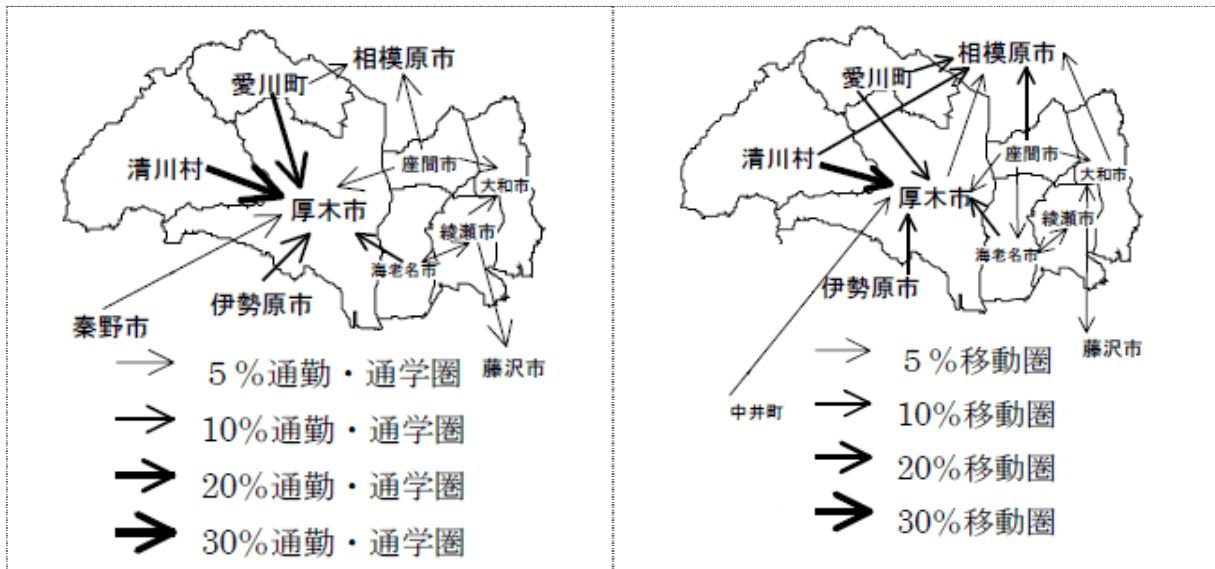


图 14 通勤・通学圏 (左)、業務移動圏 (右)



(5) 圏域5

平塚市、秦野市、伊勢原市
中郡 大磯町、二宮町
足柄上郡 中井町

【圏域の概況】

旧中郡の地域に足柄上郡中井町を合わせた3市3町により構成される圏域で、総人口は、約60万人となります。

このうち、平塚市は特例市であり、圏域の中核としての性格を有していますが、秦野市にも一定の拠点性が認められます。

【市町村合併に関するアンケートの状況】

(議員)

合併検討の必要性については「近い将来、検討を始める必要が生じる」が6圏域中最も高く(56%)、これに「今、すぐに検討を始める必要がある」を合わせると78%となり、小田原市を中心とする圏域に次いで高い数値となっています。

(市町村長)

合併検討の必要性については6人中3人が「近い将来、検討を始める必要が生じる」と回答した一方、3人が無回答でした。

【今後の合併検討の方向性】

3市3町が一体となって合併検討に向けた取組を進めることが期待されますが、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」によれば、平塚市と秦野市にそれぞれ拠点性が認められることから、この両市を中心として、中核市規模を視野に入れた段階的合併を検討することも考えられます。

図15 圏域5地図

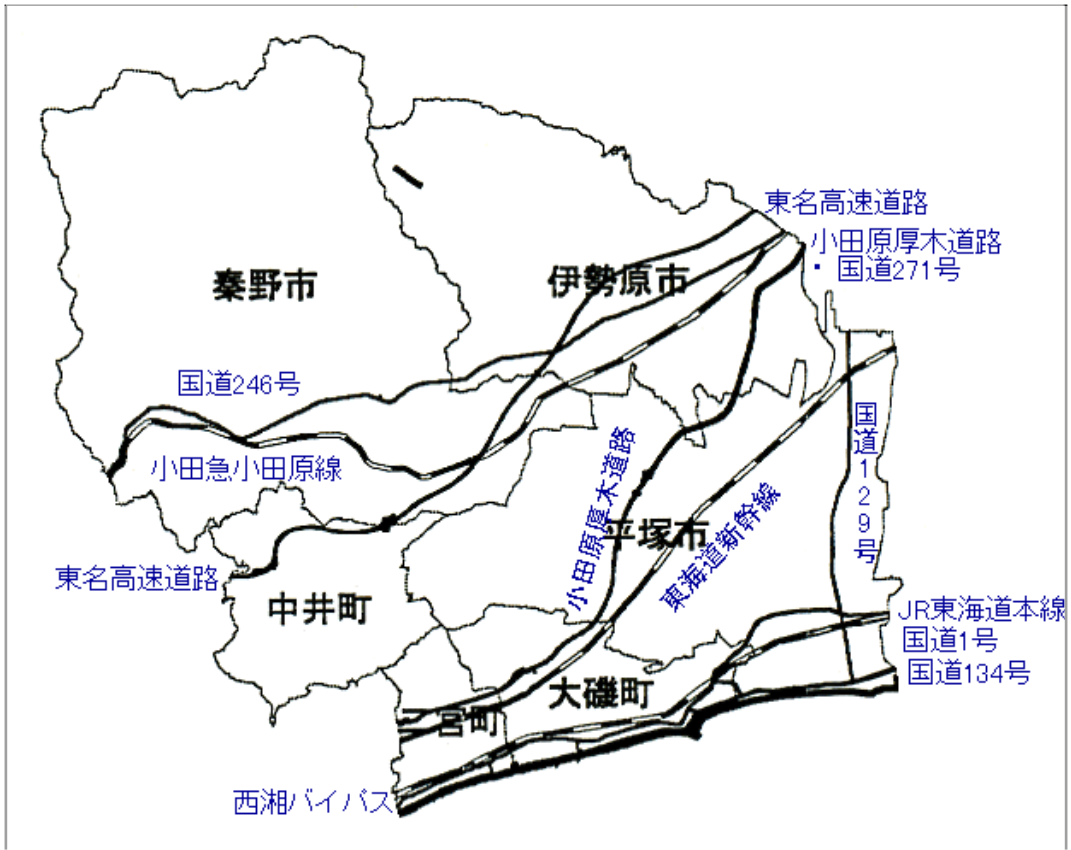
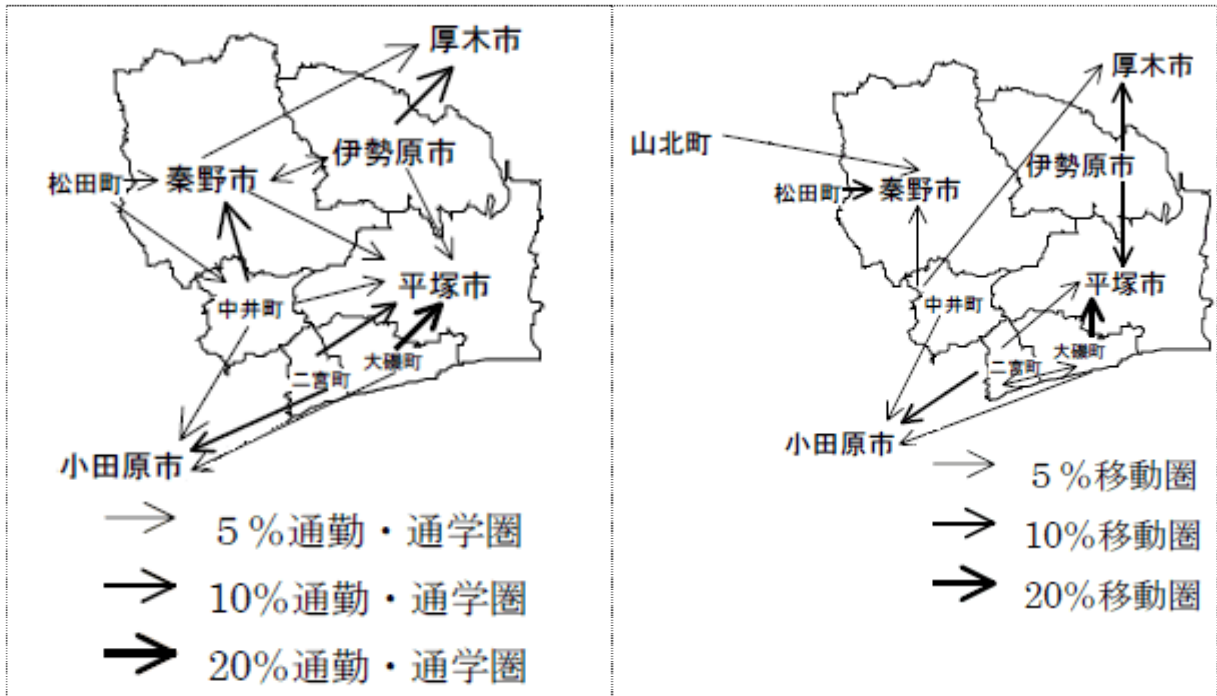


図16 通勤・通学圏（左）、業務移動圏（右）



(6) 圏域 6

鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市
高座郡 寒川町

【圏域の概況】

旧鎌倉郡と旧高座郡南部の地域を合わせた3市1町により構成される圏域で、面積は最小ですが、総人口は約84万人となり、6圏域中最大です。

このうち、藤沢市は平成18年4月1日から保健所政令市となったうえ、既に中核市としての要件を具備していることから、圏域の中核としてふさわしいと考えられますが、茅ヶ崎市と鎌倉市にも一定の拠点性が認められ、複数の拠点を有する圏域であるといえることができます。

【市町村合併に関するアンケートの状況】

(議員)

合併検討の必要性については「今、すぐに検討を始める必要がある」が6圏域中最も低く(11%)、「将来的にも、検討の必要性は生じない」の割合が6圏域中最も高く(47%)なっています。

(市町村長)

合併検討の必要性については4人中3人が「近い将来、検討を始める必要が生じる」と回答しています。

【今後の合併検討の方向性】

藤沢市は既に中核市並みの規模であり、鎌倉市は「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査」において、最後に他の市町と結び付くという特徴があります。

こうした状況を踏まえると、地理的にも行政的にも、圏域内で比較的結び付きが強い茅ヶ崎市と寒川町が、先行して合併を検討し、将来を見据えた行政体制を整備することが現実的であるとも考えられます。

図17 圏域6地図

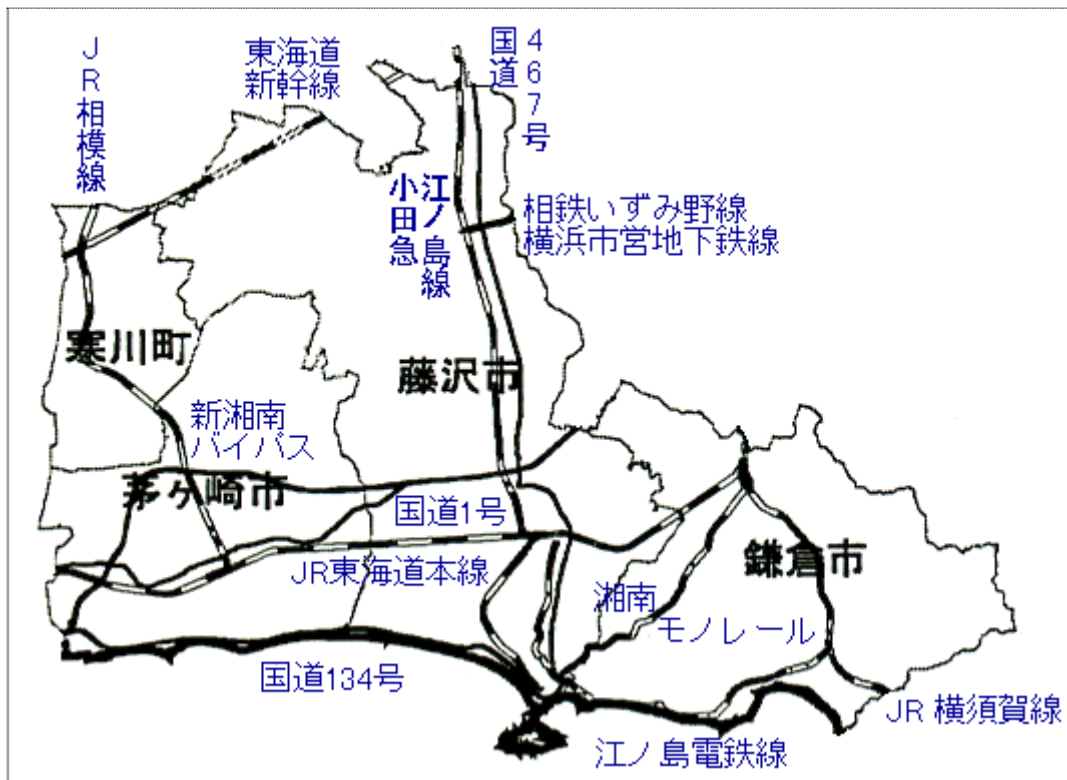
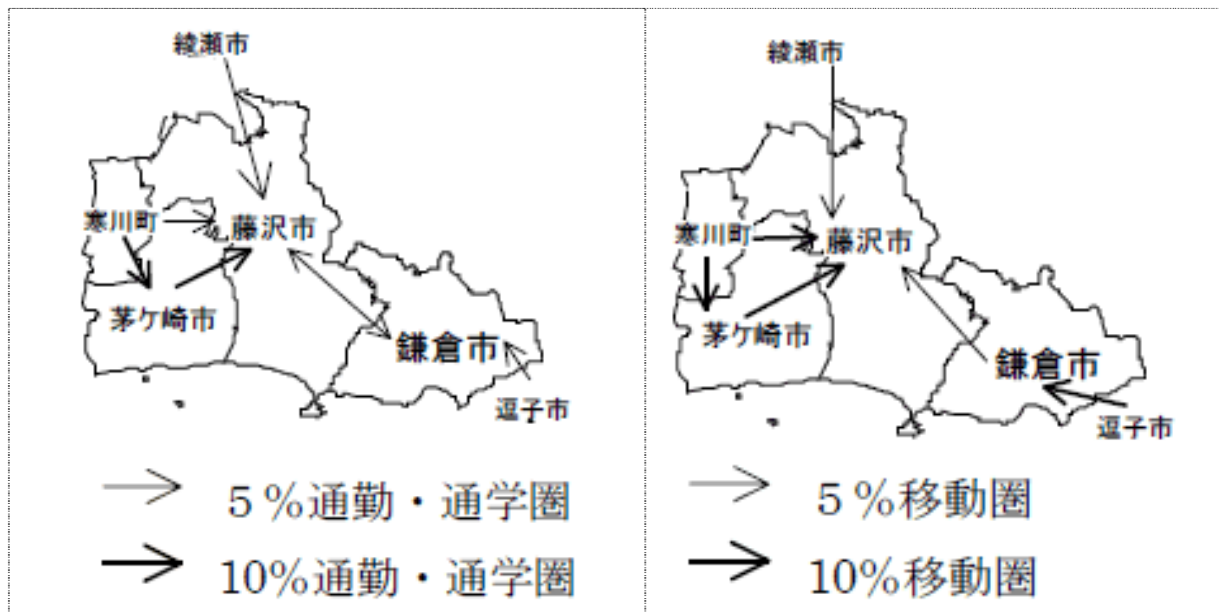


図18 通勤・通学圏（左）、業務移動圏（右）



おわりに

審議会では、知事からの諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」を踏まえ、9回にわたる調査・審議を重ね、答申としてまとめましたが、今後の県内市町村の合併については、圏域ごとにその方向性を示すにとどまっています。

今後、神奈川県が「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を策定するにあたっては、市町村合併が市町村の自主的な判断によるものであることを踏まえ、まず、市町村や地域住民及び議会等に、答申の内容を理解いただくとともに、その意見を十分に聴く必要があると考えます。

また、合併新法の時限が平成 21 年度末であることから、県の「構想」は、可能な限り早期に策定し、県としての考え方をしっかりと示すことが必要です。

なお、審議会の役割は、合併新法における市町村の合併について審議することにあるため、県内の2つの政令指定都市については対象外としましたが、本来、今後の基礎自治体のあり方を議論するにあたっては、これら政令指定都市のあり方や、広域自治体のあり方を根本から変える「道州制」に関する検討の動向等を十分に踏まえた議論が必要と考えます。

これらについては、残された課題としつつも、この答申を契機として、今後、県内市町村において、今後の期待される市町村像の実現に向けた機運が高まることを期待します。

神奈川県における 自主的な市町村の合併の推進に関する構想

(相模原市・津久井郡城山町・津久井郡藤野町に限る)

平成18年11月30日

神奈川県

目次

	頁
I 構想策定の趣旨	1
II 構想	2
1 市町村の現況及び将来の見通し	2
(1) 県北地域における合併協議の経緯	2
(2) 新市の概況とまちづくりの将来見通し	3
ア 新市の概況	3
イ 新市のまちづくりの基本方針	4
2 県の支援措置	5
3 県北地域の市町村合併にかかる基本的事項	6
(1) 相模原市、城山町、藤野町における合併の背景と必要性	6
ア 総合的・効果的な施策の展開	6
イ 効率的な行財政運営の推進	7
(2) 神奈川県市町村合併推進審議会における議論	7
4 構想対象市町村	10
(1) 本構想における対象市町村	10
(2) 構想に位置付ける意義	10
5 全体構想との関係	11

I 構想策定の趣旨

昨年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（以下、「合併新法」という。）においては、都道府県が、条例により設置する市町村合併推進審議会（以下、「審議会」という。）の意見を聴きながら、自主的な合併が必要と認められる市町村を対象に、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（以下、「構想」という。）を策定することが要請されている。

本県においては、昨年10月に審議会を条例設置し、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」に基づき審議がなされ、本年11月27日に答申がなされた。

県では今後、審議会の答申を踏まえ構想策定に着手し、合併新法のもとの市町村合併の推進についての基本的考え方等について、明らかにしていく予定である。

一方、本県の県北地域に位置する相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町については、総務大臣告示により、来年3月11日に合併することがすでに決定しており、県においても、本年9月5日に「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、具体的な支援を図っている。

さらに、相模原市、城山町、藤野町からは「合併準備に対する国からの財政支援措置を確実なものとするため、国の新市町村合併支援プランに基づく支援を受けることができるよう、1市2町を合併新法に基づく「構想」へ位置づけられたい」旨の要望がなされている。

こうした状況に鑑み、審議会の答申を踏まえたうえで県が今後策定する「構想」に先行して、相模原市、城山町、藤野町を構想対象市町村とする「構想」を次のとおり定めるものである。

Ⅱ 構想

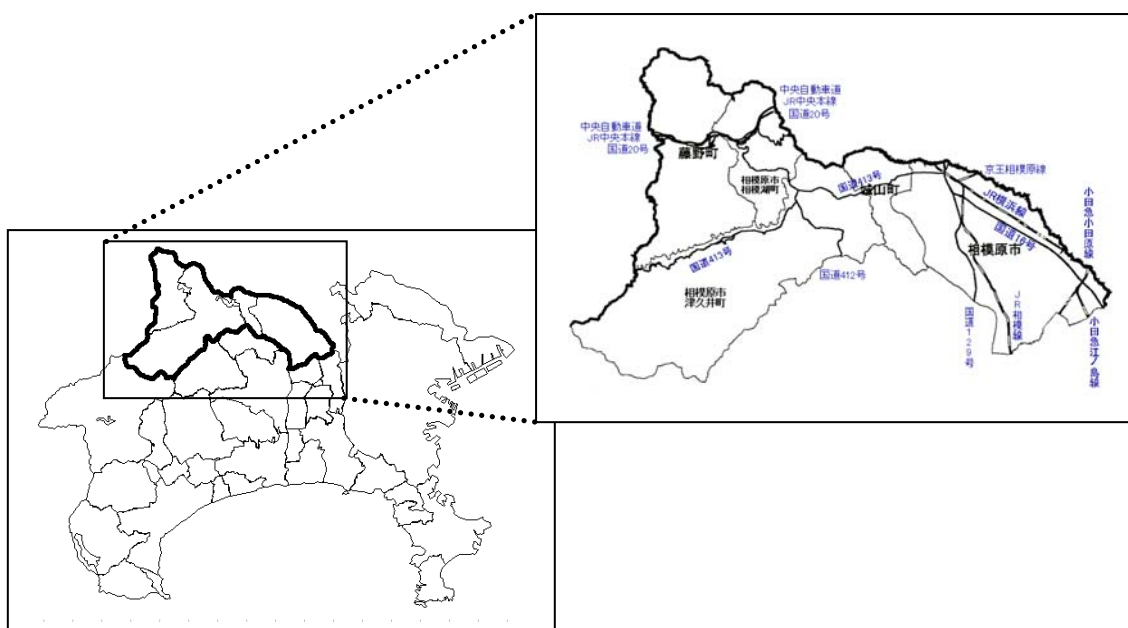
1 市町村の現況及び将来の見通し

(1) 県北地域における合併協議の経緯

神奈川県北部に位置する相模原市と、同市の北西部に隣接する津久井郡4町（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）における合併検討は、平成15年7月に当時の津久井郡4町長が、相模原市長に対し、合併協議の申入れを行ったことに端を発している。

その後、地域において様々な検討が行われ、この1市4町が同時期に合併するには至らなかったが、まず、市町村の合併の特例に関する法律（以下、「旧合併特例法」という。）に基づき、本年3月20日に津久井町、相模湖町を相模原市に編入する合併が行われ、現在の相模原市が誕生した。

一方、相模原市と藤野町においては、昨年4月1日に、また、相模原市と城山町においては、本年4月12日に、それぞれ合併新法のもとで、合併協議会が設置され、その後の手続により、相模原市と藤野町については、本年8月7日付けで、相模原市と城山町については、本年11月2日付けで、藤野町、城山町の区域を相模原市に編入する合併について、それぞれ総務大臣告示がなされ、来年3月11日に1市2町が合併することが確定した。



(県北地域における合併協議の動向)

15年7月	津久井郡4町長が相模原市長に合併協議の申入れ
(相模原市、津久井町、相模湖町の協議)	
17年2月15日	相模原市、津久井町、相模湖町が合併協議会を設置
17年8月12日	相模原市、津久井町、相模湖町の合併について総務大臣告示
18年3月20日	相模原市、津久井町、相模湖町が合併し相模原市となる。
(相模原市、藤野町の協議)	
17年4月1日	相模原市、藤野町が合併協議会を設置
18年8月7日	相模原市、藤野町の合併について総務大臣告示
19年3月11日	相模原市、藤野町が合併し相模原市となる予定
(相模原市、城山町の協議)	
18年4月12日	相模原市、城山町が合併協議会を設置
18年11月2日	相模原市、城山町の合併について総務大臣告示
19年3月11日	相模原市、城山町が合併し相模原市となる予定

(2) 新市の概況とまちづくりの将来見通し

ア 新市の概況

合併によって、新市は人口規模においては、県内市町村のうち、政令指定都市である横浜市、川崎市に次いで第3位となる約70万人を有し、面積においては、横浜市に次ぐ第2位の約330k㎡となる。

市町村名	人口 (人)	面積 (k㎡)	人口密度 (人/k㎡)
相模原市 (H18.3.20合併)	667,740	244.03	2,736
(旧相模原市)	628,698	90.40	6,954
(旧津久井町)	28,695	122.04	235
(旧相模湖町)	10,347	31.59	327
城山町	23,067	19.90	1,159
藤野町	10,823	64.91	166
新・相模原市 (H19.3.11合併予定)	701,630	328.84	2,133

人口：17年国勢調査確定値 面積：17年全国都道府県市区町村別面積調

イ 新市のまちづくりの基本方針

旧合併特例法のもとで合併した相模原市、津久井町、相模湖町においては、合併協議会が作成した「新市まちづくり計画」により、また、合併新法のもとで来年3月11日に合併を行う相模原市、藤野町及び相模原市、城山町においては、それぞれの合併協議会が作成した「合併基本計画」により、新市のまちづくりの基本方針を定めているが、いずれの計画もその考え方は同一である。

(新市の将来像)

新市は、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきた一方、西部は県の重要な水源地域となっており、豊かな自然環境を有していることを踏まえ、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに、新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を活かした観光や芸術などを通じ、やすらぎと憩いの場を提供していくことが必要であるとしている。

このため、新市の将来像として「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を掲げ、自然と産業が共存する活力ある地域として、さらに自立した都市づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できるまちづくりを目指すとしている。

(まちづくりの考え方)

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが、今まで以上に必要になることから、都市を経営するという視点に立ち、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠であるとしている。

このため、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることや、市政の計画・実施・評価の全ての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開、さらには、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があるとしている。

2 県の支援措置

県では、旧合併特例法のもとで行われた相模原市、津久井町、相模湖町の合併にあたって、平成14年に策定した「神奈川県市町村合併支援指針」を踏まえ、これをさらに具体化するため、昨年8月に「相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、その合併を支援した。

相模原市、城山町、藤野町の合併は、合併新法のもとでの合併となり、先行した合併と比較すると、適用法令こそ異なるが、新市の将来像やまちづくりの考え方は同一であることから、旧合併特例法に基づく合併が行われた後の1市4町での合併に向けた2段階目の合併であると捉え、県では、先行した合併における支援策を踏まえ、本年9月に「相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針」を策定し、引き続き同地域での合併を支援することとした。

(相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる県の支援方針)

(1) 合併に関する住民への広報事業等への支援

1市2町が行う合併に伴う住民への広報（合併に伴う行政サービスの変化、住民生活にかかる諸手続の方法等）事業等に対し、市町村合併支援補助金により支援する。

(2) 合併基本計画に掲げる県事業の推進

合併基本計画に位置付けられている県事業については、県協議のうえ作成された趣旨を踏まえ、県として着実な実現に向けた取組を図る。

(3) 各部局が有する施策事業の取扱い

各部局が現に有する市町村関連施策のうち、1市2町に支出している県単独補助金等については、平成18年度に限り1市2町が継続しているものとみなし、当該年度中の合併にあっても補助態様の変更は行わない。

(4) 中核市への支援

1市2町の合併は、中核市である相模原市への編入合併であることから、これまで2町域で県が行ってきた事務のうち、中核市事務として新市が処理することとなる事務について、住民サービスを停滞させることなく、円滑に引き継ぎがなされるよう、関係部局連携のもと、必要に応じて人的支援、財政的支援を行う。

(5) 新市の一体性の確保や行財政運営の安定化に資する支援

先行した相模原市・津久井町・相模湖町の合併の際の支援の考え方を踏まえ、市町村合併特例交付金を措置する。

(6) 県機関のあり方の検討

1市2町が合併することで、津久井郡はなくなることとなるが、これに伴い、津久井郡を所管する県機関のあり方を検討する際には、住民生活に支障のないよう十分配慮することとする。

特に、合併にかかる主要な財政支援である市町村合併特例交付金については、先の相模原市、津久井町、相模湖町の合併において講じた10億円に加え、相模原市、城山町、藤野町の合併において、さらに5億円を講じ、県北地域における合併に対して、総額で15億円にのぼる支援を行っている。

市町村合併特例交付金の算定について

区分	内容	算定基準		相模原市・津久井町・相模湖町の合併にかかる支援額 (17年度)	相模原市・城山町・藤野町の合併にかかる支援額 (18年度)	1市4町全体への支援額
基本額	1合併あたりの基本額	5億円		5億円	—	5億円
中核市域への移行にかかる加算	町域が中核市域に移行することに伴う経費増加等への措置(町域で行うこととなる福祉事務所・保健所業務経費等)	新市に編入される団体数当たり	×1.5億円	3億円 (1.5×2団体)	3億円 (1.5×2団体)	6億円 (1.5×4団体)
団体数の変更にかかる加算	団体数が減少することに伴う県支出金収入の減少等への措置		×1億円	2億円 (1×2団体)	2億円 (1×2団体)	4億円 (1×4団体)
合計				10億円	5億円	15億円

3 県北地域の市町村合併にかかる基本的事項

(1) 相模原市、城山町、藤野町における合併の背景と必要性

ア 総合的・効果的な施策の展開

地方分権の時代を迎え、市町村は質の高い行政サービスを提供するため、それぞれの地域課題に対して、自らの考えと力で解決しなければならなくなっている。

中核市である相模原市は、保健所業務や社会福祉施設の設置許可など、政令指定都市に次ぐ権限をもって、事務事業を総合的かつ効率的に行っているが、合併により、これまで城山町及び藤野町において、県が行ってきた中核市業務を新市が直接行うこととなり、総合的な施策展開が可能になる。

このように、基礎自治体として権限と責任をもって行政を進めていくことは、地方分権の時代にふさわしい自立都市の構築につながるものである。

また、合併により基礎自治体としての規模が大きくなることから、地域住民が主体となり地域課題を解決する仕組み、いわゆる都市内分権が求められるが、旧町の単位を区域とする地域自治区の設置により、個性あるまちづくりを実現する都市内分権が促進され、住民自治の充実が図られるものと期待される。

イ 効率的な行財政運営の推進

城山町では年少人口はほぼ横ばいであるが、生産年齢人口は減少しており、藤野町では年少人口、生産年齢人口とも減少している。相模原市においても年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばいという傾向を示しているが、1市2町とも老年人口は増加の一途をたどっているなど、急速な速さで少子高齢化が進んでいる。

担税者が減少する一方で、保健・福祉・医療などのサービスを必要とするニーズが高まるため、少子高齢化は将来の財政運営に深刻な影響を与えられられるが、一方、地方にも大きな影響を及ぼす国の財政状況や三位一体改革の先行きは不透明であることから、基礎自治体である市町村における一層の行政改革が必要である。

相模原市、城山町、藤野町は、津久井広域道路の整備促進に取り組むとともに、図書施設の相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターにおける広域的な相談業務を行うほか、城山町、藤野町の一般廃棄物処理事務や消防事務の委託を、相模原市で受けるなどの広域連携を図ってきており、相互の結び付きが深い地域であるが、より効率的な行政運営のため、市町村合併という手法を選択したところである。

(2) 神奈川県市町村合併推進審議会における議論

昨年10月に設置された神奈川県市町村合併推進審議会においては、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」を踏まえ審議を進め、本年11月27日に答申がなされたが、その中で「本県における今後の期待される市町村像」実現に向けて、次のとおりとりまとめている。

神奈川県における「今後の期待される市町村像」実現のための手法

これまで本県市町村では、広範な住民ニーズへの対応手法として、事務の受委託や一部事務組合の設置など、周辺市町村等との共同処理・広域連携による対応などの取組を進め、一定の効果を上げていますが、一方で、その責任の所在が不明確になりがちであることや、迅速な意思決定ができ難いなどのデメリットも指摘されています。

市町村合併は、新たな枠組みの中で、地域におけるまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら、地域の活性化を図る契機ともなるものです。

こうした観点からも、「本県における今後の期待される市町村像」を具体に実現していくための手法として、市町村自らがある程度広域的にまとまり、統一的な推進主体となり得る市町村合併は、極めて有効な手段の一つであると考えられます。

本県における合併検討の視点について

本県市町村は、比較的狭い県土にあっても、多様で豊かな自然資源に恵まれ、鉄道や道路網の整備も進み、市街地が連たんしているという地域特性から、一定の地域が合併することにより、新たな統一的な経営主体のもとで、住民生活に密着した事務の効率化が十分に期待できるとともに、地域特性を踏まえた一体的なまちづくりを進め得るものと考えられます。

総務大臣の定める基本指針においては、構想対象市町村の組合せとして、(a)生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、(b)更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、(c)おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村の3つの組合せ例が示されていますが、本県市町村では、厳しい財政事情を主な要因とした、いわば緊急避難的とも言える合併検討ではなく、将来を展望する中で、未来を拓き、未来に挑む合併検討が可能であると考えられます。

そこで、本県における合併検討は、基本指針における3つの組合せ例のうち、(b)を主眼に置き、「将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく」との観点からの検討が特に有効であると考えます。

具体的には、県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として、「中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市」を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えます。

なお、そうした都市を実現するための市町村の具体的な組合せについては、政令指定都市を除く全ての市町村を対象とすることを基本とし、「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査報告書」及び「市町村合併に関するアンケート」の結果等を踏まえ、慎重に検討していく必要があります。

相模原市、城山町、藤野町の合併により誕生する新・相模原市は、急速な都市化が進む地域と、豊かな自然環境を有する地域を併せ持つことから、その個性ある地域資源を活用し、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」をめざした新たなまちづくりに取り組むこととしているが、こうした将来像に向けた取組は、合併前の市町においてはなし得ないことである。

その意味で、市町村合併が「新たな枠組みの中で、地域におけるまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら地域の活性化を図る契機ともなる。」との審議会の考え方にも叶うものと考えられる。

また、審議会においては、「本県における合併検討は、総務大臣の基本指針の3つの組合せ例のうち、(b)更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村を主眼に置き、『将来を展望し、市町村がさらにステップアップし続けていく』との観点からの検討が特に有効である。」としているが、新・相模原市は、合併によって、これまで町域であった区域が中核市域となることで、幅広い権限のもと、新たな統一的な経営主体の下で、住民生活に密着した事務の効率化が十分に期待できる。

次に、審議会における市町村合併の枠組みの方向性として、「県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・総合的に展開し得る規模として中核市相当あるいはそれ以上の粒の揃った都市を志向し、これにふさわしい行政権能・行財政基盤の整備に向けた取組が必要であり、また本県市町村はそれが可能であると考えられる。」としているが、新・相模原市は、こうした考えを先取りする形での合併を実践している、いわばモデルケースとも考えることができる。

さらに、審議会において、今後の期待される市町村像を実現するための市町村の組合せについて「神奈川県内市町村の結び付きに関する調査報告書」等の結果を踏まえ、合併検討の基礎ともなる6つの圏域を示し、それぞれの圏域の実情に応じた合併検討の方向性を示したが、そのうちの1つの圏域と同じ枠組みで合併を実現することになる新・相模原市は、今後の期待される市町村像に最も近い基礎自治体となり得ると考えられる。

4 構想対象市町村

(1) 本構想における対象市町村

相模原市、津久井郡城山町、津久井郡藤野町

(2) 構想に位置付ける意義

相模原市、城山町、藤野町は、すでに来年3月11日の合併を確定しており、県としてもこれを積極的に支援すべく、市町村合併特例交付金をはじめとする各種の措置を講じているところである。

国においては、合併新法のもとでも引き続き自主的な市町村合併を推進していく観点から、昨年8月31日に「新市町村合併支援プラン」を決定している。新支援プランにおいては、支援の対象地域を

- ・ 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- ・ 新法に基づいて合併した市町村

とし、地方行財政上の支援策や関係省庁の連携による支援策を講じている。

市町村合併は、長期的にはスケールメリットが発生し、行政改革にも資するものであるが、合併の前後にあたっては、合併準備にかかる電算システムの統合経費など、一時的に多額の経費が見込まれ、こうした点に対して、国においても新支援プランにおいて支援措置を講じているが、その要件として、県の構想における構想対象市町村としての位置付けが必要となる。

このことから、相模原市、城山町、藤野町からは、本年7月に「合併準備に対する国からの財政支援措置を確実なものとするため、国の新市町村合併支援プランに基づく支援を受けることができるよう、1市2町を合併新法に基づく「構想」へ位置づけられたい」旨の要望がなされている。

県が1市2町を対象として構想を策定し、国の合併支援措置を確実に享受できる環境を整えることで、県の支援策と併せて、1市2町の合併準備や新市のまちづくりをより円滑に進めることが可能となる効果がある。

5 全体構想との関係

県では、審議会の答申を踏まえ、自主的な市町村合併を推進するための県の取組について、全体構想ともいうべき構想の策定に着手する。

全体構想案では、市町村等の意見も聞きながら、今後の市町村合併に対する考え方や合併検討の組合せ、さらには県の支援のあり方等について明らかにし、合併新法の定めるところにより、審議会の意見を改めて聴いたうえで、構想として確定する運びとなるが、本構想は、県北地域1市2町の合併が確定した事実を捉え、全体構想に先行する形で策定したものと位置付ける。

神奈川県における自主的な市町村の 合併の推進に関する構想

平成19年10月

神奈川県

◆ 目 次 ◆

	ページ
1 構想策定の趣旨	1
2 市町村の現況及び将来見通し	2
(1) 地方分権の進展	
(2) 少子高齢社会の到来	
(3) 市町村財政を取り巻く状況の変化	
3 今後の期待される市町村像	8
(1) 3つの要件	
① 住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村	
② 専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村	
③ 行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村	
(2) 実現に向けて	
① 実現のための手法	
② 神奈川県における合併検討の視点	
(3) 実現に伴う効果	
① 多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開	
② 道州制時代にも対応できる市町村像の発信	
③ 総合的な施策の展開	
④ スケールメリットの一層の発揮	
4 「今後の期待される市町村像」の具体化に向けた展望	16
(1) 合併に向けた取組が期待される都市圏域の設定	
(2) 合併検討に向けたアプローチ	
(3) 合併検討に向けての留意事項	
5 「合併に向けた取組が期待される都市圏域」の概要	20
(1) 県西圏域	
(2) 三浦半島圏域	
(3) 県央圏域	
(4) 湘南西圏域	
(5) 湘南東圏域	
6 自主的な市町村の合併の推進に向けた支援	30
(1) 市町村に対する県の支援の基本的な考え方	
(2) 支援の方向性	
① 普及啓発、情報提供	
② 人的支援等	
③ 財政的支援	
④ 権限移譲	
⑤ まちづくりに対する重点的な支援	
⑥ 県機関の機能的配置	
7 構想対象市町村の組合せ	32
(1) 構想対象市町村の組合せの考え方	
(2) 構想対象市町村の組合せ	
(3) 2市8町の合併に係る県の支援	

1 構想策定の趣旨

平成 17 年 4 月 1 日に施行された、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」といいます。）では、都道府県は「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（以下「構想」といいます。）を策定し、自主的な合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」といいます。）の組合せや、自主的な合併を推進するために必要な措置などを定めるとされるなど、都道府県が果たすべき役割に大きな期待が寄せられています。

合併新法では、構想を策定する場合は、あらかじめ市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないとされています。そこで県では、平成 17 年 10 月に神奈川県市町村合併推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置しました。審議会では、知事の諮問「自主的な市町村合併を推進するための県の取組」について、9 回にわたる審議を経て、平成 18 年 11 月 27 日に答申がなされています。

答申では、“地域主権型社会¹を実現するうえで、その主役となるのは市町村である”という考えのもとで「今後の期待される市町村像」を、求められる権限、能力や行財政効率、規模などの観点から考察する中で、県内市町村においては、合併により「中核市²相当あるいはそれ以上の都市」を志向した取組が必要であるという方向性を示しています。

市町村合併は、市町村が自ら考え、自ら判断していく課題であり、県はその取組を支援する役割であると考えていますが、市町村が権限、能力や財政基盤を一層強化しながら、特色ある行政サービスや独自のまちづくりに取り組んでいくうえで、市町村合併は有効な手段の一つであると考えています。

県では、平成 18 年 11 月に相模原市・城山町・藤野町を構想対象市町村とする構想を策定しましたが、審議会の答申を踏まえつつ、県民の皆様をはじめ、県議会や市町村の意見もお聞きしたうえで、政令指定都市及び平成 19 年 3 月に合併した相模原市を除く県内市町村を対象として、今後の市町村合併についての県の考え方をこのたび構想としてあらためてお示ししました。県では本構想をもとに、今後の基礎自治体³のあり方について、県民の皆様や市町村の議論を喚起していく中で、市町村の自主的な合併を推進していきます。

¹地域主権型社会

自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ社会のことをいいます。

²中核市

一定の規模や能力を持つ比較的大きな都市に、県の事務権限を移譲し、できる限り住民に身近な市で行政を行うことができるようにするもので、人口30万以上が要件となっています。

³基礎自治体

住民に最も身近な普通地方公共団体である市町村のことです。これに対して都道府県は広域自治体と称されます。

2 市町村の現況及び将来見通し

(1) 地方分権の進展

我が国では、官から民へ、国から地方へといったスローガンのもとで規制緩和や地方分権改革が進められてきました。なかでも地方分権改革については、平成 12 年の地方分権一括法の施行によって、機関委任事務制度⁴の廃止や、地方への関与の廃止・縮減、地方自治体の組織の設置や職員の配置等を義務づける必置規制の緩和など、大きな改革がなされました。

また、旧合併特例法によって、後に“平成の大合併”といわれる数多くの市町村合併が全国的に行われました。

都道府県においても、市町村が行っている事務と関係の深い都道府県の事務について、独自に市町村への権限移譲を進める「条例による事務処理の特例制度」などを活用して、市町村の権限と能力の強化に向けた取組を進めてきました。

一方、平成 18 年 2 月になされた第 28 次地方制度調査会⁵の「道州制⁶のあり方に関する答申」では、“道州制は、国と地方の双方の政府のあり方を再構築し、都道府県から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行い、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立することであり、いわば国のかたちの見直しにかかわるもの”としています。この答申を踏まえ、国では、道州制担当大臣を設置するとともに、道州制ビジョン懇談会を設置してビジョンの策定に向けた検討を進め、平成 19 年度中にも道州制の理念や大枠についての論点整理としての中間報告をまとめることとしています。

また、全国知事会が平成 19 年 1 月に示した「道州制に関する基本的な考え方」では、“道州制は国のかたちの根本に関わるものであり、国と地方双方の政府を再構築し、真の分権型社会を実現するためのものとし、中央省庁そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない”としています。

⁴機関委任事務制度

地方自治体の長などを国の地方出先機関とみなして事務を行わせるもので、都道府県の事務の 7～8 割、市町村の事務の約 3～4 割を占めていたともいわれています。

⁵地方制度調査会

地方制度調査会法により内閣府に設置された合議制の調査機関で、地方制度の改革、地方財政対策等の地方公共団体の重要課題について、数多くの答申を内閣総理大臣に出しています。

⁶道州制

現在の都道府県に代えて、より大きな規模の「道州」を新たに置き、現在、国が行っている仕事のうち、国でなければできない仕事（外交、防衛など）を除いて、「道州」と市町村で担っていくかたちにする考え方をいいます。

さらに、平成 19 年 4 月には、市町村への権限移譲を推進し、住民に身近な行政はできる限り市町村に委ねるなどの「基礎自治体優先」を基本方針に掲げた「地方分権改革推進法」が施行され、また、同年 7 月には、第 29 次地方制度調査会が発足し、地方自治の一層の推進を図る観点から、「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」などについて調査審議が始まるなど、基礎自治体である市町村に焦点をあてた改革議論が本格化しています。

こうした“自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ”という地域主権の考え方を実現していく環境が次第に形成されている中であって、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域の将来を見据えながら、その主役となり得るための体制の充実強化に向けた取組を進めることが求められます。

(2) 少子高齢社会の到来

全国の人口は、すでにピークを過ぎ、私たちはこれまでの我が国の発展の基礎ともなっていた人口増加社会から、未だ経験したことがない人口減少社会への歴史的な転換点に暮らしています。

一方、神奈川県は、平成 18 年 5 月に大阪府を抜いて、東京都に次ぐ全国第 2 位となるなど、依然として緩やかな増加が続いています。

しばらくは緩やかな増加が続く県の人口も、全国よりも遅れるものの、いずれはピークを迎えて減少に転ずると予測されていますが、そうした中で、少子高齢化は一層進展すると見込まれています。

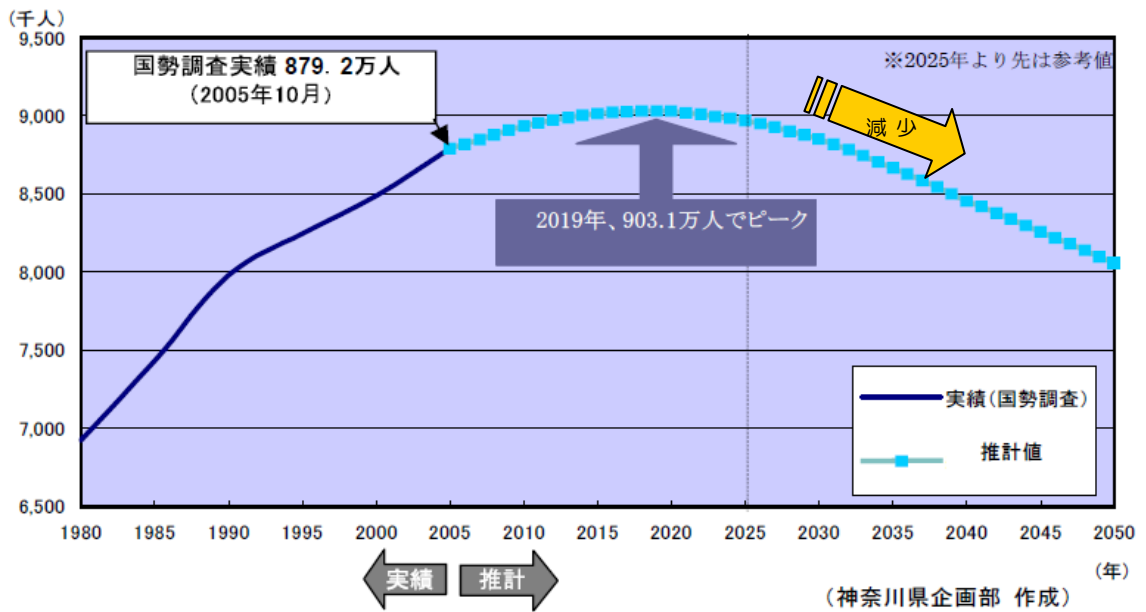
県の人口推計では、高齢化率（65 歳以上人口の占める割合）は、平成 17 年（2005 年）に 16.8%であったものが、平成 37 年（2025 年）には約 26%に達します。

これを絶対数で見ると、老年人口（65 歳以上人口）は、平成 17 年（2005 年）の 148 万人が、平成 37 年（2025 年）には 230 万人程度と、約 1.56 倍になると見込まれ、全国の 1.42 倍を上回るスピードで増加すると予測されています。

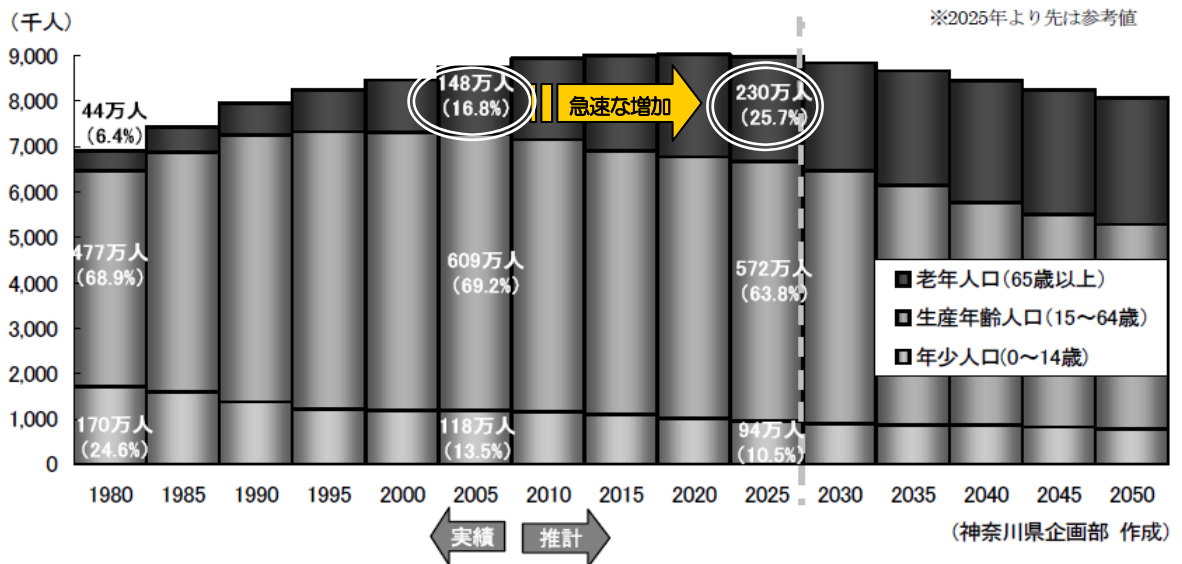
県内の市町村を個別に見ると、すでに人口の減少が顕著になっている市町村もあります。

神奈川県は、全国の中でも比較的若い県であるといわれてきましたが、今後の急速な高齢化、特にその絶対数の増加を考えれば、これまでと同様の高齢者へのサービス水準を維持しようとした場合、この分野にかかる負担が、市町村の財政運営上の大きな課題となることは明らかです。

《県の人口推計（中位推計）》



《年齢3区分別人口（県の人口推計・中位推計）》



注) 出生率は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。
この推計は、純移動(神奈川への転入人口から神奈川からの転出人口を引いたもの)の程度に応じて高位・中位・低位の3つのケースを設定したもののうち、中位のケースを示した。

(3) 市町村財政を取り巻く状況の変化

平成 17 年度決算における政令指定都市を除く神奈川県内の市町村の財政を見ると、普通会計における地方債⁷残高は 1 兆円を超え、人口一人あたりの残高に換算すると約 25 万円と依然として大変厳しい状況にあります。

地方債の発行については、国の財政投融资改革⁸や郵政民営化にあわせて、市町村の自主性をより高める観点から、これまでの国による許可制度から協議制度へと移行されました。市場公募地方債⁹の拡大など市場化も進められており、公的資金が見直し・縮減される一方で、資金調達への機会は多様化しています。

市町村が必要とする財源の確保にあたっては、これまでのように公的資金に依存するのではなく、民間資金を中心とした市場での調達が求められています。

今後、市町村は、自らの財政運営の状況やその健全度などについて、市場への情報提供や説明責任を果たしたうえで、資金を調達しなければならない、いわば“地方自治体も信用力を問われる時代”に移行しつつあります。

また、平成 19 年 6 月には、自治体の実質公債費比率¹⁰などの財務状況を毎年度議会等に報告したうえで、必要に応じて財政健全化計画を策定し、住民へ公表することなどを主な内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

今後、市町村は、財政運営のより一層の透明化と情報公開が求められるようになります。

⁷地方債

地方公共団体が資金調達のために 1 会計年度を越えて行う借入れのことです。

⁸財政投融资改革

郵便貯金や年金積立金等から国に預託された資金を特殊法人等に貸し付ける仕組みから、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的に改めた一連の改革をいいます。

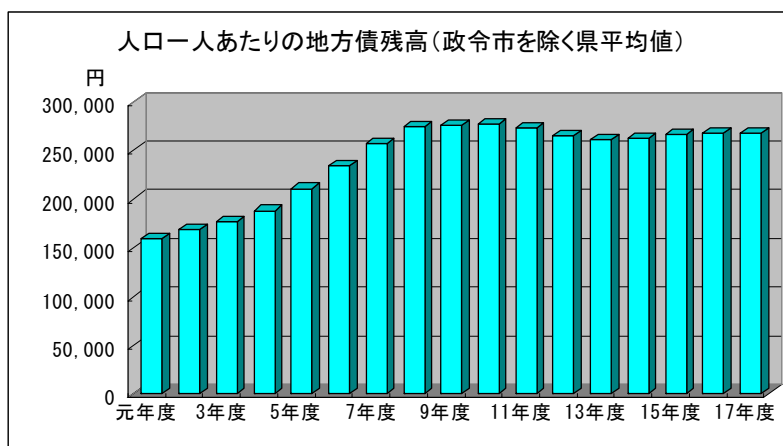
⁹市場公募地方債

広く投資家に購入を募る方法により発行される地方債のことです。

¹⁰実質公債費比率

地方公共団体の財政状態を表す指標のひとつで、年度ごとの税収や地方交付税と地方公共団体の収入に対する公債費（借金返済額）の割合を示したものです。

《県内市町村(政令指定都市を除く)の地方債残高の推移(普通会計分)》



出典：平成17年度市町村財政要覧

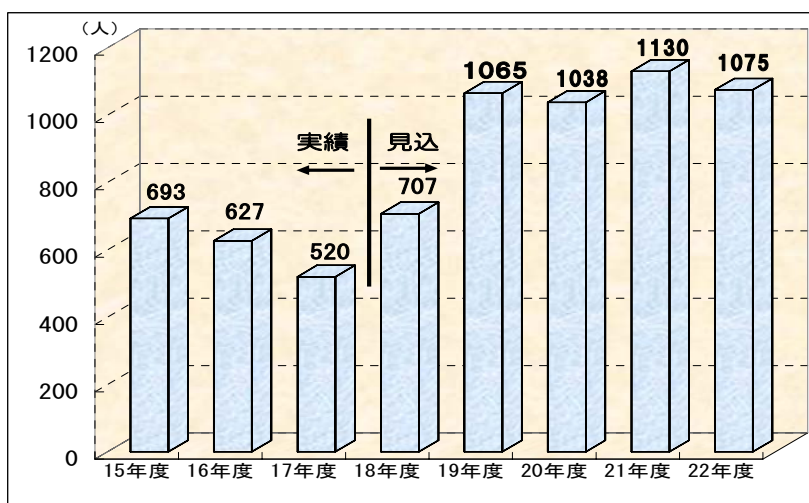
さらに、今後見込まれる市町村の団塊世代職員の大量退職に伴う退職手当の急増は、市町村財政に大きく影響を与えると考えられます。

また、財政面の課題だけでなく、これまでの行政改革の取組の中で、新規採用職員を抑制してきたこととあいまって、職員の年齢構成が不均衡になり、市町村行政の内部管理面からも課題が生じることが考えられます。

もちろん、このことが住民生活に影響してはならず、市町村は今後も多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応し、より充実した行政サービスを提供していかなければなりません。

しかし、特に職員数の少ない町村などでは、職員が複数の事務を兼務せざるを得ず、新たな課題などに対応するための専門職員の配置も困難であるというのが実情です。事務事業の見直しや、事務の民間委託といった組織や運営の合理化だけで、今後とも住民の負託に応え続けることが可能なのかどうか、十分な検討が求められています。

《県内市町村職員の定年退職者数見込》



注) 指定都市は除く。 出典：地方公共団体給与実態調査
 平成17年度までの実績は、退職者中の「定年退職者」の実数。
 平成18年度以降の見込は、17年度現在の職員の年齢から算出。

3 今後の期待される市町村像

市町村を取り巻く社会情勢は、今後、より厳しさを増していくものと考えられますが、そうした状況の中でも、引き続き市町村が住民の負託に応えた行政サービスを展開していくためには、行財政基盤の強化や住民意思の反映のための仕組みづくりなど、大胆な自己改革を検討する必要があります。

そこで、県では、今後の地域主権型社会を担うにふさわしい市町村の姿を「今後の期待される市町村像」として想定し、その実現に向けてどのようなことが求められるのかを整理しました。

(1) 3つの要件

① 「住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村」

地方分権改革の進展に伴い、福祉やまちづくりなどの分野における権限移譲はある程度進みましたが、今後、さらに特色ある地域づくりの実現や地域課題への主体的な取組を進めていくためには、市町村の権限と財源の拡充が求められます。

特に、消防・救急、福祉、教育、廃棄物対策、まちづくりなどの住民生活に身近な分野については、市町村ができる限り主体的・完結的に事務を遂行していくことが望まれます。

市町村の権限拡大にあっては、それを着実に執行していくために、地方の税財政基盤の確立に向け、税源配分の見直しをはじめとする地方税財政全体の抜本的改革が求められます。

平成19年5月に政府の地方分権改革推進委員会¹¹が公表した「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の中では、これらを踏まえ、「地方が主役の国づくりを実現するには、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。」とされ、これからの市町村は、これらの権限を備えた「完全自治体」であることが求められています。

そこで、今後の市町村像として、「住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村」が期待されます。

¹¹地方分権改革推進委員会

平成19年4月に地方分権改革推進法に基づいて内閣府に設置された機関で、内閣総理大臣に対して、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を勧告することや、必要に応じて地方分権改革の推進に関する重要事項について意見を述べるという二つの役割を担っています。

② 「専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村」

市町村が質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、職員数を削減し、組織をスリム化する行政改革の取組だけでなく、一方で多様化・高度化する住民ニーズに対応できる専門職員の確保・育成に取り組んでいく必要があります。

地方分権改革推進委員会では、今後、「条例による法令の上書き権¹²を含めた条例制定権の拡大」などの調査審議も行っていくとしていますが、これが実現した場合には、市町村が自ら住民ニーズを的確に把握し、自ら政策を企画立案し、自ら実行していく能力や、議会が条例などを審査する能力などが、これまで以上に求められていくものと考えられます。

そこで、今後の市町村像として、「専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村」が期待されます。

③ 「行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村」

<人口規模>

市町村の人口規模と行財政運営の効率性との関係は、規模が小さい市町村ほど人口一人あたりの歳出額が多く、ある程度の規模までにおいては、人口規模が大きくなるにつれて効率性が高まっていく関係があるといわれています。

このことから、行政サービスをより効率的・効果的に提供していくうえで、人口規模の拡大は一定の効果（スケールメリット）をもたらすものと考えられます。

¹² 条例による法令の上書き権

地方公共団体の定める条例で国の法令の修正を可能にすることで、国で一律に決められている基準を地域の実態にあわせて設定することができるという考え方のことです。

住民の生命、財産を守るという観点からは、市町村における消防力の強化は極めて重要な課題ですが、全国では小規模な消防本部が多数存在していることから、国では、消防体制の整備を図るため、消防本部の管轄人口を概ね 30 万以上の規模とすることを一つの目安として、広域化を進めています。

<行政区域>

現在、通勤・通学や買物といった住民の生活圏は、市町村の境界を越えて拡大しています。一方、廃棄物・ダイオキシン対策などの環境問題、医療・福祉の充実、道路などの交通基盤整備といった、単独の市町村では解決が困難な広域行政課題も増えています。

県内市町村は、全国と比較すると相対的に狭い行政区域の中で、これまで公共施設整備に取り組んできましたが、市街地が行政区域を越えて連たんしている中で、文化施設やスポーツ施設などが多く整備されている現状を鑑みると、行政区域を拡大し、既存類似施設の役割を分担することで、多様な住民ニーズに対応することが可能になると考えられます。

そこで、今後の市町村像として、「行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村」が期待されます。

なお、市町村の規模拡大にあたっては、通勤・通学や経済活動の状況など、住民の視点に立った地域の結び付きや、歴史的・文化的な結び付き、行政の広域連携の状況など、地域の一体性を十分に考慮することが必要です。

さらに、地勢や交通・都市基盤の整備状況、商業・経済的な特徴、住民意識など、それぞれの市町村が持つ地域特性を十分に踏まえることも必要です。

(2) 実現に向けて

① 実現のための手法

これまで県内市町村では、多岐にわたる住民ニーズへの対応手法として、事務の受委託や一部事務組合¹³の設置など、近隣市町村との広域連携により一定の効果を上げていますが、一方で、その責任の所在が不明確になることや、迅速な意思決定ができないといったデメリットも指摘されています。

市町村合併は、新たな枠組みの中で、地域のまちづくりを抜本的に見直し、集約した投資を通じて、環境の保全を図りながら、地域の活性化を図る契機ともなります。

「今後の期待される市町村像」を実現していくための手法として、市町村自らがある程度広域的にまとまり、統一的な経営主体となる市町村合併は、極めて有効な手段の一つです。

② 神奈川県における合併検討の視点

県内市町村は、比較的狭い県土にあっても、多様で豊かな自然資源に恵まれ、鉄道や道路網の整備も進み、市街地が連たんしているという地域特性があります。こうした一定の地域が合併すれば、新しい経営主体のもとで、住民生活に密着した事務の効率化が期待でき、また、地域特性を踏まえた一体的なまちづくりが期待できます。

全国における平成の大合併の事例においては、厳しい財政事情を背景とした緊急避難的な合併も見受けられますが、全国と比較すると相対的に財政力が高いといわれている県内市町村が、将来を展望し、さらに権限や能力を充実させ、ステップアップしていくといった視点から、合併という手段を用いれば、未来を拓き、未来に挑む、神奈川の市町村らしい基礎自治体が形成されていくものと考えられます。

そのため、県域全ての市町村が、住民に身近な行政分野を主体的・完結的に展開できる規模として、人口 30 万以上という規模を視野に入れた「中核市相当あるいはそれ以上の都市」をめざし、これにふさわしい権限と能力、財政基盤の整備に向けた取組が必要であると考えます。

¹³一部事務組合

市町村が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体で、ごみ処理や消防などの分野で設置される例が多く見られます。

(3) 実現に伴う効果

県域全ての市町村が、合併という手段により「中核市相当あるいはそれ以上の都市」をめざした取組を行ったとき、そこには、次のような効果が見いだされます。

① 多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開

神奈川県は、山・川・湖・海といった多彩な自然資源に恵まれる一方で、首都圏にあって、多くの人々が働き、集い、活気にあふれた都市化が進む地域をあわせ持っています。また、鉄道や道路網の発達によって、人々の日常生活圏が広がり、市街地が連たんしているという特徴があるなど、他の都道府県にはない優位性を備えています。

市町村は、その地域の資源や特性を踏まえ、これを最大限に生かしながら、まちの魅力を高め、住民が活力を発揮し安らぎを実感できるまちづくりに取り組んでいます。その範囲は、基本的に既存の行政区域内にとどまっています。

市町村合併による規模の拡大によって、それぞれの地域固有の資源や特性を新たに組み合わせれば、これまでの市町村ではなし得なかった、多様な地域資源を一体的・効果的に活用でき、広域的な土地利用の可能性が広がるなど、これまでのまちづくりの考え方を大きく転換できます。

県内では、平成の大合併において相模原市と津久井郡4町が合併しました。都市化が進んでいる相模原市は、豊かな自然環境を持つ水源地域である津久井郡4町との合併をきっかけとして、「自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原」を将来像とした新たなまちづくりに取り組んでいます。

こうした取組は、合併前の市町ではなし得なかったことですから、市町村合併によって、多様な地域資源を活用した新たなまちづくりをめざすモデルケースとして、今後の合併検討の参考になると考えられます。

② 道州制時代にも対応できる市町村像の発信

国の第 28 次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」では、「広域自治体改革のあり方は、国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しを基本とし、これに沿って事務権限の再配分やそれぞれの組織の再編、またそれにふさわしい税財政制度を実現できるものとすべきであり、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる。」としています。

道州制に関しては、この答申において、今後、国民的な議論が必要とされているところですが、中長期的な課題として、将来の方向性が示された意義は大きいといえます。

合併新法の下での市町村合併の議論と、道州制の議論とは、現時点では切り離して考えるべきですが、仮に道州制へ移行した場合は、これまでの都道府県と市町村による二層の地方自治の仕組みが、道州と市町村との二層の仕組みへと大きく転換することになります。

道州制の導入に伴い、広域的な役割は道州が担う一方で、これまで都道府県が担ってきた事務の多くは、市町村へ大幅に移譲されることが想定されます。

今後、厳しい社会情勢を見通し、住民の負託に応え得る足腰の強い市町村づくりに取り組むことは、将来の道州制時代の扉を開くという効果をもたらします。

市町村合併によって、県内市町村が他の都道府県の主要な都市にもひけをとらない権限と能力、規模を持つことになれば、将来の道州制時代にも対応できる市町村像を、神奈川から発信できる可能性があります。

③ 総合的な施策の展開

現行の地方自治制度では、市町村の権限と能力は、主としてその人口規模に応じて移譲される仕組みになっています。

住民に最も身近な市町村は、地域の住民ニーズや地域課題を最も把握し得る行政主体であることから、権限と能力を十分に発揮し、適切な行政サービスを提供していく必要があります。

中核市の要件は人口 30 万以上となっており、県内の横須賀市、相模原市を含めて全国で 35 市が指定されていますが、その権限と能力は、保健所の設置や市街化区域内の開発行為の許可など、政令指定都市に次ぐものです。

県内市町村全てが、中核市相当あるいはそれ以上の権限と能力を担うことになれば、例えば、福祉政策と保健・医療政策を組み合わせた施策展開や、周囲の環境と調和した新たなまちづくりなど、総合的な施策展開が可能です。

④ スケールメリットの一層の発揮

市町村合併による一般的な効果として、いわゆるスケールメリットがあげられます。市町村合併によって、行政組織のうち管理部門等が集約できるとともに、市町村長などの特別職や市町村議会議員の定数の減少によって、単独で行政改革を進める以上の削減効果が期待できることから、市町村合併は究極の行政改革ともいわれています。

市町村合併によって生まれる人的・財政的な余力を、地域課題解決のための施策の企画立案部門をはじめ、住民に身近な分野への専門職員の配置や、市町村合併後の生活基盤の整備などに集中的に投資することが可能となります。

合併を通じて規模が拡大することで市町村の権限と能力が強化されれば、これまで県が行ってきた事務が市町村に移管されることとなります。こうした動きが進むことで、県は市町村行政の補完的な役割から、広域的な防災対策や廃棄物対策、高次医療など広域自治体としての役割に純化、特化していくことができ、都道府県と市町村との二層の自治制度の仕組みから、市町村が地域の主体となる地域主権型社会への転換が進むこととなります。

一方、合併市町村が、新たな事務を担う職員を確保するにあたって、これまでその事務を担ってきた県職員の派遣や交流を通じて、県と合併市町村との協調が実現すれば、合併市町村はスケールメリットにより生み出された財源を、生活基盤の整備などのまちづくりに有効に活用することができ、県・市町村の総体として見れば、職員数の削減という住民の行政改革の期待にも応え得るという効果が発揮できます。

神奈川県における「今後の期待される市町村像」の 実現に向けて（まとめ）

市町村が、地域主権型社会の主役として、住民に身近な行政分野を中心として地域課題や住民ニーズを的確に踏まえ、特色ある行政サービスや個性豊かなまちづくりなどを主体的・完結的に展開していくために・・・

今後の期待される市町村像

- ①「住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村」
- ②「専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村」
- ③「行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村」

本県市町村の特性

多様で豊かな自然資源

鉄道や道路網の整備の進展

市街地が連たん

厳しい財政事情を主な理由とした緊急避難的な合併ではなく、**将来を展望し、市町村がさらに権限と能力を充実させ、ステップアップする**といった視点から、**未来を拓き、未来に挑む合併が可能ではないか。**

市町村合併という手段により

中核市相当（人口30万）あるいはそれ以上の都市へ

【効果】

- ・ 多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開が可能
- ・ 道州制時代にも対応できる市町村像の発信が可能
- ・ 総合的な施策の展開が可能
- ・ スケールメリットの一層の発揮が可能

4 「今後の期待される市町村像」の具体化に向けた展望

(1) 合併に向けた取組が期待される都市圏域の設定

県では、横浜市・川崎市の2つの政令指定都市及び平成19年3月に合併した相模原市を除いた30市町村について、審議会の答申で示された「圏域」の考え方や、市町村のこれまでの広域連携の実情を踏まえ、5つの「合併に向けた取組が期待される都市圏域」を設定します。

【圏域設定の考え方】

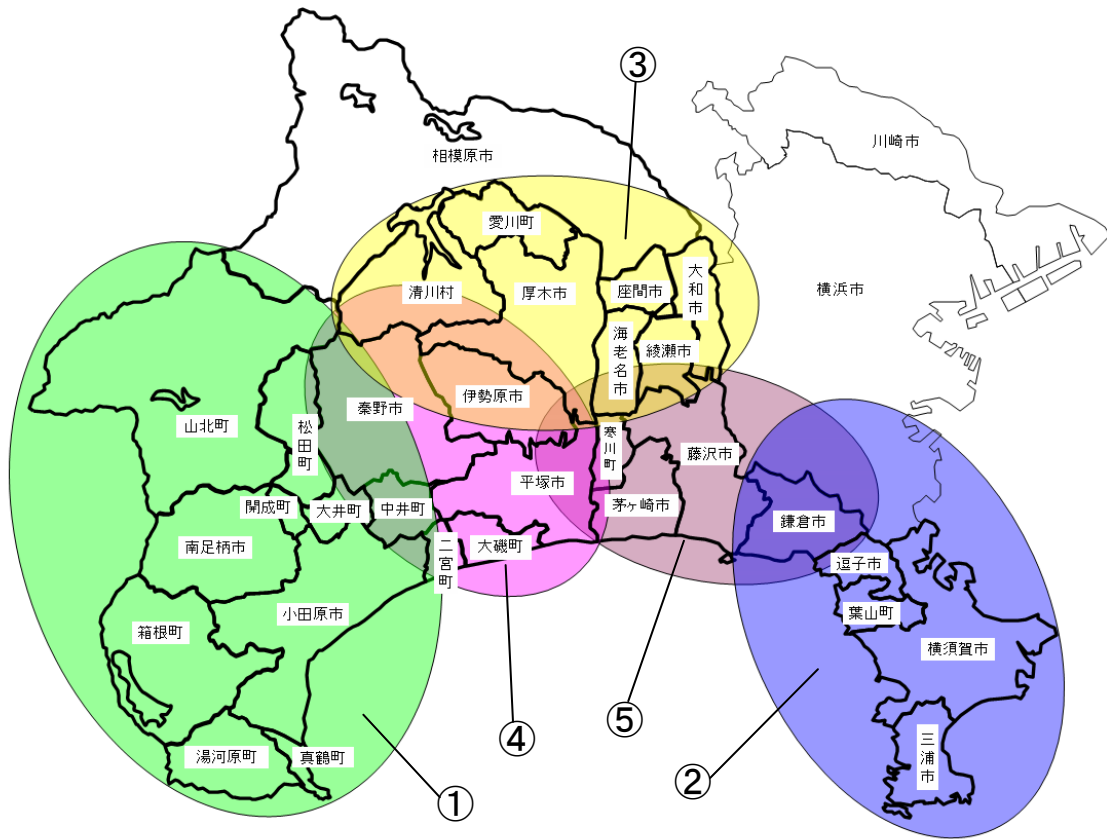
審議会では、合併検討の対象となる市町村の組合せの検討にあたり、市町村における住民の通勤・通学、買物の状況、業務目的での移動の状況や、国や県の機関の所管区域、旧郡の区域といった行政的なつながりをもとに、統計分析の手法を用いて市町村の組合せ検討の基礎となる6つの圏域を設定しました。

この6つの圏域は、あくまでも合併を議論するための基礎として設定したもので、審議会の答申においても、圏域を越えた合併検討を否定しておらず、また、圏域内の一部の市町村による先行的な合併といった現実的な対応も想定されることから、具体の合併検討に際しては、圏域の実情を踏まえたうえで、慎重に検討していくことが必要としています。

こうした答申の考え方をより明確にするため、県の構想における圏域の設定にあたっては、市町村単位で明示するのではなく、住民の生活圏や市町村間の広域連携の実情を踏まえ、周辺の市町村に広がりを持たせた緩やかな圏域（以下「都市圏域」といいます。）を設定することにしました。

なお、審議会の答申後に合併した相模原圏域については、すでに県がこの地域に限定した構想を作成していることから、本構想では除外しています。また、横浜市、川崎市の両政令指定都市は、十分な権限と能力、行財政基盤を有しており、既に「今後の期待される市町村像」を体現していると考えられることから、都市圏域の設定の対象から外しています。

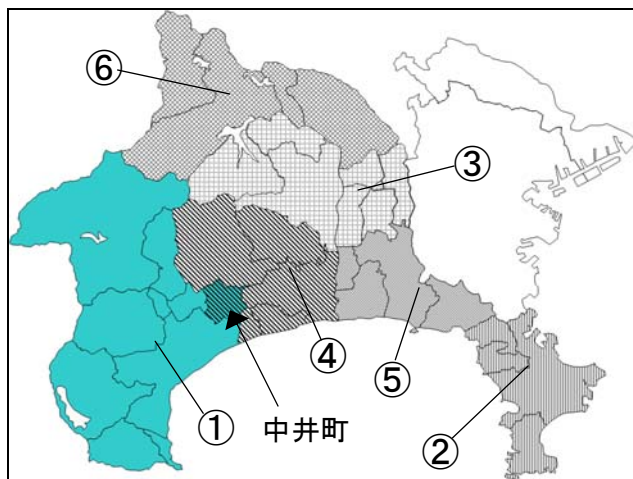
合併に向けた取組が期待される5つの都市圏域



① 県西圏域 ② 三浦半島圏域 ③ 県央圏域 ④ 湘南西圏域 ⑤ 湘南東圏域

<参考>

審議会の答申で示された6つの「圏域」（政令指定都市を除く）の考え方



住民の通勤・通学、購買、業務移動などの生活圏の状況や、市町村の広域連携、行政機関の所管区域、旧郡の区域などの行政的なつながりの状況を踏まえ、客観的な統計分析の手法を用いて、審議会が示した「合併を検討する基礎」としての6つの圏域

注) 中井町は2つの圏域に重複して位置づけられています。

(2) 合併検討に向けたアプローチ

今後、5つの都市圏域すべてにおいて、合併検討が始まることが期待されますが、合併は、地域の将来像や住民生活に大きな影響を及ぼすものであり、また5つの都市圏域それぞれの市町村における合併検討の熟度も異なることから、市町村合併を県内で同時期に、一気に実現していくことは難しいものと考えられます。

しかし、今後の地域主権型社会を展望する中で、各都市圏域の市町村は、地域の将来像を共有しながら、一部の分野に限ることなく、様々な行政分野における政策連携や事業連携の取組を一層強化し、広域連携を深めていく必要があると考えられます。

都市圏域ごとに、さらなる広域連携の取組を進めていく中で、合併検討の気運が生じた場合や、圏域の一部の市町村で先行的な合併検討の萌芽が見られる場合には、市町村の意向を把握しながら、構想対象市町村に位置づけるなど、県では合併検討の取組を支援していきます。

(3) 合併検討に向けての留意事項

合併による規模の拡大により、市町村が自らの権限や財源により事務を実施するといった、いわゆる「団体自治¹⁴」は強化されますが、一方で、役場が遠くなることや、合併市町村全体の議会議員の定数の減少などをとらえて、“住民の声が届きにくくなるのではないか”、“中心部だけがよくなって周辺部は取り残されてしまうのではないか”といった「住民自治¹⁵」に対する懸念が生じてきます。

地域主権型社会を実現していく観点からも、合併検討にあたっては、合併後のまちづくりとともに、規模が拡大しても、住民の意見を行政運営に適切に反映する仕組みをつくることといった「住民自治」の拡充を検討していくことも不可欠です。

¹⁴団体自治

地方の運営は国とは別の独立した自治権をもつ地方公共団体の権限と責任において行われるべきであるという考え方のことです。

¹⁵住民自治

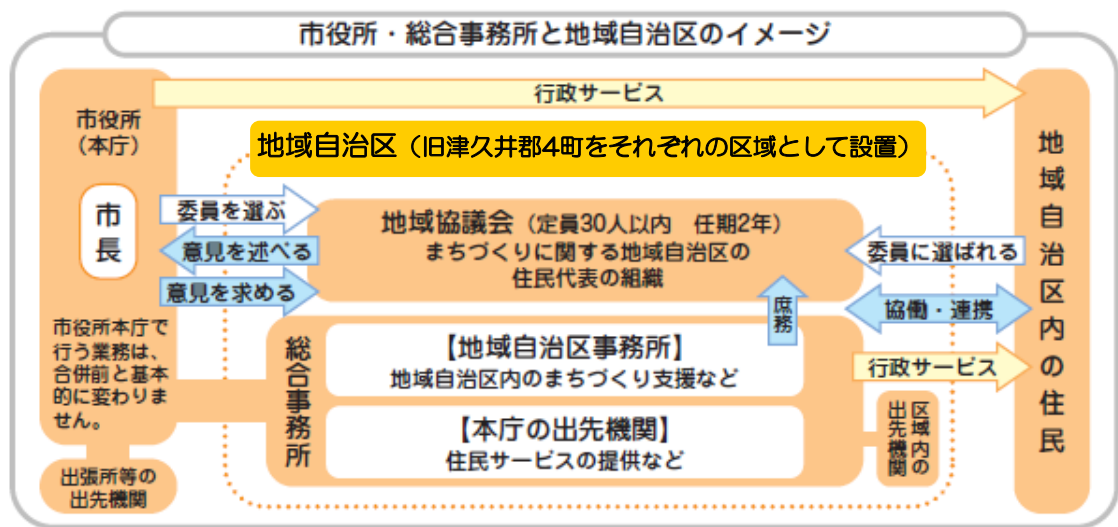
地方の運営はその地方の住民の意思と責任に基づいて行われるべきであるという考え方のことです。

平成の大合併としては、県内唯一の事例である相模原市では、合併前の津久井郡4町の区域ごとに地域自治区¹⁶を設置するとともに、旧町役場に住民に身近な行政サービスを提供する総合事務所¹⁷を置き、サービスの低下を招くことのないよう配慮がなされました。

さらに、それぞれの地域自治区ごとに、区域の住民や団体等の代表者で構成される地域協議会¹⁸を設置し、住民の意見を新市の行財政運営に反映することが可能な仕組みを整備しています。

県では、相模原市の例をはじめとして、全国の合併市町村における都市内分権の取組を踏まえながら、合併検討を行う市町村の実情に見合った住民自治の仕組みについて、制度設計面からの取組を支援していきます。

《相模原市の取組例》



(神奈川県企画部作成)

¹⁶ 地域自治区

旧市町村の区域を単位として設置することができ、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、住民の身近な事務を処理する事務所が置かれます。

¹⁷ 総合事務所

合併後の旧市町村域の行政サービスの拠点となる事務所で、旧市町村役場が多く活用されます。

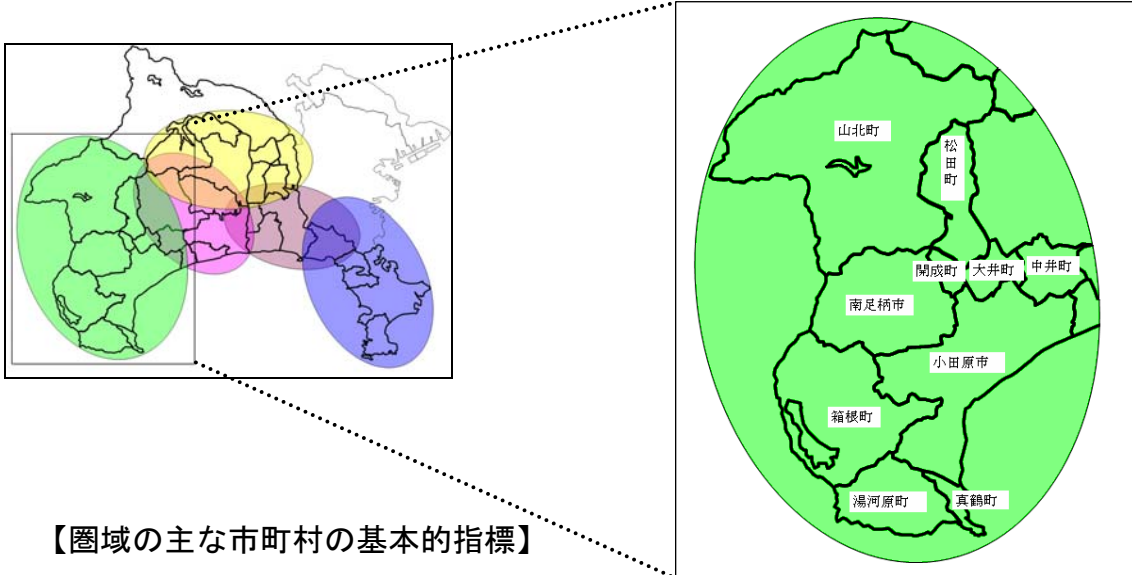
¹⁸ 地域協議会

地域自治区において、住民の多様な意見を行政施策に反映するために置かれる組織で、市町村長は、地域自治区の重要事項について、事前に地域協議会の意見を聴かなければならないものとされています。

5 「合併に向けた取組が期待される都市圏域」の概要

(1) 県西圏域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町及びその周辺地域

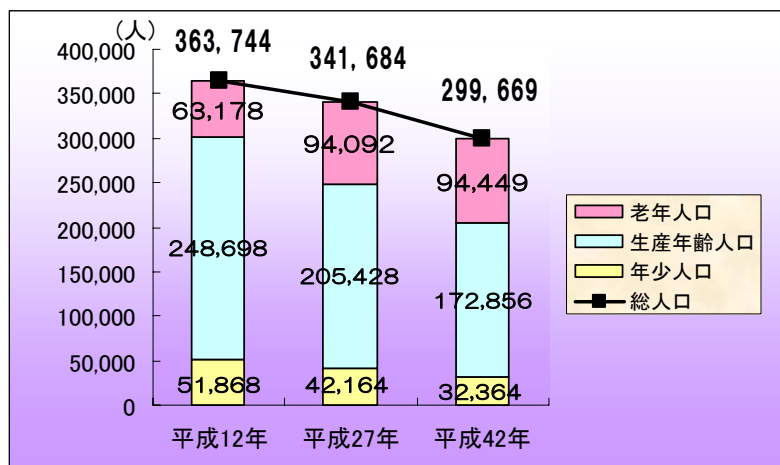


(人口等の現状)

	< 特例市 >										
	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	合計
総人口(人)	198,741	44,134	10,173	17,530	12,399	12,655	15,123	14,206	8,714	27,430	361,105
総面積(km ²)	114.09	76.93	20.02	14.41	37.75	224.70	6.56	92.82	7.02	40.99	635.29
人口密度(人/km ²)	1,742.0	573.7	508.1	1,216.5	328.5	56.3	2,305.3	153.0	1,241.3	669.2	568.4
昼夜間人口比率(%)	98.0	90.6	127.4	93.6	91.1	86.8	94.6	143.3	72.3	86.7	-

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）

(将来人口)



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	17.4%	27.5%	31.5%
生産年齢人口	68.4%	60.1%	57.7%
年少人口	14.2%	12.4%	10.8%

出典：日本の市区町村別将来推計人口

(平成15年12月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

【圏域の主な市町村の概況】

- ・総人口は約 36 万人、総面積は約 635km²です。
- ・5つの圏域の中では面積が最も大きく、人口は最も少なくなります。
- ・人口推計では、5つの圏域の中で人口減少率が最も大きくなり（H12→H42 約 18%減）、平成 42 年における老年人口比率は、三浦半島圏域に次いで大きい 31.5%と予測されています。
- ・かつて、小田原藩、小田原県が置かれていたこともあり、歴史的・文化的に強い一体性があります。
- ・富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然環境を背景に、我が国を代表する観光地を擁しています。
- ・ごみ・し尿処理や消防・救急など様々な行政分野で広域連携が図られています。
- ・2市8町では、地域の市町村長で構成された「県西地域合併検討会」が平成 19 年 2 月に設立され、合併のメリット、デメリット、さらにはまちづくりの将来展望等について検討が行われています。
- ・圏域のうち真鶴町、湯河原町においては、過去に旧合併特例法のもとで合併検討が行われました。

【地方自治法に基づく行政の広域連携の状況】

【ごみ処理】

- 足柄東部清掃組合（中井町、大井町、松田町）
- 足柄西部清掃組合（山北町、開成町）
- 湯河原町真鶴町衛生組合（真鶴町、湯河原町）

【し尿処理】

- 足柄上衛生組合（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）

【消防・救急】

- 足柄消防組合（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
- 真鶴町が湯河原町に事務委託

【下水処理】

- 真鶴町が湯河原町に事務委託

【火葬事務】

- 湯河原町が真鶴町に事務委託

【介護認定審査】

- 足柄上郡介護認定審査会（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）

【障害程度区分認定審査】

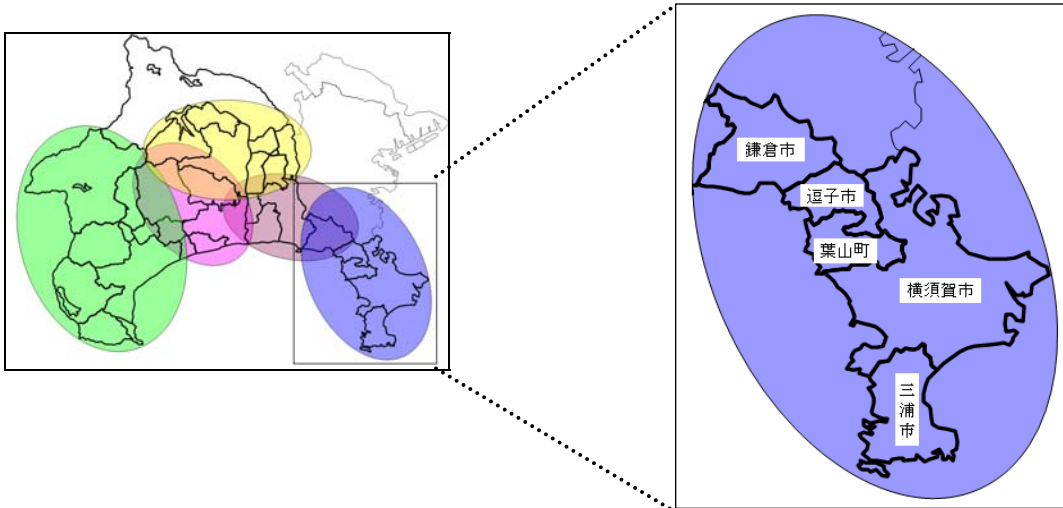
- 南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会
- 小田原市箱根町真鶴町湯河原町障害程度区分認定審査会

【合併検討の方向性】

- ・この圏域には、東名高速道路のインターチェンジへのアクセスを生かした企業団地が立地しているうえ、全国で有数の観光地も多数存在していますので、工業を振興する地域や観光に取り組む地域などの役割分担により、多彩な地域資源を生かしたまちづくりが可能です。
- ・鉄道、道路の交通網の状況から、中日本・西日本からの首都圏への玄関口であるという立地を生かし、富士・箱根・伊豆の自然資源や歴史・文化的な資源を生かした隣接県との事業連携に、一つの市として取り組むことが効果的です。
- ・すでに、圏域内で広域連携の取組が進んでおり、合併検討を行う環境が整っている圏域ととらえることができます。

(2) 三浦半島圏域

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町及びその周辺地域



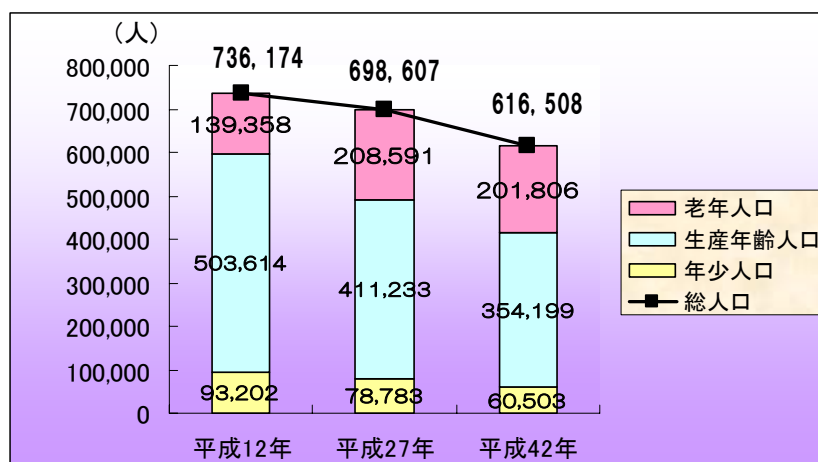
【圏域の主な市町村の基本的指標】

(人口等の現状)

	< 中核市 >					合計
	横須賀市	鎌倉市	逗子市	三浦市	葉山町	
総人口(人)	426,178	171,158	58,033	49,861	31,531	736,761
総面積(km ²)	100.68	39.60	17.34	32.28	17.06	206.96
人口密度(人/km ²)	4,233.0	4,322.2	3,346.8	1,544.6	1,848.2	3,559.9
昼夜間人口比率(%)	90.6	95.0	78.8	83.0	71.5	-

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）

(将来人口)



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	18.9%	29.8%	32.7%
生産年齢人口	68.4%	58.9%	57.5%
年少人口	12.7%	11.3%	9.8%

出典：日本の市区町村別将来推計人口

(平成15年12月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

【圏域の主な市町村の概況】

- ・総人口は約 73 万人、総面積は約 207km²です。
- ・人口推計では、5つの圏域の中で人口減少数が最も大きく（H12→H42 約 12 万人減）、平成 42 年の老年人口割合は最も高い 32.7%と予測されています。
- ・歴史的な文化遺産を有する古都鎌倉や、変化に富んだ海岸線を有し、三方を海に囲まれた三浦半島を中心とし、多摩丘陵から続くまとまったみどりが残る圏域です。
- ・横須賀市は、平成 13 年に中核市の指定を受けています。

【地方自治法に基づく行政の広域連携の状況】

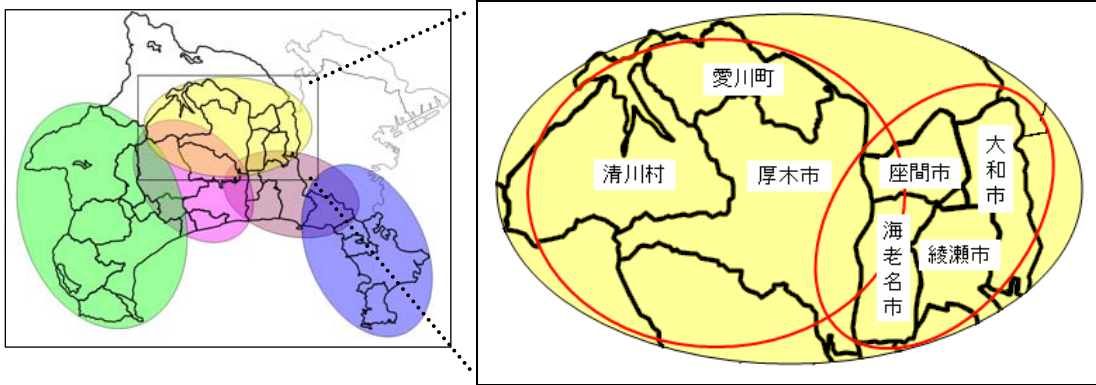
この圏域では、地方自治法に基づく広域連携は実施されていません。

【合併検討の方向性】

- ・この圏域は、豊かな自然環境に恵まれていることや、首都圏に近いといった立地条件から、新たな産業の誘致や、農水産物など特色ある地域資源を生かした交流の促進などにより、全体のさらなる活性化が期待できます。
- ・圏域の人口、面積の多くを占める横須賀市は中核市であり、すでに圏域の中核都市としての役割を担っていると考えられることから、今後、この圏域の市町が将来を見据え、合併検討を望む状況になれば、横須賀市が中心となった圏域一体のまちづくりの検討が期待されます。

(3) 県央圏域

厚木市、愛川町、清川村（相模川の西側）と大和市、海老名市、座間市、綾瀬市（相模川の東側）及びその周辺地域



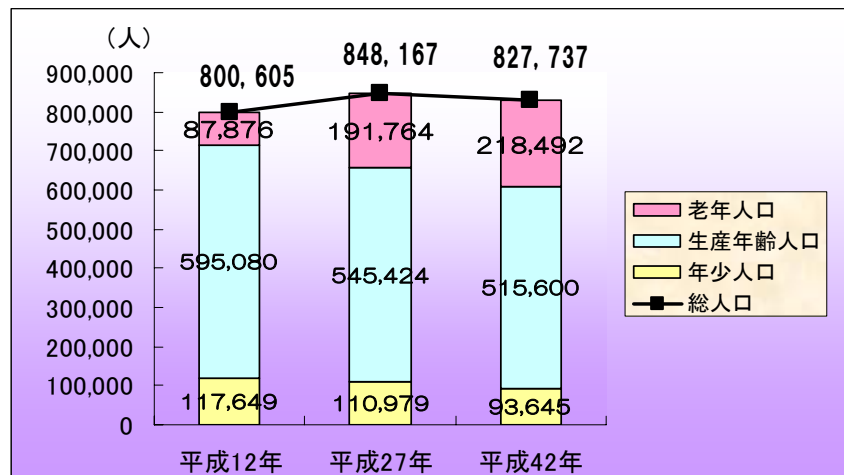
【圏域の主な市町村の基本的指標】

(人口等の現状)

	< 特例市 >			< 特例市 >				合計
	厚木市	愛川町	清川村	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	
総人口(人)	222,403	42,045	3,507	221,220	123,764	128,174	81,767	822,880
総面積(km ²)	93.83	34.29	71.29	27.06	26.48	17.58	22.28	292.81
人口密度(人/km ²)	2,370.3	1,226.2	49.2	8,175.2	4,673.9	7,290.9	3,670.0	2,810.3
昼夜間人口比率(%)	114.7	97.5	88.2	86.8	91.4	80.8	95.8	-

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）

(将来人口)



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	11.0%	22.6%	26.4%
生産年齢人口	74.3%	64.3%	62.3%
年少人口	14.7%	13.1%	11.3%

出典：日本の市区町村別将来推計人口

(平成15年12月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

【圏域の主な市町村の概況】

- ・総人口は約 82 万人、総面積は約 293km²です。
- ・人口推計では、人口増加がしばらく続き、平成 42 年における人口は現在よりも多いですが、5つの圏域の中では、老年人口の絶対数の増加が最も大きくなる（H12→H42 約 13 万人増）と予測されています。
- ・圏域の北西部には、神奈川の水源地でもある豊かな森林が広がっている一方で、企業の集積により商工業が盛んで、市街地も連たんしています。
- ・圏域の中央を南北に相模川が流れており、住民の生活圏としては相模川の東部と西部で異なります。
- ・ごみ・し尿処理や火葬場の運営などで広域連携が行われていますが、その枠組みも相模川の東西ごととなっています。

【地方自治法に基づく行政の広域連携の状況】

【ごみ処理】

高座清掃施設組合（海老名市、座間市、綾瀬市）
清川村が厚木市に事務委託

【ごみ処理施設の設置】

厚木愛甲環境施設組合（厚木市、愛川町、清川村）

【し尿処理】

高座清掃施設組合（海老名市、座間市、綾瀬市）

【火葬場の運営】

広域大和斎場組合（大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）

【住民票の写しの交付】

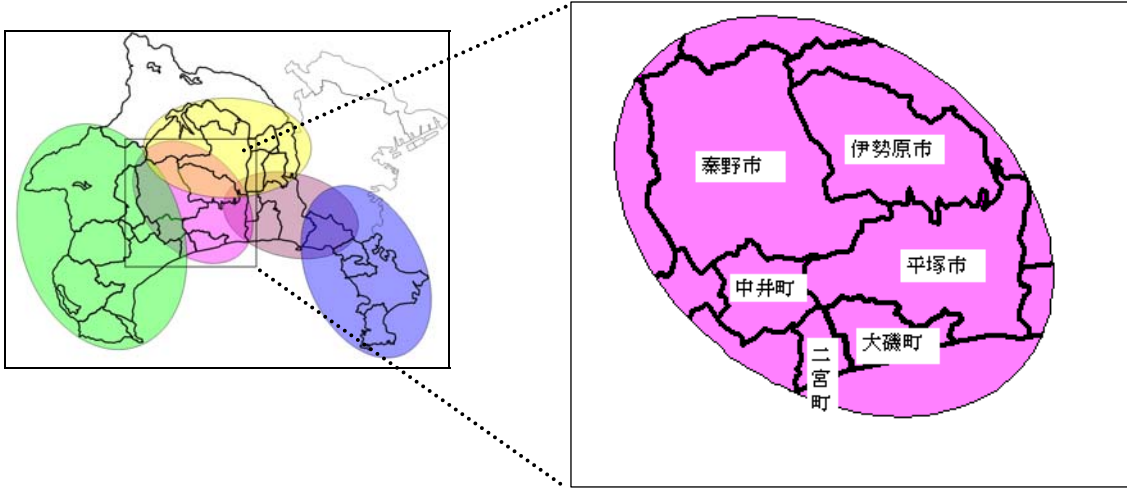
厚木市、愛川町、清川村が相互に事務委託

【合併検討の方向性】

- ・この圏域は、神奈川県の水源地域と都市を包含していますので、豊かな自然と、活気あふれる都市とが融合した、人口 80 万を超える新しいまちづくりを実現できる可能性を秘めています。
- ・行政的なつながりを踏まえると一体性が認められる圏域ですが、通勤や買物といった住民の生活圏から考えると、相模川を挟んだ東西の地域ごとで結び付きが強いという特徴があります。
- ・将来的には、圏域全体での合併検討が期待されますが、当面は、住民に身近な行政分野において、相模川の東西それぞれの地域ごとに広域連携を深めながら、圏域の一部市町村による先行的な合併検討へと進展することが期待されます。

(4) 湘南西圏域

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、中井町及びその周辺地域



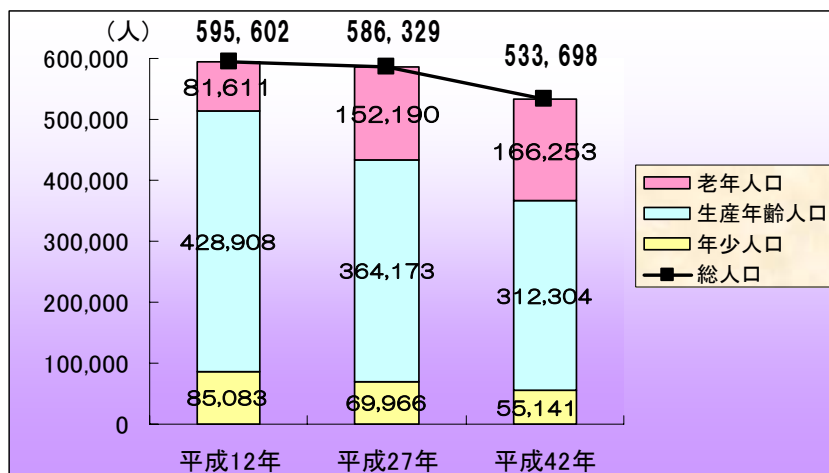
【圏域の主な市町村の基本的指標】

(人口等の現状)

	< 特例市 >						合計
	平塚市	秦野市	伊勢原市	大磯町	二宮町	中井町	
総人口(人)	258,958	168,317	100,579	32,590	30,247	10,173	600,864
総面積(km ²)	67.80	103.61	55.52	17.21	9.08	20.02	273.24
人口密度(人/km ²)	3,819.4	1,624.5	1,811.6	1,893.7	3,331.2	508.1	2,199.0
昼夜間人口比率(%)	101.1	82.8	91.2	76.2	73.0	127.4	-

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）

(将来人口)



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	13.7%	26.0%	31.2%
生産年齢人口	72.0%	62.1%	58.5%
年少人口	14.3%	11.9%	10.3%

出典：日本の市区町村別将来推計人口

(平成15年12月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

【圏域の主な市町村の概況】

- ・総人口は約 60 万人、総面積は約 273km²です。
- ・人口推計では、平成 42 年の老年人口の絶対数は平成 12 年の 2 倍以上に増加すると予測されています。
- ・丹沢大山や相模川、湘南海岸などの自然環境に恵まれているほか、工場誘致や大規模団地の造成など都市化も進んでいます。
- ・秦野地域で生産されたたばこを運搬する軽便鉄道が秦野市、中井町、二宮町間に敷設されていたなど、東西の鉄道・国道の流れだけでなく、南北間の交流もあります。
- ・秦野市・伊勢原市でゴミ・し尿処理や火葬場の運営等で広域連携が行われています。
- ・圏域のうち平塚市、大磯町、二宮町においては、湘南東圏域の藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町と、湘南市研究会で合併の研究が行われたことがあります。

【地方自治法に基づく行政の広域連携の状況】

【ごみ処理】

秦野市伊勢原市環境衛生組合（秦野市、伊勢原市）
（中井町は足柄東部清掃組合に加入）

【し尿処理】

秦野市伊勢原市環境衛生組合（秦野市、伊勢原市）
（中井町は足柄上衛生組合に加入）

【火葬場の運営】

秦野市伊勢原市環境衛生組合（秦野市、伊勢原市）

【消防・救急】

（中井町は足柄消防組合に加入）

【下水処理】

秦野市が、一部の地域について伊勢原市に事務委託

【介護認定審査】

（中井町は足柄上郡介護認定審査会に加入）

【障害程度区分認定審査】

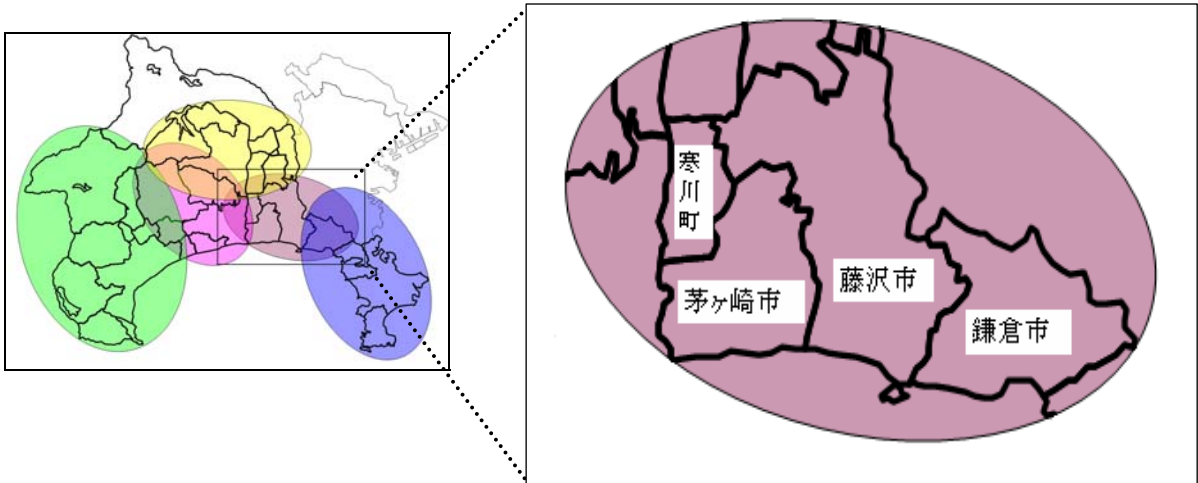
大磯町二宮町障害程度区分等認定審査会
（中井町は南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町障害程度区分等認定審査会に加入）

【合併検討の方向性】

- ・この圏域は、丹沢山地や相模湾といった豊かな自然を擁する地域と、産業、研究機関などの集積が進んでいる地域とを包含していますので、これらの地域資源を一体的に活用することで、環境と共生したまちづくりを実現できる可能性があると考えられます。
- ・この圏域では、平塚市と秦野市にそれぞれ拠点性が認められますので、この両市を中心として広域連携の取組を引き続き進めていく中で、将来的に圏域一体となった合併検討へと進展することが期待されます。

(5) 湘南東圏域

鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及びその周辺地域



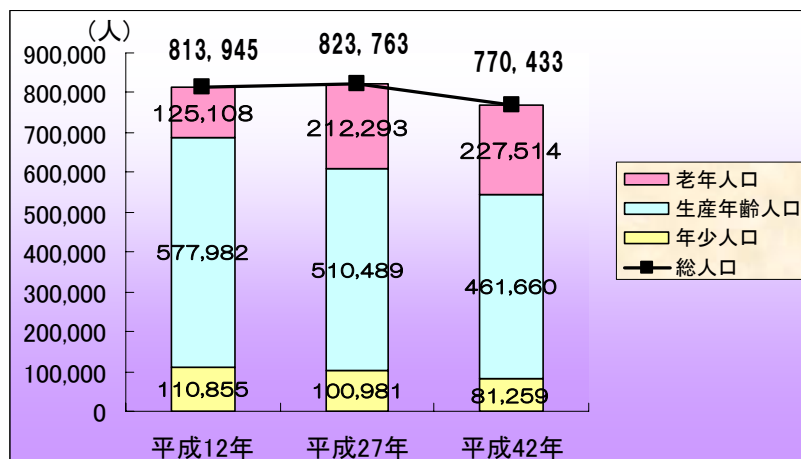
【圏域の主な市町村の基本的指標】

(人口等の現状)

	< 特例市 >				合計
	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	
総人口(人)	171,158	396,014	228,420	47,457	843,049
総面積(km ²)	39.60	69.51	35.71	13.42	158.24
人口密度(人/km ²)	4,322.2	5,697.2	6,396.5	3,536.3	5,327.7
昼夜間人口比率(%)	95.0	94.9	78.9	94.3	-

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）

(将来人口)



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	15.4%	25.8%	29.5%
生産年齢人口	71.0%	62.0%	59.9%
年少人口	13.6%	12.2%	10.6%

出典：日本の市区町村別将来推計人口

(平成15年12月推計)

(国立社会保障・人口問題研究所)

【圏域の主な市町村の概況】

- ・総人口は約 84 万人、総面積は約 158km²です。
- ・人口推計では、平成 42 年でも老年人口の割合は 30%を下回りますが、絶対数は約 23 万人と 5つの圏域の中で最も多くなると予測されています。
- ・歴史的な文化遺産を有する古都鎌倉や湘南海岸などの観光資源に恵まれているほか、工業団地の集積などにより、5つの圏域の中で製造品出荷額が最も高い圏域です。
- ・藤沢市は、すでに中核市となる人口要件を満たしています。
- ・茅ヶ崎市と寒川町で広域連携が進んでいます。
- ・圏域のうち藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町においては、湘南西圏域の平塚市、大磯町、二宮町と、湘南市研究会で合併の研究が行われたことがあります。

【地方自治法に基づく行政の広域連携の状況】

【ごみ処理】

寒川町が茅ヶ崎市に事務委託

【し尿処理】

茅ヶ崎市が寒川町に事務委託

【火葬場の運営】

寒川町が茅ヶ崎市に事務委託

【小中学校の教育事務】

茅ヶ崎市が藤沢市に事務委託

【合併検討の方向性】

- ・この圏域は、交通の利便性が高く、製造業や研究開発型産業の集積も進んでいるので、既存の企業集積を基礎として、さらなる企業誘致を進めるとともに、地域ブランドを積極的に活用し圏域内外での交流を推進することで、一層にぎわいのある活力あるまちづくりを目指すことが可能であると考えられます。
- ・圏域には、複数の拠点がありますので、圏域全体を見たときには、多核型の個性豊かなまちづくりも展望できると考えられます。
- ・茅ヶ崎市と寒川町では、産業が集積する地域も連たんし、すでに一定の広域連携も進められていることから、この両市町と結び付きの強い藤沢市との連携を深めつつ、さらに将来的には圏域全体の合併検討へと進展することが期待されます。

6 自主的な市町村の合併の推進に向けた支援

(1) 市町村に対する県の支援の基本的な考え方

合併という手段によって、中核市あるいは政令指定都市などの行財政基盤の強化された基礎自治体が誕生し、県からの権限移譲が大幅に進めば、県の役割は、市町村行政の補完的役割から、より広域的な役割へと純化、特化していきます。つまり、“市町村が変われば、県も変わる”こととなります。

また、道州制時代にも対応し得る市町村を形成していく観点からも、県としては、市町村合併を市町村だけの取組にとらえるのではなく、県と市町村の協調した取組と認識したうえで、市町村や住民の皆様に対する的確な情報提供を行っていくとともに、市町村がさらに権限や能力を充実させ、ステップアップをめざして合併検討に着手した際には、これが円滑・着実に進むよう積極的な取組を行います。

県では、構想対象市町村ごとに、合併を検討する市町村が新たなまちづくりの可能性を高めるために必要な権限の移譲や、それを支える人的・財政的な支援など、総合的な支援を行います。

なお、県の支援にあたっては、合併新法下における国の支援策である「新市町村合併支援プラン」（平成 17 年 8 月決定）と連携し、効果的に支援が行えるよう配慮します。

(2) 支援の方向性

① 普及啓発、情報提供

市町村合併の検討の必要性や効果など市町村合併に関する広報や、出前講座等による的確な情報提供など、従来から行ってきた普及啓発については、全ての圏域の市町村において継続して実施します。

② 人的支援等

構想対象市町村が設置する研究会や合併協議会等への参画などについては、継続して実施します。

さらに、合併に伴う権限移譲によって、これまで県が担ってきた事務のうち、合併市町村が担うことになる事務については、行政サービスを停滞させることなく、合併市町村の新たなまちづくりが着実かつ円滑に進むように必要に応じて人的支援の取組を行います。

③ 財政的支援

構想対象市町村が設置する合併協議会と、実際の合併にかかる臨時的な財政需要や市町村の権限拡大等に対し、必要に応じ交付金等による財政的な支援措置を講じます。

④ 権限移譲

従来 of 包括的権限移譲の仕組みについて、市町村の実情に即した、より実効性の高い制度への転換に向けた検討を進めるほか、構想対象市町村が合併する場合には、住民に身近な行政分野について、より主体的・完結的な取組が進められるよう、独自の総合的な権限移譲を検討し、実施します。

⑤ まちづくりに対する重点的な支援

構想対象市町村が設置した合併協議会が、合併新法に基づき作成する、合併市町村のまちづくりの方向性や施策などを含む「合併市町村基本計画」の着実な実行を支援する観点から、県独自の重点的な取組を検討し、実施します。

⑥ 県機関の機能的配置

構想対象市町村の合併に伴い、県においても効率的・効果的な行政施策の展開を図るために、県機関の配置の見直しが必要となった場合には、住民生活に支障のないよう十分配慮しつつ、市町村との役割分担を踏まえ、県機関の機能的配置を検討し、実施します。

7 構想対象市町村の組合せ

(1) 構想対象市町村の組合せの考え方

合併新法では、県が構想を策定するにあたっては、自主的な市町村合併が必要と認められる市町村を「構想対象市町村」として、その組合せを構想に位置づけることを求めています。

県では、審議会の答申の考え方などを踏まえ、構想対象市町村の組合せの考え方について、次のように整理しました。

<考え方>

5つの都市圏域のうち「県西圏域」については、審議会の答申において“全ての市町が県西部における中核市となることを視野に入れて、一体となって合併を検討すべきであると考えられる。”とされていること、また、地域の市町村長で構成された「県西地域合併検討会」が設立され、合併のメリット、デメリット、さらにはまちづくりの将来展望等について検討が行われているとともに、地域の議会議員有志からなる「県西地域合併を検討する議員連盟」や「県西地域合併推進民間団体の会」での自主的な合併検討が始まっている状況を踏まえて、構想対象市町村として位置づけます。

その他の「4つの圏域」については、将来的には圏域全体での合併検討が望ましいものの、当面は、広域連携を積極的に推進することが現実的ですので、本構想にもとづき、県民の皆様や市町村による合併検討の議論が喚起され、具体的な合併検討の動きが見られる場合には、その都度、審議会の意見を聴きながら、構想対象市町村として位置づけていきます。

(2) 構想対象市町村の組合せ

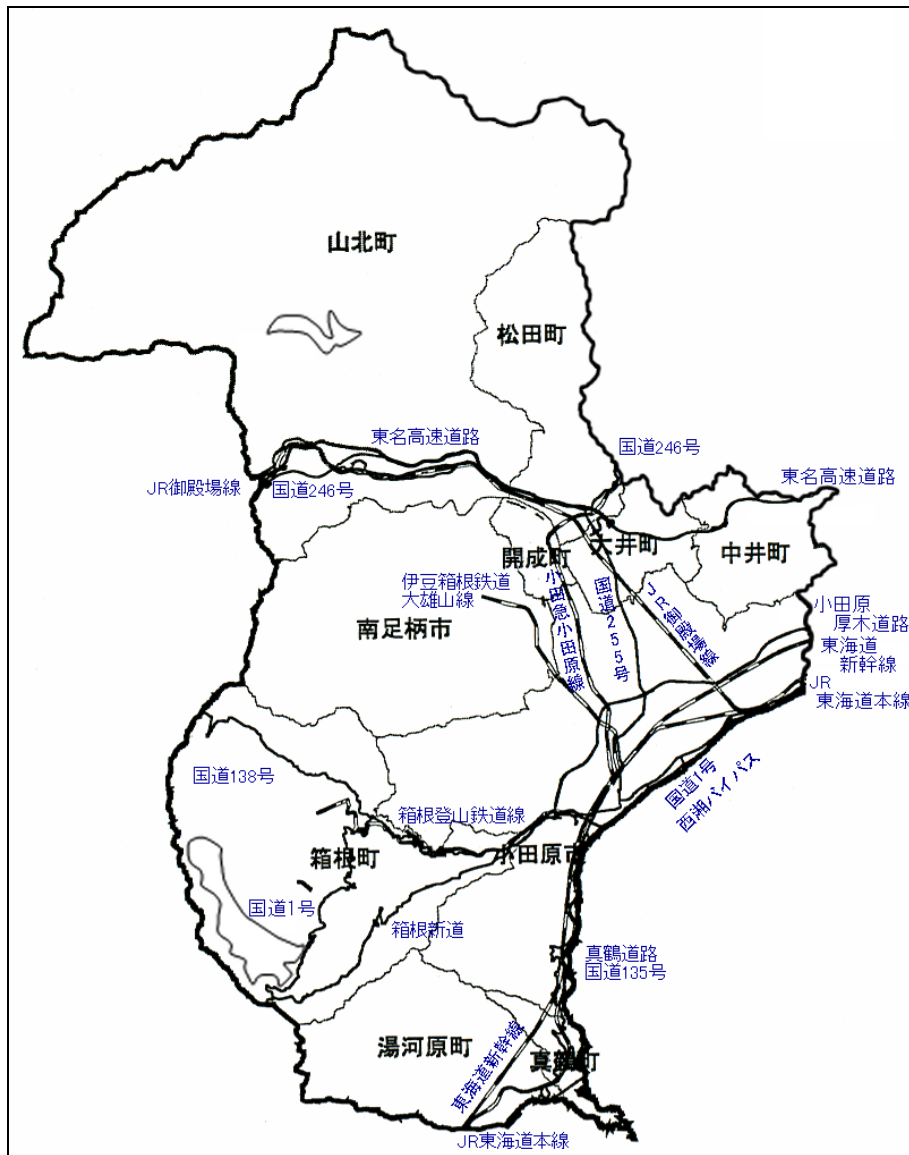
本構想における構想対象市町村の組合せは、次のとおりとします。

県西圏域のうち小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、
山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

(以下「2市8町」といいます。)

人口 361,105人 面積 635.29km²

出典：平成17年国勢調査（総務省統計局）



出典：神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について（答申）
（神奈川県市町村合併推進審会）

【2市8町の概況】

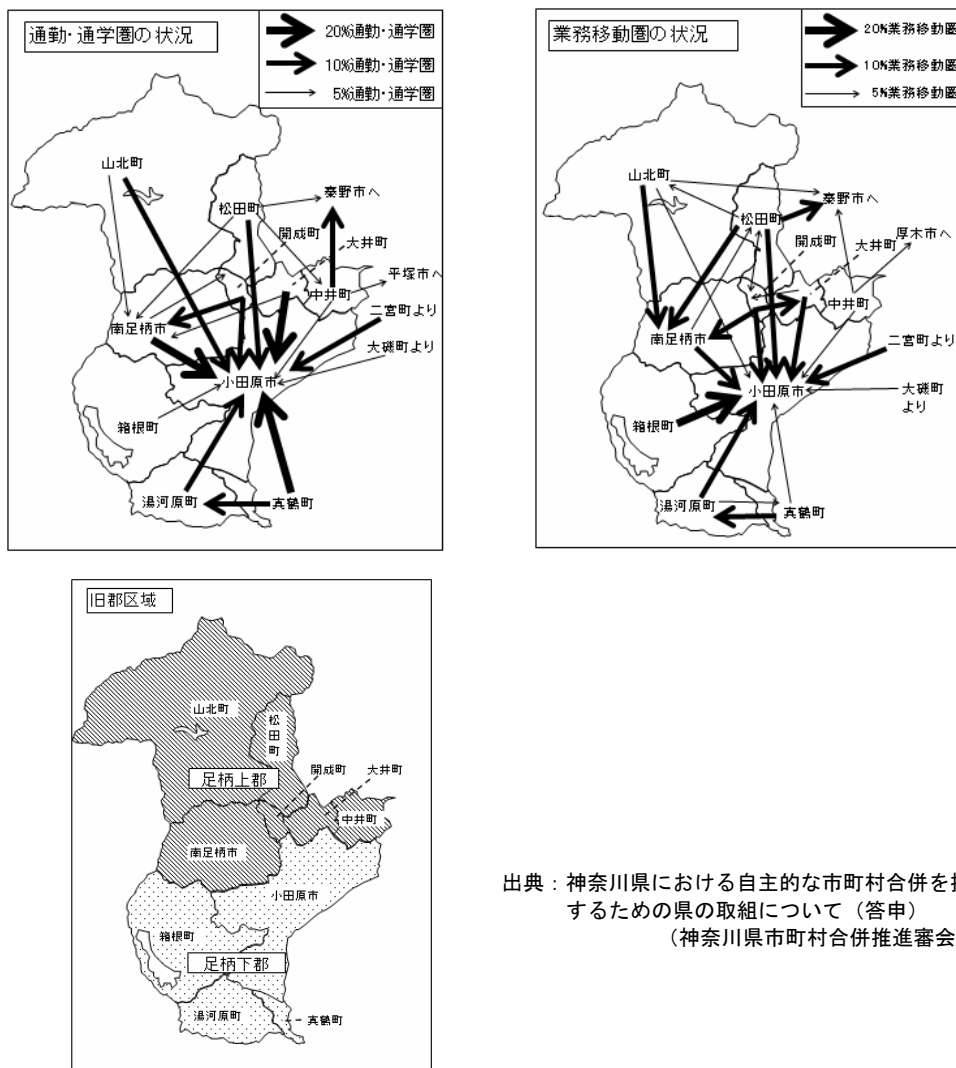
2市8町は、県内でも東京・横浜・川崎圏への通勤、通学の割合が相対的に少なく、住民の生活圏は小田原市を中心に形成されています。

さらにJR御殿場線、伊豆箱根鉄道大雄山線、箱根登山鉄道線がJR東海道線と接続し、各市町が鉄道で結ばれているとともに、国道1号、国道135号、国道246号、国道255号等が各市町を結んでいます。

また、隣接する御殿場市に端を発し、JR御殿場線とほぼ並行しながら相模湾へと注ぐ酒匂川は、足柄平野のシンボルともいえる存在です。

この圏域は、首都圏にあって、富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然や歴史・文化といった地域資源に恵まれた国内有数の観光地として親しまれています。

なお、旧郡区域では、足柄上郡、足柄下郡を合わせた区域に一致しています。



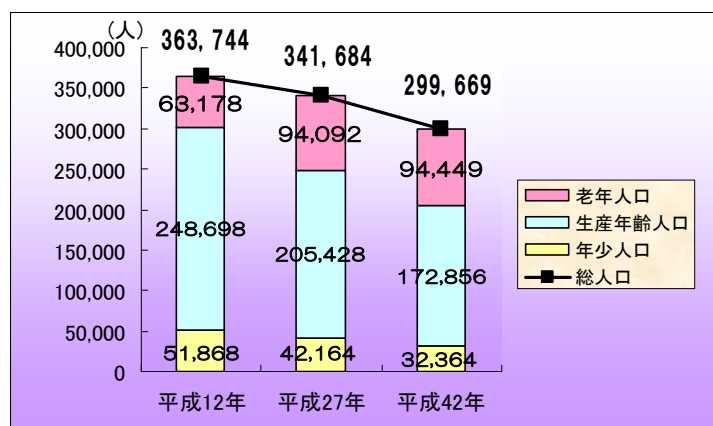
出典：神奈川県における自主的な市町村合併を推進するための県の取組について（答申）
（神奈川県市町村合併推進審会）

【人口等の将来見通し】

2市8町の人口は、県の総人口が緩やかに増加している中で、すでに減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成12年には約25万人だった生産年齢人口は、平成42年には約17万人へと大きく減少する一方で、約6万人だった老年人口は約9万人へとおよそ1.5倍になると予測されています。

老年人口に対する生産年齢人口の比率は、平成12年で約3.9、平成42年で約1.8となりますが、言い換えれば、約4人の生産年齢人口が1人の高齢者を支える社会から、約2人の生産年齢人口が1人の高齢者を支える社会が到来することを示しています。



	平成12年	平成27年	平成42年
老年人口	17.4%	27.5%	31.5%
生産年齢人口	68.4%	60.1%	57.7%
年少人口	14.2%	12.4%	10.8%

出典：日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）
（国立社会保障・人口問題研究所）

【合併検討の動向等】

（行政の動き）

平成 19 年 2 月に 2 市 8 町の長の合意により「県西地域合併検討会」が設置され、合併した場合の新たなまちづくりの可能性や、将来の都市像を検討し、その情報を住民に提供しながら、平成 22 年 3 月末までに合併の方向性を示すこととして、自主的な検討が進められています。

（市町議会の動き）

審議会が平成 18 年 4 月に実施した「市町村合併に関するアンケート」では、調査時点における 2 市 8 町の市町議員現員数 178 名のうち 121 名から回答がありましたが（回答率 68.0%）、そのうち合併検討の必要性についての認識を問う設問に対しては、

「今すぐに検討を始める必要がある」 が 48 名(39.7%)

「近い将来、検討の必要が生じる」 が 54 名(44.6%)

「将来的にも検討の必要は生じない」 が 16 名(13.2%)

「その他」 が 3 名(2.5%)

となり、回答者の約 84%の議員が合併検討の必要性を認識していることが明らかになりました。これは他の地域と比較して極めて高い比率になっています。

こうした認識などを背景として、平成 19 年 2 月には 2 市 8 町の議会議員有志約 100 名からなる「県西地域合併を検討する議員連盟」が設置され、市町村合併についての自主的な検討が始められています。

（民間団体の動き）

平成 19 年 9 月には 2 市 8 町の民間団体により構成され、民間の立場から県西地域の市町村合併を推進する「県西地域合併推進民間団体の会」が発足するなど、行政、議会以外でも自主的な合併検討の動きが始まっています。

【合併に伴う効果等】

2市8町が合併した場合、人口約36万、面積約635 km²の新市となり、現行の地方自治制度における中核市の要件を満たします。

全国には、本県の相模原市、横須賀市を含め、現在35の中核市がありますが、それらの市と比較すると、新市は人口の大きさを26番目、面積の大きさでは12番目の位置となります。

また、全国1,800市町村の中で、政令指定都市が17、中核市が35である状況を踏まえると、2市8町が合併により中核市となれば、地域のイメージアップにもつながり、全国への発信力や国などへの発言力も大きくなるものと考えられます。

特に、県東部に人口規模の大きな基礎自治体が集中している本県において、県西部に新たに中核市が生まれ、これまで以上に活力ある地域づくりが進められることで、県全体として質的にバランスのある発展を図るという「県土の均衡ある発展」にもつながることになります。さらに隣接する静岡県、山梨県との県境を越えた連携も強化されるものと考えられます。

中核市になると、住民の健康保持・増進を担う保健所の設置をはじめ、民生行政の分野では、身体障害者手帳の交付や、養護老人ホームの設置認可・監督など、住民生活に身近な多くの仕事を処理することになりますが、これによって、保健福祉サービスを一体的に提供していくことが可能となり、また、行政手続のスピードアップも見込まれるなど、行政サービスの一層の向上が期待されます。

合併後の新市は、中核市として住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限を備えることができるものと考えられます。

(人口・面積で類似する中核市との比較)

2市8町が合併した場合の職員数や財政支出について、35の中核市のうち、人口や面積で類似した次の4つの中核市と比較することで、一定の合併効果を見いだすことが可能です。

《2市8町と人口・面積規模が類似した中核市》

	人口(千人)	面積(km ²)
2市8町	361	635
旭川市	355	748
郡山市	339	757
長野市	379	731
宮崎市	367	597

出典：平成17年国勢調査(総務省統計局)

<職員数比較>

(単位:人)

	職員数		うち一般行政部門		人口千人あたりの職員数	
	2市8町	差	2市8町	差	2市8町	差
2市8町	3,901	-	2,048	-	10.80	-
旭川市	3,167	▲ 734	1,545	▲ 503	8.92	▲ 1.88
郡山市	2,174	▲ 1,727	1,492	▲ 556	6.42	▲ 4.39
長野市	2,851	▲ 1,050	1,799	▲ 249	7.53	▲ 3.27
宮崎市	2,644	▲ 1,257	1,585	▲ 463	7.21	▲ 3.60

注)各列の右欄は2市8町との差
数値は平成18年4月1日現在

出典：平成18年地方公共団体定員管理調査

2市8町の職員の合計数は、平成18年4月1日現在で3,901人となっています。2市8町がそれぞれ作成している集中改革プラン¹⁹では、平成17年から22年までの5年間に146人の職員を削減する目標となっていますが、人口・面積規模が類似した4つの中核市と比較すると、いずれの都市も2市8町の合計職員数を大きく下回っている²⁰ことがうかがえます。

¹⁹集中改革プラン

平成17年3月29日付け総務事務次官通知に基づき、全ての地方公共団体において、平成17年度から21年度までの行政改革の具体的な取組を、わかりやすく明示した計画で、特に、定員管理の適正化については、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げることが要請されています。

²⁰4つの中核市は、保健所の設置・運営など2市8町では行っていない事務も担っています。一方、2市8町の職員数には、ごみ処理や消防・救急業務などを担っている一部事務組合の職員は含まれていません。

2市8町と4つの中核市とは、地域の実情が異なるため、断定的には論じられませんが、市町村合併という手段を活用すれば、住民ニーズの高い行政分野への職員の重点的な配置や専門職員の育成などが可能となり、中長期的には、単独で行政改革を進める以上に、職員数の適正化が図られるものと考えられます。

また、2市8町では一部事務組合などによる事務の共同処理が進んでいます。市町村合併によって、これらは全て新市の事務となりますので、住民に身近な事務については、新市が総合的に行うこととなり、また、住民や議会の行政運営に対するチェックも行いやすくなると考えられます。

<財政比較>

(単位:百万円)

	歳出総額		うち議会費		うち総務費		うち民生費		うち土木費	
2市8町	117,794	-	1,511	-	19,740	-	27,100	-	19,725	-
旭川市	149,441	31,646	634	▲ 877	10,394	▲ 9,346	48,434	21,334	27,107	7,382
郡山市	102,172	▲ 15,622	701	▲ 810	13,909	▲ 5,831	22,720	▲ 4,380	18,574	▲ 1,151
長野市	135,217	17,423	721	▲ 790	11,388	▲ 8,352	29,799	2,699	25,057	5,332
宮崎市	139,603	21,808	972	▲ 539	14,560	▲ 5,179	41,122	14,022	25,958	6,233

注) 各列の右欄は2市8町との差
数値は平成17年度普通会計決算

2市8町の歳出額の単純計は、約1,180億円になり、4つの中核市と比較すると歳出規模は少なくなっています²¹が、その内訳を見ると、議会費や総務費といった管理部門的な経費の支出が大きくなっており、民生費や土木費といった住民生活に直結する経費の支出が少ない傾向にあることがうかがえます。

こうしたことから、市町村合併という手段を活用すれば、管理部門の集約化により削減された内部管理的な経費を新たな財源として、福祉やまちづくりといった住民生活に身近な行政分野へ効果的に振り向けることが可能になると考えられます。

²¹ 4つの中核市の歳出額には、保健所の設置運営など2市8町では行っていない事務に係る経費が含まれています。

(多様な地域資源を活用した新たなまちづくりの展開に向けて)

2市8町には、基幹的な工場や企業が進出し、地域経済が活性化している地域がある一方で、事業所数の減少などにより中心市街地の活力が低下している地域もあります。

また、就農者の高齢化や後継者・担い手不足や耕作放棄地の増加、さらには水源地域をはじめとする森林の荒廃など、農林水産業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、豊かな自然環境の保全を図りながら、地域を活性化していくために道路網などの都市基盤整備が必要であるとともに、東海地震や神奈川県西部地震の切迫性が指摘されていることから、地域の安全・安心の確保に向けた自然災害対策の強化が求められています。

このように顕在化している地域課題の解決に向けて、市町村合併という手段を活用することで、

- ・ 定住の促進や地域経済を支える基盤の整備
- ・ 交流・連携を支える交通網の整備と充実強化
- ・ 活力ある産業づくりと魅力ある中心市街地づくり
- ・ 地域資源を生かし世界に開かれた観光の魅力づくり
- ・ 観光・交流の促進のための基盤整備や情報発信
- ・ 地域資源を活用した農林業の活性化
- ・ 水源地域をはじめとする良好な環境の保全
- ・ 自然災害に強く、安心してらせるまちづくり

などの施策に、主体的・完結的に取り組むことができる可能性が高まると考えられ、さらに観光などの豊富な地域資源を活用し、これまで個々の市町ではなし得なかった新たなまちづくりへの展望が開けます。

市町村合併による新たなまちづくりについては、今後の合併検討の過程で具体的な議論が進められると期待されますが、その実現に向け、県においても必要な支援を図ります。

(3) 2市8町の合併に係る県の支援

県では、構想対象市町村である2市8町の合併検討の段階に応じて、第6章に掲げた支援の方向性を踏まえつつ、具体的な支援を実施していきます。

① 合併協議会の運営にかかる支援

2市8町において合併協議会が設置された場合には、合併協議会事務局への県職員の派遣や合併協議会の運営等への補助金など、従来県が行ってきた取組を踏まえながら、必要に応じて、人的・財政的な支援措置を講じます。

② まちづくりに対する重点的な支援

合併新法に基づき合併協議会が作成する「合併市町村基本計画」について、その策定過程で、新市の一体性あるまちづくりに資する県事業が見込まれる場合には、県として可能な限り位置づけに向けた調整を図ります。

③ 合併前後の臨時的な財政需要への支援

電算システムの統合など、2市8町の合併にあたって必要となる合併前後の臨時的な財政需要に対しては、従来県が行ってきた取組を踏まえながら、必要に応じて交付金等による財政措置を講じます。

④ 新市への権限移譲

2市8町が合併する場合には、住民に身近な行政分野について、より主体的・完結的な取組が進められるよう、地元の意向を踏まえながら、独自の総合的な権限移譲を検討し、実施します。

⑤ 中核市移行への支援

2市8町は合併によって中核市の要件を満たすこととなりますが、合併後に中核市に移行する際には、新たに中核市事務として新市が処理することとなる県の事務について、行政サービスを停滞させることのないよう、関係部局が連携し円滑な引き継ぎを行うほか、必要に応じて人的支援の取組を行います。

また、新市が処理する中核市事務に密接に関連する県の事務についても、可能な限り権限移譲を進めます。

なお、県では、本構想の考え方を広く県民の皆様等にお示しし、合併議論を喚起していきますが、すでに県西地域については、行政、議会、民間団体において合併について検討する組織が設置され、今後具体の議論が進められることから、こうした議論の方向も十分踏まえた市町村の自主的な合併を推進していきます。

神奈川県企画部市町村課

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045-210-3175

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sityoson/kouiki/p0.html>